

平成11年度 措置状況一覧表 財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
1	監査の結果及び意見【総務部】	意見	資金余剰団体から資金不足団体へ貸付を行うことにより各団体の財務改善が図られるので、県を中心とした組織的対応が望まれる。	1-7					措置を講じたとは評価できない。 平成22年度包括外部監査人から総務部行政改革推進課に対し、措置について本一覧表に記入した方式での回答を再三求めたが、同課からは記入がなかった。 県を中心とした組織的対応を求めるといふ平成11年度の監査意見が平成22年度になっても回答できるものがない状況である。全庁的な調整を必要とする事項に対処する組織がないことが問題である。 個別の組織のそれぞれの経営の効率性・自律性を徹底するのが筋であり、平成11年度の監査意見は妥当とは思われない。
2	(社)沖縄県野菜価格安定基金協会【園芸振興課】	監査の結果	果実生産出荷安定基金との間で、経費負担については合理的根拠に基づき按分することが必要であり、負担額については両基金で取り決めをしておく必要がある。	1-10	有	費用の経費負担について、両基金間において「業務管理費負担に関する契約」の契約締結を行った。【公報（平成12年12月26日火曜日付け） 号外第67号】	有		措置がなされたといえる。
3	(特)沖縄県漁業信用基金協会	監査の結果	(1) 保証債務に対する延滞額の把握については、延滞分の元金だけでなく、保証先に対する債権全額を延滞とし、将来の負担額（損失発生）の見積りを行って、業務計画に反映すべきである。	1-12	有	・保証債務にかかる将来の負担額（損失の発生）に備えるものとして、保証責任準備金の引当を行っている。保証責任準備金の引当は、当協会経理基準に基づいて行っているが、金融庁・水産庁通達「漁業信用基金協会の監督に当たっての留意事項（事務ガイドライン）」に添ったものである。当該引当の基準は、改正（平成12年3月30日付水産庁長官通達）が行われ、平成11年度決算からは、保証債務全てについて、リスクを勘案した厳しい基準での引当を実施している。	有		措置がなされたといえる。
4	(特)沖縄県漁業信用基金協会	監査の結果	(2) 法人（株式会社）からの保証委託の申込に際して、財務諸表に対する審査を十分に行い、より厳密な審査を実施して、延滞債権の発生を未然に防止すべきである	1-12	有	・平成12年度より、法人（株式会社）からの保証申込案件については、同社直近の決算書等を徴求し、財務諸表の分析等を行うと併に、同社の総合償還計画等について、より厳正な審査を実施している。	有		措置がなされたといえる。
5	(特)沖縄県漁業信用基金協会	監査の結果	(3) 将来の損失発生に対する備えとしての引当金は、一律に引き当てをすべきではなく、各債務者の状況を勘案し、個別の回収可能性を検討した上で、回収不能見込額について引当金を設定する必要がある。	1-12.13	有	・求償権の引当金については、平成12年3月30日付け水産庁長官通達に基づき、平成11年度決算より求償権償却引き当て（H22.3.31現在：40,484,594円）を実施している。	有		措置を講じたとは評価できない。 各債務者の状況を勘案して個別の回収可能性を検討しているのかどうか不明であり、措置としては不十分である。

平成11年度 措置状況一覧表 財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
6	(特) 沖縄県漁業信用基金協会	監査の結果	(4) 協会理事の自己取引について、監事の追認を得ていない取引が見られたので手続きの適正化を図る必要がある。	1-13	有	・協会理事の自己契約に係る事務手続きについては、(社)漁業信用基金中央会の指導のもと、代表監事の追認という方法で対応している。しかし、平成18年度以降は、平成18年3月2日付け、同中央会の指導文書に基づき、代表監事名で契約を行っている。	有		措置を講じたといえる。 追認による処理を止めていることは、外部監査の指摘に沿っている。 しかし、そもそも監事の追認による処理自体に問題があったのであり、措置をとるまでに時間がかかりすぎる。自ら改善するのではなく漁業信用基金中央会の指導を待たねばできなかったことも問題である。 形式的に代表監事名で契約していれば良いというわけではない。契約内容を精査して客観的に適正な契約を締結しているかどうかのチェックは必要である。
7	(財) 沖縄県農業開発公社	監査の結果	(1) 長期保有農地を早期に売り渡すことにより、公社の損失を防止する必要がある。	1-15	有	長期保有地については、H17年度までは通常売渡による処分を実施し、損失が発生しないように努力した。 H18年度からは、国県の助成による緊急売買事業を活用して、減額処分による解消に努め、H22年度現在残高では1件0.3ha 8,869千円となっている。 この結果、長期保有地の処分による公社の損失を極力抑えることができ、H21年度末の正味財産は381,104千円となっている。 【H14. 4. 30、H19. 5. 18公報】	有		措置がなされたといえる。 平成11年度から平成17年度までの間、具体的にいかなる計画のもとにいかなる処分を行い、どのような成果を達成できたのか。これを客観的に追跡できる形にしておく必要がある。これなくして、県民への説明責任を果たしたことはならない。
8	(財) 沖縄県農業開発公社	監査の結果	(2) 農業生産法人への用地売渡については、公社独自に決算書を入手するなどして審査をする必要がある。また、解約の結果、損失を被る可能性があるため、償還計画についても十分な検討が必要である。	1-15	有	法人・個人を問わず、買入にあたっては売買審査委員会を開催して受け手を決定するとともに、売買予約契約を締結し、保証金10%を納入させることとしている。 また、制度資金貸付決定後に、買入等の手続きを実施している。【土地売買等審査委員会 設置要領 平成6年1月24日施行】 【H12. 12. 26 公報】	有		用地売渡の審査については、措置を講じたといえる。 償還計画については措置を講じたとは評価できない。何をどのように検討をしていたかが不明である。
9	(財) 沖縄県農業開発公社	意見	金利の土地購入価格への算入方法を再検討する必要がある。	1-16	有	H11年度以降、土地購入価格への金利の算入を止めた。 平成18年度から価格変動等引当金を用地損失引当金に改めた。 また、平成20年度から時価評価額を計上し、必要に応じて評価損を計上している。	無		措置がなされたといえる。
10	(財) 沖縄県農業開発公社	意見	債権保全上の措置について一部不備な点が見られた。売買契約締結から債権回収に至るまでの一連の手続について再検討する必要がある。	1-16	有	分割徴収により回収実績の向上と消滅時効に掛からないようにしている。また、債権管理記録簿で回収活動を記録している。 畜産事業については市町村を含めた三者契約により、債権回収の相手方を市町村長に変更した。	無		措置がなされたといえる。

平成11年度 措置状況一覧表 財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
11	(財) 沖縄県産業振興公社	監査の結果	(1) 回収可能性Eランクと評価した未収金については早期に償却する必要がある。	1-18	有	保証金充当等を行い、償却した。	有		措置を講じたといえる。監査当時のランク付けの基準は不明ではあるが、措置がなされたものといえる。 措置の公表方法については、回答がなく不明である。
12	(財) 沖縄県産業振興公社	監査の結果	(2) 保険金が時効消滅させるようなことが生じないように、担当者から上司への報告及びチェックシステムを整備運用していく必要がある。	1-19	有	保険請求リストを作成し、請求もれがないよう改善した。	有		措置を講じたといえる。ここでいう保険とは、機械類信用保険とのことである。 措置の公表方法については、回答がなく不明である。
13	(財) 沖縄県産業振興公社	監査の結果	(3) 公社には、機械類貸与事業・設備貸与事業の契約締結前に貸与先の実態把握を正確に行うなどの慎重な対応が望まれる。県には、損失補償の事実を十分に認識し、審査体制の充実、回収方法の強化を図る必要がある。	1-19	有	公庫や保証協会からの信用情報の強化や事後フォローの強化を行っている。	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答が無く不明である。
14	(財) 沖縄県産業振興公社	監査の結果	(4) 実質的な未収金が把握できるような明細表の作成が必要である。	1-19	有	貸倒引当金算出時に実質未収明細を作成している。	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答が無く不明である。
15	(財) 沖縄県産業振興公社	監査の結果	(5) 企業化促進事業（創造的中小企業創出支援事業）により投資した企業の株式の評価を適時適切にすべきであり、投資先の倒産によるリスクを県と公社のどちらが負担するか取り決めが必要であり、損失発生の可能性が高い場合には予想損失に対する引当計上が必要である。	1-19	有	貸倒引当金を満額計上しており、株式の時価評価を行っている。	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答が無く不明である。
16	(財) 沖縄県私学教育振興会	監査の結果	①外貨預金の運用枠（預金のうち●%または●円までの外貨預金運用を認める等の枠）の設定 ②運用単位・運用期間・理事会への含み損益の報告・損失が生じた場合の対応等、の2点についての明確な定めが必要である。	1-22	有	運用基準策定済（H13）指摘の外貨預金についてはすべて処分済（H17）	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答が無く不明である。
17	(財) 沖縄県私学教育振興会	意見	管理費及び負担金の見直しを行った上で、リスクのある外貨預金の運用を見直す必要がある。	1-22	有	管理費の削減に取り組み、指摘の外貨預金は廃止した。	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答が無く不明である。
18	(財) 沖縄県畜産振興基金公社	監査の結果	(1) 事故報告書につき、・日付の記載の無いものが多い、・添付書類の獣医の報告書は原本を徴求すべき、・網羅性の確認のため一覧表（年度別等）の作成をすべきである。また、肥育状況確認のための現場確認につき、実施状況の把握、事故状況報告書との照合のできる報告書を作成すべきである。	1-25	有	・事故報告書の日付確認を行い、その後は、記載漏れがないように留意し事務を行っている。 ・獣医師の診断書は、原本または農協長の原本証明を添付することに改めた。 ・事故の発生一覧表を作成し、処理状況を回議することとした。 ・肥育状況の現場確認を肥育牛管理台帳で照合し、生産者へ指導を行っている。	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答が無く不明である。
19	(財) 沖縄県畜産振興基金公社	監査の結果	(2) 退職給与引当金に不足があり、早急に解消する必要がある。	1-25	有	平成11年度の理事会において、不足分を補正措置し積み増しを行った。	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答が無く不明である。

平成11年度 措置状況一覧表 財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
20	(財) 沖縄県畜産振興基金公社	意見	他の団体または県事業に対する資金提供等による運用の検討が望まれる。	1-25	有	運用財産の一部を利率が高い国債を購入した。	無		措置がなされたといえる。ただし、資金運用は継続的なものであるから、金利・リスク等を勘案して適時適切な運用をすることが望まれる。
21	(財) 沖縄県保健医療福祉事業団	監査の結果	県の事業として診断のための体制をフルに備えた施設が必要かどうか、他の病院との連携により、プールトレーニング施設等を有効に利用する方法はないか等の抜本的な対策を講じるべきである。	1-29	有	「経営改善計画」を策定し、組織・定数の見直し（役員の減、出向職員減、プロパー職員の退職者不補充、非常勤職員の減）、不採算事業の整理縮小（健康教室、健康展廃止、各種イベントの廃止）等、種々の経費節減を行った。【平成12年12月26日公報（号外第67号）】  また、状況の経過として、平成17年4月から「プールトレーニング」等の運動施設は民営化をし、健診事業は平成19年度で終了した。	有		措置がなされたといえる。
22	(財) 沖縄県保健医療福祉事業団	意見	損益計算を反映した事業報告を県民に開示する必要がある。	1-29	有	公益法人会計基準(平成18年度)に則り正味財産増減計算書を作成し、平成18年度から(平成17年度決算状況等) ホームページで公表している。	無		措置がなされたといえる。ただし、報告された措置は平成18年度についてのものである。平成11年度の監査で指摘されたことについて平成18年度に対応したというのは、遅すぎである。そうでないのであれば、その検討過程を明示すべきである。
23	(財) 沖縄県保健医療福祉事業団	意見	温泉事業につき県の外郭団体として実施するにはどういう意義があるのかを明確にし、既存施設での有効利用、民間への委託等を含めて、より慎重に検討すべきである。	1-29.30	有	温泉事業に関しては、新たな施設を建設せず、平成17年9月から既存施設を民間へ賃貸し、温泉の供給事業を実施している。	無		措置がなされたといえる。ただし、平成11年度の監査で指摘されたことについて平成17年度に対応したというのは、遅すぎである。そうでないのであれば、その検討過程を明示すべきである。
24	(特) 沖縄県住宅供給公社	監査の結果	住宅分譲事業の抜本的な見直しを検討する必要がある。	1-33	有	平成12年度から住宅分譲事業については、供給戸数を縮小し、平成14年度を最後に完売終了した。	無		措置がなされたといえる。
25	(特) 沖縄県住宅供給公社	監査の結果	各現場の損益が把握できる明確な工事台帳を備え付けるべきである。	1-34	有	平成11年度決算から工事台帳を作成し、各現場別の損益を把握できるようにした。	無		措置が講じられたとは認められない。実地監査によれば、損益の分かる工事台帳の存在は確認できなかった。
26	(特) 沖縄県住宅供給公社	監査の結果	長期事業未収金の相手先別の明細を作成すべきである。	1-34	有	平成11年度決算から相手先別の明細を作成した。	無		措置がなされたといえる。
27	(特) 沖縄県住宅供給公社	意見	公表財務諸表につき、会計基準及び原価計算基準を早期に改定する必要あり、改訂前であっても事業運営の状況を民間企業との比較を含めて明確に把握できるよう工夫し開示を検討する必要がある。	1-35	有	平成14年度決算から地方住宅供給公社新会社基準（平成14年4月1日改正）によって、会計処理を行った。	有		措置がなされたといえる。

平成11年度 措置状況一覧表 沖縄県における平成10年度の貸付金の管理事務について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
1	中小企業高度化資金【経営金融課】	監査の結果	貸付対象の経営計画についてより慎重な判断が必要である。	2-4	有	事業計画のあらゆる角度から検討を行い、営業体制の強化や収益構造の改善等を指摘し、それが改善されるものとして判断した。(H13以降、企業・組合等への貸付実績なし)	有			措置されたかと評価できない。償還の実績が悪い状況下で、どのような対策を具体的に講じたのかみえてこない。 公表有りとなっているところ、方法・時期は不明である。なお、H13年以降の貸付が無いのであれば、当資金の存続意義に疑問が生じる。
2	中小企業高度化資金【経営金融課】	監査の結果	延滞債権について、期限未到来分を含めた債権全額の金額、件数、構成員別の集約をして、延滞状況を把握、分析する必要がある。	2-4, 5	有	期限未到来分を含めた債権全額の債権管理を実施している。また、個別組合員の状況と全体状況との両方を把握する。	有			措置を講じたといえる。しかし、措置がいつなされたか不明であり、適時に改善されたかわからない。 公表有りとなっているところ、方法・時期が不明である。
3	中小企業高度化資金【経営金融課】	監査の結果	定期的な担保評価の見直しにより回収見込額・損失見込額の把握が必要である。		有	適時担保評価の見直しを行い、回収見込額・損失見込額の算定ができるよう努める。	有			措置されたものと認めることはできない。「努める。」では全く客観性がない。 公表有りとなっているところ、方法・時期は不明である。
4	中小企業高度化資金【経営金融課】	意見	包括外部監査結果報告書上はA社と匿名になっている債務者については、監査当時32億円の貸付金があり、より厳重な債権管理が必要である。	2-6	有	現状と今後の経営方針等を把握するとともに、経営診断を実施し経営改善指導を行った。	有			措置を講じたといえる。 監査結果報告書でいう「厳重な債権管理」が具体的にどのようなことを指すのか明確ではないので、措置を講じたしか言いようがない。しかし、十分な担保を確保し、弁済期限が過ぎた場合は直ちに強制執行しうる状態を作ることが検討されたかどうか疑問が残る。
5	中小企業高度化資金【経営金融課】	意見	利用状況報告書の徴求を厳格にする必要がある。	2-6	有	各組合等への連絡を強化し、貸付規則に基づく報告書を確実に徴求できるよう講じた。	有			措置を講じたといえる。
6	中小企業高度化資金【経営金融課】	意見	債務者の不誠実な動機が明確な場合を除いて違約金の調定は控える方がよい。	2-6	有	H12以降はH15年に1件調定したのみで、違約金の調定は行っていない。	無			措置を講じたといえる。 しかし、客観的に発生している違約金債権も県の財産であるところ、債権者の不誠実な動機という曖昧な基準で調定するかどうかを判断するのは不適当である。平成11年度の包括外部監査人の意見には賛成できない。 元金の支払が滞り、違約金も多額になるような場合は、適切に法的回収をすべきである。
7	中小企業高度化資金【経営金融課】	意見	事業計画の見直し等により一定の手続を経て、最終期限の延長を認め返済条件を明確にすることが確実な回収につながると思われる。	2-7	有	随時償還計画の変更を行い、確実な回収に努めている。	無			措置を講じたといえる。ただ、回収状況について、具体的に説明すべきである。



平成11年度 措置状況一覧表 沖縄県における平成10年度の貸付金の管理事務について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
8	中小企業設備近代化資金【経営金融課】	監査の結果	貸付審査について、売掛金の経常的な残高であれば毎期において残高として残るものであり、その分は売上と重複して収入に計上されたことになるので資金調達に算入すべきではない。	2-9	有	今後の貸付審査についてはより慎重に対応する。(H15より事業休止中)	有		措置されたものと認められない。「慎重な対応」だけでは、いつ、どのような行動をとったのか、不明である。
9	中小企業設備近代化資金【経営金融課】	監査の結果	回収不能分は、回収コスト等を考慮して、不納欠損処分も検討する必要がある。	2-9	有	H16に7件、H17に1件等、随時不納欠損処理を行っている。	有		措置を講じたといえる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかが不明である。
10	中小企業設備近代化資金【経営金融課】	監査の結果	延滞分の貸付台帳を整備すべきである。	2-9	有	企業毎の台帳を作成し、債権管理を行っている。	有		措置を講じたといえる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかが不明である。
11	中小企業設備近代化資金【経営金融課】	監査の結果	設備代金支払完了後の直近の決算後には、完了検査を行う必要がある。	2-9	有	完了検査を速やかに行った。(H15より事業休止中)	有		措置を講じたといえる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかが不明である。
12	中小企業設備近代化資金【経営金融課】	意見	債務者の不誠実な動機が明確な場合を除いて違約金の調定は控える方がよい。	2-10	有	違約金を含め、債権はすべて調定済み。(H15事業休止中)	無		未措置。違約金を含め、債権はすべて調定済みというのは、平成11年度包括外部監査の指摘に反する。しかし、違約金債権も県の財産であるところ、債務者の不誠実な動機という曖昧な基準で調定するか否かを判断するのは、県の財産を保全する観点からは、むしろ不適切である。したがって、県の措置を支持する。
13	沿岸漁業改善資金【水産課】	監査の結果	例えば、個別基準を廃止して、合計基準として600万円基準を設定する。	2-12	有	平成17年度8月より貸付規則を一部改正し、個別基準を廃止して600万円を基準とする合計基準(既に貸付を受けた貸付金の償還残額を含む)を設定した。	有		措置を講じたといえる。しかし、平成11年度の包括外部監査による指摘に対し、平成17年8月に措置したというのは、あまりに対応が遅すぎる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかが不明である。
14	沿岸漁業改善資金【水産課】	監査の結果	具体的な手続による連帯保証人の意思確認が必要である。	2-13	有	平成11年度第3回貸付分から、漁協の担当者が連帯保証人と面談して意思確認を行っている。保証承諾書に意思確認を行った日付、方法、場所及び確認者名を記入する欄を設け、漁協の担当者に記入させている。	有		措置を講じたといえる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかが不明である。
15	沿岸漁業改善資金【水産課】	監査の結果	連帯保証人の返済能力の判定基準は不十分である。	2-13	有	平成12年度第1回貸付申請分より、連帯保証人の返済能力を判定する基準として、所得証明書、資産証明書の提出をするよう漁政課長名で各漁協へ通知した。	有		措置を講じたといえる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかが不明である。
16	沿岸漁業改善資金【水産課】	監査の結果	条件付適合の場合について、条件には具体例を示し軽微なものに限る旨を運営協議会指針に加えること、条件成就の判定は漁政課において行うのではなく運営協議会において行うようにすることが必要である。	2-13	有	貸付申請案件の条件付の場合の「条件」は軽微なものとし、その具体例は運営協議会で審議する。	無		措置を講じたといえる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかが不明である。
17	沿岸漁業改善資金【水産課】	監査の結果	運営協議会においては、収支計画書審議の目的を再確認し、計画の段階において延滞が予想される申請は却下することが必要である。	2-13, 14	有	収支計画書において予想利益より予定返済額が多いものは却下する。借受者の家族の所得を計上している場合には、その家族の収支も明らかにさせる。	無		措置を講じたといえる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかが不明である。

平成11年度 措置状況一覧表 沖縄県における平成10年度の貸付金の管理事務について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
18	沿岸漁業改善資金【水産課】	意見	延滞者にかかる書類に関しては、1件書類として整理することが必要であり、当該1件書類は償還完了まで保存すべきである。	2-14	有	対象機器等1件につき1件書類として整理することとし、償還完了するまで保存とする。	無		措置されたものとはいえない。平成11年度包括外部監査の意見は、延滞者（債務者）ごとにまとめて当該延滞者の債務総額が一覧して判断できるようにして債権管理すべきという趣旨であって、対象機器ごとに債権を整理せよということではない。県は、自らとった措置の優位性、合理性を説明すべきである。
19	沿岸漁業改善資金【水産課】	意見	債権の回収可能性について、延滞期間・借受者の現況・連帯保証人の現況の観点から分類を行い、分類された債権ごとに対処法を検討し、実行する必要がある。	2-14	有	平成17年度に債権管理要領を策定して、管理債権の分類と分類債権毎の管理方法を定めた。	無		措置を講じたといえる。しかし、平成11年度の包括外部監査による指摘に対し、平成17年8月に措置したというのは、あまりに対応が遅すぎる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかは不明である。
20	沿岸漁業改善資金【水産課】	意見	水揚げについて漁協を通ず者と通さない者に分け、それぞれについて対処策が必要である。	2-15	有	年賦償還に充てるため、漁協を通ず者については水揚げの一部を積み立てるとし、漁協を通さない者については漁協で定期的に口座積立を行う。	無		措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
21	農業改良資金【農政経済課】	監査の結果	具体的な手続による連帯保証人の意思確認が必要である。	2-18	有	現在は、保証人と事前にも面談を行っている。債務保証承諾書と併せて印鑑登録証明書を徴求している。	無		措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
22	農業改良資金【農政経済課】	監査の結果	連帯保証人の返済能力の判定について所得証明書の提出の無い場合は他の保証人を要求する必要がある。	2-18	有	連帯保証人の返済能力の判定資料として所得証明書提出を要求し、保証能力基準を最低限、借受者の年賦金以上の所得を有するものとした。	有		措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
23	農業改良資金【農政経済課】	監査の結果	連帯保証人の欠格事項について強化または緩和の検討が必要である。	2-18	有	連帯保証人は同一世帯人であっても返済能力があれば保証人とすることができるようにした。	有		措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
24	農業改良資金【農政経済課】	監査の結果	農業改良普及員による実現可能な農業経営の事業計画書の作成のための助言をすることが必要であり、この段階で借入を断念させる助言も必要である。	2-19	有	借入申請時の普及員の指導強化として、経営に導入する作物についての的確な市場情報を提供するとともに、借受者の経営実績に基づいた適正な経営改善計画作成指導を行っている。	有		措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。借入断念の助言についても言及すべきであった。
25	農業改良資金【農政経済課】	監査の結果	新規借入については、申請時に宣誓書等による帳簿づけをすること及び指導を受けることについての承認をもらい、既借受者については、帳簿づけの必要性及び農業改良普及員のもつ情報を利用した指導の有効性を理解させる。	2-19	有	貸付実行後における普及員の指導強化として、借受者に農業経営簿記帳を配布し、記帳指導及び経営分析指導を行っている。	有		措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
26	農業改良資金【農政経済課】	意見	運営会議申し合わせ事項の変更及び追加事項に関して記載漏れがないように適時に更新することが必要である。	2-19	有	法改正に伴う制度改正に合わせて、運営会議の申し合わせ事項等も、更新する。	無		措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
27	農業改良資金【農政経済課】	意見	運営会議議事録の作成が必要である。	2-19	有	運営委員会を開催した際は、随時議事録を作成している。	無		措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
28	農業改良資金【農政経済課】	意見	延滞者に係る書類に関しては1件書類として整理することが必要である。	2-20	有	貸付台帳により、債務者本人、連帯保証人、償還状況を管理している。	無		措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
29	農業改良資金【農政経済課】	意見	申請時から現況まで延滞者に関する書類は上記の保存期間を超えて、その消滅（回収あるいは不納欠損処理）まで保存する必要がある。	2-20	有	貸付台帳により、債務者本人、連帯保証人、償還状況を管理している。	無		措置されたものと認めることはできない。的はずれの回答であり、包括外部監査に対する対応に問題がある。

平成11年度 措置状況一覧表 沖縄県における平成10年度の貸付金の管理事務について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
30	農業改良資金【農政経済課】	意見	債権の回収可能性について、延滞期間・借受者の現況・連帯保証人の現況の観点から分類を行い、分類された債権ごとに対処法を検討し、実行する必要がある。	2-20	有	農業改良資金債権管理指針を制定し、債務者区分を実施。一部の債務者については民間債権回収会社へ、未収金の回収を委託している。	無		措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
31	農業改良資金【農政経済課】	意見	全債権について、年賦償還に充てるため農協で定期的に口座積立を行い、農協借入も行っている者については、農協へ協力依頼を行い農協借入金償還予定分の一部を農協で積み立てる。	2-20	有	債務者から償還について相談がある場合は、J Aと連携し、償還計画を立てている。	無		措置を講じたといえる。しかし、措置された時期が不明である。
32	看護婦等修学資金【医務課】	監査の結果	免除該当者に対しては、早期に免除の手続きを行って債権を減少させる必要があり、今後は、要件を満たした者は修学資金の全額免除ができる旨を周知徹底する必要がある。	2-22	有	勤務先の判明している者には勤務先の長あてまとめて返還免除申請の依頼を行った。所在不明の者については各看護婦等養成所に所在確認を依頼し、所在の確認できた者に対して随時返還免除手続きを行う。今後、卒業する者については卒業時に返還猶予申請の提出を依頼する際に、公文書で返還免除の手続きについて周知徹底を図っている。【平成12年12月26日公報（号外第67号）】  現在、債務者に電話連絡を行い、就業状況を確認した上で、免除要件に該当している者は免除申請を提出するよう呼びかけている。	有		措置されたものといえる。
33	看護婦等修学資金【医務課】	監査の結果	連帯保証人には貸与申請書に自署を求める必要がある。	2-22	有	連帯保証人の意思確認を明確にするため、自署を求めている。【平成12年12月26日公報（号外第67号）】 現在も、連帯保証人には自署、及び印鑑登録した印の押印を求め、保証の意志確認をしている。なお、平成22年度の貸付からは、1年間の貸付終了後にも、連帯保証人と連名で借用証書を提出することとしている。	有		措置されたものといえる。
34	母子・寡婦福祉資金【青少年・児童家庭課】	監査の結果	貸付審査について、審査過程が不明確なものが見受けられた。	2-26	有	平成12年度以降の審査会では、基準となる所得の算出方法を明記し、必要な資料の添付や聞き取り調査の日時、確認済み等の補足記入を行っている。【平成12年12月26日公報（号外第67号）】  現在は審査会の基準規定を定めて対応している。	有		措置されたものといえる。
35	母子・寡婦福祉資金【青少年・児童家庭課】	監査の結果	例外的な貸付については、その根拠を明確にする必要がある。	2-26	有	平成12年度以降は、例外的な貸付については、その根拠について記録することとした。【平成12年12月26日公報（号外第67号）】  現在は審査会の基準規定を定めて対応している。	有		措置されたものといえる。



平成11年度 措置状況一覧表 沖縄県における平成10年度の貸付金の管理事務について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
36	母子・寡婦福祉資金【青少年・児童家庭課】	監査の結果	連帯保証人の収入基準額に満たない保証人については、例外とする根拠を明確にする必要がある。	2-26	有	保証人の取扱いについては、基準に満たすことを要件とすることについて、申請以前に徹底して指導してきたところであり、審査段階で基準に満たない保証人については、差し替えをしている。【平成12年12月26日公報（号外第67号）】  現在は審査会の基準規定を定めて対応している。	有		措置されたものといえる。
37	母子・寡婦福祉資金【青少年・児童家庭課】	監査の結果	各福祉事務所での書式の統一が望まれる。	2-26	有	平成12年度からは、各福祉事務所とも「連帯保証人確認書」を提出させ統一を図っている。【平成12年12月26日公報（号外第67号）】  書式については統一している。（福祉保健所担当者会議でも随時調整）	有		措置されたものといえる。
38	母子・寡婦福祉資金【青少年・児童家庭課】	監査の結果	延滞債権額の把握については、償還期限が未到来の分も含めて把握すべきである。	2-26	無		有	延滞金については、償還期限経過後に確定することから、未到来分を把握することはできない。 なお、償還期限未到来の貸付金償還金については、債権として把握している。【平成14年4月30日公報】	未措置。 平成11年度包括外部監査人の指摘の趣旨は、延滞が発生した債務者については、償還期限未到来の分についても返済がなされない危険が生じており、期限未到来分も延滞になる可能性が相当程度あるといえ、そのため、現に延滞金となっている分だけではなく、延滞となる危険の生じた分についても把握し、回収不能にならないように十分に注意し債権管理すべきという趣旨と思われる。平成22年度包括外部監査人はこれを支持する。
39	母子・寡婦福祉資金【青少年・児童家庭課】	意見	コンピューターによる債権管理システム導入も検討されたい。	2-27	有	平成14年度から債権管理システムを導入し、平成19年度に、再度新システムを開発運用している。	有		措置を講じたといえる。 公表についていつのようになされたか不明である。
40	母子・寡婦福祉資金【青少年・児童家庭課】	意見	延滞債権については、不納欠損処分することも是認されて良いのではないか。	2-28	有	平成13年度に、不納欠損処分の実施基準を制定し、平成17年度に福祉保健所あて不納欠損処分の提出依頼したところ、8件の案件が提出された。内容を検討した結果、平成19年度に、うち5件の不納欠損処理（5,046,242円）をした。 滞納者の時効の援用書をとること、また行方不明者の追跡等に時間を要したこと、行方不明者の取扱いが国の通知にある「みなし援用」が、県の内部で認められないなど決裁にも時間がかかった。	有		措置を講じたといえる。 公表についていつのようになされたか不明である。

平成12年度 措置状況一覧表 財政援助団体

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
1	沖縄都市モノレール株式会社	監査意見	「モノレール事業活性化対策委員会」のようなものを設置し、実効性のある需要喚起策を検討し、実現可能性のあるものについては早急な実施をなすべきである。	20	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年10月に、都市交通に精通する者、有識者、商工観光等関係団体、関係行政機関及びモノレール事業経営者を構成委員とする「沖縄都市モノレール利用促進協議会」を設置した。</li> <li>第1回(H13.10) <ul style="list-style-type: none"> <li>沿線地域の整備促進等について</li> <li>モノレールの利用促進について</li> </ul> </li> <li>第2回(H14.3) <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回利用促進協議会の提言に対する取組みについて</li> <li>モノレールの利用促進について</li> </ul> </li> <li>第3回(H14.7) <ul style="list-style-type: none"> <li>モノレール利用促進策の取組みについて</li> </ul> </li> <li>第4回(H15.10) <ul style="list-style-type: none"> <li>モノレール利用状況について</li> <li>モノレール利用促進策の取組みについて</li> </ul> </li> </ul> <p>【需要喚起策関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モノレール需要喚起アクションプログラムの策定及び実効性ある施策を継続して実施している。</li> <li>モノレール連絡調整会議を隔月で開催し、需要喚起策を検討・実施している。(県・市・会社)</li> <li>隔週で営業推進会議を開催し、需要喚起策を検討・実施している。(会社)</li> </ul>	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年4月30日公報(第3055号)</li> <li>平成15年5月2日(公報第3154号)</li> </ul>	措置がなされたものといえる。包括外部監査が契機となって、事業の効率性を継続的に検証していくシステム作りが行われたものといえる。今後は、活動をより透明にし、追跡可能性を担保するものとする努力がますます必要になる。
2	沖縄都市モノレール株式会社	監査意見	専門家・有識者等と協議するなどして運賃体系につき再検討を加えてみるべきである。	20	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>那覇市内バス運賃、平均乗車距離、他都市モノレールの運賃設定状況等の特許申請時からの状況変化を勘案し、初乗料金200円、以後3kmを超え9kmまでは3km30円加算、9kmを超え12.9kmまでは30円加算(最長区間290円)と設定した。</li> <li>受益者負担の原則及び収支の観点から、対キロ区間制を採用した。</li> <li>1日乗車券(2～3日乗車券も含む)についても認可済み。</li> <li>バス乗継券については、バス事業者と協議が進められてきたが、割引額の負担割合、割引乗車券の販売方法、精算業務の取扱い等に検討を要することや、各バス事業者の事情により協議は中断している。</li> <li>運賃改定については、現在、沖縄総合事務局に改定の実施に向けて調整中である。</li> <li>1日乗車券(2～3日乗車券も含む)については、値下げを実施した。(H17.4)</li> <li>バス乗車券については、現在、那覇バスと共通1日乗車券の実施に向けて調整中である。</li> </ul>	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年5月14日公報(第3257号)</li> </ul>	措置がなされたものといえる。

平成12年度 措置状況一覧表 財政援助団体

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価	
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無			
3	沖縄都市モノレール株式会社	監査意見	<p>最も有効な需要喚起策は、パーク＆ライド整備事業及びバス路線再編成にあると思われるので、県・国のインフラ整備事業化及びバス事業者との路線再編成作業を早急に検討・実施すべきである。</p>	20	有	<p>【パーク＆ライド整備状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小禄駅近郊の大規模小売店舗駐車場 (H15：56台)</li> <li>・おもろまち駅付近の那覇市水道局庁舎予定地 (H15：119台)</li> <li>・首里駅付近民間の遊休地 (H16：28台)</li> <li>・古島駅付近の県有地 (H17：58台)</li> <li>・おもろまち駅付近の那覇市水道局庁舎予定地の廃止 (H18)</li> <li>・安里駅高架橋下の土地 (H18：90台)</li> <li>・首里駅付近民間の遊休地の廃止 (H16)</li> <li>・小禄駅近郊の大規模小売店舗駐車場の増設 (H19：56台→100台)</li> <li>・安里駅高架橋下の増設 (H20：オートバード430台)</li> </ul> <p>・パーク＆ライド整備の拡充に向けては、現在、数ヶ所の候補地について、関係機関等と調整中である。</p> <p>【バス路線の再編成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開業と同時に実施</li> </ul>	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年5月17日公報(第3357号)</li> </ul>		措置がなされたものといえる。
4	沖縄都市モノレール株式会社	監査意見	<p>徹底したコスト削減対策として、賃金体系についての再検討をすべきである。</p>	20	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則並びに賃金規程については、同業他社の規則・規程類を調査・比較検討し、平成12年2月21日の第7回取締役会の承認を経て、同年4月1日に制定した。その際に、賃金体系(本給表)の策定に当たっては、沖縄県内の企業の平均給与を参考とした。</li> <li>・開業直前の平成15年7月25日に、就業規則並びに賃金規程を一部改正した。</li> <li>・要員計画については、平成18年3月中・長期経営計画を策定する際に、関係機関との調整を経て適正規模の人員配置を行った。</li> <li>・平成20年9月5日、平成21年2月3日に就業規則、平成21年1月27日に賃金規程を一部改正した。</li> <li>・現在、賃金規程及び要員計画については、見直しの作業中である。</li> </ul>	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年5月2日(公報第3154号)</li> <li>・平成20年5月23日(公報号外22号)</li> </ul>		措置がなされたものといえる。

平成12年度 措置状況一覧表 財政援助団体

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
5	沖縄都市モノレール株式会社	監査意見	将来の資金不足手当の方策につき、長期的な対策案を検討しておくべきである。	21	有	<p>・平成17年12月の経営に関する専門の調査機関による「中・長期経営計画策定に関する調査報告書」並びに平成18年3月に中・長期経営計画策定委員会からなされた「中・長期経営計画策定における提言」を受けて、平成18年8月に沖縄県、那覇市、沖縄振興開発金融公庫の協力を得て「中・長期経営計画」を策定した。会社自らの収入増加対策、経費節減対策を盛り込み、県・那覇市に対して無利子貸付等の行政支援を要請していく。</p> <p>【支援策の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入増加対策・経費節減対策の実施(会社)</li> <li>・沖縄振興開発金融公庫の借入金を一括償還及び繰上弁済補償金の免除(H18：公庫)</li> <li>・財源はモノレール基金から無利子貸付(H18：県・市)</li> <li>・借入返済資金としてモノレール基金から無利子貸付(H20～H22：県・市)</li> <li>・車両購入・改造資金として補助制度を活用(H21～H22：県・市)</li> <li>・景気低迷や新型インフルエンザ等の影響により、経営状況が悪化し、同計画と乖離が生じているため、現在、「中・長期経営計画」の見直し作業中である。</li> </ul>	有	<p>・平成15年5月2日(公報第3154号)</p> <p>・平成19年5月18日(公報号外第26号)</p>	措置がなされたものといえる。
6	沖縄マリンジェット観光株式会社【行政改革課】	監査意見	本事業類似の事業化の是非を論ずる審議会・協議会等を設置した場合には、可能な限りその審議内容を公開していくべきである。	34	有	平成13年10月31日に「附属機関等の会議の公開に関する指針」を策定し、審議会及び懇話会等の会議やその資料、会議結果について原則として公開するように義務づけている。	有	措置がなされたものといえる。 措置の公表方法については、不明である。	
7	沖縄マリンジェット観光株式会社【行政改革課】	監査意見	第三セクターの設立運営等に関する指針を明確に制定しておくべきである。	34	有	平成13年3月に「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」を策定し、県と連携・協力して公共的サービスを提供する公社等外郭団体に対する財政支援等について、統一的かつ適切な対応に努めている。 また、当該指針の他、「公社等の指導監督要領」(平成16年11月19日知事決定)に基づき、上記団体のうち、出資比率等の一定の基準により選定した団体について、人的・財政的支援のあり方、経営評価、情報公開の促進等について、所管部において統一的な指導監督を実施している。	有	措置がなされたものといえる。 措置の公表方法については、不明である。	
8	財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団	監査意見	人件費の削減をはじめとする行政コストの削減を第一に検討すべきである。	44	有	平成12年4月1日の財団統合に伴い、人件費で対前年比41,103千円、光熱水費等の維持管理費で740千円のコスト削減が図られた。今後とも効率的な事務の執行による行政コストの軽減に努力したい。	有	措置がなされたものといえる。 措置の公表方法については、不明である。	
9	財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団	監査意見	貸付金回収にさらなる努力が必要である。	44	有	貸付金の早期回収を図るため、滞納者対策として平成11年10月から嘱託員を採用している。 平成13年度からは、奨学金口座振替制度を導入している。 また、同年長期滞納者の分割返還の管理を嘱託員の職務として明確に位置づけ、嘱託員による電話、職場訪問等を強化し、回収率の向上に努めている。	有	措置がなされたものといえる。 回収の成果を数値で示すべきである。 措置の公表方法については、不明である。	
10	財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団	監査意見	財団の事業が広く県民の知るところとはなっておらず、公共の利益を適切に還元するための広報活動が十分ではない。	44	有	当財団事業については、沖縄県広報課の広報媒体、新聞、テレビ等のマスコミ、当財団のホームページ等を活用して事業の紹介等を行っている。	有	措置がなされたものといえる。	

平成12年度 措置状況一覧表 財政援助団体

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
11	財団法人沖縄県建設技術センター	監査結果	海外研修・視察について、研修・視察対象者を絞り込むか、回数を減らす等の措置が必要ではないか。	50	有	派遣人員を2名以内としている。	無			措置はなされたといえる。 しかし、平成12年度包括外部監査結果報告書50頁では、「海外研修・視察の是非について、いちがいに論ぜられない」として、根本的な問題を触れずに、右の監査結果を指摘している。当該センターの目的と海外研修・視察に関連性はあるのか、海外研修・視察の結果が当該センターの事業に具体的にどのように反映されたか等の検証が、今後必要である。
12	財団法人沖縄県建設技術センター	監査意見	本来沖縄県が行うべき業務を、沖縄県とは全く別の団体である本財団に任せるメリットがあるかどうか再検証されるべきである。	50	有	新沖縄県行財政改革プランの策定を通じて検討している。	有			措置がなされたと認められない。 平成12年度の監査の指摘に対し、平成22年3月の新沖縄県行財政改革プランの策定を通じて検討したとするのは、監査意見を放置していたと評価せざるを得ない。同プラン93-94頁によれば、中でも遅い項目については検討に平成25年度まで掛かるとされ、改革のスピード感は全く感じられない。
13	財団法人沖縄県建設技術センター	監査意見	収益事業の利益によって公益事業の損失を補填した場合に、税金が発生しないよう工夫をすべきである。その処置が不可能である場合には、材料試験手数料の増額による見直し、収益事業の委託費の減額による見直しが検討されるべきである。	50	有	収益事業から公益事業への操出を行っている。	有			措置がなされたものと認められない。税金問題になんら回答しておらず、包括外部監査に対する県の対応に問題がある。措置の公表方法や時期については、不明である。
14	財団法人沖縄県建設技術センター	監査意見	給与・退職金規程の見直しや、多様な雇用形態を考えて独自の職員を増やすことを検討すべきである。	50	有	・県にない「業務手当」は、平成18年度から廃止。 ・「主幹級の管理職手当」も平成13年度で廃止。 ・運転手職は、平成17年度で廃止。 ・平成22年4月1日現在 正職員31名（うちプロパー2名）臨時職員32名、賃金職員11名 ・なお、公共事業縮減等でプロパー採用の予定はない。	有			措置がなされたものといえる。 措置の公表方法については、不明である。
15	財団法人沖縄県建設技術センター	監査意見	各役職ごとに沖縄県からの職員派遣の必要性があるか否かについて具体的に検討すべきである。	50	有	・平成15年度から常務理事を廃止。 ・新沖縄県行財政改革プランで、平成25年度までに県派遣職員を9名削減予定	有			措置がなされたとはいえない。 常務理事以外の者について、いかなる検討がなされたのか（なされなかったのか）説明すべきである。 措置の公表方法については、不明である。
16	財団法人沖縄県建設技術センター	監査意見	施設利用料等の増額徴収（有償利用施設面積の拡大）も検討すべきである。	50	無					センターは公益事業を実施しており、平成19年度は赤字となったこともあり、安定した経営を行う観点から施設の利用料等については、慎重に検討すべきと考える。 未措置。慎重に検討すべきとして結論を出さずに、平成12年度の包括外部監査の後、放置していると言わざるを得ない。



平成12年度 措置状況一覧表 公の施設の管理に関する事項

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
1	沖縄県公文書館 【総務私学課】	監査結果	県が毎年負担している財団出向職員に係る人件費が県の決算上は「委託料」に含めて支出されているため、公文書館運営に係る人件費相当額を判別しにくい。	55	無			監査結果に対する認識不足により措置を講じていない。 なお、平成18年9月19日付け総人第885号により、総務部長（人事課行政管理班）から調査協力依頼があり、平成15年度から平成17年度にかけての人件費を明らかにした取支決算を作成している。 また、指定管理者制度導入後の人件費については、毎年度沖縄県ホームページにより公表している ( <a href="http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=6&amp;id=21975&amp;page=1">http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=6&amp;id=21975&amp;page=1</a> 平成21年度事業報告書（その1））。		未措置。 監査結果について対象部局が措置したかどうか点検する役割を担う部署が当県に無かったか、機能していなかったことが根本的に問題である。
2	沖縄県公文書館 【総務私学課】	監査結果	併任職員（県の職員としての身分を保持したまま公文書館の業務にあたる職員）に関する人件費が公文書館管理運営費に含まれていない。併任職員の人件費も含めて把握すべきである。	55	無			監査結果に対する認識不足により措置を講じていない。 なお、平成18年9月19日付け総人第885号により、総務部長（人事課行政管理班）から調査協力依頼があり、平成15年度から平成17年度にかけての派遣職員の人件費を含めた人件費を把握している。 また、指定管理者制度導入後の派遣職員の人件費については、平成22年9月7日に行われたヒアリングの指摘を受け、指定管理者から取り寄せて把握している。		未措置。 監査結果について対象部局が措置したかどうか点検する役割を担う部署が当県に無かったか、機能していなかったことが根本的に問題である。
3	沖縄県公文書館 【総務私学課】	監査結果	毎会計年度の実質的コスト負担額を把握するためには、公文書館（有形固定資産）の減価償却費及び調達財源（地方債）に係る金利も考慮に入れるべきである。	55	無			監査結果に対する認識不足により措置を講じていない。 なお、平成18年9月19日付け総人第885号により、総務部長（人事課行政管理班）から調査協力依頼があり、平成15年度から平成16年度にかけての減価償却費及び公債費（利子分のみ）の間接的コストを含めた損益を計算している（平成16年度までに償還している。）。 また、指定管理者制度導入後の実質的コスト負担額把握については、平成22年9月7日行われたヒアリングの指摘を受け、上記調査様式を準用して行っている。		未措置。 監査結果について対象部局が措置したかどうか点検する役割を担う部署が当県に無かったか、機能していなかったことが根本的に問題である。

平成12年度 措置状況一覧表 公の施設の管理に関する事項

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容			
4	沖縄県公文書館 【総務私学課】	監査意見	受益者負担の原則も強く導入し、県民の税金によるコスト負担の適正化を進めるべきである。	58	有	沖縄県出先機関の見直しに関する県方針（平成17年9月30日知事決定）により、指定管理者制度を導入することが適当とされ、沖縄県公文書館については、沖縄県行財政改革プランにおいて、集中的に改革を行う項目として、「平成19年4月1日から公文書館の管理及び運営に係る事務を指定管理者に行わせること」が決定された〔推進項目番号12、18〕。 指定管理者制度導入に先立ち、沖縄県公文書館公文書等管理規程第19条の規程により、複写紙1枚につき20円と定めた（公報平成18年8月30日号外第25号告示第593号。従来から徴収していたが、明文化した。）。	有 （公報平成19年5月18日号外第26号） 有		措置したものと評価することはできない。 右の回答は、平成12年度の包括外部監査結果を認識せずに、結果として措置したことになっているようである。 平成12年度の監査による指摘がこれまで放置されていたのは、公文書館及び担当課の監査に対する認識不足である。 また、受益者負担の原則の導入がコピー1枚20円にしたことで足りるとするのは、不十分である。
5	沖縄県公文書館 【総務私学課】	監査意見	アンケート結果に基づき改善点及び改善施策を明確化した上で、情報公開を図ること、魅力ある常設店を工夫すること、児童生徒の社会科見学への利用を広く広報すること、県外観光客に対し観光資源としての利用を広報すること等、利用効率改善のための諸施策を実施し、コストに見合う利用が実現されるよう努力することが求められる。	58	有	これまで企画展、移動展、講演会、映画会などを開催し当館所蔵資料のPRを図るなど利用促進のための広報活動を実施してきたところである。 今後ともホームページの充実を推進し、来館できない利用者へのサービスの拡充を図っていくこととしている。 指定管理者制度導入後の諸施策については、毎年度沖縄県ホームページにより公表している ( <a href="http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=6&amp;id=21975&amp;page=1">http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=6&amp;id=21975&amp;page=1</a> 平成21年度事業報告書（その5））。	有 （公報平成15年5月2日第3154号） 有		措置したものと評価することはできない。 平成12年度の包括外部監査結果を認識せずに、結果として措置したことになっているようである。
6	沖縄県公文書館 【総務私学課】	監査意見	民間からの委員を活用した検討委員会を新たに設置するなどして民意を適切に反映するように配慮して、施設利用形態を再検討して、コストに見合った県民の利用を検討すべきである。	58	有	平成13年12月12日に第8回沖縄県公文書館運営懇話会を開催し、所蔵物のPR方法を検討した。 指定管理者の候補者選定に当たっては、外部有識者等で構成する指定管理者制度運用委員会の意見等を踏まえて、指定管理者（候補者）を選定し、より県民の意見を反映した公文書館の管理運営が可能となるよう努めたところである。 その結果、申請団体が提案する事業計画は、公文書館の本来的目的に沿ったものとして、企画展や特別展の構想などが提示され、民間経営手法の導入により、公文書館の設置目的にかんがみ積極的な運営が期待されているところである。 指定管理者制度導入後の民間からの委員の意見を踏まえた県民の利用の取組については、毎年度沖縄県ホームページにより公表している ( <a href="http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=6&amp;id=21975&amp;page=1">http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=6&amp;id=21975&amp;page=1</a> 個別評価シート）。	無  有 （公報平成19年5月18日号外第26号）  有		措置したものと認められない。 監査意見は、民間から委員を募りコストに見合った県民の利用を検討すべきというものである。 しかし、この監査意見に対し、所蔵物のPR方法を検討する懇話会を開催したということでは、検討対象が異なり、的を得ていない。また、指定管理者制度が導入されたのは、平成19年4月である。その間、サービスの向上と業務効率の向上に向けていかなる活動を行ってきたのか全く見えない。PDCAサイクルによる改善活動を行うためには、進捗を開示し、活動の透明性を確保する必要がある。供給者（行政）の視点だけでなく、県民の目線に立って説明すべきである。

平成12年度 措置状況一覧表 公の施設の管理に関する事項

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
7	福建・沖縄友好会館 【産業政策課】	監査意見	シンガポール事務所（沖縄県の海外事務所の一つ）のように、現地において有能な人材を嘱託として採用する等の方法を検討していくべきである。	66	有	H17年度から嘱託職員を配置している。	有			措置したものと認められない。 監査意見は、有能な現地の人材を採用することにより、人件費も節約するべきという趣旨の指摘であるところ、そもそも現地の人材を嘱託として採用したかどうか不明である。 また、平成12年度の監査による指摘が平成17年度に対応したとするのは、あまりに遅い。 措置状況の公表方法については不明である。
8	沖縄県女性総合センター 【平和・男女共同参画課】	監査意見	実質としての管理委託費がどれだけ、いくらが援助であるのか、県民に対して明らかではないので、援助の方法について県民に明らかになるような方法に改められるべきである。	73	有	地方自治法の一部改正を機に、より一層の効率的・効果的なサービスを提供することを目的として沖縄県男女共同参画センターの施設管理業務は、平成18年4月1日より「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ移行しました。 平成17年10月26日に開催された指定管理者選定委員会の結果、申請があった5団体の中から、当財団が指定管理者に選定されましたが、これにより、これまでの施設管理委託料は、指定管理者としての施設管理業務を対象とした指定管理料と、相談事業や啓発学習事業を対象とした事業委託料とに明確に分離されることとなりました。 これにより、一定の業務の対価として支払われるという本来の委託料のあり方とすることができると考えます。【平成19年5月18日公報号外第26号】  平成22年度現在、指定管理制度が導入され、施設管理の経費は、指定管理料で賄われています。指定管理部門(貸館業務・図書情報業務)に係る人件費は、指定管理料から支弁されています。また、県から委託を受けて行っている、啓発学習事業及び相談事業に係る人件費は、その委託料から支弁されています。財団組織の管理業務を行う職員は、運営補助金から支弁されています。	有			措置したものと認められない。 平成12年度の監査意見に対する措置としては、極めて対応が遅い。 監査結果あるいは監査意見で問題点を指摘されたのであれば、指摘された後速やかに対応すべきである。 また、そもそも、監査意見は、施設管理委託費に人件費の実質的な補助が含まれており、その区分が不明確であり、かつ、県民に明らかになっていないという指摘である。ところ、措置は、監査意見に端的に答えたものとはなっていない。 制度の変わり目をもって問題点が解消されたとみるのであれば、その間、改善に向けて何ら努力をしなくてよいというのであろうか。そうではないのであれば、自らが活動してきたことを明らかにして、客観的に追跡ができるようにすべきである。

平成12年度 措置状況一覧表 公の施設の管理に関する事項

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況を講じていない理由
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
9	沖縄県女性総合センター 【平和・男女共同参画課】	監査意見	使用料の値上げ・舞台操作管理委託料の見直し・会議室などの利用方法の見直し、について検討されるべきである。	73	有	<p>(1) 平成18年度からの指定管理者制度の導入に伴い、類似施設の利用料金と均衡を図るため、利用料金の改定を実施しました。【平成19年5月18日公報号外第26号】</p> <p>(2) 平成16年度、客席の収納システムを稼働させない条件で競争入札を行い委託費を削減しました（当初予算額15,107,400円－契約額10,489,500円＝節減額4,617,900円）。しかし、客席の収納システムの稼働について県民からの強い要望があることから、再度、システムを稼働させるために必要な経費や、システムに対する県民のニーズ（システムの利用状況）等を勘案しながらシステムの維持についての判断をしたい。【平成17年5月17日公報第3357号】</p> <p>(3) 会議室を含めた施設の貸館業務については、指定管理者の業務となっていますが、今後は、指定管理者制度の利点を活かし、施設の効率的な活用、適正な管理運営が図られると考えます。平成17年度の会議室の利用状況（使用日数/使用回数）は、会議室1が63.0%、会議室2が54.9%、会議室3が52.3%となっています。</p> <p>なお、沖縄県行財政改革プランでは、県単独事業により整備する、いわゆる大規模ハコ物等については、原則として設計や建設に着手することを見合わせる事となっています。【平成19年5月18日公報号外第26号】</p> <p>①平成22年度現在、使用料については、時間単位の使用料となっています。また、使用料の改定は、条例事項であり、県において検討がなされるものであります。</p> <p>②平成22年度現在、ホールの客席を収納している催事は、年間数件でありその為の保守点検料金との費用対効果を検討した結果、平成23年度からは、客席を固定することにしました。</p> <p>③平成22年度現在、指定管理者制度が導入されて、会議室等の利用件数は増加しています（平成21年度：5,024件、平成20年度：4,635件、平成19年度：4,224件）。</p>	有	<p>使用料の値上げについては未措置。会議室等の利用方法については措置したものと見える。</p> <p>指定管理者制度が導入された平成18年度までの間、サービスの向上と業務効率の向上に向けていかなる活動を行ってきたのか全く見えない。PDCAサイクルによる改善活動を行うためには、進捗を開示し、活動の透明性を確保する必要がある。供給者（行政）の視点だけでなく、県民の目線に立って説明すべきである。</p> <p>制度の変わり目をもって問題点が解消されたとみるのであれば、その間、改善に向けて何ら努力をしなくてよいというのであろうか。そうではないのであれば、自らが活動してきたことを明らかにして、客観的に追跡ができるようにすべきである。</p> <p>なお、男女共同参画に関係ない利用が増えれば、男女共同参画の目的（施設あるいは財団の設立目的）と離れていないか問題となってこよう。</p>	

平成12年度 措置状況一覧表 公の施設の管理に関する事項

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無			
10	沖縄県女性総合センター【平和・男女共同参画課】	監査意見	PRの方法・利用状況の改善・駐車場の確保、などが検討されるべきである。	73	有	<p>施設の利用料収入はこれまで県の歳入となってきましたが、平成18年度からは指定管理者の収入となりました。利用料の向上がそのまま指定管理者である財団の収入につながるため、経営努力による利用率の向上が期待されます。具体的には以下のとおりです。</p> <p>(1) PRについては、自主事業を積極的に展開し、施設の情報提供を行うほか、ホームページの充実を図っているところです。</p> <p>(2) 利用状況の改善については、施設玄関前や敷地入り口等の看板等掲示の依頼が、利用者からあった場合は、消防法の抵触や他施設の利用者への妨げがないような看板等であれば、利用者との打ち合わせ時に許可しています。</p> <p>(3) 平成18年度から、庁舎地下駐車場は、職員の利用を禁止し、利用者及び公用車のみを対象とし、利用者のための駐車場として配慮しているほか、自主事業を開催する際、近隣の駐車場（無料）を確保し、多くの来館者が駐車出来るよう工夫しています。【平成19年5月18日公報号外第26号】</p>	有			措置したものはいいない。 指定管理者制度が導入された平成18年度までの間、サービスの向上と業務効率の向上に向けていかなる活動を行ってきたのか全く見えない。PDCAサイクルによる改善活動を行うためには、進捗を開示し、活動の透明性を確保する必要がある。供給者（行政）の視点だけでなく、県民の目線に立って説明すべきである。 制度の変わり目をもって問題点が解消されたとみるのであれば、その間、改善に向けて何ら努力をしなくてよいというのであるうか。そうではないのであれば、自らが活動してきたことを明らかにして、客観的に追跡ができるようにすべきである。
11	沖縄県女性総合センター【平和・男女共同参画課】	監査意見	当初計画10億円の資金造成計画の達成に向けて、なお一層の努力をなすべきである。	73	有	<p>地方自治法の一部改正を機に、より一層の効率的・効果的なサービスを提供することを目的として沖縄県男女共同参画センターの施設管理業務は、平成18年4月1日より「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ移行しました。</p> <p>平成17年10月26日に開催された指定管理者選定委員会の結果、申請があった5団体の中から、当財団が指定管理者に選定されましたが、これにより、これまでの施設管理委託料は、指定管理者としての施設管理業務を対象とした指定管理料と、相談事業や啓発学習事業を対象とした事業委託料とに明確に分離されることとなりました。</p> <p>これにより、一定の業務の対価として支払われるという本来の委託料のあり方とすることが出来る考えます。【平成19年5月18日公報号外第26号】</p> <p>平成22年度現在、指定管理制度が導入され、施設管理の経費は、指定管理料で賄われています。指定管理部門（貸館業務・図書情報業務）に係る人件費は、指定管理料から支弁されています。また、県から委託を受けて行っている、啓発学習事業及び相談事業に係る人件費は、その委託料から支弁されています。財団組織の管理業務を行う職員は、運営補助金から支弁されています。</p>	有			措置したものはいいない。 指定管理者制度が導入された平成18年度までの間、資金造成に向けていかなる活動を行ってきたのか全く見えない。PDCAサイクルによる改善活動を行うためには、進捗を開示し、活動の透明性を確保する必要がある。供給者（行政）の視点だけでなく、県民の目線に立って説明すべきである。 制度の変わり目をもって問題点が解消されたとみるのであれば、その間、改善に向けて何ら努力をしなくてよいというのであるうか。そうではないのであれば、自らが活動してきたことを明らかにして、客観的に追跡ができるようにすべきである。



平成13年度 措置状況一覧表 沖縄県信用保証協会の事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する 平成22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
1	(監査意見) 回収業務の強化について (経営金融課)		金融安定化保証については、保証の実行は既に終了しているため、今後の管理強化により代位弁済を減少させるか、代位弁済後の回収強化が必要である。 <対策> ・金融機関との連携を深め、保証先の経営実態把握に努める。 ・企業への経営助言と適切な条件変更により、中小企業を助ける。特に、返済が遅滞ぎみの保証先、条件変更の申出先についての適切な対応が必要である。	1-27	有	金融安定化保証による代位弁済の増加により、保証協会の財務状況が悪化したため、債権回収専門会社として「保証協会債権回収(株)沖縄営業所」を設立し、回収強化に努めている。また、回収業務に係る訴訟関係業務等の一部(支払い督促、調停申立等)を会長から常務理事に委譲し、法的措置による回収業務の効率化及び迅速化に努めている。 約定返済が困難な中小企業については、経営実態を把握し条件変更等柔軟に応じている。 上記のとおり回収業務の強化等に努めたが、金融安定化保証の影響により、平成15年度に国より経営改善協会の指定を受けた。その後、5年間の経営改善計画を策定し、金融機関提携保証の新設等による保証の推進、期中管理強化による代位弁済の抑制、人件費の削減を図り、経営の改善を推進してきた。その結果、計画より1年早く、平成18年度決算で黒字転換を達成し、その後の財務状況も良好な状態が続いたため、平成21年度に経営改善協会の指定解除を受けた。 ※保証協会の財務状況については、毎年度保証協会のホームページにて公表している。	有 沖縄県公報 H15.5.2 第3154号		措置を講じたといえる。 内容にも適切な措置といえる。
2	審査基準の精緻化について (経営金融課)		代位弁済の増加による、保証協会の経営悪化を回避するためには、金融機関との連携強化が必要である。そのためにも、審査基準の精緻化と職員の教育研修により保証協会独自の審査能力の向上を図る必要がある。 また、信用保証協会は公共的性格を持ち、適切な経営相談・企業診断等を可能な体制を整える必要がある。 沖縄県信用保証協会においても、審査の効率化・平準化・リスク管理等を目的として「審査支援システム」の導入が検討されているようであり、こうしたシステムの利用を通じて、審査の精緻化を図る必要がある。	1-28	有	「審査支援システム」については、平成14年4月から導入している。同システムの活用により、審査の効率化・平準化・リスク管理の向上等に努めている。	有 沖縄県公報 H15.5.2 第3154号		措置を講じたといえる。 その後保証協会の経営状況が改善されている。

平成13年度 措置状況一覧表 沖縄県信用保証協会の事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する 平成22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内 容	公表の 有無		
3	求償権に対する実態に応じた引き当てについて (経営金融課)		金融機関は資産査定により債務者区分(正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)ごとの厳格な貸倒引当・償却が要求されている。 信用保証協会の場合は、信用保険により70～80%はカバーされていること、保証限度が金融機関の融資額に比べて小さいため、3年で全額が処理できるような簡便な方法で引当・償却が行われている。しかしながら、この方法だと保証協会の実態が決算書に反映されるのが1～2年は遅れることになる。協会、さらには県、国の対応が遅れることになる。 3年経てば解消されるとは言え、年度末の適正な財政状態の表示という点から適当とは思われない。今後、求償権残高が増加すると、貸借対照表と実態の乖離はさらに大きくなる。「信用保証協会経理基準」の見直しにより、実態に応じた引当の必要があると思われる。	1-28	有	求償権の引当については、求償権償却準備金の経理処理要領に基づき適正に処理している。自己償却分については、被保証人の実態調査後償却している。今後とも事務処理の迅速化を図り、適正な償却処理に努める。 沖縄県信用保証協会の経理処理要領は、全国信用保証協会連合会が提示したひな形に則って全国統一で策定されており、沖縄県信用保証協会独自の基準を設定することは出来ないため、今後とも同要領に基づき、処理するものとする。	有 沖縄県公報H21.5.22号外第19号		措置を講じたといえる。 今後も貸借対照表と実態を照合しながら適切に対応することが望まれる。
4	部分保証制度について (経営金融課)		保証協会の保証により金融機関の融資は無リスクとなり、また、保証協会も信用保険により2割のリスクしか負わないため審査は甘くなりがちな面は否めない。また、依然として不良債権の増加に苦しむ金融機関の増加に苦しむ金融機関による安易な保証利用も考えられる。 一般には、銀行等の金融機関の方が中小企業との普段の接触があるため、情報収集力がある。また、人員も揃っているため、融資審査力もあり、延滞債権の回収能力もあると思われる。部分保証により、金融機関にもリスク負担を残し、相互の連携による審査能力の強化を図り、債権回収も強化する必要がある。	1-29	有	部分保証制度については、中小企業信用保険法で一部の保証制度以外認められていなかったため、導入することは困難であった。 しかし、平成19年10月1日より緊急保証制度等一部の保証を除き、金融機関が2割のリスクを責任共有制度が全国的に適用されたため、現在は金融機関もリスクを負うこととなっている。 ※今後、沖縄県公報にて公表予定。	有 沖縄県公報H15.5.2第3154号		措置を講じたといえる。 しかし、指摘されてから5年以上経過した後のことであり、結果として包括外部監査の指摘通りになったという面がある。法制度に関わることであって根本的な解決は容易ではないと思われるが、対象部局としてどのような対応をしたのかは示すべきである。また、全国一律の施策整備の一環で行われたものであり、沖縄県独自のシステムではない。 (仕組み上、全国と協調して対応せざるを得ないことは理解できる)。
5	信用リスクに応じた保証料率の設定について (経営金融課)		現状の保証料の基本料率1%が、低金利下では必ずしも低いというわけではないが、日本の金融機関もやっと格付けを信用リスクに対応した料率設定が必要と思われる。低金利時代であるからこそ、さらに柔軟な設定が必要であろう。	1-30	有	国において、信用リスクに応じた保証料率の設定が検討されたが、景気低迷の状況では時期早々であるというこで見送られた経緯がある。 しかし、平成18年4月より緊急保証制度等一部の保証制度を除き、9段階のリスク考慮型の保証体系が全国的に適用されているところである。 ※今後、沖縄県公報にて公表予定。	有 沖縄県公報H15.5.2第3154号		措置を講じたといえる。 しかし、指摘されてから5年以上経過した後のことであり、全国一律の保証体系で整備されたものであって、結果として包括外部監査の指摘通りになったという面がある。

平成13年度 措置状況一覧表 県営住宅の運営管理及び建設の契約事務について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	
1	1. 長期滞納者の増加に対する対策 (住宅課)		<p>滞納者が多く(約4,000名)、特に回収に手間のかかる12ヶ月以上の滞納者が870名にもぼるため事務量が膨大になっている。早めに厳しく対処する手続きを採ることにより、長期滞納者を減少させるための提案。</p> <p>&lt;提案1&gt; ①最終催告者は、形式的該当者のすべてに送付しその後、一定の条件に合致するものを法的措置対象者から除外する方法。この場合、除外の根拠を文書により明確にする。 ②最終催告書、連帯保証債務履行請求書の発送対象を6ヶ月滞納者とする。(現在は12ヶ月滞納者)。 ③回収が見込めない滞納については不納欠損処理をする。</p> <p>「要綱」には法的措置対象者を判定する時点の定めがない。そのため、結果的に選考委員会開催(平成12年度は平成13年1月13日)の時点まで判定を続ける作業が行われているが、選考委員会開催時で判定することは実務上困難がある。実際的にも数ヶ月前の状態を基準に判定を始め、その後の変更を加味することが行われている。</p> <p>&lt;提案2&gt; 選考委員会開催の数ヶ月前(例えば10月1日)を基準日として定め、その時点での滞納者を判定対象とする。すなわち、それ以後の2ヶ月間に滞納12ヶ月を超えることとなるものは判定対象としない。</p>	2-32	有	<p>&lt;提案1&gt; ①最終催告書は、「県営住宅家賃滞納整理事務処理要綱(以下要綱)」第9条に基づき法的措置対象者選考委員会で選定し、議会の議決を得た者全員に対し送付している。法的措置対象者の除外については、要綱9条3項に明記している。 ②要綱の一部を平成22年4月に改正し、長期滞納者を減少させるため、特に悪質であると認められる者、又は過去に議決歴がある者に対しては、3ヶ月以上の滞納があれば法的措置の対象者となることができるようにした。 ③長期滞納者で回収が見込めない債権については、現在、財政課に不納欠損処理基準の緩和を求める。</p> <p>&lt;提案2&gt; 法的措置対象者選考委員会の数ヶ月前に基準日を定めその時点での滞納者を判定対象としている。</p>	<p>有 沖縄県 広報 H15.5.2 第3154 号 H16.5. 14 第3257 号 H18.5. 16 第3455 号 の3回に わたって 広報して いる。</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。 外部監査人の指摘の真意は、早めに対処することによって長期滞納者を減少させる必要があること、また、回収見込みが低い滞納については不納欠損処理を行って、実態を把握し、健全性を維持することである。 その点から言うと、対応があまりに遅く、公営住宅運営の健全性追求が弱いと言わざるを得ない。</p>	

平成13年度 措置状況一覧表 県営住宅の運営管理及び建設の契約事務について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	
2	企業会計的手法により県営住宅の採算の明確化を (1) 沖縄県の財政状況 (住宅課)		「県行政システム改革大綱」(実施期間：平成12～14年度)の概要 県営団地について、事務事業見直しの一つとして、先行取得等を除き、原則として新規団地の用地取得及び造成は認めない。新規の建設は行革期間中は当面行わない(用地取得済み及び建替え除く)こととしている。	2-32～33				「公営住宅整備事業」についても、事業の効率的な執行及び透明性の観点から費用対効果の検証が必要なのは、論を待たない。しかしながら、企業会計的手法による評価は、貨幣換算できない効果。例えば、公営住宅が有する福祉的な側面や市場における外部不経済の補完という観点を有することから、評価に基づく判断・数値が(一人歩きをして)社会的公平性を損なう結果をもたらす事も思量される。また、同事業が、他の公共事業と異なり「市場テスト」に馴染まないことや県全体の足並み(単独に先行して作成すること)を考慮すると、現時点の行政コスト計算書等の作成は困難である。なお、事業経営の視点から企業会計的手法は、事業の最適化を図る上で効果的な経営手法であると考えているが、その適用については今後の検討課題としたい。	措置を講じていない。 理由において述べている観点は、やらないための口実として受け止めざるを得ず、県財政の厳しさからみた視点が弱い。 行政コストが過大になっていることを考慮すると、もっと真摯に受け止める必要がある。
	(2) 県営住宅部門の行政コスト計算書等の作成 (住宅課)		現状では、県営住宅についての収支計算だけでなく、土木建築部住宅課の歳入歳出決算がそれに近いという状態である。また、その決算は資金の入出金のみによる会計(現金主義会計)であり、単年度の資金繰りを表すのみで、長期的なプロジェクトの採算性等及び投資判断の妥当性の判断には役に立たない。 県営住宅事業は、かなり長期的な効果を狙った投資であるから、企業会計的手法により、その事業に係る行政サービスに要したコストと収入、事業に係る公共の負担額を明確にし、制度の趣旨に照らした費用対効果を検証することが、中長期的な政策立案に役立つものと思われる。さらに、団地別のコストを明確にすること(部門別計算)により、老朽化した団地の建替え方法の判断に有効である。 ①収支計算書 ②損益計算書 ③行政コスト計算書 等による費用対効果の検証が必要。	2-33～38					
	(3) 県営住宅部門のバランスシート (住宅課)		行政の決算は現金主義により収支計算しか行われず、ストック情報としてのバランスシートの作成も義務付けられていない。そのため、地方自治体の財政状態は、きわめて不明瞭であり、近年、行財政改革が厳しく問われるようになってから、総務省から研究報告としてバランスシートの作成手法が取りまとめられた。こうした流れの中で、沖縄県でもバランスシート(平成12年3月31日現在)を作成している。(なお、12年度末は作成されていない) バランスシートにより財政状態の問題点を探り、改善策を練るためには、各事業別に作成する必要がある。	2-38					
	(4) 団地別の長期収支計算の作成 (住宅課)		各団地は、用地・建設費で約数億円～数十億円の多額のプロジェクトであり、長期的に固定したものであるため、団地別の長期的な収支計画を作成する必要がある。	2-40					

平成13年度 措置状況一覧表 県営住宅の運営管理及び建設の契約事務について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
3	建設コストについて (住宅課)		<p>近年に建築された県営住宅の1戸当りの原価は、那覇市内で2,700～3,600万円とかなり高額となっている。民間の分譲マンション3LDKが2,000～2,500万円で販売されていることと対比すると、かなり高額の住宅と言える。住宅に困窮した低所得者のための住宅ということを考えると、中堅の所得者が対象となるであろう分譲マンション等の価格が年々下落していることと対比して疑問を感じる。県営団地は比較的大規模の建築であることを考えるとより低コストは可能であり、追求すべきであると思われる。</p> <p>建設に当たり国から標準建設費が示され、その枠内に収まっているとはいえ、最終的には県民・国民の負担になるものである。</p>	2-43	無	<p>・標準建設費を下回るコストを維持しているもの改善の余地があると考えことから、更なる低コスト化の手法として「県営住宅整備方針」を策定する。</p> <p>・同整備方針では、セーフティネットとしての公営住宅の目的を踏まえ、要求（ニーズ）に対する限度を明確に示すこと、耐久性を考慮した素材及び構法を選定すること、不用な意匠や不適切な材料を排除すること等によりコストの縮減することとしている。</p> <p>・今年度、企画、設計、管理、福祉、防災等の側面からの意見を反映した整備手法を確立することとしている。</p>	無		<p>措置を講じたとは評価できない。</p> <p>民間分譲マンションの売価より、1戸当たり原価の高い県営住宅が認められるかどうかであり、もっと厳しいコスト意識が求められていることを認識しなければならない。</p> <p>さらに、指摘されてから8年以上経過した段階での対応であり、緩慢である。</p>
4	将来的な県営団地の方向性について (住宅課)		<p>全体としては住宅ストックの戸数は充足され、民間賃貸アパートも古いものから空家が増え、老朽化マンションの今後も深刻に議論されている状況の中で、従来と同じく、低所得者向けに民間分譲マンションよりも高額な住宅を建替えるというだけでなく、今後の公営住宅の整備方法については、多様な方法の模索が必要である。</p>	2-44	無	<p>・平成21年度に、民間活用などの手法を検討した「県営住宅ストック活用調査」を行っている。本年22年度には、県営住宅の具体の活用計画として「沖縄県公的賃貸住宅ストック総合活用計画」を見直すこととしている。</p> <p>・同活用計画では、住宅セーフティネットとしての視点から、県内の人口・世帯数の動向や地価や住宅のストック、フローの状況を把握し、的確で効率的な供給を計画を策定することとしている。</p> <p>・、高齢者等対策としての福祉的側面、防災等の防災拠点としての側面、地震老朽化等の安全対策としての側面、住宅の長寿命化等の経営・コスト対策としての側面など多様な検討を行うこととしている。</p>	無		<p>措置を講じたとは評価できない。</p> <p>今後の公営住宅の整備方法について多様な方法を模索する必要があることを指摘しており、必ずしも「開発提供ありき」ではないと言える。</p> <p>県営住宅の方向性も検討視野に入れながら、総合的に判断することも必要であろう。</p>



平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
1	入札において競争入札の制度が機能していない実態がある。  <改善策の提言> 1) 指名競争入札の指名業者数の増加 (総務企画課)	(款) 基本的支出 (項目) 建設改良費 (目) 拡張事業費 (目) 施設整備費	企業局では、県他部局と同様に、当該工事における指名業者数について、請負金額によって8名から12名の業者を指名していたところ、平成15年1月から現在の指名業者数より2名づつ増やす（結果として10名から14名となる）ことで改善する方針を示している。しかし、公正な競争が疑われる状況下において、僅か2名の指名業者を増やしたところで、公正な競争が促されるとは到底考えられず、最低限、現在の指名業者数の2倍程度である20業者以上の業者数に増やす努力をすべきである。	1-41	有	平成15年1月より指名業者数を2名増（10名から14名）とした。また、平成18年1月より指名業者数を1.5倍増の15名から21名を指名することとし、公募型指名競争入札においては指名業者数を24名とする等、改善に取り組んできた。 現在は、一般競争入札の対象工事を拡大するよう努めており、平成22年度は、5千万円以上の全ての工事を一般競争入札の対象とした。 指名競争入札は250万以上5千万円未満が対象であり、指名業者数は一律15名としている。	無		段階的に措置はされているが、対応が遅く適切な措置とは言い難い。
	2) 一般競争入札の拡大 (総務企画課)		企業局では、「企業局発注の建設工事に係る一般競争入札実施要領」を定め、一般競争入札の対象工事を7億3000万円以上としている。この額はまだ全国的に高いわけではないが、埼玉県、静岡県等のように「金1億円以上の工事」を一般競争入札の対象としている例もあり、一般競争入札の対象工事の金額を下げ、一般競争入札の実施件数を増やすべきである。 担当課では膨大な事務処理の増加、資力のないものや不良・不適格業者の参入、ダンピング受注を困難な理由としているが、入札参加業者が30社ないし100社程度となるようにしている横須賀市や市外業者も入札可能としている座間市、三重県久居市において、担当者からの聞き取り調査では「発注者の負担が重くて困る」とか「不良工事が増えて困る」との意見は特にないと報告されており（「入札制度改革に関する提言と入札実態調査報告書」日本弁護士連合会）、発注者の負担増は制度の改善で解決できるものと考えられ、先行自治体にならない一般競争入札拡大に向けた努力を期待したい。 また、「不良工事が増える」との点については、低入札価格調査制度、最低制限価格制度を有効に活用し、工事検査の強化、不良工事業者の資格停止などにより、防ぐことが可能であると思われる。	1-42	有	上記のとおり、企業局においても土木建築部に準ずる形で入札制度改革を実施しており、一般競争入札の拡大を図った。 現在は、一般競争入札の対象工事を5千万円以上の全ての工事とし、対象金額の引き下げを行った。	無		措置はされているが、H14年度の指摘に対しH22年度の対応ということで対応が遅く、適切な措置とは言い難い。

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
3)	共同企業体（JV）による入札参加条件の再検討（総務企画課）		<p>共同企業体（JV）を入札条件とすると、大手ゼネコンないし大手業者の限られた組み合わせによるJVしか参加できず、談合を誘発し易く、談合に参加しないとJVを組んでくれる相手がいないため、談合に加わらなければならない状況を生み出しやすいと言われている。企業局では、原則的に1億円以上の工事についてはJVによる入札を原則としているが（平成8年8月策定の「発注方針」）、JVによる入札を条件とする場合は、技術的難易度が極めて高く、単独業者では対応することができない例外的な工事であって真にJVによることが必要不可欠な場合に限定すべきである。</p> <p>担当課は、JVは入札方法として一定の評価を受け定着したものとなっており、また、沖縄県は「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」（昭和59年7月3日策定）により、「技術的問題等で県内企業だけで対応できない場合においても、共同企業体を組ませ可能な限り県内企業へ発注する」旨を謳っており、県内企業の育成を目的として共同企業体発注方式を実施しているとしている。しかし、上記のような弊害がJV制度にあることは明らかであり、昭和59年の方針に固執するのは、県財政の悪化や国庫補助金の減額の方向性から、より強く県民負担の軽減努力が求められている昨今の状況を無視するものであり、1億円以上の大規模工事の殆どをJV方式で行うのは談合防止、強制維持の観点から問題であると言わざるを得ない。</p> <p>そもそも、公共工事の発注は、単独企業（個人）に発注するのが原則であり、JVによる場合は例外的な場合と考えられる。「沖縄県企業局特定建設工事共同企業体取扱要領」でも、「共同企業体に発注できる工事は、（1）大規模かつ技術的難易度の高い工事（2）当該局工事の性格に照らし共同企業体による施工が必要と認められる土木・建築一式工事または水道施設工事、管工事及び電気工事であって・・・」としており、規約上も例外的な取扱となっているにもかかわらず、請負工事金額1億円以上の工事について原則JVによることを発注方針としているのは（平成8年8月策定の発注方針）原則や規則と実際の運用が乖離していると言わざるを得ない。</p>	1-42	無		無	<p>企業局の工事は、主に土木と水道の知識と技術を要するため、JV発注が常である。また、県内中小建設業者の受注機会の確保に配慮するという点から、分離分割発注及び分離分割後においても中規模以上の工事については、共同企業体への発注とし、専門業者や下位ランクにある者も参加できるような形態としている。</p>	措置は講じられておらず、談合防止やコスト削減観点から発注方式の再度の検討が求められる。
4)	指名業者の公表中止、現場説明会の廃止（総務企画課）		<p>入札前に入札参加者の公表、現場説明会の実施は、入札参加者にとって、談合が極めて容易になると言われている。また、現場説明会については、設計図書の配布・縦覧により当該工事の内容は説明可能であると言われている。新潟県、福井県等の自治体では、談合を防止するため、入札業者の事前公表を中止したり、現場説明会の実施を取りやめたりなどしている。企業局でも指名競争入札を実施する場合、事前に指名業者を公表しないこと、現場説明会の実施をしないにより談合をしにくくするシステムを構築する努力をすべきである。</p>	1-43	有	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成13年4月1日施行）を受け職員の不正関与防止の観点から指名業者を事前公表としていたところを、談合の誘発及び国における事後公表拡大の動きから、平成17年12月15日総財第1653号総務部長通知を受け、企業局においても平成18年1月より事後公表に改めた。現場説明会については、発注者側が一堂に会する場を設けない。という点から、平成15年7月より現場説明会の廃止を試行し、平成16年4月19日より本格実施している。	有 沖縄県 公報 H18.5. 16 第3455 号		措置を講じたといえる。

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
5)	工事設計の民間委託に 関する情報漏洩対策 (総務企画課)		<p>企業局では、工事設計書の作成を民間コンサルタント業者に依頼しているが、その場合、民間コンサルタント業者から工事設計書の内容が指名業者に漏洩する場合があるとも言われている。</p> <p>そして、予定価格は、工事設計書に記載された資材・人件費等の積算額を基礎として定められている以上、工事設計書の内容の事前漏洩は、予定価格が漏洩することほぼ同様の状況となると思われる。企業局としては、民間コンサルタント業者に対し、工事設計書の内容を漏洩しないような防止策をとるべきである。具体的には、適正数の技術職員を配置し、工事設計書を原則として自前で作成し、民間コンサルタントへの委託を取りやめ、やむを得ず、民間コンサルタントに委託する場合でも、委託契約書の中で、情報漏洩が明らかになったばあいの損害賠償義務や契約解除に関する条項を明確に規定して漏洩を防止する方策をとることが考えられる。</p> <p>この点に関し、担当課では、「設計金額は、最終的には企業局職員により積算されており、コンサルタントからの漏洩は考え難い。コンサルタントに対しては業務委託契約書の中で守秘義務を課している。」といている。しかし、設計金額は工事設計書で記載した必要人員や資材に所定の人件費や資材代金をかけ合わせて計算されるもので、企業局職員でなくとも積算可能であり、また、確かに業務委託契約書の中で「乙（コンサルタント）は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。」との条項を規定しているが、工事設計書の内容を漏らした場合の損害賠償や契約解除の規定はなく、実効性は乏しいものと言わざるを得ない。</p>	1-43	無	現在も民間コンサルタント業者に工事設計書の作成を依頼しているが、設計図及び数量の算定のための依頼であり、設計金額の算定は担当職員が積算システム等を利用して算出しているため、担当課はコンサルタント業者からの情報漏洩は考え難いとしている。	無		措置を講じたとは評価できない。 措置を講じたとしているが、不正防止のための最大の対策を講ずる必要があるといえる。
6)	積算内訳・下請契約書の 提出 (総務企画課)		<p>談合防止や業者の工事担当能力を事前に知るために、各入札業者に対し、詳しい見積内容（積算内訳）の提出を義務づけるべきであるとの指摘がなされており、また、入札に参加した業者が、談合の上、落札業者の下請けにまわることが往々にしてあり、予め、各入札業者に対して下請け業者としてどの業者を使うのかを確認する必要があるとの指摘もなされている。企業局でも、入札に際し、各入札業者に対し、その入札金額の詳細な内訳書及び下請業者との契約書の提出を求めることを検討すべきであると考え。</p> <p>入札は工期開始の直前に行われているのであるから、入札参加業者は、当然に下請業者もその時点で既に決定しておかなければならないはずであり、その時期に下請業者との契約書の提示を求めることは可能であるとおもわれる。</p>	1-44	有	<p>第1回の入札金額に対応した積算内訳書を、工事の場合は電子入札システムの入札書に添付して、委託の場合は、応札日の前日（正午）までに提出を求めている。</p> <p>積算内訳書の提出に関しては【平成18年5月16日公報（第3455号）】及び企業局HP上にて公表。</p> <p>下請契約は、落札決定した後に締結するものと考えるので、下請契約書の落札決定前の提出は不可能であると思われる。</p>	有 沖縄県 公報 H18.5. 16 第3455 号		措置を講じたとは評価できない。 下請業者の確認方法は検討する必要がある。

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	
	7) 再入札後の随意契約の 廃止 (総務企画課)		<p>企業局では、2回目の入札でも最低価格が予定価格に届かず落札者が出ない場合、「不落随契」（随意契約）としているが、そうすると、指名業者が談合を行っている場合、談合を行って最低価格を提示した業者と随意契約をしよう可能性がある。そこで2回目の入札により落札者が出ない場合、業者を入れ替えて、後日再入札を実施することも検討すべきであると考え</p> <p>担当課は、業者を入れ替えての後の再入札は、時間的な制約のため困難であるとしているが、入札回数をふやすことは、予定価格に達するまで入札を繰り返すことになり、結果として一種の指値発注となることであるから適切でないとしており、国土交通省直轄工事等公共工事発注者の工事は入札回数を原則として2回までとしている。第1回目の入札日を工期開始から十分時間をとって行い、第1回目の入札日に2回の入札を行って落札者がいないときは、業者を入れ替えての再入札を行うことを検討すべきである。</p>	1-44	有	ほぼ、1 回目の入札で落札者が決定しており、入札制度改革に取り組む中で、改善は図られているものと思われる。	無		十分な措置とは言い難い。 1 回目の入札で全て決定するとは言い切れず、対策は必要である。
	8) 談合業者に対する損害 賠償の規定化 (総務企画課)		<p>企業局は、入札に際し、各入札業者に対し、「入札談合が判明した場合、談合した各入札業者は、発注者に対し、連帯して落札契約金額の10%の損害賠償をする。」との誓約書を提出させることを検討すべきである。</p> <p>法律上も、落札者のみならず、落札者以外で談合に加わった入札参加者についても共同不法行為者として、連帯責任を負う場合があると考えられるし（民法第719条1項）、判例上も、大阪府阪南市中学校校舎建設工事にかかる住民訴訟の判決（大阪地裁兵士絵12年3月）において、「落札者、入札参加業者それぞれが相通じ、入札の不正を害する目的で談合した場合には、被告らの1社が欠けても談合の目的は達成されない」とした上で、「被告らが談合で果たした役割に優劣はつけがたい」として、発注者の被った被害の全部について落札者同様に、他の入札参加者も連帯して賠償する責任を負っている。</p> <p>つまり、法律・判例自体が、落札者及び当該談合の構成員に対して損害賠償をすることを認めているのであって、企業局においても、その点を十分理解した上で、各入札参加業者に対して、予め、談合行為が明らかになった場合は、落札価格の10%の損害賠償金を支払うとの誓約をさせることも検討すべきである。</p>	1-44	有	平成15年1月より、談合等による不正行為が認定された場合に、請負額の10%を賠償金として支払う旨の条項を契約約款に加えた。	有 沖縄県 公報 H18.5. 16 第3455 号		措置を講じたといえる。

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
9)	談合防止の意識改革		<p>談合防止のための対策として、企業局では、平成13年度に「沖縄県企業局談合情報対応マニュアル」を策定しており、入札談合に関する情報があった場合の速やかな対応と談合の抑止を図ったとしている。</p> <p>しかし、入札談合に関する情報があった場合の対応ではなく、今、現に企業局に突きつけられている課題は、予定価格に対する落札価格の比率が96%～99.9%という状況を踏まえ、談合が疑われる状況をいかに解消し、県民負担を抑えていくかという問題である。</p> <p>また、企業局は、「電子入札制度の導入など知事部局と足並みを揃えて取り組んでいきたい」としているが、企業局では、施設の整備拡充・更新の時期にあり、事業量が際だって多い状況下にあるからこそ、平成19年以降に導入が予定されている電子入札システムを待つのではなく、また、知事部局に足並みを揃えるのではなく独自に談合防止対策に取り組むべきである。</p> <p>企業局が発注した工事の国庫負担部分を除く建設費やできあがったダム・浄水場・送水管等の施設の維持費は県の負担となり、かつ、国庫負担割合も公共工事削減の流れの中で低減される傾向にあるのであるから、県民負担を抑える観点からも、工事の発注については、最小限の費用で建設できるよう談合を防止して適正な競争入札制度を実現するという個々の職員の意欲を高めるよう意識改革をしていかないと、入札制度の改善は進まないと思われる。</p>	1-45	有	<p>大テーマ1の4項回答のとおり、現場説明会を平成15年7月より原則廃止、指名業者についても平成18年1月より事後公表とし、参加業者を互いに見えないようにしている。また、電子入札システムも導入済みである。</p> <p>設計金額については、平成18年1月より250万以上の工事及び工事に関連する委託業務を事前公表としていたが、平成21年度より、工種により2,500万円・5,000万円以上の工事については、事前公表を廃止し、平成22年度現在は、250万以上の全ての工事でも事前公表を廃止する等、入札制度改革により談合業者への罰則だけでなく、談合できない環境づくりが行われている。</p>	無		措置を講じたといえるが、対応が遅い。
10)	企業局の実施している 設計金額の入札前公表 の試行について (総務企画課)		<p>企業局は、「公共工事入札、契約手続きにおける予定価格の事前公表については、透明性、公正性の一層の確保とともに、不正防止を図る観点から、有効であると思慮される。このため、沖縄県企業局においては、予定価格にかえて設計金額の事前公表を試験的に導入することとする。」として、平成14年10月から同15年3月まで、競争入札に付する建設工事で設計金額が250万円以上の全ての工事を対象として試行することとしている。</p> <p>平成14年末までに2件の入札があったが、その予定価格に対する落札価格の比率はいずれも98.7%であり、競争性確保の観点からはまだ問題があると思われる。上記で提言した改善策、とくに指名業者の公表中止、現場説明会の廃止、指名業者数の増加等の改善策を同時に試行することを強く要望する。</p>	1-45	有	<p>入札制度改革の流れの中で、建設工事及び建設工事に関する委託業務については、設計金額を事前公表し、積算内訳書の提出を求めてきた。だが、平成22年度からは、250万以上の工事で設計金額の事前公表を取りやめた。積算内訳書の提出は、容易に談合ができないように内容確認の必要性から引き続き提出を求める事としている。</p>	無		措置は講じているが対応が遅い。
2)	修繕費（保存工事）についても、競争入札の制度が機能していない実態がある (総務企画課)		<p>抽出した保存工事についての契約に関しても、高落札率、複数回入札（7件）において全て第1回目の低価格業者が落札しており、競争入札の制度が機能していない実態がある。また、契約変更による追加工事も多いことから競争入札の意味を薄める結果になっている。</p>	1-46	有	<p>入札制度改革に取り組む中で、改善は図られているものと思われる。</p>	無		十分な措置とは言い難い。変更等の追加工事への対応も求められる。
3)	委託料についても、競争入札の制度が機能していない実態がある (総務企画課)		<p>高落札率、複数回入札（5件）において全て第1回目の低価格業者が落札していることから、競争入札の制度が機能していないじつがある。また、相見積りをとった場合、予算の100%の金額による契約というのは、原価低減の努力がなされていないと思われる。</p>	1-47	無		無	<p>設計金額の事前公表により高落札率となっている。平成22年度より、工事は250万以上の工事は事前公表を取りやめた。委託についても現在検討中（土木）との事である。</p>	措置を講じたとは評価できない。対応が遅い。

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価	
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無			
4	動力費の逓減について (配水管理課)	(款) 水道事業費 (項) 営業費用 (目) 原水及び浄水費 (目) 原水及び浄水費	H12に提出された、「動力費提言調査報告者」においては3案件が調査を実施しているが他の案件に関しては検討が必要と指摘されているが期限があるわけではない。企業局においても、動力費は給水原価の13.3%を占め、全国平均の3倍強、水道用水供給事業の中で最も高いと認識されている。実現可能性も含めて、今後の目標期間を設定する必要があると思われる。	1-47		(1) 契約電力の見直し ① 平成14～16年度に、2施設の契約電力を見直した。 ② 平成17年度に、3施設の契約電力を見直した。 ③ 平成18～21年度にかけて、11施設の契約電力を見直した。 (2) 力率改善 ① 久志浄水場の力率を97%から100%に改善した。 ② 現在、ほぼすべての施設において力率は改善されている。 (3) 季節別時間帯別契約 ① 季節別時間帯別契約が有利な施設について検討を行い、山城ダム取水ポンプ場及び具志川増圧ポンプ場を同契約種別に変更した。 (4) 夜間電力の活用 ① 夜間電力を有効利用可能な施設について検討を行い、読谷増圧ポンプ場について夜間電力を有効利用した運用を実施している。 (5) 合理的水運用 ① 水量あたりの電力源単位が少ない導水系統による導水及び送水系統による送水に努めている。 例として以下の通りである。 1) 許田増圧ポンプ場西系ポンプを利用した水運用の実施。 2) 南部送水系統における効率的な水運用の実施。 (6) 海淡施設の夜間電力有効利用 ① 海淡施設の生産量を増やす必要がある場合は、夜間電力取扱日に生産量を増やすように努めている。 (7) ポンプ制御 ① 平良川増圧ポンプ場において、回転数制御方式からポンプ台数制御方式に更新した。 (8) 風力発電等クリーンエネルギー 利用の可能性 ① 西原浄水場において小水力発電設備を導入した。その他クリーンエネルギーの導入については現在検証中である。 (9) 嘉手納井戸群の揚程 ① 嘉手納井戸群の適正なポンプ揚程の把握について実施済みである。今後、ポンプ更新時に改善していく。	有	沖縄県 広報 (1) ①H17. 5.17. 第3357 号 ②H19. 5.18. 号外 第26号 (2) ①H17. 5.17. 第3357 号 (3) ①H19. 5.18. 号外 第26号 (4) ①H19. 5.18. 号外 第26号 (5) ①H19. 5.18. 号外 第26号 (6) ①H17. 5.17. 第3357 号 (8) ①H18. 5.16. 第3455 号 (9) ①H19. 5.18. 号外 第26号		措置を講じたといえる。



平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
5	薬品日について、競争入札の促進により低減化が必要 (総務企画課)	(款) 水道事業費 (項) 営業費用 (目) 原水及び浄水費 (目) 原水及び浄水費	水道事業にとって、薬品の長期的な安定供給は重要であり、短期的な視点からのみでの競争の促進が、長期的な安定供給につながる必然性はないであろう。しかしながら、逆に安定供給という名の下で、惰性に陥り、価格が硬直することは、最終的には県民の負担増を意味することを忘れてはならない。 長期安定供給のために特定の供給業者と随意契約を交わすことも重要な戦略かもしれない。しかしながら、特定の企業1社との随意契約による薬品（例えば、水道用液体カセイソーダや亜硫酸水素ナトリウム等）に関しては、ここ4～5年間価格は変化せず硬直的である。逆に8社から9社による指名競争入札によって決まっている水道用ポリアクリルアミドなどはH13の単価はH7の単価の35%にも満たない程度に低下している。したがって、以下の努力が必要である。 ①できるだけ多くの業者が指名業者になってもらえるように積極的に働きかける。 ②常に薬品の全国的な動向を研究し、随意契約先とも適度な緊張感を保つように努力する。そして先方との価格交渉を密にして、適正原価や相場等を考慮に入れて適正価格の達成がなされるよう努力する。	1-48	有	平成16年度より、一括調達購入薬品に関しては、指名競争入札を実施しており、沖縄県発行の「競争入札参加資格者名簿」の業種に「化学工業薬品」と登録のある全業者に対し、取り扱い及び入札参加希望の調査を行い、参加希望のあった業者に対し、申込案内を行っている。 指名業者は、取扱薬品や納入等の審査に合格した業者である。	無		措置を講じたといえる。

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
6	特殊勤務手当の適正化をはかる必要がある (総務企画課)		<p>沖縄県企業局の給与の種類及び基準に関する条例第9条によれば、特殊勤務手当は、&lt;①著しく危険、不快、不健康、困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、②給与上特別な考慮を必要とし、③かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるもの&gt;に従事する職員に支給することになっている。特殊勤務手当は、この3つの要件があり、かつ、給料での考慮が適当でないことが必要である。著しいかどうかの判断は困難な面もあるが、常にその適正な運用のために見直す必要がある。特に以下の特殊勤務手当については、この要件に合致するか疑問であり、早期に見直す必要があると思われる。</p> <p>①企業業務手当 (月額10,000円 公営業務に従事した職員全員に支給する手当、 H13実績42,065千円) 企業業務手当は、公営業務に従事した職員全員に支給することになっており「常時の給水義務を負うことからくる業務の特殊性に着目」としているが、その事業の全般的な特殊性とは、どの事業・企業でもあるものであり、個別業務の特殊性を表すものではないため、特殊勤務手当にはなじまない。</p> <p>②特殊作業手当 維持管理手当(月額4,400円、H13実績3,164千円) は「水道施設管理事務所の現場作業の危険性・困難性」についての支給であるが、作業現場における危険性・困難性はあると思われるが、&lt;著しく&gt;まで言えるか疑問である。用地交渉業務手当(月額600円、ただし18時以降1,000円、H13実績118千円)は「困難な折衝等による心身の特別な負担」を理由としているが、特別な負担があるとまでは言えないと思われる。 特殊現場作業手当(月額300円 特殊現場、危険な工事個所で行う監督、 測量検査、調査等に従事した職員へ支給、H13実績なし)、この手当は設置され、H13は支給実績もなく、その廃止が必要である。</p>	1-49	有	<p>①企業業務手当： 平成17年4月1日より廃止。理由：局の業務に従事するというだけでは、特殊勤務手当を支給するだけの特殊な業務とは言えないため廃止。</p> <p>②特殊作業手当 1)維持管理手当： 平成20年4月1日より廃止(ただし、特殊現場作業手当の支給要件に見合う箇所での修繕業務等に従事したとき支給を認める。) 理由：施設の維持管理業務そのものには、特殊勤務手当の支給要件となるような著しい特殊性は見出せないことから廃止。</p> <p>3)特殊現場作業手当： 平成20年4月1日より支給 要件の見直し(特殊な現場で行う維持管理業務等を追加。)</p>	有 沖縄県公報 H18.5.16 第3455号	<p>2)用地等交渉業務手当： 見直しなし 理由：当該手当は、土地の取得等のため昼夜を問わず困難な折衝等を行うことにより、心身に特別な負担を伴う困難な業務であり、特殊勤務手当の支給は適当であると思料されるため。また、同手当は知事部局の用地等交渉手当(月額600円、ただし18時以降1,000円)に類似する手当である。</p>	<p>措置を講じたといえるが、指摘後5年後の対応は遅いと言わざるを得ない。</p> <p>2)に関しては未措置であるが、不当とは言えない。</p>

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
7	時間外勤務手当の運用の 厳格化が必要 (総務企画課)	(款) 水道事業費 (項) 営業費用 (目) 原水及び浄 水費 (目) 配水及び給 水費 (目) 総係費	時間外・休日勤務手当は、水道事業会計の給与（給料・手当）の7.8%を占め、H13は182百万円（時間外141百万円6.7%、休日41百万円2.0%）の支払いがあり、時間外勤務手当では、沖縄県職員の平均1.9%（142,800/7、554,000、「平成13年地方公務員給与の実態」）にくらべてもかなり多額となっている。 時間外勤務手当では、沖縄県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例第11条において、以下のように規定されている。 ①正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、 ②その正規の勤務時間を越えて勤務した全時間について支給する。 職員服務規程において、「所属長は、職員に正規の勤務時間を越えて勤務することを命じようとするときは、時間外勤務及び休日勤務命令簿（第11号様式）により行わなければならない。」とされ、運用上は自己申告により事後的に所属長が内容等をチェックし承認することにより超勤命令の発令となっている。 実務上の運用は自己申告の後の承認でやむを得ないとしても、時間外及び休日勤務命令簿と申告がすべて承認されていることから、申告内容の検証・承認が形式的なものになり、甘いチェックになっているようである。そのため時間外勤務手当が全体として多くなっているようにも思われ、取り扱いの厳格化が必要と思われる。	1-50	有	H21年度の時間外・休日勤務手当は、水道事業会計の給与（給料・手当）の6.5%を占め、113百万円（時間外80百万円4.6%、休日33百万円1.9%）の支払いがあるが、沖縄県職員（普通会計）における、給与に占める時間外勤務手当1.5%（2,143百万円/142,194百万円「平成20年人事行政運営等状況報告」）と比べても、依然として多額となっている。しかし、局のH13年度時（7.8%）と比べると支払額は減額されており、これはH20年度に勤務管理システムを導入し、時間外の申告内容について、具体的な検証・承認が可能となり、チェック体制の改善が図られたことによるものと考えられる。	有 沖縄県 公報 H19.5. 18 号外 第26号		措置を講じたとは評価できない。 勤務管理システムとして措置を講じたのはH20年度であり、対応が遅い。 今後制度として定着させる必要がある。
8	退職給付債務について (総務企画課)		県企業局では、H14より今後の退職金給付額を平準化する目的で、H50まで予定される退職金合計額の260百万円を每期引当処理する予定とのことであり、この処理自体は、従来と比較して、一層適正原価の算定をめざすものと言えよう。 民間企業では、H12より従来の退職給与引当金（主として期末支給額を引当）から新たに退職給付会計基準として、将来の退職給付のうち当期の負担に属する額を当期費用として引当金に繰入、その引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上することとされた。最近では、公会計の分野でもこの基準の導入が議論されている。 県企業局について、今後退職予定者数及び金額等の資料を入手、退職給付会計に準拠した退職給付債務を計算し、H13末現在の引当金不足（移行時差異）を算定してみた。 退職一時金に関して、退職給付会計基準に準拠して退職給付債務を計算してみた場合、H13末日現在、割引率2.5%では2,582百万円の引当不足（過去勤務債務3,291-H13引当金額709百万円）が存在する。 なお、退職給付債務の計算の前提として、中途退職者なし、死亡退職者なしと仮定、共済部分の企業局負担（共済年金）の部分を無視している。また、本来の計算は個人別に毎年の退職見積額に退職確率・死亡確率を用いた見込額に割引計算をするが、簡略化した計算によっている。 また、適正原価算定のためには、退職金給付額は出向者の発生帰属場所を性格に反映させることが必要であろう。（例えば、知事部局への出向期間においては、その期間にかかわる費用を当該部局へ振り替え処理する。逆に、知事部局からの出向者に関する退職給付費用は企業局の費用に帰属させる。		有	退職給与金については、H14年度より引当勘定の期間平準化の観点から、全職員が定年退職すると仮定した期間の平均実支給額を予算計上する方法を採っています。  H22年度は210百万円を予算計上しており、定年退職予定者のピークとなるH46年度には、退職給与金約770百万円の支出予定であります。前年のH45年度末には引当金残高が約973百万円となり、ピーク時にも十分対応できるものと考えています。	有 沖縄県 公報 H16.5. 14. 第3257 号		措置を講じたといえる。

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
9	工業用水道事業の供給設備過剰について (総務企画課)		<p>現在の久志浄水場の工業用水設備について、設備能力が過剰であることが明らかになった。</p> <p>結果的に浄水能力に対する工水需要の割合は焼く20%であった。かなりの供給能力過剰設備になっている。</p> <p>なお、この供給能力は、1994年3月の「沖縄県工業立地基本方針」（商工労働部）に基づき工業用水について、目標年次をH13として68,000m<sup>3</sup>とし、最終的にはH18において105,000m<sup>3</sup>の需要を見込み、達成されたものである。</p> <p>「工業用水道改築事業計画」はH8～H17の10年間で久志浄水場の改築を中心として264億円の内の57億円とされ、国庫補助額40億円、県負担が17億円と見込まれている。</p> <p>H7の時点で、20年経過した久志浄水場等の改築計画がなされ、多くの未売水画認識されている中で、中城港湾工業団地等の新規需要に向けて改築事業に着手している。また、計画の105,000m<sup>3</sup>/日の見直しについては、振興開発計画の基本フレームに関わる、変更した場合に多くの補助金変換が生じることで当面は行わないこととし、その時点での料金の見直しに向けた検討が必要であるとしていたが、最近において、見直す方向で調整している状況にある。</p> <p>既存企業に対する需要見込みアンケート（H13/10）においても、H20までの契約水量見込みもほぼ現状の微増ぎみの横ばいすぎない。</p> <p>長期にわたり課題としているが、そろそろ具体的な方針が必要であると思われる</p> <p>工水供給能力 : 105,000m<sup>3</sup> 工水需要量 : 20,729</p>	1-52	有	<p>工業用水道の事業規模見直しについて、県では、平成15年10月に工業用水の将来需要の見直しを行い、目標年度の平成33年度における需要を日量3万立方メートルとした。</p> <p>これを受け、企業局では平成15年12月、学識経験者等の第三者からなる事業再評価委員会から、事業規模を縮小し、事業を継続することが妥当であるとの具申を得た。</p> <p>企業局としてはこれらを踏まえ、計画給水量を日量10万5千立方メートルから3万立方メートルに見直すことにし、平成16年5月21日に経済産業省へ事業変更届を提出するとともに、給水能力を変更するため、平成16年6月議会で「沖縄県公営企業の設置等に関する条例」の一部改正を行った。</p> <p>工業用水道事業の事業規模見直しにより、余剰となった貯水施設の日量3万3,600立方メートル分と供給施設の7万5,000立方メートル分の施設については、水道水源の確保と余剰施設の有効利用を図るため、平成16年8月31日に水道用水供給事業へ転用した。</p>	有 沖縄県 公報 H16.5. 14 第3257 号 H17.5. 17 第3357 号		措置を講じたといえる。
10	間接部門数の適正規模について (総務企画課)		<p>公営企業は、言うまでもなく独立採算制を原則として、受益者負担から派生する負担額（公共料金）は当然適正原価から算定されなければならない。間接部門も当然に無駄を省き合理的な適正規模が図らなければならないのは言うまでもない。</p> <p>沖縄県企業局の間接部門人員は他の自治体の水道局と比較しても多いようである（それぞれの組織は若干の違いがあるばかりでなく、地理的状況等により単純な比較は禁物だが、事務職員や管理部門はそれほど大きな乖離を生じさせるものではないであろう。H13の本庁部門人員は沖縄県：114名、埼玉県：67名、兵庫県：62名、広島県：54名等）</p> <p>沖縄県の特長性として、水源地帯が北部に集中し、重要な消費地である中南部へ送水するために必然的に送水距離が長くなり、これが間接人員の数が相対的に他県と比較して多い理由とされている。しかしながら、送水管距離と総務部門や企画部門の必要定員が比例関係にあるとは考えにくく、その説明は十分な理由にはならないであろう。</p> <p>組織の再編成や業務の見直し等でさらなる人員の合理化等が必要であると思われる。</p>	1-53	有	<p>企業局では第6次及び第7次経営健全化計画（第6次：H15-17、第7次：H18-21）に基づき、本庁組織の大幅な見直しや事務事業の見直し等により、定員管理の適正化を図ってきた。その結果、本庁部門の職員数は、平成14年の114人から平成22年には83人（△31）となった。</p>	有 沖縄県 公報 H19.5. 18 号外 第26号		措置を講じたといえる。

平成14年度 措置状況一覧表 沖縄県企業局（水道事業）の財務に関する事務の執行及び経営管理

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
11	長期延滞未集金について (総務企画課)		<p>未集金の内に、工業用水道事業について、給水収入の相手が一般企業であることから、長期の未収が3件6,514千円発生している。</p> <p>延滞先に対する未収金に関しては、時効等の最終的な法的決着（時効の到来等）がつくまでは、未集金のままで延滞による会計の処理はされていない。</p> <p>（株）Aに対する工事負担金の元金と利息部分（残高3,609千円）については、徴収停止措置がとられた平成11年3月から10年の時効（おそらく民法168条第1項後段を根拠）と解釈し、そこまでは未収金のままに残す予定のようであるが、昭和58年から工事負担金の年賦償還は滞っているので、5年を経過している年賦部分は独立して消滅時効（民法169条）となると思われる。時効の到来を待つのが現状のようであるが、時効の中断措置やグループ会社や代表者からの担保の提供等の努力が必要である。</p> <p>会計上の処理としては、実質的に全額が回収不能であるならば、償却処理すべきあり、試算として残すとしても、回収まで一年超の分は、長期滞留未収金等の独立科目を設定すべきである。現況の規則の枠内でも、その他投資等の科目に振り替えるにより対応は可能であると思われる。</p>	1-53	有	<p>長期未収金 3件 6,514千円について</p> <p>1. .（株）Aに対する工事負担金と利息部分の未収金（3,609千円）既にAは解散し、登記官の職権により登記記録も閉鎖されている。年賦償還に係る全債権についても消滅時効が完成しており、企業局会計規程に基づき、H22年2月27日付けで不納欠損処理を行った。</p> <p>2. .（株）Bに対する工業用水道料金未収金（1,814千円）破産法第366条の12第1項の規定により平成14年10月16日をもって債権が消滅したため、企業局会計規程に基づき、平成15.3.31付けで不納欠損処理を行った。</p> <p>3. .（名）Cに対する工業用水道料金未収金（1,091千円）分割払により返済することで合意しており、平成15年6月末現在で230千円、平成22年8月末現在で990千円の返済を受けている。今後とも債権回収に努めていく。</p>	有 沖縄県 公報 H16.5. 14. 第3257 号		措置を講じたといえる。 A社に関する措置は経過的観察が必要なため、H22年度になったのはやむを得ない。

平成14年度 措置状況一覧表 委託料及び公の施設の管理委託団体に関する事務執行

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
1	(対象部局：商工労働部・福祉保健部（工事関連の委託料除く）） 1. 商工労働部 商工労働部の人事面・予算面の弾力化が必要 （産業政策課）		観光客誘致促進やIT関連企業誘致促進などは、目的は明確であるが、そのための手段は多種多様かつ非定型な性質を帯び、少しの変化等によっても、影響を受けやすい事業である。よって、人事面及び予算面で以下の提案をしたい。  (a) 組織上も柔軟かつ迅速な対応ができ、専門性を有する人材を育てている組織にしていく必要があるが、現状の人事組織では、定期的（大体3年）人事異動が中心で、これらを期待することは困難である。専門的能力を有する人材を民間から中途で採用するか、内部で専門家を育てていく方法によって、柔軟かつ有効な対応が可能な組織作りを進めていく。  (b) 目的の方向性は明確であるが、そのための戦略や戦術は流動的かつ不確実である場合、予算面での弾力化も望まれる。具体的には、観光振興課のような迅速なアクションを必要とされる部署では、歳出予算の流用（現状では、沖縄県財務規則第24条により総務部長の承認が必要）の簡素化（例えば、担当部長決裁）を考える。	2-58	無		無	(a) 関係省庁（経産省、観光庁）との人事交流等は行っているが、総務部人事課における基本的な人事方針（定期人事異動）等については、変わっていない。  (b) 歳出予算の目・節に係る流用の総務部長承認（沖縄県財務規則第24条）を廃止し、部長限りの決裁実現化に向けて、総務部財政課において検討しているところである。	(a) に関して措置は講じられておらず、専門的人材育成の観点からも再検討が求められる。  (b) に関して措置を講じたとは評価できず対応が遅い。
2	適正・公正な価格のためには見積合わせが必要 （産業政策課）		随意契約による場合のいわゆる見積合せについては、OCVBやその他県出資団体については省力されている。これは法令の定めにはないが、県財務規則第139条で、「随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示して2人以上から見積書を取らなければならない」とし、第2項でそれを省略することができる場合として、「国（独立行政法人、公社、及び公団を含む）。若しくは他の地方公共団体と契約を締結するとき又は令第152条第1項に規定する法人と随意契約を締結するとき」「法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を委託するとき」等を定めていることによる。すなわち、県が設立した一定の法人（公社）と県が2分の1以上出資している法人については、省略できるとされていることを根拠としている。  OCVBについては、出資割合を実質的に72%とすると、規則の要件には適合することになる。しかしながら、見積あわせは、価格の公正と適正を期すためのものであり、他県等の財務規則においても、団体の性質により合見積が不要という定めはなく、価格の性質により判定しているのが通常のものである（東京都、埼玉県、広島県、宮城県）。委託契約において、より価格の公正を期すためには、沖縄県においても、財務規則の改定をし、見積合せを積極的に行うことが必要であると思われる。	2-58	有	沖縄県財務規則第139条第3項に見積書省略に関する事項が明記されているが、本来2人以上から見積書を取ることが原則であることから、当該規則の省略事項にとらわれず、適切な見積合わせを行っている。	無	措置を講じたといえる。	
3	(財) 沖縄観光コンベンションビューローにおける適正な原価管理が必要 （観光企画課）		現行のOCVBへの包括委託方式の場合、予算主義固有の性格から、受託者側に自発的原価管理の強化や冗費削減を期待することは困難であろう。よって、これに対して、部局担当者や財団内部による再委託費を中心としたコスト管理及び係数分析を可能ならしめる経理システムの構築が望まれる。  誘客事業の場合、事業の目的は明確であるが、そのための手段は定型的に定まっているものではなく、それによる効果も明確でない。沖縄県の場合、特に県経済において観光事業は重要であり、国内外からの観光客誘致は非常に重要な問題であることはいうまでもない。よって、県が率先して当該事業に参画することは大変意義があることである。しかし、一方で県民から託された税を無尽蔵に当該事業に投下されて良い理由はなく、最小の費用で最大の効果を委託者及び受託者は追及する義務がある（自治法第2条13項）  そのために、OCVBは適切な原価管理及びそのための組織作り、それによる見積計算の一層なる厳格化が望まれる。現状では、人件費や共通費の各事業への按分基準が明確ではなく、予算に実績原価を合わせてしまっており、予算と実績との差異が結局は正しく示されていない。しかしながら県から受注した事業に対してOCVBは適正な原価計算を実施し、個々の事業の原価を把握し報告する必要がある。現状のようなトータル原価で考える方法では、原価効率向上の動機づけは生まれにくく、委託者（県）に対して十分な責任を達成していないことになる。	2-59				措置は講じられておらず放置状態であり、早急な対応が求められる。	



平成14年度 措置状況一覧表 委託料及び公の施設の管理委託団体に関する事務執行

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
4	施設管理の再委託契約 (入札)について競争性が疑 わしい実態がある (観光振興課)		OCVBの再委託契約の内、1件4,000千円以上の委託業務について、指名競争入札の実 施状況を検討した結果、特徴として下記の2点が揚げられ、競争性が疑わしいものと なっており、原価低減のためには改善する必要がある。 ①落札価格の予定価格に対する割合はほとんど95%以上である。 ②数回入札を行った場合は、必ず1回目に最低価格の札を入れた業者が契約してい る。	2-59	有	競争入札の原則を徹底するのは当 然であるが、ご指摘のとおり、指名 入札業者が固定化する等の理由によ り、競争原理が機能していないと疑 われる事業については、平成15年 度から次の措置をとるよう改めてい る。 (1) 一般競争入札へ移行する等、 競争原理の確保を図る。 (2) 指名競争入札、見積競争に あっても、概ね10万円未満の契約 を除き、最低10社以上の業者を参 画させるものとする。 (3) 特殊業務や業者が限定されて いる等のため、一般競争入札が困難 な場合、入札にあたっては、仕様書 を明確にし、明確な積算根拠を提出 させるとともに、業務範囲やサービ スの質向上も含めた企画コンペの要 素も導入、価格、質の両面で評価す るシステムを検討する。 (4) 清掃等の単純業務や、技術さ えあれば委託業務遂行が可能な業務 については、個人への委託を積極的 に導入する等、入札への新規参入者 の拡大を図り、競争原理の確保を検 討する。	有 沖縄県 公報 H16.5. 14 第3257 号		(1)及び(2)に関しては措置 を講じたといえる。  (3)及び(4)に関しては措置 を講じたとは評価できず現在検討 中でであり対応が遅い。
5	沖縄コンベンションセン ターの利用状況の向上が 必要 (観光振興課)		沖縄コンベンションセンターは昭和62年開館以降、催物件数はH5～H11まで約400件 前後で推移し、H12,13は500件を超えた。これは、大会議室2が平成12年5月に新規開 館したためである。また、入場者数は、H2以降70～80万人で推移し、H13は67万人、 H14は63万人と会議室新設にもかかわらず減少している。県外入場者数は5%で推移し ており、かなり低い状況にあると思われる。稼働率は全体(施設1件でも稼働の場合 は稼働とみなした場合)では約9割前後であるが、個別の棟室では約4～6割で推移 している。中小会議室はやや低く4割程度となっている。最大使用料収入(低めに算 定)からみると、約50.8%なる。 観光客数に単純に比例するものではないが、観光客数の大幅伸びに比して、セン ターの利用は、全体として横ばい状況にあり、悪いと言わざるを得ない。県外者の参 加する大会等を優先するという配慮から、県内利用を促進する方策を積極的に採 っていないということで、「待ち」の姿勢が強く感じられる。何らかの工夫により利用 の工場を図る必要がある。	2-60	有	・利用率の向上を図るため、県外・ 国外利用者の数値目標を設定すると ともに、割引料金を設定する等、誘 致活動を強化する体制仕組みを構築 した。 ・稼働率の算定方式について、見直 した。 ・月2回の休館日(第2,4火曜 日)を廃止した。	有 沖縄県 公報 H16.5. 14 第3257 号		措置を講じているが制度の定着 までさらなる努力が求められる。
6	施設(沖縄コンベンション センター、万国津梁館)の 収支改善が必要  ①沖縄コンベンションセン ター (観光振興課)		支出が収入により半分も賄えない状況にあり、多額の支出超過と、さらに投資額108 億円を考慮すると、多額の県民・国民負担となっている。非営利事業のため利益を出 す必要はないが、支出の大部分を収入によりカバーする努力が必要である。 収入については国際会議等の誘致はもとより県内利用の積極的推進、周囲の同様の 施設を考慮した使用料の見直し等が必要であると思われる。県との契約書では「誘致 活動等の業務」が明記されているが、広報宣伝費の少なから誘致活動の不足が伺え る。 支出については、外部委託の維持管理費が66%、人件費26%となっており、今 後の修繕費等の発生も多額になることを考えると、外部委託の派遣者数・常勤の職員 定数の見直し、また、指名競争入札の実施等を通じた更なるコスト低減が必要であ る。	2-61	有	・収支均衡を実現するため、経営改 善計画の策定を行った。 ・平成18年度からは、指定管理者制 度活用した運営を行っており、H21 現在、収支率は改善している。	有 沖縄県 公報 H16.5. 14 第3257 号		措置を講じたといえる。
	②万国津梁館 (観光振興課)		同館は、開業から2年目であり、日数からみた稼働率は4.5%。なお、使用料の対 象となっているのは会議棟のみである。最大使用料を全日利用の単価で計算してみ ると62,630千円、実際の使用料(減免前)は24,139千円であり、38.5%と若干 低くなるが極端な差はない。 しかしながら、収支状況はH13で107,633千円の支出超過で、委託料支出の2割弱を カバーしているにすぎない。H14は約12,000千円程度の収入見込みとのことであり、 1割弱の補填にしかならず極端に悪いと言わざるを得ない。 支出については、外部委託の維持管理費が55%、人件費33%となっており、外部委託 の派遣者数・常勤の職員定数の見直し、また、指名競争入札の実施等を通じた更なる コスト低減が必要である。		有	・収支均衡を実現するため、経営改 善計画の策定を行った。 ・平成18年度からは、指定管理者制 度活用した運営を行っており、H21 現在、収支率は改善している。	有 沖縄県 公報 H16.5. 14 第3257 号		措置を講じたといえる。

平成14年度 措置状況一覧表 委託料及び公の施設の管理委託団体に関する事務執行

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
7	事業目的が達成されたかどうかの事業評価・報告が必要 (観光振興課) (産業政策課)		委託事業はそれぞれ目的をもって実施されたものであり、当然にその報告はなされている。しかしながら、その報告は実際の行動及び費消した金額についての報告に留まっており、なおかつ不十分なものが多い。目的に照らし合わせた事業実施の評価が必要である。県としても、そのような評価を求め、また、県としての再評価が必要である。 委託事業別には以下のとおり。 ・旅の案内人事業 空港内のタクシーの指導記録や各観光協会に派遣した人材からの各月の報告はあるが、どのような情報提供を行ったのか、ボランティアガイドのネットワーク化をどう図ったのか等の詳しい報告はない。また、実施状況を踏まえ、事業目的を達成するためにどのような改善点があるのか、観光客のニーズはどうかなどの自己評価・報告はなされていない。 ・観光従業員資質対策 実施したセミナーのレジュメ等は報告されているが、事業目的を達成するためにどのようなセミナーを実施することとし、実施先をどういう選考で選び、セミナー参加者が何名で、参加者の意見はどうだったのか、今後の改善点はどこか等の詳しい報告はなされていない。 ・産業新生アクションプログラム 「アクションプログラム」報告書の評価、改善点は十分に検討されているか。どのように「沖縄振興計画」「沖縄県総合計画」に反映されたのか不明である。	2-64	有	・旅の案内人事業：毎月各所の人材から報告書を提出させている。（平成16年度に事業終了） ・観光従業員資質対策：平成15年3月に「観光従事員等資質向上事業報告書」を作成し、指摘された点について報告した。（平成14年度に事業終了） ・産業新生アクションプログラム報告書に盛り込まれた現状分析、課題、展開方向を参考にして、沖縄産業振興のための基本的課題、施策の推進方向等を内容とする「沖縄県産業振興計画」を平成14年10月に策定したところであり、現在は、「第3次沖縄県産業振興計画」に基づき、施策を推進している。	有 沖縄県 公報 H16.5. 14 第3257 号		事業終了のため事業報告で対応済であるが、事業の総括は必要である。
8	会計帳簿等の電算化が必要 (沖縄コンベンションセンター) (観光振興課)		OCVBIにおいて、備品購入品費・修繕費の補助簿を調査したが、いまだ手書・手計算で行われている。 また、稟議書綴りの目次についても、手書であった。市販の表計算ソフトを用いれば、能率よく正確に同様の業務を行うことができると思われる。事務効率等のための電算化が必要である。		有	使用申し込みから利用料金請求及び精算等にかかる事務について、電算化し効率化を図った。	有 沖縄県 公報 H16.5. 14 第3257 号		措置を講じたといえる。
9	委託料の減額交渉及びその過程の明確化が必要 (商工振興課)		大部分の委託事業において、契約金額と見積金額がほぼ同じであり、委託先が予算に合わせた結果がそのまま反映されている。また、相見積りを取るのが本来であるが、「特別の事情」により一つの見積りの場合でも、通常は見積書を何回か検討し交渉した結果として契約金額がきまるものである。実際には交渉が行われたケースもあり、最終的な見積りを書類として残しているのかもしれないが、減額交渉の過程は明確にのこすべきである。 予算内ということで、減額交渉が行われていないとしたら問題である。一旦決まった予算でも、その範囲内で歳出をどう抑制するかという視点は必要であろう。民間企業の場合、支出予算はどうか削減したかも評価されるが、官の場合は予算を消化しようという意識が強く、そのことが財政改革の大きな足かせになっていると言われており、是正すべきである。ゼロ精算も同様である。	2-64		委託料の超過額については、受託団体である(社)沖縄県工業連合会の負担となることから、県への実績報告を実際の超過額を明示して実績報告を行うよう改善する。	有 沖縄県 公報 H16.5. 14 第3257 号		商工振興課は措置を講じているといえるが、他の課は未対応となっている。
10	事業の民間委託の促進が必要 (商工振興課)		産業まつり推進事業費（(社)沖縄県工業連合会 14,940千円）については25年続いている事業である。県としても委託費を削減し開催当初の半分程度となり、参加企業等による民間負担が3分の2以上となっているようであるが、ここ10年程は、景気の影響も受け、入場者数も過去に比べると減少している。この種のイベントの効果は計数的に明確でない場合が多いが、過去に比べると類似のイベントが増加したことや、長期に同じ形で実施することのマンネリ化による低迷も考えられ、一般的な「産業振興に資する」ということだけでなく、アンケートの実施や表彰したことによる効果の計測等、事業効果を具体的に明確にする努力をし、事業の運営方法や事業そのものの実施の見直し等を検討する必要があると思われる。	2-64	有	産業まつりについては、民間活力を活かしながらより一層効果的な事業実施を図る必要があるとの観点から委託先も含めた関係機関により検討を行った結果、沖縄の産業まつりについては平成16年度より、宮古及び八重山の産業まつりについては、それぞれ平成15年度及び平成19年度より、事務局をそれまでの県主導から、民間主導開催へ移行して実施している。その結果、内容の充実が図られ、来場者数や販売額の増加など成果があがっている。県としては、今後も引き続きより効果的なイベントが実施されるよう支援していく。	有 沖縄県 公報 H16.5. 14 第3257 号		措置を講じたといえる。

平成14年度 措置状況一覧表 委託料及び公の施設の管理委託団体に関する事務執行

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する H22年度包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	
11	II 福祉保健部 県立福祉施設に係る県の 負担を明確にする必要が ある  (福祉・擁護課)		<p>県立福祉施設について、県は事業団に対して委託料を支払っており、一方、その施設に係る収入は県に直接、民生費負担金・民生使用料・民生費国庫負担金等の歳入として計上されている。よって、県の負担額は支出した委託料からこの歳入額を控除した額となる。</p> <p>県立で運営していることによる余分な負担額を明確にする必要がある。そうすることによって、不効率な部分の改善が可能になると思われる。普段から、そうした県の最終的な負担額を明確にし、それをいかに低減するかという視点が欠けていると言わざるを得ない。</p>	2-65					民営化で措置済。
12	県立福祉施設の民営化の促進 を  (福祉・擁護課)		<p>社会福祉施設は全国的に公営よりも民営の方が多くあり、沖縄県も県営施設(事業団委託を含む)の民営化の促進を検討すべきである。</p> <p>公営による最大の欠点は、経営効率化による採算を追求するという視点が無いこと、硬直的な公務員給与制度により人件費の高騰がそのまま放置されるため、かなりのコスト高となることである。</p> <p>人件費が委託費の大部分を占める背景には、そこで従事する職員の給与算定基礎が、県職員に準じていることや年齢構成の高さなどにある。義務的経費である人件費の高さは、運営費の硬直化を招いており、施設の修繕等、必要な項目に財源を振り向けられなくなっている。</p> <p>経済不況が長期化し民間の会社等では経営悪化をなんとかしようと、大リストラ時代となっている。その中心的な対策は人件費削減であり、雇用確保のためには給与カットも当然のこととなってきている。県の財政状況も悪化している中で、民間社会法人への委託を促進する必要があると思われる。</p>	2-69					民営化で措置済。

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のページ 数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	
1	長期延滞未収金について 【県立病院課】	款：病院事業収益 項：医業収益 目：入院収益・外来収益等 (平成22年度予算には該当なし)	①長期滞納先に関して、回収率が極端に低下する1年半～2年を経過した滞留先については、病院管理局で一括管理・回収(法的措置を含む)を、外部委託を含めて行った方が能率的である。	1-57	無	【外部委託】については、平成18年度2月から債権回収サービス業者と委託契約を締結し、平成19年度は全県立病院で回収委託をおこなっている。 また、平成20年7月から未収金発生初期段階における債権回収委託(サービサー)を北部病院で実施しており、平成21年度からは中部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院、八重山病院の4病院にも導入している。 【法的措置】については、平成15年度から支払い督促を申し立てており、平成22年7月末までに412件の支払い督促を申し立て、うち267件の債務名義を取得している。 強制執行は、平成19年度において、北部1名、八重山1名の債務者について強制執行手段として、債権差押命令申立てを実施した。	無	一括管理については、各病院が効率的に業務を行ううえで困難と考えている。	措置を講じたといえる。しかし、タイミングが遅い。 公表がなされていない。 指摘・意見の趣旨は、実効性ある回収措置を講じることにある。そうだとすると、債権回収委託や法的措置に踏み込んでいる以上、一括管理を採用しなかったことが、不当とはいえない。しかし、一括管理を採用しなかった理由について、何も回答していない点は問題である。
2		款：病院事業費用 項：医業外費用 目：雑損失	②長期滞納者に関して、本人が死亡しており、保証人がいない場合でも、時効期間の5年を経過しないと償却をしていない例が見られた。この様な確実に回収が望めない滞納者の場合は、早期に不能欠損処理をすることを検討する必要がある。	1-57	有	当該債権については、沖縄県財務規則第52条第6号により、不能欠損処理を実施している。 平成17年度の最高裁判決により、公立病院の個人医業未収金等の債権の消滅時効の捉え方が、公法上の債権(5年、時効の援用の必要なし)から、私法上の債権(3年、時効の援用が必要)へと変更になったことに伴い、時効消滅による不納欠損が、減少している。 【平成21年5月22日号外第19号】公表	有		措置を講じたといえる。 公表がきわめて遅い。平成15年度の指摘・意見に対する措置公表が、何と5年後になされている。 包括外部監査への対応に問題がある。
3	人件費について 【県立病院課】	款：病院事業費用 項：医業費用 目：給与費	①医師の初任給調整手当に関して、沖縄県全体を離島その他へき地とする根拠は見いだしがたく、再検討の余地がある。	1-57	なし			医師不足等の中、初任給調整手当のエリア区分に差を設けることは困難と考えています。	措置を講じたとは評価できない。 いつ検討されたのか、時期が不明。 (どういった形で検討されたのか、それとも検討もされなかったかについても不明瞭)。「医師不足等」という抽象的な概念から、具体的な検討を回避しようとするものである。公共性を理由として非効率・不合理性を温存させている。
4		款：病院事業費用 項：医業費用 目：給与費	②勤勉手当に関して、給与条例、期末手当等規則では、任命権者が一定の範囲内で定めると規定されている。ところが、實際上全員同じ成績率が適用されている。条例等に沿った運用ができるのではないかと。	1-57	なし			包括外部監査意見も参考に、勤勉手当の成績率の運用ができるよう評価制度を整備し、具体的な運用できるよう取り組みます。	措置を講じたとは評価できない。 いつ具体的な運用について実行されるのか時期が不明。 そもそもこれは指摘事項である。対応がきわめて遅い(平成15年度指摘。平成22年度になっても措置なし。公表なし。)

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペー ジ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
5		款：病院事業費用 項：医業費用 目：給与費	③特殊勤務手当に関して、たとえば夜間看護師等手当が給与条例第21条の要件を充たすものか、再検討する必要がある。	1-58	なし			特殊勤務手当制度については、包括外部監査意見も参考にしながら、平成21年度に関係労働組合に対し、給与見直しに関する協議開始を提案した。（現在協議中）		措置を講じたとは評価できない。 検討プロセスが示されているし、時期についても明示しているのは妥当である。 しかし、対応がきわめて遅い（平成15年度指摘。平成22年度になっても措置なし。公表なし。）。
6		款：病院事業費用 項：医業費用 目：給与費	④給与に関して、一定以上の効果に貢献した担当者又は組織に対して、相応の見返りを与える仕組みを作るべきである。たとえば、能率給の導入、勤勉手当の弾力的運用、給与体系の抜本的変更。地方公営企業法全面適用も検討課題である。	1-58	なし			包括外部監査意見も参考にしながら、平成21年度に関係労働組合に対し、給与見直しに関する協議開始を提案した。（現在協議中） なお、県病院事業は平成18年4月1日から、いわゆる全適企業へ移行した。		措置を講じたといえる。 地方公営企業法を全面適用したのだから、その平成18年度で、この点には措置があったとして、公表すべきだった。手続に問題あり。  給与体系の抜本的見直しについては、対応がきわめて遅い（平成15年度指摘。平成22年度になっても措置なし。公表なし。）。 検討プロセスと時期について明示している点は妥当である。
7	退職給付債務について 【県立病院課】	款：病院事業費用 項：医業費用 目：給与費	①地方公営企業法施行令第9条第6項には健全な会計処理がうたわれている。県病院事業財務規則第123条には、退職給与引当金の計上について規定がある。沖縄県病院事業会計において、退職給与引当金を計上すべきである。	1-58 1-59	無			総務省の地方公営企業会計制度等研究会の報告書に基づく新公営企業会計基準の導入が見込まれており、平成25年度を目処に退職給付引当金を計上する予定である。なお、平成21年度末で同引当金は37,185,729円である。		措置を講じたとは評価できない。これは指摘事項である。この指摘事項に対する対応がきわめて遅い（平成15年度指摘。平成22年度になっても措置なし。公表なし。）。 しかも、計上される予定は何と平成25年度。10年間も実質上放置されている。

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のページ 数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	
8	材料費について 【県立病院課】	款：病院事業費用 項：医業費用 目：材料費	①薬品の滞留がある。病院管理局において、各県立病院の滞留に関する情報を共有化し、必要に応じた転送、消費が望まれる。	1-59	有	薬品の滞留への対応については、監査の指摘に基づき、平成16年度から各県立病院間において、期限切れ見込み薬品、不要薬品の情報を共有し、必要に応じて転送。消費している。 なお、平成20年度には、県立病院課による一括見積りに併せて、全県立病院の採用品目一覧表を作成しているため、当該一覧表を活用することにより、他県立病院の採用品目を把握でき、よりスムーズな転送が可能となっている。 【平成20年5月23日号外第22号】公表	有		措置を講じたといえる。指摘に対して、すみやかに措置がとられている。 ただし、この点について公表はなされていない（または平成20年公表？）。
9		款：病院事業費用 項：医業費用 目：材料費	②診療材料の購入に際し、単独の見積もり提示となっているものがある。単独見積もりは例外とし、それしか得られない場合は合理的理由を検討すべきである。	1-59 1-60	有	各病院における見積もりや、平成13年度から県立病院課において実施している一括入札においては、単独見積もり・入札の提示も多く見られたため、監査の指摘に基づき、平成18年度から、材料統一を図ることによるスケールメリットを生かしつつ、広く見積もりを受け付けるため、診療材料規格統一化委員会を立ち上げ、県立病院課における統一材料の一括入札を実施し、低廉購入に努めてきた。 平成19年度から、外部民間コンサルタントを活用した診療材料費縮減プロジェクトを実施し、低廉購入に努めてきた。 その手法は、県立病院課において、各県立病院が採用している材料情報をとりまとめ、一括見積もり合わせに付し、複数の会社から見積もりを徴し、最低価格を提示した会社と契約を締結している。 なお、年度途中で新規採用する品目については一括見積もりから外れるため、2社以上の見積もりを徴するように各病院を指導しているが、診療材料分野においては、業者が限定され単独見積もりとなる品目が少なくないため、外部コンサルタントから得たベンチマーク情報を基に価格交渉を実施したり、同種同効品の提案を受け付け、メリットがある場合には切替を検討している。 【平成20年5月23日号外第22号】公表	有		措置を講じたといえる。 ただし、対応はやや遅い（平成15年度→平成18年度、平成19年度）。公表もやや遅い、と思われる。 措置の内容については、具体的かつわかりやすい説明がなされている。
10	減価償却の開始時期 について 【県立病院課】	款：病院事業費用 項：医業費用 目：減価償却費	資産を取得した年から月割償却するよう会計方針を変更することが望まれる。	1-60	無			内部検討の結果、過年度との比較分析の観点から、財務規則に基づいて取得の翌年度からの減価償却を継続することとし、会計ルールの変更は実施していないが、今後は、新公営企業会計基準の導入に合わせ、月割償却する方針で検討している。	措置を講じたとは評価できない。



平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペー ジ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	
11	医療機器の稼働状況 管理について 【県立病院課】	款：病院事業収益 項：医業収益 目：入院収益・外 来収益等 (平成22年度予算 には該当なし)	各病院の責任者は、高額医療機器に関して定期的に稼働状況を把握することが望ましい。そして、利用率の向上の方策を検討することが有用である。具体的には、高額医療機器が有効に利用されている場合、定期的なカンファレンス等の場で現場医師等に報告し、有効利用されるような意識づけを行う。利用率が低下している場合は、迅速な対応を考える。	1-60 1-61	有	1 平成18年11月に「今後講じる措置の予定」表を作成。 2 高額医療機器については、次年度の予算要求において、稼働計画（年間〇〇件、〇〇時間）等を報告することとした。 3 各病院の現在の対応状況は次のとおり。 ① 北部病院：月に一度定期的に開催している経営健全化委員会でMRI・CT等の使用件数の推移を年度別・月別に分析し、稼働状況の把握や業務の効率化に取り組んでいる。 ② 中部病院：業務月報等で常時、稼働状況を把握、実態としては、高額医療機器の殆どがほぼフル稼働の状況であり、慢性的に予約待ちの患者を多くかかえている。むしろ需要に対して機器整備が全く追いついていないのが現状。 ③ 医療センター：高額医療機器については、開院した平成18年度以降月別の検査件数について把握。 ④ 宮古病院：毎月、機器の利用件数、人数を集計している。また、利用目標（各月平均）を年度当初で計画し、目標達成を進めている。利用状況については、院長ヒアリング（上半期・下半期）や医局会に必要な応じて報告している。地区内の開業医に対しては地域連携室を通じて情報提供に努め、共同利用を促進している。 ⑤ 八重山病院：毎月、機器の利用件数、人数を集計している。また、利用目標を年度当初で計画し、目標達成を進めている。地区内の開業医に対しては地域連携室を通じて情報提供に努め、共同利用を促進している。	無		措置を講じたといえる。各病院毎に具体的な対応がとられている。しかし、包括外部監査への対応がやや遅い（平成15年度→平成18年11月）。措置が、実質上なされているのなら、公表すべきである。

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペー ジ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	
12	一般会計繰入につい て 【県立病院課】	款：病院事業収益 項：医業外収益 目：他会計補助金 等	①早急に一般会計繰入基準（積算基準）と財政課による査定基準間の不一致及び不確実性を解消し、一般会計が負担すべき負担金や補助金を明確化する必要がある。	1-61	有	監査の結果に基づき、平成16年度当初繰入金から、財政課と協議の上、総務省繰出基準の解釈について一定のルールを定めた。	有		公表の時期等詳細の記述がない。 包括外部監査への対応は迅速である。  しかし、措置を講じたとは評価できない。監査手続において、その後の運用が恣意的であることが判明した。 これでは意見が骨抜きになっている。 重大事項であり、内部のチェック体制が大幅に問題があるか、組織的なら、チェック自体が機能していない。 本事例は措置がされたとして、公表もしたあと、業績悪化等別の事情から、運用が恣意的になされ、繰入基準の制度自体が機能不全になった。いくら措置がなされても、その後元の悪い状態に戻るようなら、組織のあり方とチェック手続にほとんど信頼がおけないことになる。重大な監査リスクが明らかになったと考える。 沖縄県自体に、もし内部牽制のしくみがある、と主張したいならば、猛省と早急な対処が望まれる。
13		款：病院事業収益 項：医業外収益 目：他会計補助金 等	②法17条の3に基づく補助金は、病院事業（特別会計）にとって不可抗力的、臨時的そして異常な原因から発生した費用であり、理由は厳格に解されなければならない。よって、監査の結果に記したように、統括管理費として一括して措置化された補助金は避ける必要がある。	1-61	有	平成16年度繰入金から、それまで一括して措置されていた統括管理費は廃止した。	有		措置を講じたといえる。実質的には、包括外部監査への対応は迅速である。 公表の時期等の詳細の記述がない。

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のページ 数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
14		<p>款：病院事業収益 項：医業外収益 目：他会計補助金 等</p>	<p>③査定基準と積算基準との整合性は必要であるが、同時にそれぞれの具体的な基準の理論的合理性も当然追求していくべきである。 救急医療に関する経費については、①医師の待機費用：宿直手当全国平均17,000円で計算しているが、全国平均を採用する合理的理由が見当たらない。なぜならば、医師等の人件費は既に厳格に規定され、各病院の裁量の範囲内におさまる代物ではないからである。 ②看護師の待機費：看護師についても医師の場合と同様で、夜間勤務手当のみ措置の合理的根拠に欠ける。③空床確保の費用：空床確保に伴う機会費用を認識しているようであるが、その場合ならば、入院収益からそれにかかる薬品代等の直接費用を控除した金額を基にして、空床確保経費とすべきである。 結核病院の運営に関する経費については、①医師の時間外手当：全国平均に置き換える根拠が乏しい。②物件費に関して：少なくとも材料費については、全体の病床数×病床利用率と結核病床に関する病床数×病床利用率の比率で按分するほうがより合理的であろう。 医療に要する経費については、①給与費について、時間外手当は医師一人あたりの診察時間を全国平均時間で計算すべきである。②委託費の按分に関して、高度医療患者数比率で按分するのが合理的である。積算基準では、面積按分になっている。③減価償却費のうち1/3は少なくとも経費として按分してよいのではないか。④材料費は直接把握可能ではないか。 附属診療所の運営に要する経費については、①企業債元利償還額の2/3は、その他経費から除かれるべきである。②診療所の維持のためには、医師等派遣応援は必要であり、国庫補助はあるものの、それを超えて発生する部分についてまで、査定がこれを除外した理由が見当たらない。</p>	1-61～ 1-63	有	<p>平成16年度繰入金から、査定基準と積算基準の整合を図るため積算ルールを定め、医師の宿直手当を全国平均で計算するなどの合理的理由が見当たらない方法は廃止し、直接経費の計上と間接経費の按分計上等、合理的な方法により積算することとした。</p>	有			<p>公表の時期等の詳細な記述はない。一見対応は迅速のように見える。</p> <p>しかし、措置を講じたとは評価できない。番号12で指摘したように、実際は、恣意的な運用がなされている。</p> <p>監査リスクは、きわめて大きい。 救急医療経費①、②、③、結核病院運用経費①、②、高度医療経費①、②、③、④、附属診療所運営経費①、②について、各別に回答すべきである。</p> <p>さらに、いったん定められた手続等の措置が恣意的な運用に骨抜きされていないか、沖縄県自らが検証する必要がある。</p>

平成15年度 措置状況一覧表 沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について

番号	項目	予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペー ジ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
						講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
15	診療科別原価計算の 導入が必要である 【県立病院課】	(平成22年度予算 には該当なし)	診療科別原価計算の導入が必要である。	1-63 1-64				(株) アプリシアにより、平成16年9月～平成17年3月まで、北部病院、中部病院、宮古病院の3病院に調査に入り最終的に北部病院・宮古病院について診療科別原価計算を行なった。 現在、医療センターについては、医事会計システムに関連システムが附属しているが、他の県立病院については、新たにシステムを導入する必要がある。 当該指摘事項を実施するためには、調査内容から、病院全部門において、多大な時間、労働コストが必要となり、現在の所、活用することは困難である。		措置を講じたとは評価できない。包括外部監査に対する対応は、一応なされた、と思われる。しかし、憐アプリシアの成果に対して、なぜ措置をおこなわないことにしたのか、その理由が理解できない。公表もなし。 コンサル会社が原価計算ができたなら、外注委託さえしたら、完全とはいえないにしろ、原価計算ができる。県立病院の実情を分析できるはずである。 できないというための（「ためにする理由づけ」）方便として、コスト増といっているにすぎない。そうでないというのであれば、現存の制度のメリットが、デメリットを上回ることの根拠を明示すべきである。

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
1	商工労働部	1 交付規程等に定める様式で書類を作成することが必要である	2-16～	有	交付規程に定める様式を使用し改善した。	有 【平成17年5月17日付沖繩県公報第3357号P37～38】		措置を講じたといえる。
		2 実績報告書と検査調書の作成順序を規則等に合わせる必要がある	2-17	有	実績報告書と検査調書の作成順序については、補助金規則等に沿った対応に努めている。 (平成15年度より検証) OCVB運営事業費(観光企画課) (平成16年度より検証) 研究開発費補助事業(新産業振興課) 情報通信産業振興支援事業(情報産業振興課) 組織化指導事業(経営金融課) ちゅら島観光地形成推進事業(観光振興課)  (平成19年度より検証) OCVB補助事業費(平成17年度に現在の所管課(観光企画課)へ移管)  ※別添資料参照	有 【平成17年5月17日付沖繩県公報第3357号P37～39】		措置を講じたといえる。
		3 検査調書の日付が実態に即していない		有	検査調書は、実態により作成するよう配慮している。	有 【平成17年5月17日付沖繩県公報第3357号P37】		措置を講じたといえる。
		4 消費税に対する取扱いが明確でない(精算による返還、交付規程等への明記)		有	補助金の交付先の状況に応じて、補助金交付要綱等に適切な取扱いを定めるよう配慮している。	有 【平成17年5月17日付沖繩県公報第3357号P37】		措置を講じたといえる。
2	【観光企画課】	1 遂行状況報告書の提出が必要である	2-19～	有	4半期ごとに遂行状況報告書を提出している。	有 【平成17年5月17日付沖繩県公報第3357号P37】		措置を講じたといえる。
		2 補助金で購入した固定資産について現物確認を行う必要がある。		有	備品台帳を整理し確認を行なっている。また、今年度についても年度末に任意で行なう現地検査において、確認を予定している。	有 【平成17年5月17日付沖繩県公報第3357号P37】		措置を講じたといえる。
3	【観光振興課】	1 観光イベント振興事業費、クリーン推進事業について、観光振興事業補助金交付規程においては、四半期ごとに遂行状況報告書を知事に提出することになっているが、提出されていない。交付規程に従った遂行状況報告書の提出が必要である。	2-20～	有	平成16年度より交付規程どおり四半期ごと遂行状況報告書を提出させ改善した。	有 【平成17年5月17日付沖繩県公報第3357号P38】		措置を講じたといえる。
4	【工業・工芸振興課】	1 TTC研究開発費：固定資産について、固定資産管理台帳に従った管理がなされていない。		有	固定資産管理台帳を作成し、適切に資産管理を行っている。 研究用備品等の固定資産に対する保険については、平成17年度より火災保険に加入している。また、高額機器については保守契約を締結している。	有 【平成17年5月17日付沖繩県公報第3357号P38】		措置を講じたといえる。
		伝統工芸産業振興事業費：交付規程に従い補助事業着手届を提出する必要がある。		有	補助事業着手届の提出については、今後提出するよう改善を図る。 当該事業については、財団法人沖繩県工芸振興センターが所管していたが、同財団は、平成18年4月28日付けで解散した。【平成17年5月17日付沖繩県公報第3357号p38】			措置を講じたとは評価できない。 措置をするのにさほど時間を余すとは考えられないから、事実上放置に等しい。

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
5	【産業貿易課】	1 産業振興公社・台北事務所及び福州事務所運営費：海外事務所の経費全件について、上長は支出を証明する原始証憑を受領、査閲していない。	2-24	無	<p>台北事務所においては課税対象から除外されているため原始証憑を本社あて郵送している。</p> <p>財団の会計事務は、沖縄県財務規則に準じて作成された「財団法人沖縄県産業振興公社財務規程」に基づき行われている。海外事務所における会計事務はさらに「財団法人沖縄県産業振興公社海外事務所会計処理要領」に基づいて行っており、支出に際しての原始証憑の査閲は（出納員である）海外事務所長が行うこととなっている。（以上、平成17年5月17日公報登載）また、現在は「財団法人沖縄県産業振興公社事務決裁規程」において100万円未満の執行および支払いに関することは海外事務所長の専決事項として規定されており、原始証憑の査閲は海外事務所長の権限で行われるものとして取り扱っている。</p> <p>県補助金規則に基づく県の審査水準については、県財務規則第209条第1項ただし書き及び同条第2項に準じ、海外事務所長が原本証明を付した支出調書と証拠書類の写しを提出させるよう財団に指導を行った（平成17年5月17日公報登載）が、現時点で徹底されていない。今後、あらためて指導を行っていく。</p> <p>なお、台北事務所については、現地での事務所に対する税務調査等がないため、原始証憑は本社にて保管されており、補助金確定の審査の際確認しているが、福州事務所については、現地での税務調査に備え、原始証憑は当該地に保管することが現地税務当局から求められており、補助金確定審査の際は写しを検査せざるをえない実情がある。</p>	有 【平成17年5月17日付沖縄県公報第3357号P39】		措置を講じたといえる。福州事務所については、所管課の説明にも頷ける点があり、不当とはいえない。



平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
		海外活動調査費の旅費日当の支給が不合理であり、精算する必要がある。	2-24	有	<p>沖縄県産業振興公社では、平成17年4月に旅費規程を整備し下記のとおり取り扱っている。</p> <p>第5条 海外事務所職員が在勤地域内で出張する際の日当の額は、旅費規程の県内旅行費及び外国旅行費を準用する。</p> <p>2 海外事務所職員が在勤地域内において、日帰り出張を行う際の日当は一日当たり700円とする。</p> <p>3 海外事務所職員が宿泊を要する出張を行う際は、外国旅行費を適用する。 (質問) 精算は行われましたか。行われたのであれば、サンプルを示してください。→平成15年度当時は、沖縄県旅費条例に従って旅費を支給している。当該条例に従えば海外では内国旅行に規定されている県内旅行の規定は適用されず、出発地と同一地域内であっても陸路25km以上であれば旅行先の区分に応じた日当を支給することとなる。また、中華民国においては指摘の丙地方ではなく、県通知に基づき乙地方の扱いをしており、適正であったと判断しているため、当該年度での精算は行っていない。現在は前記した規程に基づき取り扱っている。(別添参照)</p>	有 【平成17年5月17日付沖縄県公報第3357号P39】 【平成18年5月16日付沖縄県公報第3455号P17】		措置を講じたとは評価できない。外部監査人の意見の趣旨は、特地勤務手当と重複していること、内国旅行での陸路に支給される金額より大きいことから、支給が不合理であるというものである。県の対応は、条例や通知に適合しているというだけであり、問題点の認識に落差がある。
		2 海外ビジネス支援事業：産業振興部長の人件費を100%補助金で賄うことは妥当でない。		有	補助金の対象を整理し、現在は各事務所長および現地スタッフのみの人件費を100%負担しており、指摘のあった産業振興部長の人件費は負担していない。	有 【平成18年5月16日付沖縄県公報第3455号P17】		措置を講じたといえる。
6	【雇用対策課】	雇用開発推進機構運営費：基金の取り崩し(執行)について、実績報告を行い、審査を受ける必要がある。	2-25	有	平成17年3月に、平成14年度分及び平成15年度分の取り崩しによる経費支出の状況を報告させ審査したところであり、平成16年度分については、例年提出される財団の事業報告書と併せて報告書の提出があり審査したところである。平成17年度分以降についても引き続き実績報告させ審査している。	有 【平成18年5月16日付沖縄県公報第3455号P17】		措置を講じたといえる。
7	【産業政策課】	産業振興公社運営費：事務所使用料等を面積によって按分しているが、負担関係の根拠が判明しなかった。	2-26	有	面積の按分による支払い方法を改め、現在は、公社運営費から、事務所使用料等を一括して支払っている。	無		措置を講じたといえる。

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
8	福祉保健部	1 補助金の「ゼロ精算」：実支出額について合理的に集計されたものか吟味する必要がある。						措置を講じたとは評価できない。
		2 補助金の検査：補助金額確定に先立つ調査が不十分（チェックリストの作成が必要）						措置を講じたとは評価できない。
9	【医務福祉課】	1 臨床研修医奨学金等補助金：研修期間終了後中・長期的に県内に定着している者をベースに県内定着率を計算すべきである。	2-29	有	<p>県立中部病院の会員名簿（平成15年度）を基に県内勤務医師の割合を確認したところ60.4%であった。なお、それ以降については、会員名簿は作成されていない。</p> <p>また平成22年4月1日現在の県立病院勤務医師のうち、県立病院の研修経験者を調べたところ61.0%であった。</p> <p>当該事業は、県立病院で実施している初期・後期研修医に対して奨学金を支給し、そのうち後期研修を修了した者に対して、離島・へき地等での1年間の勤務義務を課す事により、医師不足地域における安定的な医師確保を目的として実施しております。</p> <p>ご指摘の「県内定着率」に関しては、研修修了後に離島・へき地等での勤務義務を果たした者の割合を表すものであり、正確には「県内定着率」ではなく、「義務履行率」になります。</p> <p>なお、県内定着率の算定については、現在は、個人情報保護法の制約等により、全医師の追跡調査が困難であることから、正確な数値を出すことは厳しいものがあります。</p> <p>中・長期的な医師の勤務状況を把握可能な数値として、県立中部病院の会員名簿（平成15年度）を基に県内勤務医師の割合を確認したところ60.4%でありました。</p>	無		措置を講じたといえる。 平成20年5月23日公報では、「定着率を算定するための調査方法等について、今後検討していく予定である。」とされている。しかし、具体的な検討状況が明らかでない。測定できないものは改善できない。時期を区切って定着率を測定する方法について結論を出すべきである。
		2 医療関係者養成確保対策費等補助金：県が補助を行うことを明記した要綱がない。		有	医療関係者養成確保対策等補助金のうち、指摘のあった看護師等養成所運営事業に関して、県の交付要綱を制定し、平成17年10月25日施行。	有 【H17.5.17付第3357号P42】		措置を講じたといえる。
		平成14年度の本補助金の実績報告についての決裁書の日付の誤り等						

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
10	【長寿社会対策室】	1 軽費老人ホーム事務費補助金：緑樹会の運営規定が改定されていない。入居条件を書面に具体的に記載する必要がある。	2-36		1. 運営規定の改定→平成16年11月1日付で、運営規定を改定した。2. 利用希望の事情の明記→「軽費老人ホーム入苑面接記録表」を改定し、相談内容欄に「(入所条件を記載)」と追記した。			措置を講じたといえる。
11	【障害保健福祉課】	1 沖縄県身体障害者デイサービス事業補助金：事業実施内訳書の記載方法が市町村により区々である。	2-43～	有	補助金交付にかかる提出様式の記載方法について、市町村への周知徹底を図っていく。	有 【平成17年月17日付沖縄県公報第3357号P42】		措置を講じたといえる。しかし、その実施状況について検証がなされているか回答がない。
		2 沖縄県身体障害者等社会活動推進事業補助金：沖縄県難聴・中途失明者協会に対する個人派遣支援事業は、事業費を超えた支出となっている。		有	当該団体への補助金交付額については、当該団体が実施した補助事業総額からすると、事業費を超えた補助金支出とはならないことから、本補助金要綱第5条〔計画変更の承認〕の規定に基づき、当該団体が補助事業の経費の配分変更の申請手続を行い、補助金の再確定を行った。	有 【平成17年月17日付沖縄県公報第3357号P42】		措置を講じたといえる。
		3 児童福祉事業等県費補助金：交付規程の改定がなされていない。		有	「児童福祉事業補助等県補助金交付規程」(昭和48年10月9日告示)については、所管課である青少年・児童家庭課において規程の一部改正を行い、平成16年7月6日で告示されている。また、「心身障害児(者)歯科診療事業補助金交付要綱」を新規に制定、平成16年8月16日から施行し、平成16年度の予算に係る事業分から適用している。	有 【平成17年月17日付沖縄県公報第3357号P42】		措置を講じたといえる。速やかな対応をしている。

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成2 2年度包括外部監査人による 評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
		4 市町村障害者社会参加促進事業：交付申請、交付通知等が交付要綱に従っていない。	2-46	有	交付申請の提出期限については、本補助金交付要綱第5条で「6月末日」と定めているが、ただし書で「知事が特に必要と認めるときはその提出期限を変更することができる」と記している。国の内示が遅れた場合は、このただし書により対応していく。遂行状況報告については、平成16年2月にその規定を一部見直して、実態に即した要綱に改めた。	有 【平成17年月17日付沖縄県公報第3357号P42】	有 【平成17年月17日付沖縄県公報第3357号P42】	措置を講じたといえる。ただし、意見の趣旨は、交付申請が12月になされているものが多いが、それが常態化しているのであれば、交付要綱そのものの見直しが必要ではないか、というところにある。この点について検討されたかが明らかにされていない。
		5 身体障害者福祉工場運営費補助金：従業員の要件が本来の趣旨から外れる傾向にある。	2-46	有	当該施設での従業員については雇用契約を締結しているため、その契約に基づき重度ではない障害者以外の従業員についても雇用は継続している。今後とも監査等により重度障害者を雇用するよう指導する。	有 【平成17年月17日付沖縄県公報第3357号P42】		措置を講じたとは評価できない。厚生省社会局長通知が現実を規律するのではなく、現実が制度を規律している。今なお、この実態を是認しており、規範性の点から問題である。さらに、個別事情を考慮して従業員の要件を伸び縮みさせることは恣意が入り込む。通知それぞれ自体の妥当性を議論すべきである。
		平成14年度の実績報告の精算書の計算に誤りがある。	2-47	有	平成15年度実績報告は下記のとおり精算し、基準額にあわせた確定を是正した。 総事業費 65,671,347円 収入額 9,410,200円 差引額 56,261,147円 要県補助金 47,514,000円	有 【平成17年月17日付沖縄県公報第3357号P43】		措置を講じたといえる。

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成2 2年度包括外部監査人による 評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
12	農林水産部 【みどり推進課】	1 補助率70%が実施要領に明確に定められていない。	2-68	有	監査の対象となった補助金については、事業名称を「緑のふるさとづくり事業」に変更するとともに、緑化推進宝くじ補助事業実施要領を廃止し、新たに補助率1/2を明記した緑のふるさとづくり事業補助金交付要綱を定め、平成15年4月1日から施行したが、平成20年度をもって事業が廃止となった。	有		措置を講じたといえる。
13	商工労働部 【観光企画課】  【観光振興課】  【雇用労政課】	1 補助対象経費に対する補助率・補助額の基準について明らかにする必要がある。①観光振興事業（OCVB運営費）・・・補助率等の基準を明確にすることが望ましい。補助対象の決算処理に合理性が望まれる。②観光振興事業（OCVB事業費）・・・決済等の手続書類上において各事業の補助対象経費に対する県補助率を明示しておくことが望ましい。補助対象経費の削減から補助金額の削減につながるような補助金交付の仕組みについて検討の余地がある。③（財）雇用開発推進機構補助金	2-72～ 2-74	有	①観光振興事業交付金要綱を定めて、観光振興事業補助金交付規程第3条別表に規程する対象経費の詳細を明確にするとともに平成19年度予算から人件費や一般管理費の補助率をより明確にした。また、当該補助金の補助対象となっている沖縄観光コンベンションビューロー収支計算書上の管理諸費（役員給与・一般管理費）について、人件費であれば補助対象人員、一般管理費であれば各事業で負担する割合をあらかじめ定めて補助対象の範囲を明確にしている。	有 【平成20年5月23日付沖縄県公報号外第22号P7】		措置を講じたといえる。しかし、改善措置を講じるまでの期間が長すぎる。
				有	②OCVB事業費：平成15年度事業実施においては、交付申請時に補助率は90%だったが、決算において事業費が予算額を下回ったため、精算手続きを取った。（当該事業は、現在観光企画課の所管である）	有 【H17.5.17付沖縄県公報第3357号P38】		「補助対象経費の削減から補助金額の削減につながるような補助金交付の仕組み」については対応措置がとられていない。しかし、意見の内容が抽象的であり、対応措置を講じないこと自体不当とは言えない。
				有	③（財）雇用開発推進機構に対する基金造成のための補助は、平成13年度までに終了している。また、現在、新行財政改革プランに基づき機構に対する県関与の廃止も含め、抜本的な見直しを図っているところである。しかしながら、今後基金造成が予定される場合は補助率・補助額の基準を明確にした。	有 【平成20年5月23日付号外第22号沖縄県公報】		措置を講じたといえる。

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
14	【産業政策課】	2 遂行状況報告書の提出についての取扱を統一する必要がある。	2-74	無		無	遂行状況報告書の提出について、統一的な考え方の検討がなされたか、これまでの経緯は把握できず。各補助金の性質が異なることから、それぞれ必要に応じて補助金交付要綱等に遂行状況報告書について定めている。	措置を講じたとは評価できない。しかし、所管課の意見にも頷ける点があるので、見解の相違といえる。
15	【観光振興課】	3 台風時観光客対策事業に対する補助金の使途について適切に対応する必要がある。例、台風時観光客対策目的のみとは言い切れない消耗品費の年度末における購入。現実的で妥当性の高い執行計画を策定する必要がある。	2-74 2-75	有	執行計画等について十分に検討し、適切な事業を実施している。	有 【H17. 5. 17付沖縄県公報第3357号P40】		措置を講じたといえる。
16	【観光企画課】	4 退職派遣職員の給与等に対する100%補助は見直す必要がある。	2-75	有	平成17年度限りで当該団体に対する補助金を廃止したところである。	有 【平成22年12月24日付沖縄県公報号外第38号P2～3】		措置を講じたとは評価できない。2年経過して補助金が廃止されたことをもって対応したと主張するだけなら、包括外部監査への対応に問題がある。 5年近くも経って公表の段取りをしている点は住民による監視機能という点からすると、問題である。
17	【観光振興課】	5 観光イベントの補助継続が長期にならないように留意する必要がある。	2-75 2-76	有	交付基準を「原則として最長3年間を限度として」を、「最長3年間として」に改正し、同一イベントに対し長期間継続した補助金交付を行わないこととした。	有 【H20. 5. 23付沖縄県公報号外第22号P8】		措置を講じたといえる。
18	【観光振興課】	6 観光イベント補助のOCVBに対する実績報告書提出等の手続を迅速に行う必要がある。	2-76 2-77	有	OCVBの事務の進捗をよく把握し、また迅速な事務処理を行うよう促すなど、適切な事務処理に努めている。	有 【H20. 5. 23付沖縄県公報号外第22号P8】		措置を講じたとは評価できない。 実績報告書等の提出が要綱どおりに行われているかどうか、確認するだけの資料の提出がなされていない。



平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
19	【経営金融課】	7 TQM促進事業への補助は見直す必要がある。	2-77	有	当該事業については、事業実績として一定の成果を得たこと、事業主体である財団法人沖縄県産業振興公社の事務を見直したこと及び当該意見を踏まえ総合的に勘案した結果、平成16年度をもって終了となった。	有 【平成21年5月22日付沖縄県公報号外第19号P9】		措置を講じたといえる。
20	【経営金融課】	8 TQM支援委員会のメンバーを見直す必要がある。	2-77	有	当該事業については、事業実績として一定の成果を得たこと、事業主体である財団法人沖縄県産業振興公社の事務を見直したこと及び当該意見を踏まえ総合的に勘案した結果、平成16年度をもって終了となった。	有 【平成21年5月22日付沖縄県公報号外第19号P9】		措置を講じたといえる。
21	【情報産業振興課】	9 情報関連産業支援事業については予定どおり、速やかに終了する必要がある。	2-77	有	情報関連産業支援事業については、平成15年度で終了した。	有 【平成17年5月17日付沖縄県広報第3357号】		措置を講じたといえる。平成15年度で終了することは既定の方針であった。過年度の包括外部監査人はその後押しをしたものといえる。
22	【新産業振興課】	10 補助事業者の代表者に知事が就任していることについては見直しが必要である。	2-78	有	①TTCの代表取締役社長に知事が就任していることについて、今後見直しに向けて検討を行う。 ②株式会社トロピカルテクノセンターの代表者については見直しを行い、平成18年12月をもって知事は退任している。	①有 【平成17年5月17日付沖縄県公報第3357号P40】 ②無 (今後措置状況を報告予定)		措置を講じたといえる。TTCについても、現在は知事は代表取締役の地位にはない。しかし、措置を講じるまでの時間が長すぎる。
23	【新産業振興課】	11 研究開発への100%補助は、委託研究への転換などの見直しを検討することが望ましい。	2-78	有	①TTCにおける研究開発推進のあり方について、効果的な実施及び研究成果の帰属を含めて検討する。 ②研究開発への支援については委託事業も採用し、事業成果は委託者に帰属することとしている。	①有 【平成17年5月17日付沖縄県公報第3357号P40】 ②無 (今後措置状況を報告予定)		措置を講じたといえる。しかし、TTCについては、具体的な検討状況が明らかでない。検討に要する時間が長すぎる。

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
24	【産業政策課】	1 2 交付規程、交付要綱について必要に応じて定めることが望ましい。	2-78 2-79	有	観光振興事業においては、平成15年5月16日に「観光振興事業補助金交付要綱」を制定しており、補助対象経費等について明確に示している。 また、その他補助事業についても同様に、独自の補助金交付規程、交付要綱を定めている。	有 【平成22年12月24日付沖繩県公報号外第38号P3】		措置を講じたといえる。 5年近くも経って公表の段取りをしている点は住民による監視機能という点からすると、問題である。
25	【企業立地推進課】	1 3 補助対象や補助効果をモニタリング又は事後評価をすることが望ましい。	2-79	有	補助対象者へのモニタリングについては、補助要件を逸脱せず継続的に事業を実施しているかチェックに努める。補助効果については、企業が設備投資を行い、換業し、県内居住者を雇用することが補助の要件となっているので、具体的な効果がある。 平成19年に要綱を改正し、財産処分制限について明確にしております。また、補助金を分割して交付することができるように規則を改正しました。要綱及び規則改正後に交付した実績はございませんが、改正の主旨を踏まえ報告書等で確認を行いたいと考えております。	有 【平成22年12月24日付沖繩県公報号外第38号P3】		措置を講じたといえる。 しかし、対応が遅い。 5年近くも経って公表の段取りをしている点は住民による監視機能という点からすると、問題である。

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
26	福祉保健部  【障害保健福祉課】	1 補助金額の算定方法に合理性が乏しいものは見直す必要がある。①心身障害者小規模作業所補助金、②沖縄県身体障害者等社会活動推進事業補助金	2-79 2-80	有	①補助金算定の基礎となる平均利用者数については、他県の補助制度や県財政も考慮の上、適切な算定方法について検討する。 なお、当該障害者小規模作業所補助金は、平成20年度限りで廃止されている。 包括外部監査の監査意見に基づき、平成20年度補助金の額の確定に当たり、補助金所要額精算書の記載事項に関し確認し、当該記載事項の内容を把握し、事業所が支出した経費のうち補助金の対象となる必要経費の部分を詳細に特定する検査を実施した。 ②沖縄県難聴・中途失聴者協会への補助金交付額については、当団体が実施した補助事業総額からすると、事業費を超えた補助金支出とはならないことから、本補助金交付要綱第5条〔計画変更の承認〕の規定に基づき、当団体が補助事業の経費の配分変更の申請手続きを行い、補助金の再確定を行った。			★①について、コメントしづらい。報告書では、固定と変動に分ける方式を案として出しているが、県はこれに直接回答していない。検討結果がどうなったのかを尋ねるか。
27	【国保・健康増進課】	2 補助対象者の要件（所得制限）を見直す必要がある。①乳幼児医療費助成事業補助金	2-80	有	補助金交付要綱を改正し、平成19年10月1日より児童手当法に準じた所得制限を助成要件に加えた。【平成20年5月23日公報（号外第22号）】補助金交付要綱を改正し、平成19年10月1日より児童手当法に準じた所得制限を助成要件に加えた。	有		措置を講じたといえる。しかし、措置を講じるまでの期間が長すぎる。

平成15年度 措置状況一覧表 補助金に関する事務の執行

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置の 有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
28	【障害保健福祉課】	3 利子補助については、借り換え等により、金利の見直し等も可能にする必要がある。①社会福祉医療事業団資金借入金利子補給金	2-80 2-81	有	当該事業は、H14年度から新規は補助対象としていない。そのため、借り換え等を行うと対象外となる。しかし、現在、補助金等の補助率や補助下限額の見直し等を行っており、平成21年度交付分から新しい基準により交付を行う予定である。【平成21年5月22日公報（号外第19号）】  平成21年度より補助対象を10万円より30万円以上、補助率を2/3から3/5に見直し、終期を平成23年度と設定している。	有	・当該事業は、H14年度から新規は補助対象としていない。そのため、借り換え等を行うと対象外となる。	措置を講じたといえる。
29	農林水産部 【糖業農産課】	1 赤字補填の補助金額の算定方法（配分方法）には、経営努力を促す工夫が必要である。①含みつ糖振興対策費補助金	2-81	有	平成15年度より、含みつ糖製造事業者の自主努力が反映されるような算定方法となるよう措置した。	有		措置を講じたといえる。
30	【農村整備課】          【村づくり計画課】	2 施設の整備等は、計画段階で長期的な維持コストも試算し、事業完了後もその利用状況を把握する必要がある。①農業集落排水工事・・・下水道施設、農村集落排水施設、合併排水施設の維持費の比較検討を行った上で、設備の選択を行う必要がある。②農村総合整備事業、③新山村振興等対策事業費・・・整備後の利用状況を調査し、問題があれば指導監督し、有効利用を促進していくべきである。	2-81 2-82	有	①・本事業の施設計画は、供用後の維持管理コストも考慮したものとなっている。 ・事業地区完了後は毎年度接続状況調査を実施しており、接続率の低い地区については「農業集落排水促進連絡会議」等を活用し指導を行っている。  ②・本事業の施設計画は、供用後の維持管理コストも考慮したものとなっている。 ・平成20年度から利用状況の調査を定期的に行っており、より一層の有効利用を図るよう指導を行っている。 ③事業完了の評価については、完了後5年間まで利用状況の報告義務があり、計画未達成地区については改善指導を行っている。	有		措置を講じたといえる。

平成16年度 措置状況一覧表 重要湾港である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査 人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
1	中城湾港新港地区 における港湾・埋 立事業 【港湾課】	(1) 貨物取扱量が低水準であり当初目標を達成できていない要因を排除していく必要がある。 具体的には、①新港整備事業を促進していく必要がある。また、②施設完成までの間、積極的な貨物輸送に関して経済的な支援を行う等の経済的な支援をする必要がある。さらに、③新港地区と那覇港との連携について行政が積極的な役割を果たすべきである。	1-4 1-28～	有	①中城湾港新港地区の東ふ頭は、コンテナ貨物を主として取り扱うふ頭として整備を進めているが、航路及び泊地が未整備なことから利用できない状況にある。企業の立地促進及び取扱貨物量の増加を図るため、関係機関と協力して事業を促進して行く方針である。 ②新港地区背後圏企業から発生するコンテナ貨物は、東ふ頭が未整備なことから那覇港の利用を余儀なくされ、陸上輸送費の増によるコスト増加の原因となっている。こうしたことから、県は企業活動の支援および特別自由貿易地域への企業立地を促進するため、平成16年度よりコンテナ貨物等の出荷個数に応じて助成金を支給している（特別自由貿易地域物流支援事業）。また、中城湾港への定期船の就航を促す取組として、定期船を中城湾港に寄港させる就航実験を行った。その結果、港湾機能を充実するための上屋が必要であることから、上屋の整備を行った。今後とも積極的な行政支援を検討していく方針である。 ③那覇港と中城湾港における機能の分担については両港の港湾計画に位置付けられていることから、今後の整備において、相互に連携を図っていく考えである。	有		措置を講じたといえる。 ③については、具体的な行動がみえない。ただ、意見の内容が概括的であるため、沖縄県が措置を講じていないとまではいえない。
2		(2) 新港地区には、中城湾港（新港地区）整備事業特別会計と中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の二つの特別会計が設けられているが、この特別会計が公営企業という位置づけから独立採算性が求められており、効率性を念頭において特別会計毎にバランスシート等を作成すべきである。 すなわち、①キャッシュフロー計算書により一般会計及び県債発行により全体の事業活動を維持していることがわかり、②損益計算書（業務成果報告書）により、事業の運営経費（人件費、諸経費）を分譲により賄うことができるか否か、③バランスシート（貸借対照表）により事業にかかる財源とその運用の状況、つまり有形の施設、無形のサービスを対比することができる。	1-4 1-30～	無			当該特別会計は、地方公営企業法を適用する事業ではないため、キャッシュフロー計算書、損益計算書、バランスシート等は作成していない。 会計制度の変更は、新たな会計システムの導入や新たな会計制度に精通した人員育成、人員配置等の負担を伴うため、国の方針に基づき取り組む必要がある。 現在、国において地方公営企業会計制度の見直しが行われていることから、その結果を受けて改善を図っていきたい。	措置を講じたとは評価できない。 意見の趣旨は、公共的な目的を達成する場合であっても、赤字体質や非効率を許容してはならないというものである。一般会計からの繰入という県財政への影響も考えると、論点回避の回答と言わざるを得ない。 事業の採算性を検証するためにキャッシュフロー計算書等を作成することは、行政側だけの視点でなく、県民からの視点から検討するうえで重要である。

平成16年度 措置状況一覧表 重要湾港である中城湾港を中心とする沖縄県湾港・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査 人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
3	【企業立地推進課】	(3) 土地の処分計画を促進していくためには、①製造業以外の産業等の誘致も含めた積極的優遇策を積極的に講ずるべきであり、さらに②韓国、台湾、香港等の外国企業を誘致するための積極的な優遇措置も講ずるべきである。	1-4 1-39	有	特別自由貿易地域の立地対象業種は、製造業の他、卸売業、倉庫業、こん包業、道路貨物運送業の5業種となっている。優遇策の拡大等、投資環境の改善については制度改善や税制要求等、これまで国に要望を行っているところである。 台湾、中国、香港においては、沖縄県産業振興公社の事務所を設置し、情報収集や投資相談に対応しているところであるが、立地には至っていない。優遇制度等について国に税制要望等機会あるごとに要求し、投資環境の改善に努めるとともに、製造業の国内回帰といった経済情勢を視野に入れた企業誘致など、効果的な取り組みに努めている。	有 【平成18年5月16日付沖縄県公報第3455号P18】 【平成20年5月23日付沖縄県公報号外第22号P10】		措置を講じたといえる。
4	【企業立地推進課】	(4) 賃貸工場の増設の必要性和効果について疑問があり、賃貸工場の増設については事前の十分な需要把握が必要であり、明確に需要が見込めるまでは当面中止すべきである。	1-4 1-45	有	H21年度事業であるサポーティング産業誘致型賃貸工場建設にさきがけ、工業連合会を通じ需要の確認を行った。(平成21年度)	有 【平成18年5月16日付沖縄県公報第3455号P19】 【平成20年5月23日付沖縄県公報号外第22号P10】  【平成23年1月行政改革推進課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定。】		措置を講じたといえる。ただ、意見が出されてから4か年も需要確認が行われていなかったとすれば、外部監査に対する対応に問題がある。



平成16年度 措置状況一覧表 重要湾港である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査 人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
5	【企業立地推進課】	(5) 賃貸料の納付方法について、現在の全額前納制度を廃止し、弾力的な使用料徴収方法に変更すべきである。	1-4 1-48	有	平成16年度までは賃貸工場の使用料を1年間全額全納としてきたが、平成17年3月30日付けで「使用許可期間及び使用料徴収に関する運用基準」を定め、企業から申請があった場合、経営状況を踏まえ一定基準の元に分割納付に対応することとした。さらに、平成22年3月12日付けで同運用基準を①3箇月分の使用料を4半期毎に分割前納②企業からの申請と経営状況を踏まえ、一定基準の元に3箇月分からさらに分割納付が可能とし、より弾力的な使用料徴収方法に改正した。	有 【平成18年5月16日付沖縄県公報第3455号P19】 【平成20年5月23日付沖縄県公報号外第22号P10】		措置を講じたといえる。
6	【企業立地推進課】	(6) 新港地区埋立地の有効活用方法の一提案としてエコタウン構想等があげられる。	1-4 1-49	有	新港地区内の都市機能用地に関しては、住宅用地としての土地利用の可能性を検討し、平成18年度に土地利用検討業務を委託実施したところ住宅用地としての活用は困難であるという結論に至った。しかし、その後、都市機能用地に内閣府からの補助を受けてIT（情報技術）関連企業の一大集積拠点である「沖縄IT津梁パーク」を平成20年度より建設している。	有 【平成19年5月18日付沖縄県公報号外第26号P16】 【平成20年5月23日付沖縄県公報号外第22号P11】		措置を講じたといえる。 包括外部監査の意見の趣旨が生かされた事例といえる。
7	西原・与那原マリンタウン 【港湾課】	(1) マリンタウンプロジェクトについても、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の作成が必要である。	1-5 1-61	無			当該特別会計は、地方公営企業法を適用する事業ではないため、キャッシュフロー計算書、損益計算書、バランスシート等は作成していない。 会計制度の変更は、新たな会計システムの導入や新たな会計制度に精通した人員育成、人員配置等の負担を伴うため、国の方針に基づき取り組む必要がある。 現在、国において地方公営企業会計制度の見直しが行われていることから、その結果を受けて改善を図っていきたい。	措置を講じたとは評価できない。 意見の趣旨は、公共的な目的を達成する場合であっても、赤字体質や非効率を許容してはならないというものである。一般会計からの繰入という県財政への影響も考えると、論点回避の回答と言わざるを得ない。 事業の採算性を検証するためにキャッシュフロー計算書等を作成することは、行政側だけの視点でなく、県民からの視点から検討するうえで重要である。

平成16年度 措置状況一覧表 重要湾港である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査 人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
8		(2) 県債の繰上償還により利息負担部分を節約すべきである。	1-5 1-65	有	平成16年度の監査結果を受けて、平成17年度に6億6,400万円、平成18年度に43億100万円の繰上償還を行った。 今後も、定期償還額を上回る土地売払代があれば、適時かつ適切に繰上償還を行い、利息負担の軽減を図りたい。	無		措置を講じたといえる。
9	泡瀬マリンシティ（港湾・埋立事業） 【港湾課】	(1) 現計画における「海洋性レクリエーション拠点」「国際交流リゾート拠点」形成の根拠が明確でなく、また需要予測が甘いと判断せざるを得ない。また、事業計画も未だ抽象的であり、このような状況で約491億円の事業費を投ずべきか引き続いて検討する必要があり、場合によっては事業内容の抜本的な変更や見直しも必要であると考ええる。	1-5 1-76	有	沖縄市長は平成19年12月にI区域についての土地利用計画見直しを前提に推進を表明した。当該表明を基に、市は土地利用計画の見直しを行い平成22年8月沖縄担当大臣へ報告し、了承が得られたところである。 沖縄県としては、今後、市において策定された土地利用計画案を基に、港湾計画や埋立免許等の変更手続き行っていく予定である。	有		措置を講じたといえる。ただし、需要予測について指摘された点が検討されたかどうか不明であり、外部監査に対する対応に問題がある。

平成16年度 措置状況一覧表 重要港湾である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査 人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
10		(2) 泡瀬マリンシティは、本格的な事業開始には至っていないが、事業費の財源として起債を行うことから、今後の処分状況如何によっては、新港地区、西原・与那原マリンタウンと同様の厳しい財務状況に向かう可能性が十分想定されることから、コスト意識を持った財務分析と情報開示を十分に行う必要がある。	1-5	有	今回の土地利用計画の見直しにおいて、県が民間に直接売却する土地は無い計画となっている。 県は民間の土地購入者が決定した後、国から土地を購入し、地盤改良等を行ったうえで、沖縄市に売却し、沖縄市が民間へ売却する予定である。 事業の実施に当たっては、今後も効率的な運用に努めていきたい。	有		措置を講じたとは評価できない。 意見の趣旨は、公共的な目的を達成する場合であっても、赤字体質や非効率を許容してはならないというものである。県財政への影響も考えると、論点回避の回答と言わざるをえない。 事業の採算性を検証するためにキャッシュフロー計算書等を作成することは、行政側だけの視点でなく、県民からの視点から検討するうえで重要である。
11	那覇港湾・新港ふ頭地区・浦添ふ頭地区埋立事業 【港湾課】	(1) 那覇港湾管理組合は一部事務組合であるが、事業費の6割を県が負担することになっており、県は平成15年、同16年度は年間約11億円も負担している。 今後、公共国際コンテナターミナル運営事業構想、浦添ふ頭地区の埋立事業等の巨大プロジェクトを計画しており、今後より一層の負担金を負うことが予想される。 そこで、県が積極的に那覇港湾管理組合の経営に関与するとともに、経営状況を絶えずチェックする必要がある。	1-5 1-87	有	那覇港湾管理組合の設立に伴う協定書第5条の第3項の規定に基づき、県は「港湾整備の年度計画及び組合予算に関すること」の協議を行うことになっており、今後とも、これに基づき管理組合の経営状況をチェックを行っていく。	有		措置を講じたとは評価できない。 意見の趣旨は、予算編成段階での沖縄県の関与だけでは十分でないとするところにある。したがって、意見の内容自体が抽象的であることを考慮に入れても、協定書の存在と運用をもって措置を講じたとは評価することはできない。
12	全体に共通する問題 【港湾課】	(1) 中城マリンタウンの平成12年の県債の償還について、繰上償還を適時かつ適切に実施していれば、最大で約4,000万円の利息を節約することができたと考えられる。 従って、繰上償還のタイミングについては、担当部署が適時に償還計画を立て、財務課と連携し、最短で繰上償還が可能となる仕組み作りを早急に構築することが望まれる。	1-6	有	平成16年度の監査結果を受けて、平成17年度に6億6,400万円、平成18年度に43億100万円の繰上償還を行った。 今後も、定期償還額を上回る土地売払代があれば、適時かつ適切に繰上償還を行い、利息負担の軽減を図りたい。	無		措置を講じたといえる。

平成16年度 措置状況一覧表 重要湾港である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査 人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
13	【用地課】	<p>(2) 漁業補償のあり方について、港湾、埋立事業のために漁業補償交渉をして補償費を支出していることは直ちに違法とは解されないが、補償額算定調書の作成の仕方には疑問がある。</p> <p>政策的配慮から加算したのなら、そのとおりに説明すべきであり、辻褄合わせの内容虚偽の漁業種類や漁獲高を記載するのは違法である。</p> <p>また、漁業協同組合との任意の漁業補償交渉による解決方法と、漁業法39条の知事による漁業権の消滅及び事後的な損失補償による解決方法をリンクさせた新たなルール作りが必要である。</p>	1-6 1-106	無			<p>公共事業の施行における損失補償については、補償すべき範囲・項目及び補償額算定の方法が国、政府関係機関、地方公共団体及び公益事業者で異なることがないように、各方面の専門家で構成された公共用地審議会の答申を受け閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に基づいて、中央用地対策連絡協議会が定めた「公共用地の取得に伴う損失補償基準」及び「同細則」に準じ、「沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準」「同基準の実施細則」を制定し運用している。</p> <p>漁業補償についても、既存資料並びにヒアリング等から漁獲数量、魚価及び経営費等を的確に把握した上で、県の損失補償基準等に基づいて算定することにより適正な補償を行えることになっており、本県としては、漁業補償を含め、現在の県の補償基準以外の新たな補償のルール（基準）を作ることは困難と考えている。</p> <p>※ 指摘・意見の下線部分についての解答、上段部分は港湾課所管事項</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。</p> <p>包括外部監査の意見の趣旨は、損失補償基準による算定によらずに政策的配慮から上積みしたのであれば、別途項目を設けるべきであり、加算分を補償額計算表に入れ込むことは虚偽の計算表をつくることとなる、というものである。沖縄県は事実関係も含め、これに何ら回答をしていない。</p> <p>補償額算定調書、漁業補償交渉議事録の原則公開の意見に対しても、何ら回答がなされておらず、検討されたかすら不明である。</p> <p>税負担をする県民の視点からすると、議論の検証を困難としたままでよいのか、透明性の確保に関して再検討が必要ではないか。</p>

平成16年度 措置状況一覧表 重要湾港である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査 人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
14	【土木企画課】	(3) 実際の入札に関する資料を基礎にして、①予定価格に対する落札価格の乖離率と同価格に対する次点以下入札価格の乖離率の関係、②落札業者以外の入札価格の分布状況等から判断して談合の疑いを持たざるを得ない。 最低制限価格及び予定価格の開示が、談合の温床になっている可能性が高い。そこで、この最低制限価格と予定価格の開示について再検討する必要があると考える。	1-6 1-118	有	最低制限価格は、公共工事の適正な品質・施工の確保、建設業の経営基盤の確保及び原価割れ受注の防止等を目的として設定されている。最低制限価格については、「公共工事及び契約の適正化の促進に関する法律」を受け、透明性を確保するため事後公表している。 予定価格の開示については、入札・契約の過程並びに契約内容の透明性の確保及び不正行為の排除のため必要であると考え。平成16年4月より予定価格の「事前公表」を行ってきたが、落札率が高止まりになる、建設業者の見積努力を損なわせる、予定価格から最低制限価格を類推することが容易となる等が懸念されることから、平成18年1月より事後公表とした。設計金額についても、平成22年4月より競争入札に付する全ての建設工事について、事後公表に改めた。	有		措置を講じたといえる。
15	長期間に渡る事業について事情の変化に対応した見直し制度の構築について 【企業立地推進課】	(1) 貿易振興マスタープランの見直しの必要性・・・平成6年3月作成の調査報告書では、10年後に見直す旨明言。調査委員会を発足させて、従来の計画の検証及び見直しを早急に行うべき時期である。	1-6 1-124	有	平成10年3月に特別自由貿易地域制度が法制化され、中城湾港新興地区の1部約122ヘクタールが特別自由貿易地域指定されるなど、マスタープランの目標は達成されたものと考えている。現在、特別自由貿易地域に関する諸施策については、沖縄振興特別措置法に基づき策定された沖縄振興計画や県の産業振興計画に基づき、一般製造業向け賃貸工場(23棟)及び素形材産業向け賃貸工場(1棟5室、H22年度供用開始)の整備や使用料の低減、物流支援事業に加え、特別自由貿易地域分譲用地減額制度を設けるなど投資環境を改善しつつ、企業の立地促進を図っているところであり、引き続き、同計画に基づき、全力を挙げ企業誘致に取り組んでいる。	有 【平成18年5月16日付沖縄県公報第3455号P19】 【平成20年5月23日付沖縄県公報号外第22号P11】		措置を講じたといえる。

平成16年度 措置状況一覧表 重要湾港である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査 人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
16	【港湾課】	(2) 港湾審議会の活性化・・・現行の審議会のあり方は、重要事項の審議が不十分。人員の独立性、専門性の強化、審議内容について、より採算性、経済性の視点を入れるべき。	1-6 1-124	有	地方港湾審議会の委員は港湾計画等の事項に対して知事に意見を述べることができ、それに対し意見を受けた場合は意見を尊重していくこととしている。そのほか必要に応じて個別に委員の意見をたまわることとしているため十分な審議がなされているものと考えている。 また、審議会においては公平性、独立性、専門性を確保するため委員の選任においても各方面の専門や幅広い意見が反映されるよう配慮して選任している。 なお、事業を実施するにあたってはさらに詳細な検討が行われ、採算性や経済性等についても十分に検討がなされた必要な事業が採択されていくものと考えている。	有		措置を講じたとは評価できない。 意見は、議事録からみる限り、地方港湾審議会は、事前の評価機関としての役割を果たしていないという認識を出発点にしている。名目的参加に止めないために、いかに工夫したかが問われなければならない。回答からは、この点が明らかでない。 より上位の職制にある者を審議会に出席させる等して審議会の権威付けを高め、審議会の意見を単純には無視することはできない仕組みづくりも検討すべきである。
17	【土木企画課】	(3) 独立委員会等の設置・・・一定規模以上の事業を対象に事業評価基準の作成、評価、公表など。	1-6 1-125	無			本件については、以下のとおり平成10年度から実施している。 土木建築部では事業採択後長期間が経過している事業の評価（再評価）を実施しており、事業の継続にあたり、必要に応じて見直しを行っている。再評価については、第三者の学識経験者などで構成される沖縄県公共事業評価監視委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定している。再評価の実施結果等は、沖縄県ホームページの他、行政情報センターで閲覧している。	措置を講じたといえる。ただ、措置を講じるまでの期間が長すぎないか。



平成16年度 措置状況一覧表 重要湾港である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査 人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
18		(4) 人事ローテーションの工夫による専門性の向上・・・県財政に重要な影響を及ぼす重要事業に関しては長期間の勤務を命じる（処遇もそれなりに優遇する）。	1-6 1-126	有	①人事異動における原則3年ローテーションについては、職員の士気を高め組織を活性化し、適材適所の人事配置を行うという観点から妥当な期間であると考えております。 ②他方、複雑高度化する行政ニーズに対応するため、専門的な知識経験を必要とする業務については、3年を超えて配置を行うスペシャリストの育成にも取り組んでいるところであります。 ③人事ローテーションについては、職種や職務の特殊性に配慮しつつ、要求される専門性の向上が図られるよう職員の適材適所の人事配置、異動に努めているところであります。	無		措置を講じたといえる。運用の効用の検証をいつ行うかを今から計画に書き込むことが必要ではないか。

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年 度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
1	県立芸術大学 【県立芸術大学】	(1) 県立芸術大学という一つの事業体の収支状況を適切に把握し、その活動状況を把握するために同大学を一つの会計単位とすべきである。 一つの会計単位とすることによって、経営責任の明確化、コスト意識の高揚を図ることができ、安易な一般財源からの補填を防ぐことができる。	2-3 2-34～	無		無	<p>【H18.5.16公報（第3455号）】 沖縄県行財政改革プラン（平成18年3月策定）において、大学の活性化、地域社会の要請に応えられる人材の育成に向け大学のあり方を検討し、県立大学を平成21年4月までに独立行政法人化（1法人2大学）することを定める。この法人化に伴い大学を一つの会計単位とする。</p> <p>【H21.5.22公報（号外第19号）】 県立大学については、公立大学法人を平成21年4月を期限に設立することとしたが、両大学の課題や現状を踏まえ、具体的な導入に向けた検証作業を行った結果、法人化に伴う所要経費を自ら補うことが難しく、老朽校舎対策の課題も残るなか、現状で導入すれば大学事業本来の目的とする教育研究等への影響も懸念されたため、当面、法人化は行わない。</p> <p>【その後の状況等】 ・県立芸術大学を一つの会計単位とすることについては、大学の独立行政法人化に伴い見直す予定であったが、その見送りにより措置を講じていない。 ・特別会計とするには条例改正が必要であるが、公立大会計のほとんどが一般会計である状況の中で、県立芸大に特別会計を導入する特段の必要性は見出せないものと認識している。</p>	措置を講じたとは評価できない。 包括外部監査による意見を真摯に受け止めたとは言えない。 1法人2大学という方針がある間は、独立の会計単位の議論は必要なしとし、その方針が変わると、別の理由を付けるのは、その場しのぎのきらいがある。 行財政改革プランとの整合性をとりつつ、組織のあり方について評価することが今後の課題である。これは、大学自体が決定権限をもっていない事項であるから、トップダウン型による評価活動が必要である。	

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
2		(2) 県立芸術大学において、現金主義会計ではなく、発生主義に基づく複式簿記を導入し、損益計算書等に基づく財務分析を行う一方で、損益計算書のいわゆる赤字について費用対効果を評価するツールとしての評価基準に基づき、事前評価、事後評価を行うための「公共サービス評価検討委員会」（仮称）を設置すべきである。	2-3 2-34～	無		無	【H18.5.16公報（第3455号）】 県立大学の独立行政法人化に伴い複式簿記の会計処理へ移行し、設置予定の「公立大学法人評価委員会」において、中期目標、中期計画及び年度計画に基づき、提供する教育の質、効率、財務内容、組織の運営状況等を評価する。 【H21.5.22公報（号外第19号）】 ※「指摘・意見の内容」（1）に対する「措置を講じていない理由等」の中段を参照。法人化見送り、その理由等が記載されている。 【その後の状況等】 ・複式簿記の導入、財務分析等に基づく事業評価を行う委員会の設置等については、大学の独立行政法人化に伴い見直す予定であったが、その見送りにより措置を講じておらず、それ以降も検討を行っていない。 ・国が推奨する官庁会計改革の一環として、手始めに県総体としての財務諸表の作成が行われている。将来的には細部分析が可能なシステムに整備され、これらに基づく評価等が行われるものと想定される。		措置を講じたとは評価できない。 県立大学は公共的なサービスを提供する役割を担っているが、その一方で、業務の進め方には採算性や効率性が求められる。その意味では、意見の提案する第三者委員会は、継続的に事務・事業を評価し、改善活動に結びつけるための引き金としての役割を果たす。沖縄県知事のリーダーシップのもとで第三者委員会の設置が推進されることが求められている。
3		(3) 私立大学及び国立大学と比較しても人件費の割合が71.7パーセントと異常に高いことから、県立看護大学との統合による職員、教員の削減効果、及び独立行政法人化による人件費の見直しを図るべきである。	2-3 2-36～	一部 有	【H18.5.16公報（第3455号）】 県立芸術大学の人件費は、各専門分野に関する細かな科目の提供、きめ細かな技術指導等を伴う技術系大学の特性から、他大学に比べ割合高傾向があるが、厳しい財政状況等を踏まえ、その縮減を図る必要があると考える。 【その後の状況等】 人件費の削減については、大学の自主的な取り組みによる非常勤講師の報酬見直しを実施しており、平成23年度からの施行を予定している。	一部 有	【H18.5.16公報（第3455号）】 県立看護大学との統合については、設置予定の「県立大学改革検討委員会」により調査検討する。 【H20.5.23公報（号外第22号）】 県立看護大学との統合については、平成21年4月の独立行政法人化に向けた取り組みを行っている。 【H21.5.22公報（号外第19号）】 ※「指摘・意見の内容」（1）に対する「措置を講じていない理由等」の中段を参照。法人化見送り、その理由等が記載されている。 【その後の状況等】 ・県立看護大学との統合については、法人化の見送りで以降その検討を行っていない。 ・県立2大学の統合については、両大学の特性（高い専門性、小規模大学等）から職員数、運営費等の削減効果が少なく、統合するメリットは少ないと考える。 ・ちなみに、芸術系大学は、教授内容の特殊性から教員一人当たりの学生数が少なく、人件費の割合が比較的高い傾向がある。他の芸術系公立大学においても、人件費の割合は7割台となっている。	人件費の見直しについては、措置を講じたといえる。それ以外については措置を講じたとは評価できない。 人件費を他の芸術系公立大学と比較することは、ベンチマーク分析として評価できる。しかし、人件費以外にも職員数、職員構成等の人材資源に関する情報等もベンチマーク指標として設定し、経営の健全性を検証する必要がある。	

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
4		(4) 人件費のなかの①管理職手当について、本来は管理職という職務に対する手当であるにもかかわらず、本人の給料月額何パーセントという支給になっているのは不合理である。②勤勉手当について、戒告処分、減給処分を、停職処分を受けた者にも支給することになっているのも不合理である。③職務段階別の加算措置について、行政職では主任(4級-6号以上)以上になされているが、加算の根拠が不明である。以上の①～③について検討して見直すべきである。	2-3 2-38～	一部 有	【H18.5.16公報(第3455号)】 管理職手当については、人事委員会勧告においても、管理職の職務・職責を端的に反映できるよう定額制への移行を検討する必要があると報告されているため、これらを踏まえ検討する。 【その後の状況等】 管理職手当については、管理職の職務・職責を端的に反映できるよう、平成19年度から定額制に移行している。	一部 有	【H18.5.16公報(第3455号)】 指摘事項については、独立行政法人化における独自の給与体系構築の中で検討したい。 【H21.5.22公報(号外第19号)】 ※「指摘・意見の内容」(1)に対する「措置を講じていない理由等」の中段を参照。法人化見送り、その理由等が記載されている。 【その後の状況等】 大学の独立行政法人化見送りにより、県の一機関にとどまるため、その制度に則り給与が支給されている。この場合、県の給与制度の中で見直しを図られることとなる。	措置を講じたことについては、措置を講じたといえる。ただ、改善までに時間がかかりすぎている。 それ以外については、措置を講じたとは評価できない。7年経過してもない、改善に向けての具体的なプランすら提示できないというのでは、措置しないことに決定したと言われても仕方がない。県財政への影響を考えると、人件費の適正化は、改革が急がれるテーマであるから、県知事が陣頭指揮をとりトップダウンにより改革に着手すべきである。	
5		(5) 年間15億円の一般財源が投入され、また、建設コストを考慮した学生一人当たり一般財源投入額は4年間で約1,100万円に達するが、これだけの税金を投入して県立大学を運営し、沖縄の芸術文化を担う人材育成事業を行うことは是非を検討する必要がある。まずは、コスト削減による効率化及び収益事業の提供による収入アップ策、授業料の受益者負担を理由とする値上げ等を検討すべきである。	2-3 2-40～	無		無	【H18.5.16公報(第3455号)】 ・県立芸術大学は、建学の理念に基づき各専門分野において活躍する多くの優れた人材を輩出し、地域貢献の使命を果たすため、公開講座の開設及び産学官連携による共同研究事業等を積極的に実施している。このための事業費投入は本県にとって重要なものであると考える。 ・しかし、建設コストを含め多額の財源が投入されている状況については、費用対効果を整理し、県民の理解を得られる大学運営を図る必要があると考えるため、今後、県立芸大の在り方を検討する中で、運営の効率化、コスト削減についても取り組みたい。 【その後の状況等】 ・事業の是非、効率化等については、外部有識者で構成する大学のあり方検討委員会のなかで今後議論する予定。 ・授業料は、従来より全国の国公立大学の動向を踏まえて設定している。公機関における教育の役割等を考慮すると、授業料等の自由な設定は困難である。 ・世界無形文化遺産「組踊」の若い伝承者の大半が県立芸大の出身者であるなど、芸大が輩出した人材が芸術文化の継承・振興・発展に係る活動に数多く関わっているが、卒業生の活動等を総体的、長期的に把握していないため、追跡調査等による人材育成側面の検証・評価を行う必要があると考えている。	措置を講じたとは評価できない。 卒業生の追跡調査等を行っていないのでは、何をもって県立大学の有用性を説明するのであろうか。測定できないものは改善できない。改革のためには、現在の取り組みがどのような状態にあるのかを適正に分析する必要がある。分析を正確に行うためには、分析の指標を測定可能な客観的なものにする必要がある。成果目標を明確にするとともに、それを可能な限り数値化することが求められる。 改革のレベルを単なるコスト削減におくと、組織全体のモチベーションが低下し、サービスの質も低下させる危険がある。それは、大学内部だけでは認識することのできない非効率に気づかず放置するからである。これを克服するためには、外部の者、たとえば、県民、民間企業、NPOといった外部の者を参加させ、異なる視点、発想を取り入れることが必要である。 「県立芸大のあり方」を検討する際には、このようなパートナーシップを活用すべきである。	

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年 度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
6		(6) 県立芸術大学の施設整備に関して約64億円の県債が発行され、平成15年度までに20億円が償還されて残高は44億円となっている。そして、開学から平成15年度までに13億円の県債利子が支払われている。 この県債について、安い利率への借り換え試算をしたところ、約4億円の金利負担の軽減できた可能性がある。従って、制度上可能な限り借り換えを実施して金利負担の軽減を図る必要がある。	2-3 2-4 2-41	無		無	【H18.5.16公報（第3455号）】 借り換え試算の対象となっている平成6年度発行の2つの県債は、旧大蔵省資金運用部(現財政投融資資金)から借り入れた政府資金である。当借入分については、平成13年度の財政投融資改革後も、借り換えによる繰上償還が制度上認められていないため、借り換えの実施は難しい。 【その後の状況等】 借り換えの実施は制度上認められないため、行っていない。	措置を講じたとは評価できない。 包括外部監査の意見も「制度上可能な限り」と留保を付している以上、措置をしないこと自体不当とまではいえない。	
7		(7) 図書の管理について、収蔵図書に関する情報を県民に広く提供して、図書利用を高める工夫が必要である。また、彫刻等の芸術作品等が地下倉庫に多数保管されているが、これらの収蔵品についても展示会を多く開催する等して活用すべきである。	2-4 2-43	無		無	【H18.5.16公報（第3455号）】 ・大学図書館の図書管理に関しては、沖縄県財務規則及び日本十進分類法等に基づき今後も適切に管理する。また、ホームページ等の活用による収蔵図書利用促進のための広報活動を実施し、図書利用を高めたい。 ・収蔵庫の芸術作品等については、教職員、学生及び一般県民を対象に年1回の企画展示会を開催しており、今後は収蔵品活用の観点から展示回数を増やしたい。 【その後の状況等】 ・学内の芸術資料・作品については、主に授業での活用、学外学生の閲覧等に利用されている。今年度は年1回の企画展示会以外に初めて卒業・修了制作優秀作品展を行った。各専攻単位での展示会等より多くの利活用に努めたい。 ・専門的職員(司書等)の配置がない、若しくは少ない(学芸員等)などの人的要因により、十分な利用促進等が図れていない側面もある。	措置を講じたとは評価できない。	

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年 度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
8		(8) 公有財産である県立芸術大学の施設について、専門家のアドバイスを受けながら、継続的、計画的な管理体制を確立する事が急務である。	2-4 2-44～	有	【H18.5.16公報(第3455号)】 施設管理については、管理委託を含め、担当職員が維持・管理のための点検、修繕を継続的に行っており、今後とも適時、適切に維持管理を実施する。 【その後の状況等】 ・平成21年度から技術職の再任用職員を配置し、その専門知識も十分に活用のうえ維持・管理のための点検、修繕等を適時・適切に実施している。 ・厳しい予算のなかで滞っていた施設の整備、改修等については、平成20～22年度にかけて、経済対策臨時交付金を活用のうえ全額国費により実施している。	有			措置を講じたといえる。
9		(9) 工事請負契約について、随意契約について相見積の意義が形骸化しており、金額基準により相見積業者数を比例させて多くする等自主ルールを設けてコスト意識を持たせるべきである。 委託契約について、ほぼ予定価格に近い金額で98パーセント以上の高い確率で落札されている等の点からして、指名競争入札制度において、競争原理が働いているのか、談合が行われているのではないかという疑問がある。 そこで、談合防止のための諸施策を再検討する必要がある。	2-4 2-46～	有	【H18.5.16公報(第3455号)】 ・随意契約できる工事請負費の執行にあたっては、沖縄県財務規則に則って公平公正に実施する中で、迅速性、効率性を勘案し、見積もりを徴する業者数を設定していく。 ・委託費の指名競争入札の執行については、談合防止の観点から、一括して行っていた現場説明を個別に行うか、書類送付による説明に改める等を検討する。 【その後の状況等】 ・随意契約できる工事請負費の執行にあたっては、沖縄県財務規則に則って公平公正に実施する中で、コスト削減に配慮すべく必要に応じて見積もり数を考慮している。 ・委託費の指名競争入札の執行については、一括して行っていた現場説明は廃止し、仕様書の送付等、書類送付による説明に改めている。	有			措置を講じたとは評価できない。 工事請負費については、自主ルールの設定を包括外部監査人は求めるものであり、それを採用しないのなら、その理由を明示すべきである。

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
10		(10) 建学の精神を踏まえた、例えば、武道学科設置等、新たな専攻課の設置も含めた県立芸術大学のあり方を検討すべき時期にある。その際、外部委員も入れたワーキンググループを早急に立ち上げるべきである。	2-4 2-48	無		無	<p>【H18.5.16公報（第3455号）】 【H20.5.23公報（号外第22号）】</p> <p>県立芸術大学の将来構想について、「県立芸術大学の在り方を考える部内連絡会議」の中で検討を進めており、新たな学部学科の設置についても検討している。また、外部有識者の意見を取り入れるため設置する「県立大学改革検討委員会」においても検討したい。</p> <p>【その後の状況等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立芸術大学のあり方については、大学の独立行政法人化の検討の中で議論する予定であったが、その見送りにより十分な検討がなされていない。</li> <li>・この検討については、今後次年度にかけて、外部有識者等で構成する芸大のあり方検討委員会において行う予定となっている。</li> </ul>	措置を講じたとは評価できない。検討に時間を要し、スピード感が感じられない。これでは、環境変化やニーズに応えられない。	
11	県立看護大学 【県立看護大学】	(1) 県立看護大学の会計は、一般会計に取り込まれており、大学独自の歳入歳出の状況が把握できない状況にある。しかし、これでは組織体としての経営感覚が欠如し、コスト意識の欠如を生み出している。 そこで、経営責任の明確化、コスト意識高揚のために、県立看護大学を一つの会計単位と扱うべきである。その上で、県立看護大学も独立行政法人化すべきである。	2-5 2-69	無			<p>県立看護大学を一つの会計単位とすることは、大学を法人化する中で実現させていく予定だったが法人化は先送りになった。 大学としては経費節減等職員の意識改革を図っていくとともに、大学の法人化が必要と考えることから今後とも法人化について関係者の理解を得るように努めていく。</p>	措置を講じたとは評価できない。 行財政改革プランとの整合性をとりつつ、組織のあり方について評価することが今後の課題である。これは、大学自体が決定権限をもっていない事項であるから、トップダウン型による評価活動が必要である。	
12		(2) 県立看護大学は、従来の官庁会計による現金主義の単式簿記により会計処理されているために、正確なコスト負担額を計算することは不可能となっている。 そこで、発生主義による複式簿記方式を採用すべきである。そして、損益計算書の赤字について、費用対効果を評価するツールとしての公共サービスの評価基準を作成して、予算段階での事前評価、決算承認段階での事後評価を実施する必要がある。このツールである評価基準の作成のために「公共サービス評価検討委員会」等の設置について検討すべきである。	2-5 2-69	無			<p>発生主義による複式簿記方式の導入については、法人化が先送りになり実現できないこととなり、会計については従前の予算・決算体制でいく。 「公共サービス評価検討委員会」の設置については主管課と調整していく。</p>	措置を講じたとは評価できない。 県立看護大学は公共的なサービスを提供する役割を担っているが、その一方で、業務の進め方には採算性や効率性が求められる。その意味では、包括外部監査の意見の提案する第三者委員会は、継続的に事務・事業を評価し、改善活動に結びつけるための引き金としての役割を果たす。沖縄県知事のリーダーシップのもとで第三者委員会の設置が推進されることが求められている。	



H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年 度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
13		(3) 県立大学には、年間約7億円の一般財源である税金が投入されている。また、平成15年度の建設コストを考慮した学生一人当たりの一般財源投入額は約750万円に達する。 これだけの税金を投入して、沖縄県の医療、福祉サービスを担う看護師という人材育成事業を行うことの是非を検討する必要がある。	2-5 2-69～	無			島しょ県である本県においては、地域医療を支える質の高い看護職者の養成に県が取組むのは不可欠なことである。 一般財源の投入については、毎年度の予算編成及び予算執行の面で見直しを行い、経費の節減に努めている。		措置を講じたとは評価できない。 抽象的な政策性を理由に、採算性・事業性の判断を避けるのは不当である。一方、経費削減だけを強調するのも、サービスの質低下、モチベーション低下の危険と隣り合わせであり、妥当とはいえない。県立大学で看護師を育成する事業を評価し、問題点をピックアップし、改善に取り組むことが重要である。このPDCAサイクルの仕組みを作ることが求められる。
14		(4) 工事請負契約について、競争入札によるという原則を踏まえて、例外としての随意契約の適用要件は厳格になされるべきである。また、随意契約による場合でも相見積が形骸化しないように自主ルールとして金額基準に比例して2社以上に増やすべきである。	2-5 2-72	有			自主ルールは作成していないが、コスト管理を高めるために、価格、業種等により見積業者数を2社以上とするように努める。		措置を講じたとは評価できない。 「努める。」というだけでは、客観性がない。自主ルールを作るべきである。
15	県立農業大学校 【県立農業大学校】	(1) 県立大学という一つの事業体の収支の状況を適切に把握し、その活動状況の評価して、経営責任を明確化、コスト意識を高揚させるためにも県立農業大学校を一つの会計単位とすべきである。	2-6 2-99	無			農業大学校を一つの会計単位とすることについては、県の財務会計制度に基づき、一般会計において事業を実施していることから、導入は困難であると認識している。 また、県の機関として、県の財務会計制度に基づき会計処理を行っていることから、複式簿記の導入については検討していない。  なお、コスト意識の高揚については、平成18年に策定した「沖縄県立農業大学校改革プラン」に基づき、 ①授業料の見直し ②生産物の売り払いの向上 ③運営費の見直し（カリキュラムの見直しによる外部講師経費の削減等） などを実施し、コスト削減及び学校運営の効率化に向けた取組みの強化に努めているところである。		措置を講じたとは評価できない。 経費削減だけを強調するのは、サービスの質低下、モチベーション低下の危険と隣り合わせであり、妥当とはいえない。また、農業大学校内部に存在する未知の非効率性が隠れたままになるおそれがある。むしろ、県立農業大学校で行っている事業の意義・必要性を評価し、問題点をピックアップし、改善に取り組むことが重要である。このPDCAサイクルの仕組みを作ることが求められる。 その意味では、包括外部監査の意見の提案する第三者委員会の意見の提案する第三者委員会は、継続的に事務・事業を評価し、改善活動に結びつけるための引き金としての役割を果たす。沖縄県知事のリーダーシップのもとで第三者委員会の設置が推進されることが求められている。

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
16		(2) 県立農業大学についても、発生主義に基づく複式簿記を導入して、民間企業と同様の会計処理を行うべきである。但し、適切な公共サービスを評価する基準を作る「公共サービス評価検討委員会」等を設置すべきである。	2-6 2-99	無		無			措置を講じたとは評価できない
17		(3) 県立農業大学における歳出に占める人件費の割合である人件費比率は64パーセント、歳入に対する人件費の割合は10.9倍と高コスト体制となっている。費用対効果の観点から人件費の削減について検討すべきである。	2-6 2-99～	有	人件費の削減については、「沖縄県農業大学校改革プラン」に基づき、専門科目の拡充及び必要性の高い教養科目に限定したカリキュラムの見直しを行い、これまで外部講師に依頼していた教養科目について、報償コストの削減を行っている(平成15年度：2,422千円 → 平成21年度：1,021千円)。 また、受益者負担の観点から平成18年度に授業料の改定を行った結果、歳入に対する人件費の割合は10.9倍から、平成21年度において約6倍に改善されている。	無			措置を講じたといえる。 ただし、改革のレベルを単なるコスト削減におくと、組織全体のモチベーションが低下し、サービスの質も低下させる危険がある。それは、大学内部だけでは認識することのできない非効率に気づかず放置するからである。これを克服するためには、外部の者、たとえば、県民、民間企業、NPOといった外部の者を参加させ、異なる視点、発想を取り入れることが必要である。「農業大学校のあり方」を検討する際には、このようなパートナーシップを活用すべきである。
18		(4) 工事請負契約について、県の財務規則第138条によると、契約金額(100万円以上)からして指名競争入札によるべきところ、随意契約とする執行伺いのないままに随意契約によっているのがあり、違法な財務の執行となっており、合規性の観点から問題がある。 随意契約によるべき場合でも、複数見積による手続が必要である。	2-6 2-100～	有	農業大学校における工事請負契約については、沖縄県財務規則の規定に基づき、契約金額250万円以上の場合には競争入札により業者を選定し、それ以下の額については、複数の業者から見積りを徴収したうえで随意契約を行っている。 なお、委託契約については、複数業者の見積書を徴収していない事例(食堂の賄契約)があったことから、平成18年度契約から改善した。 今後とも、財務規則他関係法令に沿って適正に執行していく。	無			措置を講じたといえる。しかし、公表がまだになされていない点は、県民による監視機能の確保という観点から問題である。早急に公表すべきである 1。

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	
19		(5) 大学校の建物、施設、設備の管理、修繕、補修に関しては、土木部施設建設室等との連携による専門的管理を行う等して、最終は県の管財課による統轄した継続的かつ計画的な有効管理、利用が必要である。	2-6 2-103	有	施設の建築や修繕・補修については、土木建築部及び農林水産振興センター農林水産整備課等の関係部署との連携により実施している。 農業大学校では、教育棟、学生寮、現場教室など施設の老朽化に伴う維持管理費の捻出が運営上の課題となっていることから、日頃より点検を実施し、適正な管理に努めている。	無		措置を講じたといえる。しかし、公表がまだになされていない点は、県民による監視機能の確保という観点から問題である。早急に公表すべきである。
20		(6) 農業大学校の就職率向上のためには、卒業生の就農支援体制をより強化する必要があり、関係各機関の協力体制、ネットワークの構築が必要である。また、既存の認定農業者制度を活用したり、農業委員会等による農用地の利用の集積の支援（土地バンク制度）を活用する等の工夫が必要である。	2-6 2-104～	有	農業大学校の就職率の向上については、農業改良普及センター、農業会議、JA等関係機関と連携した就職支援及び農業生産法人等を招いた年2回の就職相談会の開催など、必要な対策を講じた結果、「農業大学校改革プラン」で定めた就職率目標の50%を平成18年度以降達成している。(H18:54.1%、H19:64.1%、H20:62.9%、H21:61.5%)	無		措置を講じたといえる。 外部監査人の指摘・意見に沿った対応がなされている。数値でもって改善を説明することは妥当である。ただ、就職率向上の中身が、「経営感覚に優れた次代の農業を担う若手経営者の養成」という設置目的・基本方針に沿っているものかの検証作業は必要である。 公表がまだになされていない点は、県民による監視機能の確保という観点から問題である。早急に公表すべきである。
21		(7) 農業、畜産の教育効果の観点から全寮制にして、男女を問わず学生全員に男子寮、女子寮への入寮を義務づけているが、これが社会人の農業大学校への入学動機の障害となっている可能性が高い。 そこで、全寮制を廃止するか、例外的制度を設けて多様な社会人の受け入れ体制を整えるべきである。	2-6 2-107～	有	農業大学校においては、協調性や自主性を育むという観点から全寮制を基本としているが、校長が特に認めた場合について、沖縄県立農業大学校規則第23条の2但し書きにより、入寮義務を免除する旨平成19年度に規則を改正し、社会人の入学の障害とならないよう配慮している。 なお、平成22年度入学生のうち社会人経験者等8名については、当該規定の適用により自宅・アパートからの通学を認めている。	無		措置を講じたといえる。しかし、公表がまだになされていない点は、県民による監視機能の確保という観点から問題である。早急に公表すべきである。

H16年度 措置状況一覧表 沖縄県立大学等の経営管理状況について

番号	項目 【所管課】	指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年 度包括外部監査人による評価
					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
22		(8) 農業後継者を育成するという大学の主要な目標を実現するためには、短大資格取得に固執するのではなく、専門家教育に特化すべきであり、この観点から教養科目は最小限にして、専門科目を充実させるべきであり、カリキュラムの見直しに早急に取り組むべきである。	2-6 2-107~	有	カリキュラムの見直しについては、平成18年に策定した「農業大学校改革プラン」に基づき、経営感覚の優れた担い手の育成のため、実習時間の割合を54%から68%へと拡充している。 また、教養科目については、農業経営に必要な情報処理科目など最小限とし、より実践的・専門的な農業技術の習得が可能なカリキュラムとなるよう配慮している。 さらに、農業経営に関する専門科目として、就農計画の作成演習を行う「農業計画」や、指導農業士等の先進農業経営者から経営マインドを学ぶことを目的とした「農業特別講義」を新たに加えなど、教育カリキュラムの充実・強化に努めている。	無			措置を講じたといえる。しかし、公表がまだになされていない点は、県民による監視機能の確保という観点から問題である。早急に公表すべきである。

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
1	公安委員会の在り方について【警察本部総務課】		<p>現状の公安委員会の運営は形骸化しており、警察を管理する権限の趣旨を実現しているとは言い難い。公安委員会の在り方を根本的に見直す必要がある。</p> <p>改善策として、</p> <p>a 公安委員会が警察の事務の範疇に属さない組織体制、運営方針、具体的行動の当否について管理することが阻害されているという問題を解消するため、警察事務に限らず、組織体制、運営方針、具体的行動についても対象事項に含めること。</p> <p>b 大綱だけに留まらず、細部にわたる指針についてまで策定できるようにすること。</p> <p>c 方針の策定に留まらず、個別の問題について具体的指示の発出ができるようにすること。</p>	2-16～19、80～81	無		<p>平成19年5月18日公報(号外第26号)</p> <p>a、b、cについて 都道府県公安委員会による都道府県警察の管理は、専門的・技術的観点から行われるものではなく、警察行政の大綱方針を定め、警察行政の運営がその大綱方針に則して行われるよう都道府県警察に対して事前事後の監督を行うことが、一般原則とされている。 ただし、警察事務の執行が大綱方針に則していない、又はその疑いがある場合は、具体的事態に応じ、個別的又は具体的に、当該大綱方針に則した是正のための措置を指示することや、当該指示を行う前提として事実を把握するための調査を行うよう指示することができる。 この点は、現行の沖縄県公安委員会運営規則第2条に明確化されており、沖縄県公安委員会は、沖縄県警察の事務処理が、自ら定めた大綱方針に適合していないと認めるときは、沖縄県警察本部長に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするとともに、当該指示に基づいてとった措置について必要な報告を徴することとされている。</p>		<p>監査人は公安委員会形骸化の問題を解消するため、公安委員会の管理対象の拡大や管理機能の拡充の具体的な改善策を挙げている。左の説明は原則及び現行制度の説明であり、未措置の理由としては分かりにくい。</p>	
			d 沖縄県公安委員会運営規則において委員会が会議体として規定されており、各委員による自発的、能動的な調査活動が制約されているという問題を解消するため、単なる会議体ではなく、独自の調査活動権限を有する自立執行機関にすること。				dについて 都道府県公安委員会は、警察行政の民主的運営の保障と政治的中立性の確保のため、合議制の機関とされており、その役割は、個々具体的な警察事務の執行に自ら当たることなく、第三者的な立場において警察事務の執行を監督することにあるため、沖縄県公安委員会が直接に調査活動を行うことは適当でない。	<p>管理を行うことが職責の合議体にあつては、その合議体自体にはもちろんのこと、そのメンバー個々にも一定の調査権が与えられていなければならないし、通常は当然に与えられている。 管理対象の存立意義や態様に相応した一定の調査権を認めるべきであると考えます。</p>		
			e 専用の会議室、事務室、事務設備、事務員、補助者(警察からの出向等は忌避)等を配置し、それに伴う設備費や人件費の予算措置を講じること。				eについて 都道府県警察本部とは別に、都道府県公安委員会に独自の事務局や補助者を設けることについては、事務局等と都道府県警察本部の二重構造による行政資源の重複が生じることが懸念される。 また、現在の都道府県公安委員会制度は、独立の事務局が介在しないことにより、警察からの情報が円滑に都道府県公安委員会に上がり、都道府県公安委員会の意見に対し、警察が迅速に対応することができるという長所を有している。 このような理解の下、平成12年7月の警察刷新会議の緊急提言においても、都道府県公安委員会に独立の事務局を設けず、都道府県公安委員会が管理機能を十分に果たせるよう、「真に効果的な補佐体制を確立」するなどとされたことから、沖縄県警察においても、沖縄県警察本部総務課に公安委員会補佐室を設置し、専従職員を配置するなど、補佐体制の強化を図ったところである。 なお、沖縄県公安委員会には、既に、専用の会議室、事務室及び事務設備を整備している。	<p>警察本部と公安委員会での重複設置を懸念するのであれば、警察本部ではなく、公安委員会に事務局を設けることでも回避できると思われる。監査人の指摘・意見の趣旨は公安委員会の活性化にある。現行の補佐体制が機能していないとは考えないが、より効果的なあり方はないのか継続的に検証することが必要であると考える。</p>		
1		f 委員は常勤(週5日出勤)としたうえで、個人的休暇、研究、学会出席、海外視察等に対応するため、長期休暇権を年間50日以内付与する等の手当てを講じること。 g 十分な報酬を支払うとともに、3人の委員のうち1人は現役を引退した人材を活用する等の人事制度を導入すること。					f、gについて 都道府県公安委員会の委員は、社会各界の有識者が充てられることとされており、幅広い視野と高い識見に基づいて大局的見地から警察を監督することが期待されているところ、これを常勤とした場合、社会の一線で活躍しつつ委員を務めることができる適任者を都道府県単位で得ることが困難となるおそれがある。 なお、3人のうち1人は、現役を引退した人材を活用する点については、委員の任命について規定した警察法第39条で、任命前5年間に警察又は検察に職務を行う職業的公務員の前歴のない者であることとされており、警察を退職後5年を経過した方で県知事において委員として適任と認め、県議会の同意が得られれば、現役を引退した方の任用も当然予想されるところである。	<p>未措置の理由説明に一定の合理性を認めることができる。</p>		

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
								<p>&lt;参考&gt; 警察改革10年に際しての「都道府県公安委員向けアンケート結果」から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公安委員会の充実と活性化が図られてきた～74.4%</li> <li>○ 公安委員会の補佐体制は十分である～80.0%</li> <li>○ 公安委員会への都道府県警察による監察報告は適切に行われている～80.6%</li> <li>○ 苦情処理制度は的確に運用されている～74.4% (「H22.9総合評価書&lt;警察改革&gt;国家公安委員会・警察庁」別添参考資料)</li> </ul>		
2	各警察署、交番、駐在所等の統廃合について【警察本部警務課】		各警察署、交番、駐在所について継続して統廃合を検討すべきである。とりわけ、①石川警察署は、うるま警察署を中心とした幹部交番にするなどして統合を進めるべきである。また、②伊良部島の仲地駐在所と佐良浜駐在所は統合すべきである。さらに、③与儀交番は那覇警察署に戻すか、他の交番の管轄に移管すべきである。	2-19～29、82	①無 ②有 ③無	②平成19年度の組織定員見直しで検討した結果、佐良浜駐在所を伊良部交番に用途変更するとともに、伊良部交番は警察官詰所として運用しており、旧佐良浜駐在所の定員は他の部署に配置して運用している。	平成19年5月18日公報(号外第26号)	①石川警察署とうるま警察署は、それぞれ広大な米軍基地及び多数の観光地等を管轄区域内に抱えていることから、両警察署を統合した場合、石川警察署管内の住民の不安感の増大、住民の利便性等が懸念されるほか、うるま市に合併されない町村の治安対策等の課題が生じることから、現時点での統合の必要はないものとする。  ③警察署と交番の機能は全く異っており、与儀交番は警察事象が多い地域を管轄し、また、住民の強い要望で設置された経緯から現段階で統廃合することは適当ではない。	①及び③について 未措置の理由説明に一定の合理性を認めることができる。 ②について 措置がなされたといえる。	
3	各警察署、交番、駐在所等の廃止に伴う建物建築に対する国庫補助金の返還問題について【警察本部会計課】		現行制度上は耐用年数前の交番廃止に合理的な理由があった場合でも、国庫補助金を国へ返還しなければならないというルールになっており、ルール自体に問題があると考えられる。もっと弾力的な運営が図れるようにルール自体を変更するように独自で検討機関を設けて政府に制度改正を求めて提案する等積極的に行動すべきである。	2-29～30、82	無		平成19年5月18日公報(号外第26号)	・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、適正に行っている。	監査人の意見は監査対象である県に向けられるものというよりも、有権者に対して向けられるべき種類のものとも考えられるが、県にも現行制度のあり方に対して問題意識を持ち、問題があれば改善を求めていくという主体的な姿勢があってもよいと思われる。	
4	捜査費の支給・支払の在り方について【警察本部会計課】		捜査費に支出について、現行の現金方式を改め、口座振り込み方式を原則にすべきである。仮に、口座振り込み方式への転換ができないとしても、現行の現金方式下であっても、協力者等への支払先の存在を事後的に調査するため、支払先の住所・氏名・連絡先等の情報を上司に報告する等の様々な改善策を実施すべきである。	2-34～36、82～83	無		平成19年5月18日公報(号外第26号)	捜査費は、犯罪捜査等に従事する警察官の活動に要する諸経費及び情報提供者、捜査協力者等に対する諸経費で緊急を要し、又は秘密を要するため、正規の支出手続きによっては警察活動上支障を来すことから、現金経理が認められているものであり、制度上、それを口座振込みにすることとすれば、警察活動に著しい支障を生じることとなる。 次に、捜査費の執行に関しては、支払先や支払い状況等について、支出証拠書類に記載するとともに、捜査幹部がその都度、報告を受け組織的に管理している。	未措置の理由説明に一定の合理性を認めることができる。	



番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
5	駐在所の協力家族に対する報償費の支出の在り方について【警察本部地域課】		協力家族の業務内容等について業務日誌を作成させて業務との関連性を明確にすべきである。また、協力家族の補助業務の内容を明確化して、報償金も協力した日に比例して支給するという支給審査基準にすべきである。	2-36～37、83～84	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>「駐在所等勤務警察官及びその家族に対する駐在所報償金の支給に関する訓令」については、会計経理の一層の適正化を図るため包括外部監査受監以前から改正を検討しており、平成17年11月4日に改正の手続きをとり、下記の3項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>○「協力者家族所在状況確認書」により所在状況の報告・確認を明確化する。</li> <li>○補助業務実効性を確保するため、協力者家族の範囲を定め、更に職を有しない者であることを明記する。</li> <li>○支給基準を、これまでの2段階から3段階へ見直す。について改正した。</li> </ul> </li> <li>なお、平成17年12月1日付けで旧訓令を全部改正し、平成18年1月1日に施行している。</li> </ul>	平成19年5月18日公報(号外第26号)			措置がなされたといえる。
6		職員の勤務時間管理と残業手当の支給の在り方について【警察本部警務課】	<p>①出勤簿の押印制からタイムカード制への切り替えによる勤務時間の適正管理が必要である。</p> <p>②時間外勤務が常態化しているが、時間外手当の支給が適正に行われていない実態は、労基法に抵触していることを指摘せざるを得ない。警察業務量の適正把握がなされておらず、本来どの程度のコストがかかるのかを正確に把握し、無駄を除くことに努めることが求められている。</p>	2-39～42、84～85	無	<p>①警察事象への即時対応という不規則な勤務を強いられているという特殊性から、タイムカードの導入がなじまない勤務員が多いため、タイムカードを導入できない。</p> <p>②警察事象への即時対応という不規則な勤務を強いっていることを踏まえ、毎年度、所属長に対するヒヤリングを実施し、また、毎月、各所属に対して時間外勤務の実績に係る報告を求め、正確な業務量の把握に努めているとともに、業務量を踏まえた定員配置の見直しを行っているほか、時間外勤務の実績やこれに対する時間外勤務手当の支給率等についても、沖縄県人事委員会が毎年度実施する実態調査の場において積極的に開示するなどしている。</p> <p>しかしながら、県民の安全・安心を実現するために警察業務がますます多様化している現状においては、現状の人員では時間外勤務を大幅に削減することは実質的に不可能であり、また、予算的な制約を勘案した場合、時間外勤務手当の支給率を上げることも困難な状況にある。</p>	平成19年5月18日公報(号外第26号)	<p>指摘事項の改善方策や措置方針等の対応に関し、平成18年4月から関係所属での検討を行い、警察本部長、公安委員会に対する報告、意見を踏まえてその対応方針を決定している。</p> <p>また、業務量に応じた職員の配置や組織、業務の見直しのため毎年度各所属長のヒヤリングを行い、業務量に応じた組織・定員配置の見直しを行っているほか、適宜、県警察内部の検討委員会（県警察運営総合対策委員会等）の開催により効率的かつ効果的な組織・業務運営のための検討を行っている。</p>	<p>未措置の理由説明に一定の合理性を認めることができる。</p> <p>予算上・人員上の制約がある中で、県民の安全・安心の実現と適切な労務管理を同時に達成していくことの困難さは容易に理解できる。また、ヒヤリングの実施や実績報告、情報開示などの取り組みも評価できるものである。しかし、時間外勤務の常態化や休暇の取りにくさは、職員の心身の健康を害し、職場環境の不健全化、ひいては組織全体の機能不全という深刻な問題を引き起こす。現状改善に向け、より一層踏み込んだ不断の取り組みによって、目に見え、かつ実感できる結果を出すことが強く求められる。</p>	



番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
			<p>③休暇の取りにくい職場は労務管理上も配慮する必要がある。業務量に応じた職員数の配置の検討をはじめ、業務改善及び業務の見直しを行い、職場環境を改善し「活力ある職場」として有能な人材確保に資する環境づくりが求められる。</p>					<p>④毎年度全所属長に対するヒアリングを実施し、業務量に応じた職員数の配置、業務の見直し等を行っているが、県警察の担う業務は、日々発生する事件事故への対応等、限られた人員と厳しい時間的制約の中で集中して警察力を動員して処理すべきものが多く、必然的に時間外勤務を行わざるを得ないものとなっており、職員個々の業務負担が過重となっており、年次有給休暇の取得率の向上に至っていない。</p>		現状の認識説明にとどまってお り、具体的な取り組みが必要であ る。
			<p>また、長期休暇制度の一部見直しが必要である。すなわち、本来休職1年目は給与の80%が支給される有給休職となり、2年目は無給の休職となるが、制度上では、1年目の最終日に職場復帰し、1日出勤すれば、その日からさらに1年間の有給休職を取得する権利が発生する。 このような不合理を是正する観点からも、有給休職からの復帰後は最低でも3カ月の勤務を条件づけることが必要である。</p>				<p>④県警察においては、他の任命権者同様「地方公務員法」及び「沖縄県職員の分限に関する条例」等の規定に基づき、職員が心身の故障のため長期の休暇を必要とする場合、公務能率の維持のため休職の措置を取ることとしており、現行の休職制度においては、休職から復職した後に再度休職を取得する場合、前回の休職取得期間がリセットされ、再度新たな休職として取得期間が起算されている状況にある。 このため、県警察としては、公平公正な休職制度の運用を図るため、休職から復職後の再度の休職については、病気休暇制度で導入されている取得期間の通算規定等の措置について、知事部局との調整を行い、他の任命権者との整合性を保持したいと考えている。</p>			

平成17年度 措置状況一覧表 沖縄県警察本部の警察費の執行状況について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
7	工事発注や委託業務、リース契約の法規適合性について【警察本部厚生課、会計課、運転免許課、交通規制課】		健康診断委託、警察本部庁舎警備保安業務委託、運転免許更新時講習(一般)委託、パーキングメーター・パーキングチケット発給機管理業務の契約について、随意契約の見直しの必要性の観点から、一般競争入札によるべきか再検討すべきである。	2-45～47、85	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断委託                             <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度包括外部監査結果報告書を受けて、契約について検討・見直しを行い、平成18年度から競争の理念を踏まえて一般競争入札による契約を実施した。</li> <li>契約単価については、平成18年度は前年度を上回ったが、平成19年度以降は下降し、平成21年、22年度は同額であった。</li> </ul> </li> <li>警察本部庁舎警備保安業務委託                             <ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎警備保安業務の重要性に鑑み、平成19年度は指名競争入札を実施し、同年中に一般競争入札に向けた入札参加資格の基準(過去の実績および配置警備員の警備業法に基づく資格等)を定め、平成20年度から一般競争入札を実施している。</li> </ul> </li> <li>運転免許更新時講習(一般)委託                             <ul style="list-style-type: none"> <li>包括外部監査の指摘を受け、平成20年2月8日付沖縄県公報(公示第54号)により「運転免許関係講習の実施に係る一般競争入札参加資格に関する規程」を公表、更に同年2月29日付当該入札公告を県警のホームページで公表し、平成20年度から一般競争入札を実施している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年5月18日公報(号外第26号)</li> <li>平成20年2月8日公報(公示第54号)</li> </ul>			措置がなされたといえる。
						<ul style="list-style-type: none"> <li>パーキングメーター、パーキングチケット発給機管理業務                             <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年1月17日付「道路交通法施行規則」が改正されパーキングメーター及びパーキングチケット発給機管理等を行うのに必要且つ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める公益法人であれば、業務を委託させることができるようになり、平成19年度からは県公安委員会としての審査基準を公表し、一般競争入札を実施している。</li> </ul> </li> </ul>	沖縄県警察ホームページにおいて平成19年3月から公表			

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
8	交通信号機新設・改良工事における談合の可能性について【警察本部警務部会計課】		平成14年度～16年度信号機新設・改良工事について業者間で談合が行われていたと疑わざるを得ない。交通信号機だけでなく道路標識などその他の発注工事についても分析を行い、異常な結果となっていないか検証すべきである。現状分析を踏まえたうえで、これまでの結果に対する今後の防止策について検討を行う必要がある。その中で、談合を認めた場合は賠償金を軽減するなど措置を設けることも検討してもよいと思われる。	2-59～63、86	有	平成18年度から、一部の交通安全施設工事について、順次、一般競争入札を導入し、平成19年度途中（平成19年11月30日以降）から、全ての入札案件について、一般競争入札を実施している。 現状分析及び業者から事情聴取など所要の調査を実施した結果、談合の事実は確認されなかった。 防止対策等については、「沖縄県警察競争入札心得（平成18年5月19日沖例規会第1号）」、「談合情報対応要領（平成18年5月19日沖例規会第2号）」、「沖縄県警察公正入札調査委員会設置要綱（平成18年5月19日沖例規会第3号）」の関係規程を定め、更なる入札の適正を図った。	平成19年5月18日公報（号外第26号）		措置がなされたといえる。公報でも詳細に内容が説明されている。
9	警察業務の民営化について【警察本部運転免許課】		「免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人とする」とあるが、「どのような組織か」、「どのような能力が必要か」、その内容を公表し、他の民間法人でも参入できるようにすべきである。一定の猶予期間を設けて、他の民間法人が参入できる環境づくりを推進することが求められる。	2-66～67、86	有	包括外部監査の指摘を受け、「運転免許関係事務の委託契約」に関し公安委員会が認める法人としての審査要件を定め、ホームページで公表し、民間から参入できる環境にした。また、平成19年3月9日付、沖縄県公報（告示第173号）で当該入札参加資格に関する規程についても公表し、平成19年度から、一般競争入札を実施している。	・平成19年5月18日公報（号外第26号） ・平成19年3月9日公報（告示第173号）		措置がなされたといえる。
10	警察業務の民営化について【警察本部運転免許課】		「免許更新手数料が政令で全国一律1,000円で決められている」ということであるが、民間委託すれば全国一律にする必然性はなくなる。従って、各都道府県の自主的決定に委ねることが適切となり、その対応に取り組むことが求められる。	2-66～67、86	無		平成19年5月18日公報（号外第26号）	民間に委託できる更新事務については、「道交法108条に定める事務（運転適性検査の結果判断等を除く事務）の全部又は一部を法人に委託できる」と定められているため、免許更新業務全てを民間委託することは現行法規上困難である。ただし、更新時における指導等業務の一部については、以前から民間委託している。	監査意見は必ずしも更新業務全ての民間開放を求めているのではなく、費用対効果を高めるための取り組みを求めている。

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
11	警察業務の民営化について【警察本部交通指導課、交通規制課】		運転経歴証明業務、交通事故証明業務は、平成15年度に民間委託をしているというが、特定の業者に対する委託では真の民営化とは言い難い。従って、放置駐車違反車両の移動・保管業務、パーキングメーター・パーキングチケットに関する業務等も含めて、一般競争入札を推進し、民間活力を積極的に活用することによって、コストパフォーマンス(費用対効果)の高い業務推進を行うことが求められる。	2-66～67、86	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置駐車違反車両の移動、保管業務</li> <li>平成19年6月に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」により、指定車両移動保管機制度が廃止されたことから、平成20年度から一般競争入札を実施している。</li> <li>・パーキングメーター、パーキングチケットに関する業務</li> <li>平成19年1月17日付「道路交通法施行規則」が改正されパーキングメーター及びパーキングチケットの管理等を行うのに必要且つ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める公益法人であれば、業務を委託させることができるようになり、平成19年度からは県公安委員会としての審査基準を公表し、一般競争入札を実施している。</li> </ul>	平成19年5月18日公報(号外第26号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転経歴証明業務及び交通事故証明業務については、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号の規定により、平成15年10月に法人化された自動車安全運転センターの業務とされており、運転センターが警察と委託契約を締結してこれらの業務をおこなっているのではない。</li> </ul>	措置がなされたといえる。	
12	米軍人、軍属に対する日本法の適用の在り方について【警察本部】		米軍当局から公務証明書が発行されても、県警は交通事故現場における初動捜査段階から公務中か否かに関する情報を入手する等して内容の真偽についても確認すべきである。	2-67～73、87	無		平成19年5月18日公報(号外第26号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被疑者の事情聴取等必要な捜査の中で行っている。</li> </ul>	監査意見の内容がはっきりせず、包括外部監査制度の趣旨・目的からの確かな監査意見であるとはいえない。	
13			起訴前の身柄引き渡しを一律に制限している日米地位協定17条5項cはわが国にとっては不平等、不合理であるから改訂を要求すべきである。	2-74～75、87	無			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地位協定の改定の必要性について見解を述べる立場にない。</li> </ul>	監査意見の内容がはっきりせず、包括外部監査制度の趣旨・目的からの確かな監査意見であるとはいえない。	
14	テロ対策について【警察本部】		県警は、政治目的の暴力主義行為に対しては、毅然とした対応をすべきである。住民運動であっても違法な犯罪行為に至ったことを現認したなら、被疑者を逮捕する等して積極的捜査をすべきである。テロリズムの考えは、身近なところに潜んでいることを知るべきである。	2-75～79、88	無			<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に則り、適正に対処している。</li> </ul>	監査意見の内容がはっきりせず、包括外部監査制度の趣旨・目的からの確かな監査意見であるとはいえない。	

平成17年度 措置状況一覧表 高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の事業評価

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		公表の有無	措置を講じていない理由	
1	首里厚生園の交通費について【高齢者福祉介護課】		非常勤職員へ支給される通勤手当に関し、通勤距離の遠近により不合理が生じているのは明らかである。正職員同様距離に応じて支給することが妥当であり、通知等の改訂が求められる。	1-30, 137	有	非常勤職員及び特別職の非常勤職員の通勤費用相当額は、人事課からの通知に基づいて支給されており、監査結果で指摘する通知等の改定は、沖縄県として対応すべき全庁的な問題として、人事関係部局において行われるものであることから、当該部局の考え方及び現状を確認した。【平成20年5月23日公報（号外第22号）】  当該部局においては、今後、非常勤の通勤費用相当額について必要な調査等を行い見直しについて検討する予定である。	有			「人事関係部局の考え方及び現状を確認した」、「見直しについて検討する予定である」との説明では、措置を講じたとは認め難い。少なくとも、検討の実施予定時期などを明示すべきである。
2	首里厚生園の収支について【高齢者福祉介護課】		県の厳しい財政状況下において、毎期1億円超の一般会計からの持ち出しは、県財政を圧迫させる要因となる。財政負担軽減の観点からみると、早急な民営化の導入が求められる。	1-31, 39, 40, 137, 138, 139	有	首里厚生園を平成21年4月を目途に民間移譲するとの方針を平成19年度に決定し、当該方針に基づき、譲渡に係る課題の解決、議会手続き、譲渡先法人の公募、選定を進め、譲渡先法人とのスムーズな運営引継ぎに向けた作業を行なっている。【平成21年5月22日公報（号外第19号）】  首里厚生園については、民間の介護サービス事業所が充実し、県立の介護老人福祉施設は設立当初の先導的役割は終えたことなどを背景として、平成15年3月に策定された「新沖縄県行政改革大綱」の中で県立施設のあり方が位置づけられ、廃止、民間移譲等について検討されてきた。平成18年3月に策定した「沖縄県行財政改革プラン」で首里厚生園の民間移譲を決定、民営化の作業が進められた。 首里厚生園に勤務していた寮父母については、①現業職から行政職への職種変更試験による転用、②職種変更を希望しない者又は能力の実証が得られない者への意向調査等を実施し、本人の意向を踏まえ、他の現業業務に職種変更することが調整された。平成17年度から平成20年度までの職種変更試験による寮父母の合格者は、19名となっている。 平成19年度に、首里厚生園は平成21年4月を目途に民間移譲するとの方針を決定し、当該方針に基づき、譲渡に係る課題の解決、議会手続き、譲渡先法人の公募、選定等を進め、譲渡先法人とのスムーズな運営引継ぎに向けた作業を行ってきた。 その後、首里厚生園は、公募により選定された民間の社会福祉法人へ平成21年4月に譲渡、民営化された。	有			措置がなされたといえる。
3	首里厚生園の未収金管理、回収について【高齢者福祉介護課】		入所者の預金をその家族が管理する場合、未収金が発生するケースがある。施設による管理の提案等を行い、未収金の発生を防止する取り組みが求められる。	1-33, 138	有	利用料の未収発生防止のため、利用者の預金通帳については家族に理解と協力をお願いしてできるだけ施設で管理させていただくとともに、家族が管理している場合については納付状況を確認して早急に督促し、新たな未収金を発生させないように改善した。【平成21年5月22日公報（号外第19号）】	有			措置がなされたといえる。しかしながら、公表までに時間がかかり過ぎている。

平成17年度 措置状況一覧表 高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の事業評価

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		公表の有無	措置を講じていない理由	
4	首里厚生園の利用契約書について【高齢者福祉介護課】		サービス利用契約の締結に関し、利用者の意思能力が欠けてくる可能性があるし、身元引受人や後見人がいないケースもある。このようなケースに対し施設として対応が先送りされている。利用者の責任も謳われている以上は、身元引受人に関しても同意書を入手することが望ましい。さらに、成年後見制度を積極的に活用すべきである。	1-33, 34, 138	有	身元引受人がない利用者については保険者（又は措置権者）である市町村と調整し、他の家族又は保険者（措置権者）に身元引受人となっていただくようにした。【平成21年5月22日公報（号外第19号）】	有		措置がなされたといえる。しかしながら、公表までに時間がかかり過ぎている。	
5	沖縄県社会福祉事業団【福祉・援護課】		現行の給与水準は同種類職種の全国平均、沖縄県の給与支給額の平均額と比較しても著しく高い水準にあり、人件費については大幅な圧縮も考えるべきである。	1-70～74, 140	有	平成18年度の民営化にあたって、県内社会福祉法人の実態調査を基に検討を行い、基本給の1割カット、上限額設定、諸手当額の見直しを行った。【平成19年5月18日公報（号外第26号）】	有		措置がなされたといえる。	
6			給与体系の在り方を年功序列式から成果式など今後の時代にマッチする方針へ転換するべきである。	1-74～75, 141	有	平成18年度からの自主経営が目前に迫る短期間で、給与水準の引き下げと年功序列式から成果式への変更の双方の結論を出すことは困難との判断で、成果式については平成18年度以降検討することとなった。【平成19年5月18日公報（号外第26号）】  民営化の際に給料表を職務を基本とした給料表に改正し、民営化後は年功序列とせず能力実績の評価を取り入れた人事を行っている。	有		措置がなされたといえる。しかしながら、措置の具体的な過程が判然としない。	

平成17年度 措置状況一覧表 高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の事業評価

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		公表の有無	措置を講じていない理由	
7			民営化後の経営にあたっては、経営管理者の能力及び責任が非常に重要なものとなるため、外部からの人材の登用、経営判断に責任をもち実質的に機能する理事会の在り方などガバナンスの体制を強化していく必要がある。	1-74～75、141	有	<p>自主経営移行後の平成18年7月に行われた理事・評議員の任期満了による改選においては、中小企業診断士・弁護士・税理士・企業代表者・大学教授等が専任され多角的視点で経営にあたる体制が構築された。【平成19年5月18日公報（号外第26号）】</p> <p>民営化後は、評議員、理事構成を大幅に改め経済界（民間企業経営者、銀行役員等）から選出、経営コンサル等の導入を行い、自立経営強化に取り組んでいる。</p>	有		措置がなされたといえる。	
8			福祉事業においては、女性が重要な役割を果たしており、他人を思いやる気持ちがサービスの根底に要求されるという意味において、サービスの本質的な部分で女性的な要素が求められるところが非常に大きいといえる。しかしながら、現状は幹部職員・理事等に女性のメンバーは多いとはいえない。今後は、積極的に女性を役員等に起用し、女性的なやさしさの視点を活かしたサービスの充実を図るべきである。	1-74～75、141	有	<p>平成18年7月に行われた役員改選により、理事1名、監事1名の女性役員が選任された。【平成19年5月18日公報（号外第26号）】</p> <p>女性幹部職員は多くはないが、将来の幹部職員育成に向けた介護主任、サービス提供責任者等で女性を登用している。</p>	有		措置がなされたといえる。	
9			人件費の圧縮などコスト削減の努力を行う一方で、収入の増大も積極的に目指していくべきである。居宅介護事業分野のさらなる開拓などがあげられよう。	1-74～75、141	有	<p>新規事業の開拓については、事業団事務局に新規事業策定委員会、核施設においては新規事業施設検討委員会を設置し検討している。【平成19年5月18日公報（号外第26号）】</p> <p>民営化後は、在宅関係の新規事業を開始するとともに、月単位で稼働率等をチェックする体制を整え、収入増につながっている。</p>	有		措置がなされたといえる。	



平成17年度 措置状況一覧表 高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の事業評価

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		公表の有無	措置を講じていない理由	
10	社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業について【福祉・援護課】		既存の貸付金が回収不能となり不良債権となることが予想される。新規の貸付金についても、当該貸付金制度の趣旨からすると、回収は厳しく不良債権化することが予想される。現在は、回収不能額に対する貸倒引当金が設定されていない状況であり、債権評価において問題がある。今後は、債権の回収可能性を評価し、債権評価を厳格にすべきである。決算に反映させるとなると債権管理もより厳格となるはずである。また、現状の回収体制が十分か、改善すべき事項がないかも再検討する必要がある。さらに、新規の貸付段階における審査体制についても、再検討すべきである。	1-85、142	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘を受け、貸倒引当金を設定したことで、適切な債権評価が可能となった。</li> <li>・回収については、悪質滞納者への法的措置の実施、困難者への償還猶予・免除の活用等の措置を強化することで未収額の圧縮に努めている。【平成19年5月18日公報（号外第26号）】</li> </ul> <p>平成21年10月、「借り易く、かつ貸し易く」を基本方針に制度の大幅な見直しが行われ、「貸付利率の低減化」「連帯保証人要件の緩和」「資金種類の統合・再編」が施された。結果として、貸付件数及び金額は大幅に増加することとなり、セーフティネットとしての機能が強化される形となった。今後も、「低所得者の自立支援」という制度の趣旨と、制度維持のために不可欠である償還率の向上を踏まえて適正な運営を心掛けて参りたい。</p>	有		措置がなされたといえる。	
11	いきいきふれあい財団の人員配置について【高齢者福祉介護課】		専門的ノウハウの蓄積による業務の効率化という観点から、プロパー職員を採用するように人事政策を改める必要があると考えられる。また、プロパー職員に業務が集中するという問題も、プロパー職員の新規採用によって緩和されていくと考えられる。同財団は平成18年度より県社協に統合される予定であるため、統合にあたってこの問題を十分に検討し、統合後の組織体制の構築に反映させることが必要と考える。	1-98～99	有	<p>沖縄県社会福祉協議会と統合したことにより協議会職員の活用ができるようになった。しかしながら、プロパー職員の新規採用については、その必要性は認められるものの財政的な負担が大きいため臨任職員で対応している状況である。</p> <p>統合により法人管理にかかる業務が集約され、「いきいき長寿センター」の高齢者施策にかかる執行体制は向上したと考えている。</p>	有【平成19年5月18日公報（号外第26号）】		結果的に措置がなされた形にはなっていると考えられるが、それが外部監査の指摘・意見を受けてのものなのか評価しづらい。	
12	いきいきふれあい財団と沖縄県社会福祉協議会との統合について【高齢者福祉介護課】		統合には多くのメリットがあるが、デメリットとして財団の高齢者福祉政策が埋没してしまう危険性がある。このデメリットを克服するために、旧財団の機能は1つの独立した部署として設置することが必要と考えられる。	1-99～101、143	有	<p>統合後、旧財団は沖縄県社会福祉協議会内の独立した部署、「いきいき長寿センター（旧財団事業課）」及び「高齢者総合相談センター（旧財団総合相談課）」として組織された。</p> <p>（「高齢者総合相談センター」は平成20年度をもって廃止された。）</p>	有【平成19年5月18日公報（号外第26号）】		措置がなされたといえる。	

平成17年度 措置状況一覧表 高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の事業評価

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
13	財団法人老人クラブ連合会【高齢者福祉介護課】		現状では、公共性、財団性という理論的・理念的な問題点のほかに、会員数の低下という現実的・実践的な問題点がある。これらの解消のための一案として、中間法人の新設や、会員制を廃し誰でも研修や行事等に参加できる制度へ移行が必要と考える。会費に代わる収入源は、寄付金を募ること等で賄えるはずである。	1-107 ～ 110、 143	有	沖縄県老人クラブ連合会においては組織財政検討委員会を立ち上げ、今後の組織のあり方や自主財源の強化にかかる検討を行っているが、なかなか奏功していない。現法人としての存続等については、公益法人制度改革の趣旨や、団体内部での十分な検討を踏まえ、対応を考えていくこととしている。	有 【平成19年5月18日公報（号外第26号）】		具体的な方針が決まっていない以上、「検討を行っている」「対応を考えていくこととしている」段階では、措置を講じたとは認めにくい。
14	直近3カ年の身体障害者更生相談所の歳入歳出の状況について【障害保健福祉課】		身体障害者更生相談所は一般会計に取り込まれており、独自の歳入歳出の状況が把握できない状況にある。職員の人件費が歳出に含まれていないため、単純に歳入歳出差額を出してみると、37百万円から49百万円の歳入超過(黒字)となっている。しかし、職員の人件費を含めると多額の歳出超過(赤字)となっていることが容易に推測される。身体障害者更生相談所という一つの組織体の収支の状況を適切に把握し、その活動状況を評価するためにも身体障害者更生相談所を一つの会計単位とすべきである。一つの会計単位とすることで、経営責任が明確化され、コスト意識の高揚を図ることができると考えられる。	1-118、 144	有	行財政改革プランに基づき、出先機関の地域における役割を念頭に、簡素で効率的な組織・機構を確立する観点等から、出先機関の組織・機構や事務事業を見直すこととしている。【平成20年5月23日公報（号外第22号）】県の設置義務があり、相談も無料で行っているため、収支は赤字となる。職員費は県の規定に基づき適正に算出しており、運営費は毎年10%ほどの削減に努めている状況である。	有		措置を講じたとは認めにくい。監査人の指摘・意見の趣旨は会計単位を独立させることで、経営責任を明確にし、コスト意識を高めることにある。左記の説明では、簡素化・効率化の具体的な取り組みが見えてこない。運営費10%削減の努力についても、正確なコストの把握なしには評価は難しい。

平成17年度 措置状況一覧表 高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の事業評価

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		公表の有無	措置を講じていない理由	
15	職員人件費を含めた場合の身体障害者更生相談所の収支について【障害保健福祉課】		職員人件費を加えた結果、平成16年度で△244百万円の支出超過(赤字)となっている。シミュレーションの結果、毎年2億円以上の赤字となっており、一般財源からの持ち出しとなっていることがわかった。その原因は、人件費が非常に高いことにある。県の厳しい財政状況下において、毎期2億円を超える赤字を計上し続けるということは、いくら福祉施設とはいえ県民の理解を得るのは厳しい状況にあると言わざるを得ない。このような高コスト体制を是正するための具体策の実行が必要である。すなわち、高コストの原因となっている人件費の見直しが必要である。また、運営について民営化等の方策も検討すべきである。	1-119、144	有	行財政改革プランに基づき、出先機関の地域における役割を念頭に、組織・機構や事務事業を見直し、県民本位の成果・効率重視のスマートな行政運営に努めている。【平成19年5月18日公報(号外第26号)】県の設置義務があり、相談も無料で行っているため、収入がなく、民営化はなじまないと考える。	有		「組織・機構や事務事業の見直し」、「成果・効率重視のスマートな行政運営」の具体的な内容が不明で、措置を講じているとは認めにくい。少なくとも、高人件費の原因分析(類似施設との比較や当該施設業務の特殊性の有無の検討等)に基づく具体的な説明をする必要がある。	
16	身体障害者更生指導所の民営化検討委員会について【障害保険福祉課】		検討委員会のメンバーはすべて県庁内部の職員である。検討委員会は、独立性と公正性を兼ね備えることが必要と考えられる。したがって、外部の有識者をメンバーに加え、独立性及び公正性を確保することが必要である。	1-122～123、145	有	検討の過程において、県内の有識者から意見徴取を行い、その意見を踏まえて検討委員会を実施した。さらに、民営化を実施するには社会福祉審議会に諮り答申を受けた。【平成19年5月18日公報(号外第26号)】その後平成19年9月に民営化し、社会福祉法人が移築、運営している。民営化にあたり、身体障害者福祉関係団体から意見を徴取した。	有		措置がなされたといえる。	

平成17年度 措置状況一覧表 高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の事業評価

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		公表の有無	措置を講じていない理由
17	総合精神保健福祉センターのうつ病デイケアの廃止について【総合精神保健福祉センター】		精神センターでは、デイケア事業として一般デイケアとうつ病デイケアを実施しているが、うつ病デイケアが重要な事業となっている。このうち、平成17年8月から開始されたうつ病デイケアは、民間では技術的進歩が追い付かず未実施の分野であるから、県が先行実施してノウハウを蓄積し民間への技術移転を図るためにも、また患者の需要に応えるためにも、当分の間は継続して精神センターが主体となり実施する必要性が極めて高い。ところが県は、行政改革による予算削減と称して平成18年度以降のデイケア事業全体の廃止を決定している。一般デイケアを廃止することは行革として評価できるが、それに伴って県が実施する必要性が高いうつ病デイケアまで廃止することは不合理である。	1-126、145～146	有	総合精神保健福祉センターで実施しているうつ病デイケアについては、これまで大きな治療効果を上げるなど着実な実績を得ていることから、現在、医療機関からの実習の受入や実績等の情報提供を行うなど、県内医療機関への技術移転を図るべく取り組んでいる。 県では、平成19年度末を期限としてうつ病デイケアを廃止することとしており、それまでに精神科病院等への技術移転を図る計画である。廃止に当たっては、県内におけるうつ病デイケアの実施状況を十分に検討するなど、適切に判断していく考えである。【平成19年5月18日公報（号外第26号）】  うつ病デイケアを沖縄県自殺対策行動計画における二次予防に位置づけ、平成21年度からは「うつ病デイケア支援事業」として民間への技術移転・普及に取り組み、医療機関からの研修生受け入れや集団認知行動療法ワークショップを開催している。現在、県内の民間医療機関でうつ病デイケアが2か所、集団認知行動療法が5か所で実施されているが、当センターに替る基幹的な機能を果たすことは困難である。うつ病デイケアの技術移転・普及のためにも研修生受け入れは重要で、研修を有効にするためには、複数グループが構成できる定員の確保が必要となる。また、当センターは、うつ病デイケア支援事業をはじめ、自殺予防対策事業、相談事業、その他の事業を7名（所長含めて）の職員で対応せざるを得ない状況があり、職員体制が減ったため、うつ病デイケアの定員を30人から、20人（2グループ体制）に減らさざるを得ない状況にある（平成22年度から）。なお、事業の見直しについては、平成20年11月10日の副知事報告のとおり、「第3次沖縄県福祉保健計画」は平成23年度に見直すことになっているため、時代の要請を受けて、必要性が高まっていることを考慮してうつ病デイケアについても見直す必要があると考える。	有		監査人の指摘・意見に沿うものとは必ずしも言えないが、予算の制約のなかで、技術移転の取り組みを行うなど一定の措置を講じたものと認めることができる。

平成17年度 措置状況一覧表 高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の事業評価

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
18	障害者差別禁止条例案の提示【障害保険福祉課】		県は障害者が自己の意思に基づき生活できる社会を実現するため、差別禁止条例案を提出し、障害者が出生、医療、教育、伝達、就労、居住、移動、などの面で差別されないよう、障害者差別禁止条例の制定に努力すべきである。また、障害者の自己決定権に基づく自由な生活を保障するためには、単に消極的に差別的扱いを禁止するのみは不十分であり、積極的に差別解消措置を講じる作為義務を課す必要がある。	1-132～133、146	有	「障害者差別禁止条例」の制定については、他府県の状況も参考とし、調査・研究していきたい。【平成19年5月18日公報（号外第26号）】  障害者の差別禁止については、国連の障害者権利条約の批准に向け、現在国の集中的な障害者制度改革の検討が行われており、障害当事者を含んだ推進会議の場で広く議論が重ねられているところである。県においても、「第3次沖縄県障害者基本計画」に基づいて障害者の社会参加、権利擁護を推進するため様々な取組みを進めており、国の動向を踏まえながら条例制定について慎重な検討と十分な議論を行っていきたい。	有		左記の説明では具体的な行動がみえない。ただ、意見の内容が、法的検討や議論、県民意識の把握等を要する種類のものであると考えられるため、県が措置を講じていないとまではいえない。	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		公表の有無	措置を講じていない理由	
1	どうすれば施設管理コストの削減ができ、県財政改善に寄与するか 【行政改革推進課】	原則として指定管理者制度を導入すること	公の施設の管理運営については、法令その他の制約がある場合を除き、原則として指定管理者制度を導入すべきである。直営で管理する場合は、なぜ直営の方が指定管理者制度よりメリットがあるのか、その理由を具体的に県民に対して説明する必要がある。また、指定管理者選定においては、制度の趣旨が最も良く反映できるような選定手続きをとるべきである。	34	有	①平成17年11月議会での指摘を踏まえ、平成19年3月に「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針(平成19年3月)」を策定した。→沖縄県行政改革推進課ホームページに掲載。 ②同方針により、公の施設については原則として指定管理者制度を導入すること、指定管理者の選定については公募を原則とし広く募集を行う等、民間事業者等の参入を促進している。 ③上記内容を平成20年5月23日沖縄県公報（号外第22号）掲載。	有		措置がなされたといえる。	
2		指定管理者のモニタリング機能を兼ねた「公の施設管理検討委員会（仮称）」を設置すること	県全体としての施設管理のあり方や指定管理者に対するモニタリングなどを各部局がバラバラに把握検討するのではなく、各施設の問題点、指定管理者の問題点などの情報を共有して、県全体で活用していくことが必要である。そのためには、利用者たる県民、外部の有識者などを交えた「公の施設管理検討委員会（仮称）」を設置し、各施設の管理状況等の問題点、指定管理者の状況などを全庁的に検討する必要がある。	34～35	無			①公の施設は広範に及び、個々の施設の機能も多岐にわたることから、選定からモニタリング結果の検証までは各部ごとの指定管理者制度管理運用委員会で行い、総務部が公の施設及び指定管理者制度の総括を行っている。 ②全庁的な検討委員会については未検討。必要性も含めて今後検討したい。	未措置。 左記の説明は、現状説明にとどまっております。理由は述べられていない。監査人の提言がほたらかしにされていると言わざるを得ない。	
3		すべての公の施設に係る行政コストを把握し県民へ公表すること	公の施設にかかる行政コストについて企業会計的手法を用いて算定し、施設ごとの期間コストを把握することは、施設の効率性を検討する観点から有用である。県及び住民が施設利用状況や効率性を判断する材料とするためにも、施設管理にいくらのコストがかかっているのか、実態を把握し公表することが必要である。	35	有	公の施設の管理に係る行政コストについては、沖縄県行財政改革プラン（平成17年度から平成21年度まで）に基づき、指定管理者制度の導入等を進捗管理として、指定管理者による管理により削減されたコストを把握し、公表している。県としては、新沖縄県行財政改革プラン（平成22年度から平成25年度まで）においても公の施設の管理に係るコストを公表するほか、公の施設のあり方や管理方法を見直すこととしており、より適切な行政コストの把握手法についても、情報収集を行っているところである。（平成22年12月24日付け沖縄県公報号外第38号に搭載）	有		措置がなされたとは認められない。 平成22年3月に公表された新沖縄県行財政改革プランには個々の公の施設のコストを公表していると認められるものはなかった。そもそも、すでに公表されたプランの中で今後の公の施設に係る行政コストを公表することなど不可能である。 監査人が提言しているのは各施設の効率性検討のための継続的成本情報の公表なのである。したがって、求められている数値は、公の施設総体にかかるものではなく、施設個々にかかるものである。 施設ごとのホームページや紀要などで個別にコストの報告がなされることもあるが、「公の施設の効率性検討」という横串の視点からの横断的・継続的なコスト公表が求められる。	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容			
4		原則としてすべての契約は競争入札によること	原則としてすべての契約は競争入札によること。 依然として随意契約で業務請負契約などを締結しているケースが多い。一方で、入札実施により業務委託費等が大幅に減額しているケースもある。入札による経費削減効果が見込める場合は、原則としてすべての契約において入札を実施すべきである。	35～36	有	指定管理者制度導入施設については、民間事業者参入により、経費削減効果が見込まれる取組は実施されていると考える。（平成22年12月24日付け沖縄県公報号外第38号に登載）	有		未措置。指定管理者制度導入施設であっても、理由説明が不十分であると思われる随意契約がなされているケースも依然として存在する。契約に関する事項については、税金の使われ方という納税者である県民の問題意識に直接関わるところであり、感心も高い。にもかかわらず回答が具体的でない。 なお、随意契約を行う理由としてよく「技術的・専門的な事情から他の業者に委託することは困難である」旨の説明がなされるが、専門知識を有していない県民一般にはその説明に合理性があるのかすら判断できない。理由説明は十分すぎると思われるくらいなされるべきである。
5		公益法人制度改革を踏まえ公社等外郭団体の見直しを進めること	指定管理者制度の趣旨を効果的に達成できるのは、県出資のない民間団体がふさわしいと考えられる。しかし、外郭団体が指定管理者選定から外れると、団体の財務に大きな影響を及ぼし、そのことは外郭団体の存続問題にも発展することから、このような状況に至る前に、公益法人としての外郭団体の今後の在り方を整理し、見直しを進めるべきである。	36	有	①各公社等については、新公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、平成25年度までに今後のあり方等について検討を行う。（新沖縄県行財政改革プラン（64～106頁）平成22年3月策定） →沖縄県行政改革推進課ホームページに掲載。  ②上記内容を平成20年5月23日沖縄県公報（号外第22号）搭載。	有		プランに盛り込まれ、取り組みの端緒についたという意味で、措置がなされたといえる。
6	選定手続の公正性・公平性・透明性について 【行政改革推進課】	指定管理者選定委員会の構成の妥当性について	県職員が過半数を占める選定委員会では、従来の管理受託団体との関係において、真に公正かつ公平な選定が行われているかにつき疑念が生じる可能性もあり、妥当でない。したがって、委員構成については、少なくとも外部識者委員の数が委員会の過半数となるよう構成すべきである。	37～38	有	①平成17年11月議会での指摘を踏まえ、平成18年6月に、委員構成については外部識者を4人以上とし、かつ委員総数の過半数とすることとした。  ②平成19年3月に「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」を策定し、委員全員を外部識者とした。→沖縄県行政改革推進課ホームページに掲載。	有		措置がなされたといえる。



平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	未講じた理由		
7		資格要件設定の妥当性について	指定管理者については、知事等と一定の親族関係を有する者が役員となっている団体であることを欠格事由とし、次のような資格要件を設けるべきである。 ア 県議会議員並びにその者の配偶者及び二親等以内の親族が役員である法人その他の団体でないこと。 イ 知事、副知事、助役並びにこれらの者の配偶者及び二親等以内の親族が役員である法人その他の団体でないこと（ただし、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は拠出している団体を除く。）。	38～39	無			今後の検討課題としたい。	未措置。 未措置の理由の明示もなく「今後の検討課題としたい」とするのでは、監査人の提言をないがしろにしていると評価せざるを得ない。
8	選定基準等の妥当性について 【行政改革推進課】	「県民の公平な利用の確保」を審査項目とし、課点方式による配点をしていることについて	「公平利用の確保」については、指定管理者となった者と締結する協定等において管理運営方針として指示したうえで、沖縄県の指定管理者に対する監督権限の行使により確保していくべきであり、指定管理者を選定する場面での審査基準としては審査項目化しないか、あるいは、これを審査項目化するにしても、他の審査項目と並列的な積極的審査項目として配点するというのではなく、不当な差別的取扱いを前提としている団体につき減点事由となる消極的審査項目とすべきである。	39～41	無			①選定基準については各施設の特性に応じ設定されており、応募団体の考え方や取組に創意工夫があるか効果的かを評価している。 ②例とされている沖縄県男女共同参画センターについては、平成17年度の審査基準の配点10点/100点から平成20年度は5点/100点に見直されている。 ③審査項目としての適・不適については今後の検討課題とした。	未措置。 左記の説明は、現状説明にとどまっており、理由は述べられていない。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
9		選定審査における指定管理料提案額に対する評価が相対的に低いことについて	公の施設に関する指定管理者制度の導入は、民間に広く門戸を広げて民間参入を促進すると同時に、管理者選定に競争性を取り入れることによって、公の施設の管理運営にかかる行政経費の削減を図ることを主目的としているのであるから、施設管理に指定管理者を導入する以上は、施設管理にかかる行政負担削減の程度（応募者の提示する指定管理料額）を選定審査においても重視すべきであり、応募者からの提示額について100点中の10点以下の配点しかしないというのは妥当ではない。行政経費の削減を図るといふ制度導入の目的からすれば、行政負担となる指定管理料の提示額については、それを絶対的な選定基準とはしないまでも、指定管理者選定基準としての比重を高くするなどして、指定管理料提示額についても競争性を取り入れ、施設管理にかかる行政負担の削減を図るべきである。	41	無			①例とされている沖縄県男女共同参画センターについては、管理運営の効率化と併せて、平成17年度の審査基準の10/100点から平成20年度は20点/100点に見直されている。  ②配点の比重のあり方については今後の検討課題としたい。	未措置。 左記の説明は、現状説明にとどまっており、理由は述べられていない。
10		応募者の財務の健全性につき、他の審査項目と並列的な審査項目としていることについて	応募者団体の財務内容の健全性を選定審査において考慮するとしても、これを他の審査項目と並列的な審査項目として形式的に配点するのではなく、施設を安定的・継続的に管理運営していくのに不安のない程度に財務内容が安定しているか否かを独立して審査できるよう審査基準や審査方法を工夫すべきである。	42	無			今後の検討課題としたい。	未措置。 未措置の理由の明示もなく「今後の検討課題としたい」とするのでは、監査人の提言をないがしろにしていると評価せざるを得ない。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公取の有無	措置を講じていない理由	
11			審査方法としては、施設により提供する住民サービスの質を維持しつつ、より多くの行政経費削減効果を得るという観点からは、まず第一次審査において、応募者から提出される管理方針等により、応募団体の人的物的能力を含め、住民サービスの低下を招くことがないかを審査したうえで、その第一次審査通過者のうち指定管理料提示額が最低額の団体を選定するというのが最も合理的であるとする。ただ、指定管理者制度の導入目的として、民間活力の活用によって公の施設の利用促進を図ることもあることからすれば、第一次審査通過者の中から指定管理者を選定するにあたっては、提示された指定管理料額のみで選定するのではなく、団体が提案する施設利用促進のための具体的方策の内容を加味することも検討されてよいと考えるが、その場合であっても審査の比重はやはり指定管理料提示額に重きを置くべきである。	42～43	無			今後の検討課題としたい。	未措置。 未措置の理由の明示もなく「今後の検討課題としたい」とするのでは、監査人の提言をないがしろにしていると評価せざるを得ない。
12	指定管理者の指定手続等に関する条例について（提案）	指定手続等に関する規程の内容面に着目した場合、指定管理者選定の公平性・公正性の観点からは、指定管理者の「指定」に関しても、地方自治法の請負禁止規定と同様の指定制限規定を設けるべきであり、また、公募の原則や指定管理者の報告義務等の一般的義務なども条例において明確化するのが望ましいといえる。	43～47	無			①「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（平成19年3月策定）」において、公募の原則等、指定管理者制度に関する統一的な考え方や実施方法を示している。 →沖縄県行政改革推進課ホームページに掲載。  ②条例化については措置を講じていない。	未措置。 左記の説明は、現状説明にとどまっており、理由は述べられていない。	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	未講じた理由		
13	指定管理料に関する考察～ 適切な水準はいかにあるべきか～ 【行政改革推進課】		公の施設の管理業務を民間に開放するのは初めていってよい試みであり、これについて過去のデータ等は存在しておらず、業務の特性は個別の施設ごとで千差万別であるため、あるべき指定管理料の水準を計算式等によって算出することは困難である。よって、指定管理料についてのPDCAサイクルを構築することにより適切な水準まで収斂させていくことが現実的であると考え。つまり、実績値について予算の枠組みに囚われずに固定費と変動費に分解する等の原価分析を行い、業務のコスト構造について情報を蓄積して、フィードバックを行う体制を構築する必要がある。	57	無			今後の検討課題としたい。	未措置。指定管理者の利益獲得目的に限定した監査人の分析にも一部、違和感があるが、未措置の理由の明示もなく「今後の検討課題としたい」とするのでは、監査人の提言をないがしろにしていると評価せざるを得ない。
14			正確に原価分析するためには、報告されてきた原価に関するデータが適正なものであることが前提となる。そのため、数値自体の妥当性についても検証を行う必要がある。たとえば、指定管理者が警備や保守点検等の個別業務を委託する場合、発注金額・発注先の妥当性（指定管理者の子会社、あるいはJVの構成員か否か）について検証を行う体制を構築する必要がある。		無			今後の検討課題としたい。	未措置。指定管理者の利益獲得目的に限定した監査人の分析にも一部、違和感があるが、未措置の理由の明示もなく「今後の検討課題としたい」とするのでは、監査人の提言をないがしろにしていると評価せざるを得ない。
15			適切な指定管理料の水準を模索している段階にあるはずの現状においては、指定管理料は毎年見直しを行うべきである。		無			今後の検討課題としたい。	未措置。指定管理者の利益獲得目的に限定した監査人の分析にも一部、違和感があるが、未措置の理由の明示もなく「今後の検討課題としたい」とするのでは、監査人の提言をないがしろにしていると評価せざるを得ない。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容				
16	沖縄県男女共同参画センター 【平和・男女共同参画課】	施設利用率が示すもの	(施設稼働率の計算方法が合理的でないこと、利用状況が悪い施設があることを指摘したうえで、)施設利用がどれだけ施設の設置目的達成に寄与しているか明らかにすべき。	84、100～102	有	施設利用の向上を図るために、ホームページでの利用の予約状況が、利用者から確認できるようにプログラムの開発を進めています。実態を把握し公表する工夫について、現在所有するデータを元に利用団体をグループ分けし、男女共同参画推進団体の利用率との比較等利用実態を公表できる方法を検討しています。【平成20年5月23日公報号外第22号】	有			措置がなされたといえる。 しかし、男女共同参画に関連して利用されているものは、実際にどのくらいであるのか、実態をみる必要がある。そうしたうえで、同センターの存続意義を説明すべきである。
17		リスクのある金融商品の取得について	リスクのある金融商品を取得していることについて、リスクの発生予想について十分な検討が必要である。	84、102～103	有	当財団の事業は主に県からの管理運営補助金と啓発事業に伴う委託料で賄っている状況であり、財団独自の自主事業を計画するための財源が乏しく、自主財源の確保が課題でした。そのことから、自主財源の確保に向け充分検討を重ね今後の財団の運営等を考慮し長期で設計されている債権を購入しました。今後、基本財産の運用にあたっては、リスクの発生しない債権を購入するなど、健全な運営に努めて行きます。【平成20年5月23日公報号外第22号】	有			措置がなされたといえる。
18		随意契約の妥当性	委託契約のほとんどが随意契約であり、競争入札を導入すべきである。また、業者指名方法を文書化し、透明性を高める必要がある。	84、103～104	有	施工業者以外の業者が保守点検をすることで、管理運営に支障をきたすため、随意契約としました。今後、委託業務に係るおきなわ女性財団会計規程の適用にあたっては、競争原理を念頭に契約締結に務めます。また、類似施設より情報を収集し選定基準を設け、入札手続の透明性・効率性を図ることに務めます。【平成20年5月23日公報号外第22号】	有			未措置。 監査人は競争入札にすべき、業者指名方法等を文書化すべきと指摘している。左記の回答では競争入札にしたと認められないし、業者指名方法等を文書化したとも認められない。 なお、随意契約締結の理由説明については不合理であるとまではいえないが、本当に施工業者以外の業者には保守点検ができないのか、専門知識を有していない県民一般にはその説明に合理性があるのかどうか判断できない。その意味で腑に落ちないところがある。 理由説明は十分すぎると思われるくらいがよい。
19		県派遣職員人件費支給方法について	県からの派遣職員人件費に相当する額が補助金、委託金の中に実質的に含まれている。財団で支給される人件費が財団での業務内容等を勘案したものではなく、県での給与相当額がそのまま100%支払われている現状では、実質的には、県からの派遣職員の給与を県が支給していることと同じであるから、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の趣旨を勘案し、財団を経由しないで直接支給できる場合は直接派遣職員に対して支給すべきである。	84、104～105	有	県から財団への職員の派遣は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき行われています。また、財団における派遣職員の給与は財団法人おきなわ女性財団の役員及び職員の給与及び旅費に関する規程により、沖縄県職員の給与と準ずると定められています。派遣職員の給与については、派遣法により原則として給与を支給しないこととされています。財団へは、県の男女共同参画社会の実現に向けた施策の実施のため各種業務を委託していますが、委託料については委託業務の内容等を勘案して積算しており、人件費相当額についても県派遣職員に付随した義務的経費ではなく、委託業務の円滑な推進を図るための財団職員の人件費相当額と考えております。【平成20年5月23日公報号外第22号】	有			未措置。 監査人は、派遣法、県条例を前提に、財団を経由しないで直接支給できる場合は県派遣職員に県から直接に給与を支給すべきであると言っている。この意見に対し、左記の説明は直接支給しないことの理由づけには全くなっていない。 なお、平成23年度から、直接支給することになったとのことであるので、その経過は将来監査・点検されるべきである。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容			
20		施設の設置目的と利用について	「沖縄県女性総合センター使用許可受付等留意事項」の4には、その利用が営利目的である場合などは受付できない旨、規定されているが、一方で、指定管理者からの申請を受け県が承認した利用料金体系には施設利用者が入場料を徴収する場合の利用料金も設定されている。これは、利用者にとっての営利行為にあたらぬかが問題となるが、留意事項の規程が曖昧である。利用は公益目的に限定すべきであり、利用を制限する場合はその基準を明確にすべきである。	84、105～106	有	平成18年度からは「沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例」に基づき、当財団が県から指定を受け管理を行い、施設利用の許可については、「正当な理由がない限り、施設利用を拒むことはできない」とあるほか、「施設を利用することについて、特定の個人や団体等に対して有利あるいは不利になるような不当な差別的な取り扱いをしないこと」となっており、これらを踏まえ、財団においては、利用者が公平に施設を利用できるよう周知を図っているところです。財団としては、募集要項に基づき貸館業務マニュアルを作成し施設管理を行っているところでありますが、次期の指定管理申請において対応を検討してまいります。【平成20年5月23日公報号外第22号】	有		未措置。 監査人は、ているるの設置目的を規定している条例との関連を考慮して、ているるの利用を制限する場合を明確にすべきであると指摘している。したがって、措置されたかどうかはているるの利用を制限する場合を明確化したかどうかが問題である。 ところが、左記の説明は、この点に答えていない。監査人の指摘する問題点とずれている。料金設定の見直しも直接応えるものではない。
21		センターの今後の管理運営のあり方について	施設管理は民間に委ね、財団は男女共同参画事業に特化する方向で検討することが求められる。	84、106～107	有	当財団としては、設立目的の推進と財団経営を念頭に置きながら、県の募集要項に基づき応募し、管理を受託している状況です。男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設である沖縄県男女共同参画センターを管理することは、男女共同参画事業の効果的、効率的な推進に必要であると考えています。 当財団としては、今後の財団のあり方、次の指定管理への応募を含め、対応を検討してまいります。【平成20年5月23日公報号外第22号】	有		未措置。「対応を検討してまいります」では、未措置なのは明らかである。 しかし、左記の監査意見は、同財団のありようそのものに関わるものであり、同財団及び所管課が抵抗するあるいは答えが出せないのは自然である。そもそも、同財団は、ハコ物を管理することを目的として設立されたものではない。同財団の存続を前提とすると、本年度包括外部監査人も、平成18年度の監査意見に意見を同じくするものである。
22	沖縄県平和創造の森公園【森林緑地課】	施設の利用状況について	公園の利用率向上に向けて事業計画を着実に実施していくことが必要である。	84、113	有	①毎月事業報告を提出させるとともに定期的に巡回指導を行い、進捗状況をモニタリングしている。 ②利用者ニーズを把握し、事業に反映させるため、ご意見箱を設置した。 ③緑化教室、森林公園まつり、グランドゴルフ大会等の自主事業を行い、集客を図った。	有		措置がなされたといえる。適切な取り組みである。
23		施設の管理状況について	施設管理に不備がある。管理受託者は県と十分に協議して施設管理に遺漏がないようにする必要がある。	84、113～114	有	①噴水ポンプの修理を完了した。 ②トイレ清掃は毎日行うこととした。 ③園内清掃、草刈りは常時3人を雇用し対応している。刈り取った草はチップ化して雑草抑制資材として利用するなど、適切に処理している。 ④マヤーガマを訪れる観光バスによる路上駐車については、園内駐車場を利用するよう、県観光ボランティアガイド友の会に申し入れる一方、運転手に対しても巡回指導している。	有		措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答がなく不明である。



平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		公表の有無	措置を講じていない理由	
24		事業計画の履行状況について	指定管理者による管理事業計画の履行状況は未達成部分が多い。県は指定管理者の計画履行状況のモニタリングを適切に実行する必要がある。	84、114～115	有	基本協定第23条により四半期毎に提出する業務報告以外に、毎月の事業報告を求め、事業の進捗をモニタリングしている。また、定期的に巡回し、公の施設として適切に管理運営されるよう指導を行っている。	有			措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答がなく不明である。
25		森林組合は民間が官か	森林組合連合会は県からの出資や出向はないものの、県や市町村のOB職員が理事職についている点などを考慮すれば、極めて県や市町村と密接な結び付きがある団体であるといえる。同連合会は指定期間満了に向け、より一層の効率的経営を目指す必要がある。	84、115～116	無				総務部長より改善措置事項に挙げられなかったため。	未措置。左記の説明は、監査人の意見をないがしろにするものであるし、措置対応に係る統制に問題があることの証左といえる。
26		決算処理について	指定管理者において適切な会計処理がなされるよう県は指導を徹底することが必要である。	84、117	有	森林組合連合会の運営の健全性、財務処理の透明性確保に関する指導については、森林組合指導方針に基づき指導を行っているところであり、その中で、退職給与引当金については毎年度計上するよう指導した。	有			措置がなされたといえる。しかし、包括外部監査制度における措置の公表はなされていない。
27	県総合運動公園 【保健体育課・都市計画・モノレール課】	施設の利用状況について	自転車競技場は一般の利用を想定したものではないが、県の施設である以上、有効利用に努めるべきである。		有	平成18年当時自転車競技場は、建設後20年を経て舗装面に亀裂や凹凸が生じ走行に不適切な状況にあり、利用状況が悪かったと考えられます。そのため、平成21年度に改修工事を行った。自転車競技場は、最大路面傾斜角度が32度あり、一般の利用は危険であることから、県自転車競技連盟に所属する選手及び連盟が適当と認めた選手等の利用に限定することを、本課と自転車競技連盟とで合意しております。自転車競技の普及・振興を図ることにより、利用率の向上に繋げていく所存であります。  公表の方法について 平成22年1月に日本自転車競技連盟の公認検定を受け全国的に公表された。	有			未措置。どのようにして自転車競技の普及・振興を図っていくのかの方針や方策が明示されておらず、措置を講じたとはいえない。



平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		公表の有無	措置を講じていない理由	
28		現金等の收受手続について	自販機、コインロッカー等の現金の收受手続に関し、現金事故防止の観点から自販機収入についても複数名による立ち会いが望ましい。	84、129～130	有	平成21年4月から複数名による立ち会いを実施している。	無			措置がなされたといえる。公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切である。また、号外では平成20年1月から立会をする旨、説明されており、左記説明との整合性が図れず、措置実施の経緯が把握できない。
29		公的機関からの予約業務における重複予約について	重複予約による減収があるので、重複予約を解消する努力が求められる。	84、130	有	平成21年4月からは、原則重複予約を認めていない。	無			措置がなされたといえる。公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切である。また、号外では平成19年度から重複予約を行わない旨、説明されており、左記説明との整合性が図れず、措置実施の経緯が把握できない。
30		施設利用の減免に係る実費相当分について	現在、施設利用料が免除になった場合、同時に実費経費分（電気料、空調費）も減免される。当該実費相当分は指定管理料に含まれ、結局、公費で負担することになる。指定管理者制度が民間能力の活用による住民サービスの向上と経費削減を主目的としている点を考慮すると、免除による施設負担経費を指定管理料という公的支出で補うことは適切でない。実費相当部分は利用者から徴収すべきである。	84、130～131	無			沖縄県都市公園条例第15条の規定による事項であるため。指定管理料を算定するにあたって考慮している。		措置を講じたとはいえない。監査人の意見の趣旨は指定管理者制度の目的からすれば、実費については利用者から徴収することも検討すべきものである。左記の説明では、措置を講じない理由としては的確性を欠く。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容			
31		財団の今後のあり方について	指定管理者の(財)沖縄県公園・スポーツ振興協会は、3年後の再指定までに管理の効率化を図ることは困難である。県の行財政改革プランに沿って解散する方向で検討する必要がある。	84、131	有	平成21年解散 官報平成22年6月17日号外第126号	有		未措置。外部監査の指摘に対してどのような対応をしたのかの過程が明示されず、措置がなされたとは評価できない。
32	パンナ公園 【都市計画・モノレール課】	公園の管理状況について ・台風被害の影響	・漏水が生じていた。従来の管理者(県の外郭団体)は漏水調査や対応等を適切に実施しておらず、管理がずさんであったことがうかがえる。 ・平成18年9月の台風により、修繕を要する部分(聖紫花の橋、多目的お祭り広場、展望台広場、名蔵遠見台、遊具広場、建築材・生垣コーナー)が多数発生している。早期に修繕が必要であり、県又は指定管理者のどちらが負担するかを早急に決定することが求められる。	85、136	有	聖紫花の橋：県が改修工事をし、平成21年12月から通行再開した。 多目的お祭り広場：指摘後直ちに照明設備を修繕した。 展望広場：平成19年には老朽化した屋根を撤去して通行止めを解除した。 名蔵遠見台：平成19年には屋根を撤去した。	無		一部未措置。早期の修繕が必要である。
33		公園の管理状況について ・ずさんな設計図の保管状況	設計図の保管がずさんである。一部が紛失しており、万一、災害等による緊急事態が起きた時に配水管やガス管の配置を確認できず混乱する恐れがある。	85、137	有	配水管の図面は、平成21年には対応済み。ガス管はプロパンガスに対応している。	無		措置がなされたといえる。 公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切である。 公報号外では、平成19年度中に関係機関に問い合わせ、保管状況の確認を行う旨、説明されており、措置がなされたといえる。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容				
34		事業計画の履行状況について	県はJVの掲げる事業計画が着実に進展していくようにモニタリングを適切に実施していくとともに、取り組みに対しては積極的に協力すべきである。また、地元とJVの間の調整役としての役割も果たすべきである。	85、137～138	有	平成21年からは、モニタリングを適切に実施しているとともに、取組に対しても積極的に協力している。	無			措置がなされたといえる。 公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切である。 公報号外では、個別ヒアリングの調査予定や地元調整についての指定管理者への指示について説明されており、一定の措置がなされたものといえる。
35		事務委託経費勘定の適正処理方法	JVでの経理処理に関し、施設管理に係る支出額は実費額をもとに報告する必要がある。予想額をもとに計算された金額をもって事務委託経費として報告することは適切ではない。	85、138～139	有	平成19年からは、JVでの経理処理に関し、施設管理に係る支出額は実費額を基に適切に処理させている。	無			措置がなされたといえる。 公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切である。 公報号外では、今後の委託契約については積算根拠を明確にするよう指導した旨、説明されており、一定の措置がなされたものといえる。
36		指定管理者の決算内容の検討	JVの財務に重要な影響を及ぼすものではないが、決算処理に一部適切でないものがあつた（貸倒引当金の計上不足や退職給付引当金の過大計上）。	85、139～140	有	平成19年からは、適切に処理させている。	無			措置がなされたといえる。 監査人が意見として述べたものではない指摘であるが、適切に処理させたのであれば、その内容を具体的に説明する必要がある。
37		県への報告書式の統一を図る必要がある	県への報告書の記載要領が指定管理者によってばらつきがあり、全体的に不統一なことから指定管理者間の支出内容の比較可能性が損なわれている。県は、支出報告書の書式統一を図る必要がある。	85、140	有	平成21年からは、報告書の書式統一を図った。	無			措置がなされたといえる。 公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切である。 公報号外でも、左記と同趣旨の説明がなされており、一定の措置がなされたものといえる。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容			
38		委託料積算根拠がないことについて	植栽等の再委託に関して、従前の管理者には委託料の積算根拠がなく、管理上の不備があった。	85、140	有	平成19年からは、作業員の単価と作業時間数の積算根拠を適切に処理させている。	無		措置がなされたといえる。
39	首里城公園【都市計画・モノレール課】	収支計画の人員費区分の妥当性について	実際の管理区分と経費の負担が一致していない。実態にあった適切な部門費用計算を行うことが必要である。	85、152～153	有	平成19年からは、実際の管理区分にあった部門別管理を適切に行なっている。	無		措置がなされたといえる。 公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切である。 なお、公報号外での説明についていえば、適切に部門別計算が行われているとするが、どのような点で適切としたのか監査人の意見に応えるものとなっておらず、明確性に欠ける。
40		任意指定を受けた指定管理者選定について	指定管理者の選定に関して、国管理部分と県管理部分の一元管理を理由として、公募によらず任意指定しているが、一元管理のメリット、デメリットを明らかにすべきである。	85、153～154	有	平成21年からは、公募を実施している。	有		措置がなされたといえる。 平成20年5月23日公報号外22号での公表内容と左記の説明の内容が一致していない。監査対応が不適切である。 なお、公報号外では、一般公募によって他団体が管理者となった場合に従来の管理運営が適正に行えるかを慎重に検討したうえで判断すべき旨、説明がなされているが、左記では公募によることになった結果が記載されており、その間の過程が不明確である。
41		今後の経営環境変化に備えて	部門別原価計算を整備するなどして、財団を取り巻く経営環境を検討し、競争に負けない体力をつける必要がある。	85、154～155	有	経営環境を引き続き検討し、適切に処理させている。	無		公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切であるといわざるを得ない。 なお、公報号外では、運営業務の効率性向上と競争力強化のための調査を行っている旨の説明がなされており、一定の措置がなされたと判断できる。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容				
42	県営運動場・奥武山運動場【保健体育課】	施設の利用状況について	利用がほとんどない施設もある（ライフル射撃場）。利用率の向上を目指す必要がある。	85、162～163	有	競技団体と連携し、競技の普及・振興を図り、また、平成21年4月1日には利用料金の改定を行い、収入の増に努めています。 公表の方法について 利用料金の改定については、平成20年10月の沖縄県広報にて公表し、施設の概要や利用時間及び料金については、ホームページで公表しています。	有			措置がなされたといえる。
43		施設に対する現状把握が不十分であった事例がある	（公園施設内での漏水やスポーツセンターの老朽化・耐震不足、プールの地面の陥没（地滑り）、武道館の雨漏り等の欠陥が放置されてきた実状を指摘したうえで、）その原因が担当者の怠慢にあるのか制度上の問題なのか十分検討し、今後の施設管理に生かすべきである。外郭団体である前管理者による施設の現状把握は不十分であり、県の監督状況も十分であったか検証する必要がある。	85、163～167	有	前管理者と県は委託契約に基づき、施設の状況把握や連絡調整を行っていました。 施設の老朽化に対し、修繕、建替え、撤去など予算確保を含め対応方法の調整を進め、その後、友愛スポーツセンターは解体撤去、奥武山プールは全面改築、奥武山テニスコートは北5面を改修しました。 なお、平成18年度以降は、県と指定管理者とで、月1回の定例連絡会議を実施し、施設の管理運営状況や諸問題について適宜対応するよう努めています。  公表方法について 施設の解体撤去や改築、改修については、ホームページで公表し、月例会議については、課内行事予定表に載せネットワークにより教育庁全職員に公表されている。	有		措置を講じたとは評価できない。 ここでの監査人の意見の趣旨は、修繕の必要性はもとより、このような問題が放置され続けてきたことの原因を検証し、今後の施設運営に生かすというところにある。 「前管理者と県は委託契約に基づき、施設の状況把握や連絡調整を行っていたのであれば、なぜこのような問題が放置され続けていたのか、説明する必要があるし、左記の説明では問題放置の原因検証については述べられていない。その点については措置がなされたものとは言いにくい。 施設の補修・改修・撤去についての措置は順次なされている。ただ、漏水については左記に説明がない。	
44			老朽化した施設（友愛スポーツセンター、水泳プール等）への対応。		有	友愛スポーツセンター：平成21年3月に解体撤去し駐車場に整備済み。 水泳プール：平成22年2月に改築完了。  公表の方法について  友愛スポーツセンター：平成21年3月26日に友愛スポーツセンター跡地に記念碑を設置し、除幕式を挙行、マスコミにより報道された。  水泳プール：平成22年2月12日に落成式を行い、マスコミによって報道された。	有			措置がなされたといえる。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価	
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無			
45		指定管理者募集にあたり沖縄県から基本的な考え方が明示されていなかった	指定管理者による事業計画は未達成である。県サイドで指定管理者導入に際して、事前準備が適切になされていない。利用料金設定の考え方などは県が方針を作成するべきである。また、事業計画書の質問事項が抽象的で、指定管理者に求める課題が不明確である。	85、168	有	<p>①平成18年度に指定管理者制度を導入したばかりで、県及び指定管理者双方に準備が不足していたため、指摘の状況が生じたものと思われます。なお、その後、事業計画は達成されています。</p> <p>②利用料金については、要項に「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て決定すること」と定めております。また、減免については「奥武山総合運動場利用料減免基準」を設けております。（平成18年12月）。</p> <p>③事業計画書において求めた「県民の公平な利用を確保できるものであること」や「運動場等の効用を最大限に発揮できるものであること」の項目は従来の管理運営の枠にとらわれず、柔軟な発想に基づいた民間事業者のノウハウが発揮されることを期待してあえて抽象的に書いたものであります。</p> <p>公表の方法について 募集要項については、教育委員会のホームページに掲載したほか、県の広報誌（美ら島沖縄）にも掲載した。また、減免基準については平成18年12月に県の部局長、県内各市町村教育長あて通知した。</p>	有		措置がなされたものといえる。ただし、左記③の説明については、監査人は「行政サイドで「具体的」な課題を与え、その課題を達成するための方法を指定管理者に求めるべきである」としていることから、意見の食い違いがある。「従来の管理運営の枠にとらわれず、柔軟な発想に基づいた民間事業者のノウハウが発揮されることを期待してあえて抽象的に書いた」のであれば、その期待が現れた具体例などを挙げて説得的に説明がほしいところである。	
46	公園内に設置されている売店に関して	公園内設置の売店について、業者選定は公平にする必要がある。		85、168～171	無		無	次期選定は公募する方針である。	左記では措置を講じていないとしているが、公募による選定方針の決定は措置がなされたと考えられる。	
47	発注者たるJVとその構成員との契約内容の検討が必要である	指定管理者がJVの場合、その業務をJVの構成員に優先して発注する素地がある。JV構成員に対する支出の中には、人件費や委託料の他に事務用品費やパソコンのリース料も含まれている。県は、これらの発注も含め、JV構成員に対する支出の内容が適正なものか、JVからの報告を鵜呑みにするのではなく、契約内容まで踏み込んで、詳細にチェックを行う必要がある。		85、171～173	無			<p>県と指定管理者とは委託契約の委託者と受託者の関係であり、指定管理者は株式会社であり、県は出資者ではないため、その会社の人事、経理等については、県の権限は及ばないものと考えられます。そのため、経理事務の適切な処理について、契約書類等の作成、工程表、事業計画書、進捗状況の報告書等の形式的事項について指導しておりますが、契約業者を選定等の経営に直接関わるものについては特に指導していません。</p> <p>また、指定管理者が行う修繕工事等の契約は、150万円以下のもとなっており、それ以上の金額の工事等は県で行うことになっており、不適切な入札等が行われることがないようにしております。</p>		措置がなされたとは認められない。たしかに、指定管理者は県から委託を受けているので、どこの業者と契約するかは指定管理者が決めるべきことである。しかし、このことは、県が指定管理者をチェックすることを否定するものではない。なぜなら、県は指定管理者に指定管理料を支払っており、その金額の妥当性は指定管理者のお金の使い方を含めた業務をチェックすることでしか確かめられないからである。指定管理料の源泉が税金であること鑑みるとチェックの必要性は民間の場合に比してことさらに高いと考えるべきである。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合	措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	
48	万国津梁館【観光振興課】	現預金等の出納管理状況について	現預金の出納管理状況に関し、通帳と印鑑は別々に保管すべきである。また、小口現金の金種表を作成し、上司の決裁を受けるべきである。	86、185	有	指摘後、印鑑は分任出納役、通帳は経理担当者を取り扱い責任者としている。また、金種表を作成し、上席の決裁を受けている。	有 (平成20年5月23日付沖縄県公報号外第22号P20にて公表)	措置がなされたといえる。
49		経理区分の状況について	指定管理に係る部分は区分経理処理されているが、期中においても帳簿で区分経理を明らかにすべきである。	86、185～186	有	OCVBにおいては、本社にて収益事業の総勘定元帳を作成しており、万国津梁津梁館においては予算執行帳簿にて管理している。	有 (平成20年5月23日付沖縄県公報号外第22号P20～21にて公表)	措置を講じたといえる。監査人と県との間で事実認識に食い違いがあるものとみられ、期中においても本社で区分経理処理がなされているものと判断した。
50		委託契約について	委託契約について、予定価格調書の添付が漏れているものがあつた。適切な添付に加えて、計算根拠も記載しておくべきである。	86、186～187	有	指摘後は、調書の添付漏れ等の不備はなく、今後も一層不備がないよう徹底する。	有 (平成20年5月23日付沖縄県公報号外第22号P20～21にて公表)	措置がなされたといえる。ただし、指摘を受けて不備の発生を防止するためにどのような方策が取られたのかの説明がない。



平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容			
51		執行時期に疑義のある取引があった	公益事業において執行時期に疑義のある取引があった（年度末の取引）。今後は、納品書は業者システムより発行されたものをそのまま使用し、検品の事実を明示すべきである。	86、189～190	有	指摘後は、業者に対し納品書の提出を依頼し、検印し確認することとしている。	有（平成20年5月23日付沖縄県公報号外第22号P20～21にて公表）		措置がなされたとは認めにくい。公報では、従前の請求書への検印による納品確認を納品書への検印に改めたとしている。しかし、納品書だけを提出し、現物は次年度に納品するケースも想定される。納品書の確認では足りず、現物を検品する必要があると考える。 年度末近くの予算執行に関する事項については、税金の使われ方という納税者である県民の問題意識に直接関わるところであり、感心も高いので、しっかりと対応してほしい。
52		指定管理者制度におけるOCVBのあり方について	リゾートウエディング事業など民間で行われている事業も財団が実施しており、財団が行う必要があるのか、指定管理者制度も踏まえ検討すべきである。	86、190～191	無		無	改善措置を講じるべきものとして位置づけられていなかった。	措置を講じたとは評価できない。左記の説明は、監査人の意見をないがしろにするものであるし、措置対応に係る統制に問題があることの証左といえる。
53	県営住宅（宮古・八重山地区） 【住宅課】	施設の現状について	老朽化が進む団地がある一方で、付加価値的な投資がみられる団地もある。シンプルな住宅建設投資を行って、管理維持費用の削減を目指すべきである。	86、198	有	県営住宅の建設については、住宅課で予算化し、施設建築課へ分任をしている。建設は、施設建築課が実施している。平成13年度の監査におけるコスト縮減に係る意見を踏まえ、コスト上昇に繋がる建築意匠的要素を極力抑えた簡素なものとなるよう、また、屋外構造物の使用及び植栽に係る樹種の選定等について管理が容易なものとなるよう配慮することとしている。	有 公報H20.5.23 （号外第22号）		措置がなされたといえる。
54		回収が進まない滞納家賃	滞納家賃の回収が進んでおらず、早急に行う必要がある。	86、199	有	滞納家賃の縮減を図るため、平成22年4月に「県営住宅家賃滞納整理事務処理要綱」を改正し、特に悪質であると認められる者、または過去に議決歴がある者については、滞納期間が3ヶ月以上で法的措置の対象者とするができるようした。 また、回収困難な債権については、民間の債権回収会社へ業務委託を行うこととした。（委託開始時期：平成22年9月、件数：460件、金額：3億1,044万6,634円）	有 公報H20.5.23 （号外第22号）		措置がなされたといえる。
55		指定管理者制度を利用した効果的な滞納家賃整理業務実施を	指定管理者が家賃滞納整理業務を十分に行わなかったために滞納となった場合の責任の所在が基本協定書に明記されておらず、滞納家賃の責任分担が不明確である。リスク分担を明確にし、指定管理者制度を活用して回収促進を図るべきである。	86、199～201	有	県営住宅の管理業務分担については、県と指定管理者間で協定書により明確にされている。回収困難な債権は民間の債権回収会社へ委託し、指定管理者は現年度滞納発生防止に集中して取り組むことで分担をし、収納率の向上を図ることにしている。	有 公報H20.5.23 （号外第22号）		措置がなされたといえる。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
56		未完納空家物件の削減を図るべき	未完納空家物件（家賃を滞納していた居住者が退去した場合で、かつ修繕費を支払えないときは、空家を修繕できず、さらに新居者を受け入れることもできない。そのような物件を未完納空家物件と呼ぶ）が放置されている。早期に解消し、家賃収入増加を図るべきである。	86、201	有	未完納空屋については、修繕費未納退去者及び連帯保証人に対する事情聴取、戸別訪問等による督促強化を講じ、可能な限り未納金の回収を行うこととしている。 また、平成21年度からは空家待機者の入居に支障のないよう、その重要度と緊急性を考慮しつつ、未完納空家を計画的に修繕している。今後も県営住宅ストックのより一層の活用のためにも、継続して適正な修繕処理等を行い、新たな入居の促進を図る方針で整備を行っている。	有 公報H20.5.23 (号外第22号)			措置がなされたといえる。
57		個人情報保護対策について	個人情報保護について前管理者からの引き継ぎがない。個人情報保護対策を徹底するべきである。	86、201～202	有	2度目（平成21年度～）に選定された指定管理者は前回と同じ公社（会社）であった。指定管理者においては個人情報保護法の下に管理されており、指定管理者の変更があった場合は今後も個人情報保護の対策を図る。	有 公報H20.5.23 (号外第22号)			措置がなされたといえる。 ただし、左記においても、公報においても、公社に蓄積された個人情報保護のノウハウが具体的にどのように活用されているか具体的に説明されていない。
58	県立郷土劇場【文化振興課】	財務状況	事業収入が計画を下回っている。観光客への誘客、割引券販売による収入増加を促進するべきである。	86、209～211	有	指摘・意見を受けた際に講じた措置として「那覇空港ターミナル内沖縄観光コンベンションビューロー窓口、県内主要ホテル等にかりゆし芸能公演のパンフレットを設置するほか、モノレール那覇空港駅でのパンフレット配布を実施している。また、指定管理者が開設している郷土劇場ホームページの更新頻度を高めるとともに、各観光関連サイトとの相互リンクを積極的に行い、さらに観光客向けに発行されている各種情報誌にチケットプレゼント付きの広告を掲載するなどかりゆし芸能公演のPRを行っている。」 H21年度から県立郷土劇場は閉館となっている。	有 (平成20年5月23日号外第22号)			措置がなされたといえる。ただし、個別具体的な取り組みの前提となる包括的な方針や計画などがあればなおよかったものとする。
59		資産管理業務	指定管理者による現物管理状況が不備である。	86、211～212	無			意見として報告書に記載されていたとおり備品数の多さなどから物理的に難しい面があった。さらに、H21年度末には閉館となり、使用可能な備品については県立芸術大学等に所管換えし、残りは廃棄処分とした。		措置がなされたとは認められない。 所管換え先である県立芸大では適切な現物管理を行うことが求められる。
60	県立郷土劇場	国立劇場の役割と今後のあり方について	国立劇場の開場等の新たな状況を踏まえて、来県者への沖縄芸能の普及紹介の側面を強化し、第二次文化振興計画の着実な実施が求められる。	86、212	有	県立郷土劇場は、入居する那覇東町会館の老朽化による閉館に伴い、平成21年3月31日に閉館し、同劇場で実施してきたかりゆし芸能公演についても、同時に廃止となった。 しかし、文化の薫り高い沖縄県を実現するため、県立郷土劇場が担ってきた役割、機能については、継承される必要があることから、国立劇場おきなわやその他の公立文化施設の活用を考えている。 平成21年度から国立劇場おきなわにおいて、県民及び来県者に質の高い伝統芸能の鑑賞機会提供と新進舞踊家等の育成を図る伝統芸能公演を実施している。	無			具体的な行動が見えないが、指摘・意見の内容が概括的であるため、県が措置を講じていないとまではいえない。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		公表の有無	措置を講じていない理由	
61	沖縄自由貿易地域（那覇地区） 【企業立地推進課】	老朽化が進む施設	施設の老朽化が進んでいるが、指定管理者と県との間で施設保障費用の適切な分担が求められる。	87、221	有	平成19年度からの指定管理者制度の導入の際に、小規模な修繕（1件30万円未満）については、指定管理者の負担、それ以外の大規模な修繕については県が計画的に行うこととした。【平成20年5月23日公報（号外22号）にて公表】	有			措置がなされたといえる。
62		証憑類の保管状況が適切でない	一部の証憑が紛失していた。指定管理者へ証憑類も適切に引き継ぐことが求められる。	87、222	有	平成19年度からの指定管理者制度の導入の際に、保管場所、内容、年度等に関するデータを作成、整理し、適切に指定管理者に引き継ぎを行った。【平成20年5月23日公報（号外22号）にて公表】	有			措置がなされたといえる。
63		過大な特別会計への繰入金について	特別会計への繰入れが過大であり、多額の繰越金が生じている。次年度繰越金を予算歳出に充当できれば、その分だけ一般会計から特別会計への繰入金は減らすことができたはずである。必要以上に一般会計から繰入すべきでない。	87、222～223	有	平成19年度の指定管理者制度導入時に指定管理料を精査し、維持管理経費を圧縮した結果、指定管理に要する経費10%縮減し、一般会計からの繰入金の抑制を図った。【平成20年5月23日公報（号外22号）にて公表】	有			措置がなされたといえる。
64		使用料及び手数料の収入未済額について	使用料・手数料の未収が多額にある。指定管理者制度を活用し、早期に解消する必要がある。	87、223～225	有	未収金については、平成15年度以前に発生した（H20.5月時点）過去の未収金で、債務者は現在事業実態がないため、指定管理者制度を活用しても回収が困難な状況にあることや、債務者は少数であること等から、県が引き続き回収に努める事とした。【平成20年5月23日公報（号外第22号）にて公表】  破産決定等により回収できないことが確定した債権について、平成19年度に27,396千円、平成20年度に1,209千円が不納欠損となった。平成22年8月末現在の未収金額は71,163千円である。【公表無し】	有			一部未措置。 過去の未収金の責任分担についての措置はなされたといえるが、将来未収が生じた場合の責任の所在が明確にされていない。

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		公表の有無	措置を講じていない理由	
65		特別会計への一般財源繰り入れの必要性について	<p>独立採算を原則とする自由貿易地域那覇地区の管理運営事業については、一般企業に例えればすでに破たんしている状況である。このような状況において一般会計から多額の繰り入れ（支援）を続けるためには、合理的な（再建）計画が必要であるが、今のところ明確な計画はない。これに関しては平成18年度から指定管理者制度に移行し、管理運営コストの削減が見込まれているものの、独立採算ベースに乗ることはできないと思われる。特別会計への一般財源繰り入れの必要性に関して、今後、施設の在り方について抜本的な議論が必要である。</p>	87、225～226	有	<p>沖縄県行財政改革プランに基づき、平成19年3月に同特別会計の中期見直し（平成19～21年度、HP上にて公開）を策定した。また、使用頻度が少なかった一般展示場を企業が使用する事務所に変更する等、用途及び区画の見直しにより施設の有効活用を図り、新たな収入源を確保した。今後は、早期の収支均衡に向け、更なるコスト削減及び収益性改善に努めたい。【平成19年度5月23日公報（号外第22号）にて公表】</p> <p>平成19年度～21年度にかけて、域内の駐車場使用状況の適正化、駐車台数を増やすための区画整理を行い、駐車場使用料の収益を上げた。</p> <p>平成8年、9年（平成18年、平成19年に借換えしている）2階増設費用の為に起債した借入金の償還が平成29年度までで完了することになっており、返済完了後は繰入の必要がなくなり、単年度収支では黒字に転じる見直しとなっている。【公表無し】</p>	有		<p>未措置。 監査意見は当面の収支改善ではなく、施設のあり方の抜本的な議論の必要性を述べている。監査人の意見に正面から対応したものと認めにくい。</p>	
66		施設のあり方について抜本的検討が必要	<p>施設の設置目的が達成されておらず、現状と今後の在り方を県民に説明する必要がある。</p>	87、226～232	有	<p>自由貿易地域那覇市区は、東アジアのほぼ中心に位置する本県の地理的優位性を生かし、加工交易型産業の集積を図る目的で設置されたが、アジアとの海上・航空物流ネットワーク等の条件がそろわなかったこともあり、初期の事業効果が十分に発揮されているとは言えない状況にある。しかしながら、平成18年1月より、那覇港国際コンテナターミナルプロジェクトの一環として、国内で初めて純民間企業により国際コンテナターミナル運営がスタート、また平成19年7月には、那覇空港の国際物流拠点形成に向け県と全日本空輸株式会社が基本合意する等、物流環境が大きく変化している。今後は、こうした新たな動きを踏まえ、アジアゲートウェイ構想など同地域を取り巻く状況等の把握・整理を行い、同地区のあり方について検討していきたい。【平成20年5月23日公報（号外第22号）にて公表】</p>	有		<p>措置したとは認められない。 左記の内容説明では、「検討していきたい」としているだけであり、実際に検討したかどうかは分からない。</p>	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		企業の有無	措置を講じていない理由	
67	下水道施設【下水道課】	下水道事業特別会計の中期見通しについて	下水道事業特別会計の中期見通しで多額の収支不足となる見込みであるが、解消に努めるべきである。	87、241	有	「沖縄県行財政改革プラン」に沿って、平成19年から西原浄化センターに包括的民間委託試行的に導入し、民間の経営手法を導入することにより維持管理の効率化を図る。また、維持管理負担金の見直し、未利用財産の売り払い、人員削減等による経費節減を推進し一般会計からの繰入及び借入を可能な限り抑制する【平成20年5月23日公報（号外第22号）】  平成20年10月維持管理負担金の改定、さらに未利用財産の売り払い、定員適正化計画により人員削減をするなど経営努力により一般会計からの繰入金金を抑制している。	有			措置がなされたといえる。
68		下水道事業に係る会計手法について	現行の会計処理は経営実態がわかりにくい。原価償却費や退職給与引当金等を考慮するなどした企業会計的手法により、運営状況の実態開示を進めるべきである。	87、242	無	「沖縄県行財政改革プラン」に沿って、企業会計の導入を見据えた経営を行っていく必要があると考えるが、そのためには膨大な資産評価作業、財務会計システムの導入及び保守等多くの作業が多大な費用がかかることからそれらの課題・問題点を整理し、他府県の動向を見ながら対応したい。 【平成20年5月23日公報（号外第22号）】	有	企業会計方式の導入には多くの作業と多大な費用がかかることからそれらの課題・問題点を整理し、他府県の動向を見ながら対応したい		措置がなされたとは認められない。
69		包括的民間委託の導入について	包括的民間委託により管理費の削減が見込まれる施設があるが、制度導入に際しては、その導入効果を県民に説明する必要がある。	87、223～224	有	①平成18年度に下水道事業団に委託した『包括的民間委託支援業務報告書（導入事前検討業務）』により、包括的民間委託導入を検討した結果、西原、及び具志川浄化センターで導入効果が大きく、那覇、宜野湾浄化センターでは導入効果は少ないことがわかった。 ②西原浄化センターについては、平成19年度より試行的に導入している包括的民間委託を検証し、その結果に基づき契約内容を見直し、本格的に導入する。 ③具志川浄化センターは、西原浄化センターの試行的導入の効果検証結果を踏まえ、試行的に導入し、効果が確認できれば本格的に導入する。 ④那覇及び宜野湾浄化センターは、従前通りの仕様発注に基づく民間委託を継続する。 【平成20年5月23日公報（号外第22号）】  西原浄化センターは、平成22年度に3年契約の本格的な包括的民間委託を実施し、具志川浄化センターについては、平成21年度に試行的導入、平成22年度には、3年契約の本格的な包括的民間委託を行った。	有		措置を講じたとは認めにくい。 監査人は、効率的な施設運営の必要性を述べたうえで、その方法の導入に関して分かりやすく県民に説明することを求めている。左記の説明では、効率化の手段として包括的民間委託を選択した経緯が不明確である。はじめから包括的民間委託ありきでスタートしたととれなくもなく、監査人の意見に則した説明になっていない。	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容			
70		請負契約及び業務委託契約の競争性確保について	競争性の確保されていない契約があり、入札を行って、管理削減を図るべきである。	87、244～247	有	緊急時の修繕は、迅速な対応が必要なため、経験豊富な業者と、また、特殊機器の修繕及び予防保全業務は製造メーカーしか対応できないため、当該機器メーカーと随意契約を行っている。 その他の修繕及び委託業務については競争入札を実施しているが、今後も可能な限り競争入札を実施する。 【平成20年5月23日公報（号外第22号）】	有		措置がなされたといえる。 ただ、入札や契約の問題については、税金の使われ方という納税者である県民の問題意識に直接関わるところであり、感心も高い。随意契約を締結するにあたっては、その理由を詳細に説明することが求められる。
71	県立博物館【文化課】	施設の利用状況について	施設利用状況について有料入館者数の減少がみられるが、原因分析をおこなって新館の運営に生かすべきである。	87、252～253	有	【平成18年度改善点平成20年5月23日公報(号外第22号)】 原因分析や今後の運営については平成18年度に館内会議で検討を行った。 【現在】 平成19年11月沖縄県立博物館・美術館の開館後に、今後の活動方針として刊行物『博物館の利用の手引き』に明記し、小中高校や県内の関係機関に配布するとともに、沖縄県立博物館・美術館のHPにおいても公開している。 入館者数については、平成19年度は20万人の入館者数目標に対し211,509人(106%)、平成20年度は50万人の目標に対し、496,768人(99%)、平成21年度は同目標に対し408,670人(81.7%)の入館者数があった。 開館効果は1～2年とされていることから、新館の施設利用等については指定管理者のノウハウを活かしつつ、各種企画を実施し、誘客宣伝等に力を入れている。	有		措置がなされたといえる。
72		博物館の資料収集について	平成17年度末で、約8万点に及ぶ収蔵資料があるが、新館の保管能力も限られるため、資料収集の方針を策定して、収集にあたるべきである。	87、254～255	有	【平成18年度改善点平成20年5月23日公報(号外第22号)】 美術工芸分野では資料収集委員会を開催し、年次計画を策定し資料収集にあたっている。 【現在】 平成19年度に学芸員会議等において資料収集に関する基本方針を確認を行い、計画的な収集に努めている。購入・寄贈資料等の内容については各年度に刊行している『沖縄県立博物館・美術館年報』に掲載・公開している。	有		措置がなされたといえる。
73		今後の博物館運営のあり方について	新館では、指定管理者制度が一部導入されるが、県と指定管理者と適切に役割分担し、効率的な運営を図る必要がある。	87、255	有	【平成18年度改善点平成20年5月23日公報(号外第22号)】 平成19年11月沖縄県立博物館・美術館の開館後、県と指定管理者の間で定期的な経営調整会議(月1回)を開催し、両者の役割分担について確認を行いつつ効率的な運営にあたっている。	有		監査人の意見の趣旨が不明確なところもあるので、措置を講じていないとまでは言えない。



平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容			
74	県立埋蔵文化財センター【文化課、教育庁総務課】	センターの利用状況について	体験学習室等、利用のほとんどない施設があるが、有効利用を図るべきである。また、古く、機能が発揮されていない「埋蔵文化財情報システム」の見直しも必要である。	87、261	有	<p>①利用状況について 【H18年度改善した点 (H20.5.23付号外第22号)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画展に際し、県内・県外関係機関への案内に加え、近隣小中学校への直接的な広報活動を実施。また、「のぼり」を設置することで、一般の通行者に対し周知を図る。</li> <li>・来所者へアンケート調査を実施し、展示内容等に対する意見や要望を収集する。</li> <li>・紙媒体で提供していた学習資料（施設案内・リーフレット等）を、HP上で公開することで効果的な利活用を図る。</li> <li>・利用者に対して、案内（解説）者をつける。</li> </ul> <p>【現在】 小中学校への直接的な広報活動を行ったが、平成18年度の1986人から平成21年度の1606人と減少しており、さらに広報活動に努める。一方、一般の入所者数は平成18年度の1,412人が平成21年度は2,966人に増えている。また、普及関連事業として実施している文化講座、企画展、体験学習への参加人数が平成19年には1,518人で平成21年度は2,636人となっている。特に年3回開催している企画展の入場者が平成19年度は1,000人弱であったのが、平成21年度は1,800人余となっており、普及関連事業の周知が図られてきている。</p> <p>また、常時行っている来館者アンケートの意見も踏まえ、主に小学生等が利用する体験学習室は団体見学ガイド時以外でも楽しく学習できるよう、出土品の接合パズルや当センター業務のイラスト版図解を加えた。また、自由見学を分かりやすく進められるよう、「展示マップ」を作成し展示室の見どころを紹介している。</p> <p>②「埋蔵文化財情報管理システム」の見直しについて 【H18年度改善した点 (H20.5.23付号外第22号)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で発行された発掘調査報告書をHP上で公開し、検索機能をつけることで、希望する報告書を効率的に探すことを可能にした。</li> <li>・既刊の報告書に掲載された分の収蔵遺物に関する出土遺跡名、遺物内容等に関するデータをHP上で掲載。</li> </ul> <p>【現在】 埋蔵文化財情報管理システムについては、ハードウェアが古いものの、データとしては埋蔵文化財センターの業務に関わる遺跡分布地図情報、収蔵遺物検索及び蔵書検索であり、公開して多くの県民が活用可能な状況にする必要があるものである。</p> <p>そのため、地図情報については県情報政策課所管の沖縄県公開用地図情報システムにデータを提供して公開している。情報自体が平成15年度段また、ホームページ上では収蔵遺物のデータのほか企画展示の図録、歴</p>	有	措置を講じていない理由	措置がなされたといえる。





平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容		公文の有無	措置を講じていない理由	
75		センターの管理運営のあり方（指定管理者制度導入）について	施設の設置目的を効果的に達成し、効率的な運営を図る観点から指定管理者制度導入も検討すべきである。	87、262～266	無	<p>【検討の結果】</p> <p>センターの業務の中心をなす埋蔵文化財の発掘調査は、国民（県民）の共有財産である埋蔵文化財を文化財保護法に基づいて適切な保護を図ることであり、発掘調査の成果をまとめた報告書を刊行して業務完了となる。遺跡の適切な保護の判断は行政側の責任で成すべきものである。また、埋蔵文化財の調査に関する市町村への指導も業務の一環である。</p> <p>また、発掘調査によって得られた出土品は、学術的にも貴重な資料であり、これらの収蔵資料の保存・管理はもとより、その貸し出しや借受に係る市町村との事務調整、また、研究者への対応等や発掘調査の現地説明会及び移動展示会における出土品の説明等も発掘を担当した専門員が行うことにより、発掘調査の成果が地域住民へ還元される。</p> <p>このように埋蔵文化財に関する多岐にわたる業務があり、全体業務を適切に効率的に進めるためにも、県が直接的に管理・運営し、長期的視野に立脚した継続的かつ持続的に実施していく必要がある。との検討結果である。</p>	無	「公の施設」としての位置付けが限定的であること、制度導入による効果があまり期待できない。	未措置。 県の検討結果の説明にも一定の合理性を認めることができるが、同センターの設置目的には、埋蔵文化財の調査研究のみならず、「その活用、知識の普及等」もあげられており、それらの目的を効果的に達成するために指定管理者制度が有効であるならばその適用を排除すべきではないと考える。	
76	県立少年自然の家 【生涯学習振興課】	利用料金について	利用料金は当初案より低廉に設定されているが、民間同種施設との競合もあり、受益者負担に基づく料金設定が必要である。	88、272	有	<p>当該施設は、児童生徒へ野外研修、集団宿泊研修等を実施することを目的として設置されており、想定される利用者から高額な料金を徴収することは困難と思われる。</p> <p>そのため、九州各県の利用料金の平均額を参考として利用料金を設定している。</p> <p>なお、利用料金の免除規定について、従来は「児童生徒が主たる構成員となる団体は免除」としていたが、「教育課程に基づく教育活動として利用する場合に免除する」こととして見直しを行い、平成20年度から運用している。【平成19年11月2日 公報（第3603号）】</p>	無		左記の内容説明に一定の合理性を認めることができ、措置を講じていないとまではいえない。	
77		料金収受手続及び備品管理状況について	申請書の県証紙添付及び備品管理状況に関し、二重使用防止の観点から証紙への消印が必要である。また棚卸手続も精度を上げる必要がある。	88、273	有	<p>県証紙には消印を押すとともに、金額等と併せて照合・確認作業も行い、適正に処理している。</p> <p>また、備品台帳等と現物の照合・確認作業を行い、適正な管理、有効利用に努めている。</p>	無		措置がなされたといえる。	
78		今後の施設管理のあり方について	施設の統廃合、指定管理者制度導入も検討すべきである。	88、273～275	有	<p>施設の統廃合及び指定管理者制度導入については、包括外部監査における意見、沖縄県行財政改革プラン（H18年度～21年度）における「管理方針の検討」との方策を受け、「青少年教育施設の在り方検討会議」を設置し、検討を行った。</p> <p>その結果、当分の間は施設の統廃合は行わず、県内6施設に段階的に指定管理者制度を導入していくことと決定した。（平成19年7月）</p> <p>なお、名護青少年の家及び糸満青少年の家については、平成22年4月から指定管理者制度を導入している。</p>	無		措置がなされたといえる。	

平成18年度 措置状況一覧表 公の施設の管理及び施設管理者との取引等について

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目				講じた措置の具体的内容			
79	県立博物館・美術館 【文化課】	県立博物館・美術館の行政コスト計算書(試案)	①監査人による行政コスト試算によると、年間8億円あまりの一般財源負担が必要であり、応益負担のあり方など議論する必要がある。 ②入館者数予想により指定管理料が異なってくるので、より精緻な入館者予想が必要である。 ③首里城公園と比較すると、一人当たりの一般財源負担額がかなり大きくなるので、効率的な運営が求められる。そのためには、指定管理者制度を活用すべきである。	88、284～289	有	【平成18年度改善点平成20年5月23日公報(号外第22号)】 ①全国や九州各県の状況を調査し検討し、「沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例」(平成18年12月27日)において、適切な観覧料や施設利用料金を定めた。  【現在】 ②入館者数については旧博物館の入館者数と新たな施設の展示規模等をもとに推計したが、実際の有料入館者数は平成21年度は事業計画に対し実績は42.6%であった。したがって、開館後の各年度の企画展等の実績に基づき入館者数の分析を行うとともに、モニタリングを実施し、次期の指定管理料算定の基礎資料としている。 ③平成19年11月1日の開館とともに指定管理者制度を導入・活用するとともに、利用料金制の措置を講じている。	有	措置を講じていない理由	措置がなされたといえる。
80		複合施設における組織体制について	美術館、博物館とも県の職員配置については、指定管理者との役割分担も踏まえ、効率的運営の観点から議論すべきである。	88、291～292	有	博物館・美術館の県職員配置については、平成19年度の開館前に、指定管理者との役割分担の検討を行い、教育普及の企画は県、実施運営は指定管理など役割分担の重複がないよう明確にし、平成19年11月の開館と同時に、適切に必要な人員(22名)を配置し、効率的な館運営にあたっているところである。	無	措置を講じていない理由	措置がなされたといえる。
81		契約について	すべての委託契約が随意契約となっている。一定額以上の随意契約については、第三者機関によるチェックが必要である。	88、292～294	無			監査の指摘では「公共工事入札等適正化委員会」の機能拡充を提言しているため、措置を講じていない。	未措置。 左記の理由説明は、当部署の権限の範囲外の指摘に対しては措置を講じる必要はないとの考えが読み取れるものであり、措置を講じない理由としては合理性を欠く。 また、公報による公表では、今後、公共工事の発注予定はなく、委員会の検討対象とはならない旨の説明があるが、監査意見では、委員会の検討範囲は公共工事のみならず、随意契約も含まれる旨、指摘されている。
82		指定管理者制度導入について	指定管理者制度を導入したが、県と指定管理者との役割分担が曖昧である。	88、297～301	有	【平成18年度改善点平成20年5月23日公報(号外第22号)】 平成19年度の開館準備において県と指定管理者の役割分担を検討するとともに、11月の開館後には県と指定管理者の間で定期的な経営調整会議(月1回)を開催し、両者の役割分担について確認を行いつつ、効率的な運営にあたっている。	有	措置を講じていない理由	措置を講じたとは評価できない。どのような役割分担を行うことになったのかが依然として不明確で、措置がなされたとは積極的に認めにくい。

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県の雇用対策事業及び(財)雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペー ジ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
1	雇用開発推進事業費 (財)雇用開発推進 機構運営費 【雇用労政課】	(財)雇用開発 推進機構エン パクトの財政 状況について	款：労働費 項：労政費 目：労政総務費	赤字決算の状況である。赤字の主な要因は、基金の運用益が見込めないなど、自主財源がほとんどない状況で、収入総額が、事業費、管理費を賄えないから。余裕資金は一切ない状況。特別会計も基金を取り崩して事業を実施してきたため、新たな事業は実施できない。	2-22	無		無	特別会計において、残高がわずかな額であることから、基金を取り崩しての新規事業実施は実質不可能(特別会計基金は、当初より取り崩し型)。そのため、国や県からの委託事業を積極的に受託し、県内の雇用情勢の改善に努めるとともに、事業費や管理費も受託費の範囲内に収め、平成21年度は単年度収支は黒字となっている。	指摘事項に正面から答えているとはいえない。不十分。 措置なし。公表なし。 赤字決算に関しては単年度収支黒字化という改善対策の成果が示された。しかし、新規事業に関する現状の説明がない。
2	雇用開発推進事業費 (財)雇用開発推進 機構運営費 【雇用労政課】	県からの財政 支援について	款：労働費 項：労政費 目：労政総務費	県派遣職員人件費の費用負担については、補助金、委託金という方法で支給。派遣法の趣旨を勘案し、派遣職員とその人件費という実態が見える形で支給する方法に改めるべき。 県依存率は50%を超えている。	2-22	有	これまで(財)雇用開発推進機構職員分は補助金、沖縄県キャリアセンター職員分は委託料として県派遣職員の人件費を支出していたが、平成20年度から、(財)雇用開発推進機構補助金としてまとめて交付しており、人件費の実態の把握が容易になった(右記により公表済み)。 なお、基金残高がわずかで、平成19年度以降は自主財源による雇用対策事業を行っており、県依存率も依然として50%を超えていることから、平成22年度から、(財)雇用開発推進機構の在り方について、関係団体と協議を始めた(H22.9現在、調整会議を2回開催)ところである。	有(平成21年5月22日付け号外第19号沖縄県報)		指摘に対して、適切に回答し、公表している。 措置はなされた、と考える。  なお、在り方についての検討についても、検討プロセスと結果を公表すべきである。また、関係団体との協議だけでは不十分。最終的には、独立した第三者機関で結論をまとめるべきである。
3	雇用開発推進事業費 (財)雇用開発推進 機構運営費 【雇用労政課】	目的達成度は どうか	款：労働費 項：労政費 目：労政総務費	エンパクトが実施する事業は、沖縄県が抱える失業問題を解決すべく最も必要と思われる施策を実行するためのものであるが、この間、失業率が目に見えるかたちで改善されなかったことを考えると、事業効果としては不十分。 県からの委託を受けて県の事業を代行して行っているからには、目に見えるかたちで効果が出せるように事業を実施すべき。 事業効果目標は失業率改善に結びつくように、できるだけマクロ的な視点で設定すべきである。	2-22	無		無	特別会計も活用できた平成10年度から平成18年度までは、(財)雇用開発推進機構の事業実施に伴い年間1,100人程度が雇用に関わっている。 一般会計のみとなった平成19年度から平成21年度も、年間350人程度が雇用に関わっている。 雇用対策の一義的な実施主体は国であり、県はその補充事業として雇用対策を実施しており、(財)雇用開発推進機構の実施事業のみで失業率の改善に結びつくようなマクロ的な事業効果目標の設定は困難である。	措置はなされていない。公表もなし。  マクロ的指標の設定がなぜできないのか、理解できない。国に言われたから何も考えずに事業をやっているなら、その事業の必要性も問われることになる。やらないことについての「為にする理由づけ」ではないのか。 監査結果に対して、誠実に対応しているとは、言いがたい。

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県の雇用対策事業及び(財)雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペー ジ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
4	雇用開発推進事業費 (財)雇用開発推進 機構運営費 【雇用労政課】	エンパクトの 役割について	<p>款：労働費 項：労政費 目：労政総務費</p>	<p>なぜ、正職員はすべて県派遣職員からなる財団を通して事業を実施する必要があるのか、理由が明確ではない。 効率性に関しては、県の財政支援なくしては運営が成り立たない状況にある。民間でできる事業については、民間に委ねることが「民間主導の自立型経済構築」という県の施策にも適う。</p> <p>事業の効果は、失業率改善に結びついていないという意味でこれまで成果があったとは言いがたい。沖縄県が直面する最重要課題に位置付けられる雇用問題解決に向けて、外郭団体を介して行う理由は見当たらない。 このような方法では、県の雇用問題への関与が曖昧になり、責任の所在が不明確なものになる。</p>	2-22   2-23	有	<p>(財)雇用開発推進機構設立当初は、民間からの出向職員やプロパー職員もいたが、出向元団体の都合やプロパー職員の都合により、現在の正職員は県からの派遣職員のみとなった。 平成21年度以降の雇用労政課が実施する新規事業については、原則的に民間企業を対象とした企画コンペにより委託業者を決定しており、平成22年度以降は、(財)雇用開発推進機構への新たな業務委託は行わない方針である。</p> <p>なお、業務委託を行う場合、委託元の県の委託者としての責任、事業者の受託者としての責任は、委託契約書、仕様書等で明確であり、受託業者が民間企業か(財)雇用開発推進機構かでその責任区分が曖昧になることはない。</p> <p>事業の効果として失業率の改善に結びついていないとの指摘であるが、(財)雇用開発推進機構の実施事業のみで失業率の改善に結びつけることは、法律的な役割分担、予算や実施体制、県内の失業者数等から考えると不可能である。</p> <p>なお、新行財政改革プランにおいて、平成25年度までに(財)雇用開発推進機構への県関与を段階的に見直すことが決定され、今年度から、行政や経営者団体、労働者団体等関係機関でどのように見直していくかスケジュールも含め検討中である(H22.9現在、調整会議を2回開催)。</p>	有(平成21年5月22日付け号外第19号沖縄県公報)		<p>包括外部監査人の指摘は、沖縄県の外郭団体としての(財)雇用開発推進機構の存在意義である。 担当課からの回答内容は、これに正面から答えていない。</p> <p>本来このような場合、行政の内部職員・OBを極力排除し、外部委員として学識経験者や一般県民を中心とした独立委員会を設置し検討すべきである。 それがなされていないので、実質的に措置は講じられていない、と判定する。 したがって、実質的に公表もなされていない、と考える。</p>
5	県外就職啓発促進事業 【雇用労政課】		<p>款：労働費 項：労政費 目：労政総務費</p>	<p>平成16年3月卒～平成18年3月卒の3ヵ年平均値の資料をみると、最終的な県外企業内定者は685名で、就職希望者5,698名の内のわずか12%にすぎない。 県外就職を促進させるために、就職希望者全体の就職意識の転換を図るという目的達成には程遠いといわざるをえない。</p> <p>なお、県外就職啓発促進事業は平成19年度で事業終了しているが、平成21年度からは、雇用戦略プログラム推進事業の細事業：はばたくウチナーンチュ応援プログラムの中で、大学生等の県外就職意識啓発のため、県外インターンシップ等の事業を実施している(平成21年度県外インターンシップ旅費助成者数：147名)。</p>	2-23	有	<p>大学・短大・専修等卒業者における就職希望者数等を前回(平成16年3月卒～平成18年3月卒の平均)と直近(平成22年3月卒)と比較すると、就職希望者数は、5,698名から6,299名に増加、県外就職希望者数は1,020名(就職希望者全体に占める県外就職希望者の割合：17.9%)から1,600名(同：25.4%)へ増加、県外企業内定者数も685名(就職希望者全体に占める県外企業内定者の割合：12.0%)から979名(同：15.5%)へ増加しており、県外就職への意識転換は図られてきている。</p> <p>なお、県外就職啓発促進事業は平成19年度で事業終了しているが、平成21年度からは、雇用戦略プログラム推進事業の細事業：はばたくウチナーンチュ応援プログラムの中で、大学生等の県外就職意識啓発のため、県外インターンシップ等の事業を実施している(平成21年度県外インターンシップ旅費助成者数：147名)。</p>	有(平成21年5月22日付け号外第19号沖縄県公報)		<p>細かなデータを示して、ていねいな説明あり。 措置はなされた、と評価した。 公表もなされている。</p>

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県の雇用対策事業及び（財）雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペー ジ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
6	高齢者・障害者等雇用対策事業費 【雇用労政課】		款：労働費 項：労政費 目：労政総務費	県は監督官庁として、沖縄県内のシルバー人材センターの実態と補助金支給との関連について、その効果等を含め公表することが必要。	2-23	有	シルバー人材センターの実態等については、雇用労政課のホームページで公表している（右記により公表済み）。 補助金の効果としては、県内シルバーの会員数、就業延人員数、受託契約額が増加傾向で推移してきており、県内市町村におけるシルバー人材センターの設置市町村数も平成18年度までは11団体で横ばいであったが、平成19年度からは12団体、平成20年度からは13団体、平成21年度からは15団体と、県内全域にその取り組みが広がってきている（これらの推移については、雇用労政課のホームページで閲覧可能）。	有（平成21年5月22日付け号外第19号沖縄県公報）		措置がなされた、と評価する。 公表もなされている。 公表データについてはさらなる充実と継続的な開示が要請されると考える。
7	若年者総合雇用支援事業 【雇用労政課】		款：労働費 項：労政費 目：労政総務費	キャリアセンターの事業効果については、データとしては利用者数のみで、このうち何人が就職に結びついているかなどのデータはない。ある程度の追跡調査は可能と思われるので、そのデータを開示すべきである。 就職希望者への周知手段が少ないと思われ、実効性、利便性に疑問あり。就職ミスマッチを防止するための専門家によるアドバイスなどがあればよいと考える。キャリアセンターは職業紹介機能はない。ハローワークが隣接しているものの雰囲気あまりに違うので敷居が高く感じるとの印象を受けた。	2-23   2-24	有	キャリアセンター及び隣接ハローワークを利用しての就職者数については、平成19年度2,058人、平成20年度1,662人、平成21年度1,679人となっており、ホームページ等での掲載はしていないものの、問い合わせ等があれば回答している（右記により一部公表済み）。 学生の利便性を向上させるため、平成17年度からは、琉球大学内に中部ランチを設置している。 就職希望者への周知については学校関係団体を通しての周知活動はもちろんのこと、平成22年度は、ハローワーク以外で就職相談を行っている窓口の担当者を集めた会議を開催しており、各相談機関の対象者の違いやそれぞれの支援内容について共通理解を行い、一覧表を作成して関係機関の窓口で周知することとした。 就職ミスマッチの対策としては、キャリアセンターのキャリアコーチによる就職相談の他に、就職活動に役立つ各種セミナー等を実施し、若年者の就職を総合的に支援している（平成21年度開催実績68回、参加者 延べ5,679人）。	有（平成21年5月22日付け号外第19号沖縄県公報）		措置はなされた、と評価する。 公表もなされている。  具体的な取り組みについても細かな記述があり、好印象。 ただし、現在の不況下では、さらなるデータの収集等追跡調査等の拡充とその開示が望まれる。
8	職業適応訓練事業費 【雇用労政課】		款：労働費 項：労政費 目：労政総務費	訓練を終了／解除した者のうち雇用された者の割合を示す就職率は70.2%→57.1%→58.9%と推移（平成16年度～平成18年度）。 修了者のみの就職率は、80.0%→80.5%→69.5%（平成16年度～平成18年度）。 制度としては常用雇用を目的としていることから、達成度は不十分。	2-24	有	平成20年度から、沖縄県雇用推進員が訓練開始時及び訓練延長時のほか原則として毎月訓練委託先事業所を訪問して、実施状況を把握するほか訓練生や事業主・指導員から意見や悩みを聞き、ハローワークや障害者就業支援センター等と連携して常用雇用につなぐよう支援している（右記により公表済み）。 訓練を終了／解除した者のうち雇用された者の割合を示す就職率は56.9%→64.3%→68.0%と推移しており、修了者のみの就職率は72.3%→84.2%→94.4%（それぞれ平成19年度～平成21年度）と、沖縄県雇用推進員の設置効果が出てきている。 なお、訓練を終了／解除した者を母数とした割合の変化はあまりないが、これはハローワークからの紹介に基づく障害者等を対象としていることから、達成度の指標としては不適切と考える。	有（平成21年5月22日付け号外第19号沖縄県公報）		措置はなされた、と評価する。 公表もなされている。 比率がアップした事情もていねいに説明がなされている。  なお、解除した者を含んだ就職率には、回答の指摘どおり問題がある。今後は修了者の就職率を中心に、達成度をチェックしていくのが適切であると考え。



平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県の雇用対策事業及び（財）雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペー ジ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
9	技能向上普及対策費 【雇用労政課】		款：労働費 項：職業訓練費 目：職業訓練総務費	技能検定合格者がその技能を県内でどのように生かしているかについてもフォローアップして公表すべき。	2-24	有	平成22年6月、県内526事業所における技能労働者の確保・育成に関するアンケートを実施。136事業所（回答率27.2%）から回答を得て、処遇や給与への反映、事業所への貢献度、要望等についての現状を把握し、フォローアップに取り組んでいる。	無		措置は実質的になされた、と評価する。 しかし、公表がまだである。 アンケートをもとに分析をおこない、公表をすることが望まれる。
10	産業開発青年協会補助事業費 【雇用労政課】		款：労働費 項：職業訓練費 目：職業訓練総務費	昭和30年に開始されたプロジェクトで、もともと海外移民を希望する次男、三男を対象にしたもの。事業の目的が現代に適合するとは思えず、公益上の必要性は乏しい（沖縄県行政改革プランによって、平成19年度中には補助金支給がなくなる予定。） 終了生の就職率は、現在は約30%に落ちこんでおり、事業の実効性に疑問が残る。	2-25	有	社会情勢の変化により設立当初の目的が事業内容に合わなくなったことから、平成8年に定款の改正を行い、現在の有能な青年技術者の養成と青少年の健全育成を図るという公益性をもった設立目的へ変更されている。 「沖縄県行財政改革プラン」（H18.3）に基づき、段階的に削減することが決定している中で、産業開発青年協会が平成19年1月に設置した「あり方検討委員会」において、県は運営計画等の中で懸念されるものについては指摘をし、同協会の本来の目的を推進するよう求めるとともに、今後協会が自立し継続的な青少年の健全育成等、公益性を確保できるよう、助言した。 なお、補助事業は当初計画どおりに平成19年度で廃止し、その後は同協会の自立的運営に向けた指導を行なっている。	無		措置はなされた、と評価する。 公表がされていない。公表すべきである。  なお、この包括外部監査人の指摘は、事業費についてなされているが、別の面からいえば、（社）沖縄産業開発青年協会の存在意義自体が問われていることになる。独立第三者委員会を設置し、最終的な存否に関する評価をなすべきである。
11	浦添職業能力開発校運営費 【雇用労政課】	施設の今後（の）あり方について	款：労働費 項：職業訓練費 目：職業能力開発校費	緊急委託訓練のコース内容を見ると、ほとんどが専門学校等、民間教育訓練機関ですでに実施している科目ばかり。雇用のミスマッチが多いとされるOA経理、簿記などの事務系の訓練科目がなぜ多いのか分からない。 今までの施設の果たしてきた役割は大きいと思われるが、急速に変化している時代の中で、従来同様の運営方法で良いのか見直すべき時期に来ていると思われる。民間教育訓練機関で実施されている科目については、施設が実施する必要はなく、民間に任せれば良い。 訓練内容の見直しに伴い、現在、浦添・具志川の2校ある施設の統合等も検討する必要がある。さらに、施設の管理運営を民間委託（指定管理者制度など）できるかどうか、県は検討する必要がある。	2-25   2-26	有	平成22年8月に策定した第2次沖縄県立職業能力開発校再編整備計画（H22～26年度）において、①必要性は高いが民間実施が困難な訓練は県立校が実施し、民間で可能な科目は民間委託すること、②委託訓練の拡大、在職者訓練の強化による訓練規模維持のため、現行の2校体制を維持すること、③指定管理者制度については今後検討すること、などを定めた。（雇用労政課ホームページに掲載済）	有	緊急委託訓練とは、民間教育訓練機関の人的・物的資源を活用して実施する訓練であるため、民間教育訓練機関ですでに実施している科目となっている。	包括外部監査の指摘・意見に対して、対応はしているとはいえるが、計画を立案しただけで、不十分。 ①具体的にどのような訓練を自前で実施するか、②訓練科目縮小を前提に、2校体制をどうするか、が決定され、実行段階に入らなければ、措置がなされた、とは評価できない。公表の形も不十分。  そもそも、この指摘事項は、職業能力開発校の存続意義に関わる。組織の内部のみに検討をまかせていたら、組織防衛のため、“為にする理由”を付けた延命策を延々と措置と称して打出される可能性がある。外部識者と一般県民を中心とする独立第三者委員会を設立し、事業自体のあり方を検討する必要がある、と考える。
12	浦添職業能力開発校運営費 【雇用労政課】	入札のルールが明確でない学科があった。	款：労働費 項：職業訓練費 目：職業能力開発校費	プログラミング科の訓練委託選定過程について監査を行った。 委託先の選定は指名競争入札により行っているが、業者の中から、就職率等を勘案してさらに絞り込んでいるため、指名される者がいつも同じであるなど偏りが生じており、公平性に欠けている。 指名の基準を改めるべきである。	2-26	有	指摘内容等を踏まえ、現在は、就職率等を勘案して絞り込むことはしておらず、委託訓練実施可能としている者は全て指名し、入札に参加させることに指名の基準を改めた。	無		措置はなされた、と評価する。 ただし、公表がされていない。 公表すべきである。



平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県の雇用対策事業及び(財)雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペー ジ数	措置 の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
13	浦添職業能力開発校 運営費 【雇用労政課】	外郭団体に対する随意契約 について	款：労働費 項：職業訓練費 目：職業能力開発校費	マリンスポーツ科は、平成9年の設置以来、継続して沖縄県の外郭団体(財)沖縄県マリトレジャーセイフティビューローに随意契約で委託している。 他に委託先がないとも思われず、効率性、公平性を勘案し、公募入札方式に改めるべきである。 また、1人あたりの費用が70万円を超えている状況において、訓練を続けていく意義がどこにあるのか疑問である。	2-26	有	マリンスポーツ科については、費用対効果等を検討した結果、事業の継続が困難であると判断し、平成20年度から訓練を廃止することとした。(平成21年5月22日付け号外第19号沖縄県公報)	有	左記の措置内容のとおり、マリンスポーツ科については、平成20年度から訓練を廃止することとしたので、公募入札方式に改める必要性がなくなった。		包括外部監査人の指摘に対して、当該訓練を廃止した。 実質的にみれば、措置がなされた、と評価してよい、と考える。 公表もされている。  ただし、随意契約の論点は残る。さらに外郭団体との取引に関する問題点は、潜在的には、また起こりうる。 この2点については、公表内容において説明不足である。
14	女性就業援助事業費 【雇用労政課】		款：労働費 項：職業訓練費 目：職業能力開発校費	民間で実施されているコースばかりであり、県が実施する意義が乏しい。 また最終的な就業に結びつくような取り組みがさらに必要。	2-27	無		無	当センターの科目コースは、特に、働きたい女性・働く意欲を失っていない女性が能力を発揮できる社会を目指す上で必要不可欠なものである。社会進出を目指す女性が最も多く希望する職種が事務職であり、当センターの科目コースの目標とする資格は、求人側のニーズを反映したもので、地域の労働市場の状況を踏まえたものであるため、県が実施する意義がある。 また、従来から最終的な就業に結びつけるため、講習期間中に社会人として必要な接遇・マナーの教養講座も必須として設け、また、グッジョブ相談ステーション等と連携を図り、就業に結びつく様に効果的な応募書類の作成に力を入れる取り組みを行っているところであるため、特にさらなる取り組みを行う必要は生じていない。		包括外部監査人の指摘に対して、正面から答えていない。民間の教育機関等でできるものになぜわざわざ公金を投入するのか、説明になっていない。 “為にする理由”をつけて、組織防衛・事業防衛を図っているとしか評価できない。 措置はなされていない。公表もなし。 包括外部監査人の指摘に対して、この事業に意義があり、存続すべきだとの担当課の見解があるのなら、堂々とそれを主張し、具体的データを示して、反証すべきである。そして、このことを公表すべきである。それか、現状では、全く何らの対応がない。指摘を無視して、事業防衛を図っているのかはわからないが、監査結果が実質的には無視されている。
15	地域職業訓練センター運営費 【雇用労政課】		款：労働費 項：職業訓練費 目：職業能力開発校費	実質的には、那覇地域職業訓練センターのセンター施設の賃貸業務。 センター施設の利用率は平均70%程度。一般企業も類似の施設を持つようになってきており、県がこのような施設を提供するニーズは減ってきている。委託理由は小さくなってきている。	2-27	無		無	センターのH19～H21の利用実績の平均は、利用延人数割合が93.9%、施設利用率が62.8%で、厚生労働省が定める目標値(利用延人数割合60%以上かつ施設利用率50%以上)を大幅に上回っており、九州のセンターと比較しても高い状況である。 (H19九州平均：利用延人数割合 82.0%、施設利用率 53.1%) なお、センターは(独)雇用・能力開発機構が設置・運営している施設であり、県が提供しているわけではない。また、同機構の廃止に伴い平成22年度末で施設の設置・運営も廃止される予定である。		厚生労働省がどう目標値を設定しても、公金を使って民間企業と競合するような施設(ハードウェア)を作るなら、社会常識にかなうような水準の業務をおこなう必要がある。  措置はなし。公表もなし。  包括外部監査人の指摘に対して、何ら対応する姿勢が見えない。 もし、指摘が沖縄県ではなく、沖縄県職業能力開発協会に関するものと考えたならば、包括外部監査人に文意と指摘の趣旨を確認すべきだった。さらに確認したうえで担当する組織で、きちっと対応策を検討し、措置・公表すべきである。

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県の雇用対策事業及び(財)雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペー ジ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容	公表の 有無		
16	地域資源活用型事業 化支援事業 〔現在は廃止〕 【雇用労政課】		款：労働費 項：労政費 目：労政総務費	選定基準が不透明。 選定基準は、新規性、経済効果、発展性等 といった抽象的なもの。さらに申請書類の範 囲や量も各企業によってまちまち。実際に助 成金の交付を受けたが赤字となった企業もあ り、事業の効果については疑問。	2-27	有	本事業は平成16年度で終了している。本 事業については、主に県内から原料を調達 して健康食品等の製造・加工を行う事業所 で、産業振興公社や商工会議所等の経済団 体から推薦された事業所について、7人の 委員で構成する「地域資源活用型事業化支 援事業審査委員会」で審査し決定してい る。審査会においては、事業所からの申請 書類や各事業所毎の現地調査情報等を基に ①設備導入の必要性とそのタイミング、② 商品の付加価値・市場性・独自性、③商品 の県外販路展開の有望性、④事業収支計画 の信頼性及び実現見込み度、⑤加工技術等 の有用性・独自性、⑥新規雇用の数と確実 性、⑦他の県内産業への波及効果、などの 総合的な審査を行って助成対象事業所を決 定している。	有(平 成21年 5月22 日付け 号外第 19号沖 縄県公 報)	選定基準は、左記にあるとおりであり、 具体的な資料については、様式等で明示し ている。応募業者は添付資料等について既 存資料で代替を行ったり、参考資料を添付 したりとしたため、量的には不均一となっ たが、不足資料は補正するなど、要件的 には全て整っている。 選定基準については、地域資源活用型事 業化支援事業助成金交付要領第7条に基づ き、地域資源活用型事業化支援事業審査会 の審議を経た上で、当該審議結果を踏まえ 予算の範囲内で(財)雇用開発推進機構理 事長が決定し、事業規模等を含め事業認定 を行っている。 なお、事業効果をあげるため、専門の経 営指導員(アドバイザー)を抱える(財) 沖縄県産業振興公社に経営支援業務を委託 しており、当該助成金の認定業者へは適宜 専門家が訪問し、経営に関する助言等の支 援を実施した。	過去の事業に対する指摘に対し て対応しており、説明もそれなり にある(「措置を講じていない理 由」欄の説明)。答えようとする 姿勢は認められる。  しかし、公報で公表された記述 は、単に手続を説明しているだ け。選定基準が抽象的で不透明と いう指摘に答えていない。 措置がなされた、とは評価でき ない。この内容で公表されたこと も問題である。 指摘に対して、一般的な説明 で、いわばお茶をにごすような文 章を作成。これを「措置」と称し て公報に載せれば公表とされる。 内容のチェックもかからず、監 査の指摘を回避している、とも考 えられる。このような「措置」と 「公表」がまかりとおるならば、 包括外部監査の制度自体が、骨抜 きとされてしまう危険性は、きわ めて大きい。
17	就業体験受入企業開 拓事業〔沖縄県雇 用労政課等→(財)雇 用開発推進機構へ委 託〕 【雇用労政課】		款：労働費 項：労政費 目：労政総務費	あえて外部団体である(財)雇用開発推進機 構に委託する必要性が乏しい。 業務コストのほとんどが人件費であるた め、コスト削減努力も困難。 この事業が沖縄県における就職率の向上に 寄与しているかの調査は不可能だと思われ る。	2-27	有	就業体験受入企業開拓事業は教育庁県立 学校教育課から雇用開発推進機構への委託 事業であったが、平成20年度からは対象範 囲を離島地域まで広げたため、受託業者の 募集形態を1社随意契約から企画コンペに 基づく随意契約へと変更しており、その結 果民間企業を選定している(企画コンペへ (財)雇用開発推進機構は参加していな い)(右記により公表済み)。 就業体験受入企業開拓事業は、インター ンシップ生の受け入れ企業開拓を主な業務 としており、学生の職業観の形成が目的と なっている。そのため、就職率の向上にど のように寄与しているかの把握は不可能で ある。	有(平 成21年 5月22 日付け 号外第 19号沖 縄県公 報)		この事業の存在意義自体に疑問 がある。 高校生の就業体験を支援し、職 業観を形成する目的でも諸種の データは収集できるはずである (コンペに参加する民間企業はそ の位のプレゼンテーションをおこ なうとも思われる。)  そうでなければ公金を使う必要 性は乏しい。事業を廃止すべきで ある。

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県の雇用対策事業及び（財）雇用開発推進機構の財務に関する事務の執行並びに事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペー ジ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
18	戦略産業人材育成支援事業 【雇用労政課】		款：労働費 項：労政費 目：労政総務費	毎年度、一定数の新規採用職員の研修のために利用されているが、交付企業のリストを見る限り、毎年度同じ名前の企業が並んでいる。また、習得させる技能や知識の専門性の定義や範囲が曖昧。人材育成にどれだけ貢献しているか疑問である。	2-27	無		無	本事業は、平成18年度で事業を終了している。 戦略産業人材育成支援事業は、対象業種を絞り、新規の雇用を伴う国内外（県内を除く）への1ヶ月以上の派遣研修時の交通費及び住居費を補助対象経費とした事業であったため、県外で人材育成の環境があり、また長期の県外研修の必要性のある特定の企業（県外からの進出企業など）の利用が多かったものと考えている。 技能や技術の習得については、対象企業毎に業務内容が異なることからその定義については慎重に検討しなければいけないが、戦略産業人材育成支援事業は、人材の育成や産業の振興に資することのほか、雇用機会の創出や拡大を図ることも目的としており、5年間の県外旅費助成者数550人に対し、新規雇用者数は1,272人（最低550人）で、補助対象者数の2倍以上の雇用効果を上げている。また、戦略産業人材育成支援事業の利用が多かった情報通信産業は、事業開始時の平成14年度に55社、4,899人の雇用者数であった県外からの進出企業が、事業終了時の平成18年度では130社、11,397人と増加しているため、人材育成の効果としては、総体として一定の成果はあったものと考えている。		包括外部監査人の指摘に対する措置がなされていない。公表もなし。 「措置を講じていない理由」欄の記述は、単に制度の説明に終始。指摘に応じて、改善しようという姿勢はない。 数年にわたって、特定複数企業の新人研修に利用された実態があるならば、それら限られた企業のみならず特定の便宜を図る結果となった可能性もある。募集・選定プロセスの公平性にも疑問がある。
19	全国求職者支援コールセンター「はたらコール」事業 雇用労政課】		款：労働費 項：労政費 目：労政総務費	定着状況調査から、就職率の高さは一定の評価。 一方、調査で判明した退職者56人のうち、少なくとも49人（87.5%）が就職後半年経たずに退職しているのは、注目すべき調査結果である。 定着率の向上にも努めることが求められる。	2-27   2-28	有	本事業は平成18年度で終了している。 当該事業の後継事業である「コールセンターエントリー人材育成事業」（平成19年度～平成20年度）においては、コールセンター業界への就職意欲の醸成を目的として、研修カリキュラムの中に企業体験（6社程度）も含めて実施している。 コールセンターエントリー人材育成事業も含め、事業終了後の一定期間における就職の有無までは調査可能であるが、研修受講生全体の追跡調査は転居や本人との連絡不通、情報提供不可など、調査は困難である。 なお、平成19年度から平成22年度までは、コールセンターを含む情報通信産業のミスマッチを解消するため、沖縄地域雇用創出事業（マッチング促進事業）において、情報通信産業分野のフォーラムや合同企業説明会・面接会を開催し、情報通信産業分野への求職者を増やすほか、業界の状況を理解した上での就職者を増やすことにより、早期離職の防止、定着率の向上に寄与しているものと考えている（情報通信産業分野における県外からの進出企業数が、平成19年度165社、新規雇用者数14,786人、平成21年度202社、新規雇用者数18,075人）。	有（平成21年5月22日付け号外第19号沖縄県公報）		指摘は、就職後短期での退職者に対する調査に関してである。理由をあげて、追跡調査は困難との回答をしている。 定着率についても、その後の別事業についても、ていねいに説明がある。 個人情報保護の面からも、追跡調査が困難であることは理解できる。 実質的に判断して、措置はなされ、公表もされている、と考える。	

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県土地改良開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペー ジ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
1	開発事業としての豊 崎プロジェクトの適 否 【特別法人沖縄県土 地開発公社】		沖縄県と別会計で 該当なし。  公社予算上では、 資本的支出 款：資本的支出 項：土地造成事業 費 目：土地造成事業 費	土地開発公社の存在意義及び公拓法の趣旨 に鑑みれば、豊崎プロジェクトは、本来沖縄 県自身が行うべき事業であった。 用途変更時点において、申請以前に議会の事 前の議決が必要と考える。 企業用地の選定手続については、複数年度 にわたる具体的な事業計画が求められていな いこと／選考委員会に外部の専門家や有識者 が参加していないことが問題点。 提言 大規模事業を行う土地開発公社につい ては、監査委員の監査のみならず、第三者によ る外部監査を義務づけるべきである。	1-24	無			豊崎プロジェクトは、拓法第17条第1項 第2号の規定する事業で、公社の適正な事 業と考えている。 用途変更については、その許可権限は、 公有水面埋立法第29条第1項の規定に基づ き免許権者（県知事）の許可を得ており、 議会の議決は必要ないものとする。 【用途変更：平成21年5月22日広報号外第 19号P15】  企業選定については、公有水面埋立法に 基づき用地の処分に関する要綱を制定して おり、同法に基づく県知事の許可を受ける 要件を具備した企業及び事業計画を具体的 に審査するための選定委員会である。同法 においては、複数年にわたる事業計画まで 審査することは求めていないため措置を講 じていない。 今後、公拓法に基づく大規模開発事業は 予定していないことから、外部監査を義務 付けの措置はしていない。	指摘・意見は大きく3つある が、いずれについても、措置が ないことについての公表がない。  用途変更については、議会の議 決不要との見解も成り立ちうる。 しかしそれについての根拠づけを おこない、公表すべきである（そ うでない、包括外部監査に対応 していない、とも考えうる。）。  企業用地選定手続については、 問題点の指摘への正面切ったの反 証がなされていない。選考委員会 の構成に問題があり、公平性に欠 ける。選定委員会の構成を見直す べきである。  提言自体に関しては、正面から 答えていない（論旨をすえりかえ て、すなわち「今後大規模開発事 業は予定していないことから」を あたかも理由のような体裁をとっ て、監査の義務づけを否定す る。）包括外部監査に対応して いないとも考えられる。  このような回答がまかりとおつ ている外郭団体に、内部チェック が機能しているか、大いに疑問が ある。外部監査の義務づけを、沖 縄県として、公平な第三者委員会 の下で検討すべきである。	
2	公社の公有地取得事 業及びあつせん事業 について （公有地取得事業） 【特別法人沖縄県土 地開発公社】		沖縄県と別会計で 該当なし。  公社予算上では、 資本的支出 款：資本的支出 項：公有地取得事 業費 目：公有用地取得 費	国立劇場おきなわ用地の取得に際し、沖縄 県と土地開発公社で損失補償の念書を締結し ているが、適切でない。 また、会計上は保有土地の評価損計上の有無 も問題になる。	1-58	無			念書の締結は適切ではなかった。今後、 先行取得事業を実施するにあたっては、委 託先の債務保証を受けてから事業を受託し ていく方針である。 土地の処分価格は、鑑定評価となっている ため、今後、評価損を計上する可能性も あるが、現時点の収支計算（処分価格＋賃 料－取得価格【簿価】）では評価損を計上 してはならないため措置を講ずる必要はなかつ た。 なお、土地の処分は平成24年度に完了。 【平成21年5月22日広報号外19号P15】	指摘を認めている。しかし、損 失補償の念書をその後破棄したの か不明。この点を含めて、措置を とるべきである。そして、この点 につき公表する必要がある。  土地の評価損計上の有無につい ては、簡潔でいぬいな説明になつ ている。本ケースは、措置を講じ ていないとして理由づけを付して 公表した事例とも考えうる。	

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県土地改良開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペー ジ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価	
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容		公表の 有無	措置を講じていない理由		
3	公社の公有地取得事業及びあっせん事業について 【あっせん事業】 【新石垣空港課】		款：土木費 項：空港費 目：空港建設費	新石垣空港用地取得事業について、土地開発公社はあっせん事業だけを委託されているが、沖縄県から支給される事務費が低いため、赤字となっている。補償費執行率は32.9%と極めて低い数値に止まっている。	1-68   1-69	無			○公社事務費の計算については、既存の公社事務費の計算方法により算定を行っていた。 ○しかし、同計算方法は用地交渉に従事する人員や交渉人数等が勘案されない方法となっており、同計算方法によらずに事務費算定を行えないかを財政課と調整した。 ○財政課の回答は、原則として既存の公社事務費の算定式により計算すべきであり、その考え方について、公社を指導監督する所管課である用地課に確認するよう話があった。 ○このため、用地課へ事務費算定の考え方と算定方法見直しについて相談を行ったが、考え方については、文書で記載されていること以上のことは特になく、見直しについても必要であるとは感じているが、具体的な動きはないとのことであった。 ○同結果を踏まえて財政課と調整し、一定の事務費増額（旅費）が認められたが、人件費等の公社側の赤字を埋めるまでには至らなかった。 ○なお、H20年度以降は、公社への事業委託は行わず直営で対応している。	○「監査の結果、手続上、特に問題となる点は発見されなかった。」としたうえで、「留意点として」左に示した文章やその他の文章が2ページにわたって展開されている。 これでは、担当部課は何を措置すればいいのか、何を回答すればいいのか、とてもわかりにくい。	本監査テーマに関する包括外部監査人の監査結果と意見はきわめて不明瞭である。監査上問題となる点は何か、が明示されていない（「監査の結果、手続上、特に問題となる点は発見されなかった。」としたうえで、「留意点として」左に示した文章やその他の文章が2ページにわたって展開されている。） これでは、担当部課は何を措置すればいいのか、何を回答すればいいのか、とてもわかりにくい。	本来なら、新石垣空港用地取得のあっせん事業の赤字に関する内容の分析と対策（又は結論）と、補償執行率が低い理由とその検討結果をもとに、指摘・意見が記述され、それに対する担当課の対応を措置・公表がなされるべきだったと考える。  このような位置づけに立った場合、担当課の説明は不十分である。当時の包括外部監査人に意見を再確認したうえで、措置の有無を検討のうえ、措置がないとしても、その検討内容を公表すべきだった。
4	財務状況と会計処理について ■豊崎プロジェクトの原価計算について 【特別法人沖縄県土地開発公社】		沖縄県と別会計で該当なし。  公社予算上では、収益的支出 款：事業原価 項：土地造成事業原価 目：完成土地等売却原価	売価の10%が利益になるように、土地造成原価を確定している。 原価の計算は、売価から逆算して行われるものではなく、実際に発生したコストを積上げて行うべきである。 豊崎の土地造成コストは、区域/用地種別ごとに集計されておらず、そのため、各区域/種別の用地の造成にどれだけの費用がかかったのか把握できない。	1-70	有			豊見城市地先開発事業については、3区域に分け順次着工していったが、砂搬入については、2区域同時に実施したこと。また、同一区域に複数の用地種別が混在していること等、区域・用地種別毎の集計は困難であったため、原価については、毎期、総処分価格と総工事費を見直し、適正な期間損益計算を行うよう努めている。	措置がなされたと判断できない。公表がない。 （そもそも措置の説明がない。公表の有無も不明。空欄のままである。） 指摘に対して、正面から答えず、説明をずらして、旧来の方法に従うことをあからさまに回答している。		
5	財務状況と会計処理について ■各種の引当金について 【特別法人沖縄県土地開発公社】		沖縄県と別会計で該当なし。  公社予算上では、資本的支出 款：資本的支出 項：土地造成事業費 目：土地造成事業費  「平成22年度予算には該当なし」	特別修繕引当金は、引当額に合理的な根拠がない。 運営経費引当金は、引当額に合理的な根拠がない。	1-71	有 (一部)	特別修繕引当金については、今後、特別な修繕が発生する可能性が低いことから、平成21年度に取り崩した。 【沖縄県土地開発公社のHPで決算書を公表】	有	特別修繕引当金及び運営経費引当金は、埋め立て工事を実施している各都道府県土地開発公社の各引当金を調査し引当率を定めた。 運営経費引当金についても、平成22年度取り崩す予定である。	監査に対する基本的な対応に問題がある。 措置はなされたか、なされつつある。しかし、対応が遅い。正式な公報で明確な形で公表する必要がある。		



平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県土地改良開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペー ジ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由		
6	財務状況と会計処理 について 【用地課】	事務費の計 算方法と あつせん事 業の損益に ついて	予算措置なし。 ①道路・街路関連 (道路街路課) 款：土木費 項：道路橋りよう 費 目：道路新設改良 費  款：土木費 項：都市計画費 目：街路事業費  ②河川関係 (河川課) 款：土木費 項：河川海岸費 目：河川改良費  H19年度時点で は、上記に加え以 下の事業あり、 H20年度以降委託 実績なし ③空港関係 (空港・新石) 款：土木費 項：空港費 目：空港建設費  ※ 用地課は委託 事務基準など制度 的なものを所管、 実際の委託は事業 課が公社と委託契 約を締結し実施し ている。	事務費は沖縄県との通知で詳細に規定されて いるが、公社担当者の事務作業量に応じて ではなく、総事業費予算によってあらかじめ 決定される仕組みになっている。 あつせん事業は今後も利益をあげることは 困難である。	1-85	有 (一 部)		無	現行の委託事務費の算定基準では、用地 買収が困難であればあるほど公社としては 経費がかさみ、赤字が増える構造となっ ており、用地買収業務に見合う正当な対価が いくらであるべきか、という困難な課題が 存在するのはご指摘のとおりである。 近年ますます用地取得が複雑化・困難化 するなかで、県としては公社の専門性とノ ウハウを期待してあつせん等事業を委託す るため、公社による経費の見直し等の自主 努力の結果を見定めた上で、事務費につい ても適正な水準を確保できるよう措置を講 じたい。 【平成21年5月22日広報号外19号P16】	指摘事項の内容は認めている (争いはない。)。  しかし、後半部分は、回答にも なっていない。措置もなされてい ない(措置を講じたいという表現 のみ)。これで公表がなされた するならば、指摘事項に対して “前向きに善処したい”云々の面 従腹背の文章を一文入れれば、す べて措置がなされ、公表済問題は 解消された、となりかねない。本 事例は、包括外部監査が実質上無 視され、骨抜きとなった好例である。	

平成19年度 措置状況一覧表 沖縄県土地改良開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

番号	監査テーマ		予算の 款・項・目	指摘・意見の内容	報告書 のペー ジ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況に対する平成22年度 包括外部監査人による評価
	大テーマ	項目					講じた措置の具体的内容		公表の 有無	措置を講じていない理由	
7	公社の組織のあり方 について 【用地課】		<p>款：土木費 項：道路橋りょう 費 目：道路橋りょう 総務費</p> <p>※法律に基づく公 社への負担金支 出。</p>	<p>公共事業の大幅な削減により、事業の前提 となる用地買収自体が減少しているなかで、 今後も公社がその業務を担っていく必要性が 乏しくなってきた。あっせん事業は赤字 構造。現状のままで行けば、将来的には、解 散せざるを得ない状況に至ると考えられる。 豊崎プロジェクトの黒字であっせん事業の赤 字を補填して組織の存続を図ることは、問題 を先送りにするだけ。豊崎プロジェクトの黒 字は県民に還元する方向で検討すべきであ る。</p>	1-89   1-91	有 (一 部)	<p>・土木建築部は、平成20年11月に「土地開 発公社の活用について」を取りまとめ、今 後も専門的ノウハウを有する公社を県の補 完機関として活用することとし、全体事業 量を勘案しながら、県と公社が役割分担し て用地取得業務を図っていく方針を定め た。 同方針に基づき平成22年2月に公社への 委託業務の調整を行う「土地開発公社活用 調整会議」を設置し、同年3月に「沖縄県 土木建築部公共用地取得業務に係る沖縄県 土地開発公社委託基準」を策定した。</p>	無	<p>県は、設立団体として、公社があっせん 等事業で収支の均衡が取れるよう公社に指 導を行うとともに、委託元としても、事務 費の見直しを含めた所要の措置を講ずる責 任があるところであるが、県の財政事情が 厳しいこと、また今後はプロパー職員の世 交代代による人件費低減等の経費節減も見 込まれるため、当面は公社の自助努力を優 先し、その結果を見定めるものとする。 【平成21年5月22日広報号外19号P16～ P17】 豊崎プロジェクトの黒字については、公 社として今後、公社が先行取得その他事業 を進める際、金融機関等から借入れをす ることなくその黒字を活用することを検討 していることから、公社の資金運用に対す る適切な指導につとめた上で、県民への還 元についても検討していきたい。</p>	<p>包括外部監査人が、土地開発公社 の存在意義を問題としたのに対 し、その点には答えていない。論 旨をずらしながら細かな手続や規 程等一般的説明に終始する。 措置はなされていない、と考 える。公表も内容的に不十分。豊崎 プロジェクトの黒字についても、 措置はなされていない。問題点に ついて、正面から答えていない。 公表もない。</p>	
8	公社の組織のあり方 について 【用地課】		<p>公社への負担金と して、上記の款項 目あり</p> <p>平成23年度は、あ り方検討委員会設 置のため、</p> <p>款：土木費 項：道路橋りょう 費 目：道路橋りょう 総務費</p> <p>で予算計上。</p>	<p>公社の今後の組織のあり方については、県 公社以外の第三者を交えた組織検討委員会等 を早急に立ち上げ、公社の今後のあり方を議 論する必要がある。</p>	1-91	無			<p>公社のあり方については、部の方針とし て平成20年11月に「土地開発公社の活用に ついて」を取りまとめ、今後も専門的ノウ ハウを有する公社を県の補完機関として活 用することとし「公社の活用に関する基本 方針」を定めた。同方針に基づき、これま で平成22年2月に公社への委託業務の調整 を行う「土地開発公社活用調整会議」を設 置した他、平成22年3月に公社への委託基 準を明文化した「沖縄県土木建築部公共用 地取得業務に係る沖縄県土地開発公社委託 基準」を制定するなどの取り組みを行って きた。 指摘のあった第三者を交えた検討につい ては、包括外部監査結果を踏まえ平成22年 度スタートの移行プランにおいて、県の 用地業務の取得にあり方について第三者を 交えた検討委員会を平成22年度に設置、平 成23年度までに検討のうえ平成24年度から 実施することとなっている。</p>	<p>指摘・意見に対する対応とはい えない。存在意義を問われている のに、現状を大きく変えないこと を大前提とする、外部第三者を入 れない組織内で決定した延命策を 説明している。したがって、措置 はなされていない。 公表もなされていない。</p> <p>第三者を交えた組織検討委員会 についても、対応が遅い。措置が なされていない。公表もなし。 移行プランの一部としての説 明のみで（しかも用地取得のあり 方に関してで、土地開発公社の組 織のあり方に関してではない。 ）、たくみに論旨をすりかえ ているとの感をぬぐえない。</p>	



平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
1	総論 補助金改革に向けて	1. 大胆な発想の転換が必要である (1) 補助金の政策評価を徹底すること	ただ漫然と補助交付するという投入重視の姿勢から、補助金の成果の評価を優先し、補助金の必要性を考える成果重視の姿勢への転換が求められる。 補助金の投入と成果の関係があいまいなものが非常に多い。結果として、その補助金は温存されていく。 県が補助効果をどのように評価しているか検証してみると、ほとんどが、相談件数が何件で、前年度より何件増減したとか、申込み件数が何件あったとか、派遣人数が何人増えたかなど、およそ政策目標達成度を判断する指標と言えないものが多い。 補助金改革を推進していくためには、明確な政策目標の設定と、効果の測定、達成度の検証が必要である。そのためには、現在の事務事業評価システムを含む県全体の行政評価や、政策評価を客観的かつ厳格に実施するための指針を策定し、それらの評価に関する情報を県民に公表して説明責任を果たすとともに、効果的かつ効率的な行政運営の実現を図っていくべき。	24～26					未措置 早急な対応が求められる。
2	総論 補助金改革に向けて	1. 大胆な発想の転換が必要である (2) 補助率(上乗せ補助)について見直すこと	上乗せ補助は、過年度より政策的に実施されているものであるが、今まで大きな見直しは行われていない。 赤土加算 予め、率として一律に予算に加算する方法は、合理的なものとは思われない。 離島加算 離島で実施されている事業の多くは、離島振興のためのものである。その上さらに一律に補助金を上乗せする今の方法では、地元住民とそれ以外の住民との負担の公平性に欠ける。 この他にも、企画部や福祉保健部、観光商工部の県単補助金の中にも、国の補助金と強調して、あるいは上乗せするかたちで、補助金がかさ上げされているものがある。 上乗せ補助は、県と受益者(市町村民)との役割分担をどのように調整するのか、ということになる。地方分権が進められている現状において、公平かつ適正な補助率の在り方について改めて議論する必要がある。	27～28					未措置 早急な対応が求められる。
3	総論 補助金改革に向けて	1. 大胆な発想の転換が必要である (3) 既存の補助金の整理 統廃合を促進すること	補助開始後10年以上継続しているものは、目的の達成の有無/制度自体の陳腐化など、その必要性を十分検討し、原則して見直しをすべき。 1件あたり100万円以下の少額・零細補助金については、事務コストや効果との関連性を十分吟味して、必要性を検証し、原則として統廃合すべき。 団体に対する奨励的補助については、期限を設けて段階的に廃止/新規でも最長3年程度に限るなどのいわゆるサンセット条項を徹底し、団体の自立を促すべき。 平成20年に至る過去4年間の分析からは、県全体の補助金総額は、ほとんど減少していないどころか、福祉保健部や教育委員会は大幅に増加している。廃止、縮小等しても、また、それに代わる補助金や新たな制度に係る補助金ができるため、県単補助金総額としては減らないのが現状。 補助金の見直しは、県全体の歳出削減にほとんど結びついていない。	28～30					未措置 早急な対応が求められる。
4	総論 補助金改革に向けて	1. 大胆な発想の転換が必要である (4) 補助金と県予算との関係について	前年度の予算額を基準にシーリングが決められ、前年度と同額が、マイナス10%程度といった形で決められている。不要な事業であっても基準の中であれば、あまり査定せず温存され、シェアの固定化を招いている。効果が期待できる事業であれば、効果に見合った費用を支出するのは当然。予算的な理由やシーリングに左右されずに、補助金額を決めることが望ましい。	30～31					未措置 早急な対応が求められる。
5	総論 補助金改革に向けて	1. 大胆な発想の転換が必要である (5) 公社等外郭団体の経営合理化及び透明性確保をよりいっそう進めること	外郭団体の全般的運営状況について 効率的な運営がなされておらず、業務管理上の問題点も多い。 沖縄県土地改良事業団体連合会や(財)沖縄観光コンベンションビューローなど、職員退職金に多額の引当不足がある。現状のままでは、団体固有職員が将来退職する際に、規定通り退職金が支払われない恐れがある。今後の団体運営に大きな影響を与えるのは必至。 このことは、今まで運営費補助として、職員人件費や管理費等を交付しても、団体の効率的運営にほとんど役に立っていないことを意味している。 これらの団体については、このような状況に至った原因と責任の所在を明確にすべきである。よりいっそうの経営合理化が求められるとともに、県においても財政支援を含む対策が早急に必要な。	31					未措置 早急な対応が求められる。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価																			
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無																					
6	総論 補助金改革に向けて	(5) 公社等外郭団体の経営合理化及び透明性確保をよりいっそう進めること	外郭団体の透明性確保について 未だに、会計処理に妥当性を欠いている団体が多い。このような粉飾まがいの行為が放置されていることは極めて問題。 一定の基準を超える外郭団体については毎年、それ以外の団体においても3年に1回程度公認会計士等の第三者による会計監査を義務づけるべきである。 会計監査の結果、団体の会計的、財政的問題点や内部管理上の問題点が明らかになり、早急に対策を講じることが可能。結果的に損失拡大を防止できる。 この点について、監査人は毎年意見として監査報告しているが、県からならんアクションがない。そればかりか、(監査)費用がかかるという負担面ばかりが言い訳に使われ、沖縄県が、外郭団体の経営改善や透明性確保に、自ら積極的に取り組む姿勢が全く見えない。 このような状況では、外郭団体の運営に何か後ろめたいことでもあるのかと勘繰りたくなる。なお、外郭団体については、県監査委員による「財政援助団体等監査」も実施されているが、会計監査の専門性からは、現状では十分とはいえない。	31-32					未措置 早急な対応が求められる。																			
7	総論 補助金改革に向けて	1. 大胆な発想の転換が必要である (6) 県と外郭団体との役割分担を明確にすること	外郭団体と県との役割分担が極めてあいまいである。 県は外郭団体に、毎年多額の事業費補助や運営費補助を実施。しかし、実態は、さまざまな事業を県職員の派遣と抱き合わせて外郭団体に押しつけてきたという点もある。この点に関して、ある外郭団体から、補助事業として行っている事業は、本来、県が行うべき事業であって、県から委託事業として行わせるべきものであるという意見もあった。	32					未措置 早急な対応が求められる。																			
8	総論 補助金改革に向けて	2. その他の補助金に関する全般的意見について (1) 公社等外郭団体に対する県派遣職員人件費補助について、その必要性、支給方法を再検討すること	外郭団体へ派遣されている県職員給与に関し、直接職員に支給するのではなく、一旦、県から人件費相当額が運営費等補助金として外郭団体へ交付され、外郭団体から派遣職員へ給与として支給されている。 神戸地裁判決、その控訴審である大阪高裁判決での違法とされた事例がある。 公益性があるのか、職員派遣が、県として客観的に妥当か、を再検討することが必要。	33					未措置 早急な対応が求められる。																			
9	総論 補助金改革に向けて 【総務私学課】 【村づくり計画課】 【観光企画課】 【県立学校教育課】	2. その他の補助金に関する全般的意見について (2) 外郭団体における退職給付引当金の計上不足について	100万円超の引当不足の外郭団体を調査したところ、以下の通りであった。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所管部</th> <th>外郭団体</th> <th>決算期</th> <th>引当不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>沖縄県私学教育振興会</td> <td>平成20年 3月末</td> <td>928万1,000円</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>沖縄県土地改良事業 団体連合会</td> <td>平成20年 3月末</td> <td>9億3,075万円</td> </tr> <tr> <td>観光商工部</td> <td>(財)沖縄観光コンベンションビューロー</td> <td>平成20年 3月末</td> <td>1億8,471万8,000円</td> </tr> <tr> <td>教育庁</td> <td>(財)沖縄県国際交流人材育成財団</td> <td>平成20年 3月末</td> <td>9,138万9,000円</td> </tr> </tbody> </table> 約9億円強という多額の引当不足が明らかになった沖縄県土地改良事業団体連合会の財政運営は、きわめてずさん。県は指導監督すべき立場としての財源不足にどのように対処していくのか、早急に結論を出すことが強く求められる。 その他の団体も同様。	所管部	外郭団体	決算期	引当不足額	総務部	沖縄県私学教育振興会	平成20年 3月末	928万1,000円	農林水産部	沖縄県土地改良事業 団体連合会	平成20年 3月末	9億3,075万円	観光商工部	(財)沖縄観光コンベンションビューロー	平成20年 3月末	1億8,471万8,000円	教育庁	(財)沖縄県国際交流人材育成財団	平成20年 3月末	9,138万9,000円	33-34	有	沖縄県私学教育振興会職員に対する退職資金については、当会が実施する退職資金給付事業から給付を受けて対応し、不足分について退職給付引当金を取り崩すこととしています。よって、計上不足ではありません。 退職資金給付事業とは、当会が実施する、私立学校教職員並びに沖縄県私学教育振興会を含む私学振興団体職員を対象とする事業である。 【総務私学課】	沖縄観光コンベンションビューローにおいても、退職給付引当金が、プロパティ職員の退職給付支払いのために必要となる退職給付債務に対して会計基準に従って計上する引当金であり、退職給付規程に基づいて適切な退職金の支給に必要な額を確保する必要があることについて、十分認識しているところである。そのため、組織運営の適正化、自主財源の確保等さらなる経営改革等に取り組み、財務状況の改善を図っていく必要がある。 当面の課題としては、今後の当法人の定年退職予定者数を適切に把握し、必要な退職金支給額を確保することとして、毎年計画的に退職給付引当金を積み立てるよう指導し、	総務私学課 ・事実誤認として再確認し、計上不足でないことを確認した。 農水部 ・措置を講じたとは言えない。今後、早急な対応が求められる。 観光企画課 ・措置したとは評価できないが、改善の方向で努力し取り組んでいることは評価できる。 県立学校教育課 ・措置に向け、取り組んでいるが十分とは言えない。
所管部	外郭団体	決算期	引当不足額																									
総務部	沖縄県私学教育振興会	平成20年 3月末	928万1,000円																									
農林水産部	沖縄県土地改良事業 団体連合会	平成20年 3月末	9億3,075万円																									
観光商工部	(財)沖縄観光コンベンションビューロー	平成20年 3月末	1億8,471万8,000円																									
教育庁	(財)沖縄県国際交流人材育成財団	平成20年 3月末	9,138万9,000円																									

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価																
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由																	
						指摘後、平成21年度決算より、その算定時点までに発生した債務(退職給付債務)の金額を退職給付引当金として計上している。なお、県は退職給付引当金の予算化を図るべく毎年検討しているが、20年度、21年度は予算化を実現するに至っていない。 〔県立学校教育課〕		引当不足額の縮小に努めているところである。なお、将来的には、特定預金の準備手法として、退職給与積立預金の他、退職給与引当貸付信託の検討も必要と考えている。  H22年3月末 引当不足額 121,492 (千円) 〔観光企画課〕																	
10	総論 補助金改革に向けて	2. その他の補助金に関する全般的意見について (3) 補助金支給における国所管法人等のかかわりについて	県交付補助金の一部が、国所管の特殊法人、公益法人等へ還流している仕組みが多い。国 国 国所管法人 または、県市町村(含外郭団体) 国所管法人  監査の結果、判明したケースは次の5つである(平成19年度)。  <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">県補助金</th> <th style="text-align: center;">直接</th> <th style="text-align: center;">間接</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 離島航路補助金 (企画部) 約3億1,600万円</td> <td>村 (伊是名村) (伊平屋村等) 船舶リース料として 約1億2,400万円 約1億650万円</td> <td>沖繩振興開発金 融公庫の関係会社 の離島海運振興株  〔国からの再就職あり〕</td> <td>〔県から沖繩公庫への再就職あり〕</td> </tr> <tr> <td>2. 運輸振興助成補助金 (企画部) 約1億1,000万円</td> <td>沖繩県トラック協会 / 沖繩県バス協会 出捐金約2,200万円 " 約470万円</td> <td>全国トラック協会 全国バス協会* (各れも、国所管の公益法人)  〔国からの再就職あり〕</td> <td>〔県からの再就職なし〕 "</td> </tr> <tr> <td>3. 沖繩県土地改良事業団体連合会 に対する補助 (農水部) 約1億8,000万円</td> <td>沖繩県土地改良事業団体連合会 約1億5,000万円</td> <td>全国土地改良事業団体連合会 (農水省所管法人)  〔国からの再就職あり〕</td> <td>〔県からの再就職なし〕</td> </tr> </tbody> </table>	県補助金	直接	間接		1. 離島航路補助金 (企画部) 約3億1,600万円	村 (伊是名村) (伊平屋村等) 船舶リース料として 約1億2,400万円 約1億650万円	沖繩振興開発金 融公庫の関係会社 の離島海運振興株  〔国からの再就職あり〕	〔県から沖繩公庫への再就職あり〕	2. 運輸振興助成補助金 (企画部) 約1億1,000万円	沖繩県トラック協会 / 沖繩県バス協会 出捐金約2,200万円 " 約470万円	全国トラック協会 全国バス協会* (各れも、国所管の公益法人)  〔国からの再就職あり〕	〔県からの再就職なし〕 "	3. 沖繩県土地改良事業団体連合会 に対する補助 (農水部) 約1億8,000万円	沖繩県土地改良事業団体連合会 約1億5,000万円	全国土地改良事業団体連合会 (農水省所管法人)  〔国からの再就職あり〕	〔県からの再就職なし〕	34		土地改良事業団体連合会は、経営健全化に取り組んでおり、その中で退職給与引当金の計画的積み立てを指導している。 〔村づくり計画課〕		離島航路事業にとって、船舶老朽化に伴う代船建造は、離島航路の安定運航を図るため欠かせないものであるが、船価が高額であり、通常、数億円の自己資金調達が必要となる。離島海運振興株は、船舶リースを行なう際、航路事業者に自己資金を求めず、人的担保の提供のみでリースを行なっているとのことであり、このことにより民間金融機関からの借入やリースが困難な事業者でも代船建造を行なうことが可能となっている。離島航路事業者は、船舶を購入するのか、リース方式にするのかを個々で判断し選択しており、県は、事業者がどちらの方式を選択しても費用として認定し、離島航路を維持するために必要な補助を行っている。 〔交通政策課〕 2. 出捐金は、全国を単位とする公益法人である(社)全国トラック協会及び(社)全国バス協会が行う事業に対する出せん金を交付	企画部・交通政策課 ・未措置状況であるが、離島航路維持のための政策として不当とは言えない。  企画部・交通政策課 ・未措置状況であるが国の制度と関連することであり、不当とは言えない。  農水部 ・未措置 早急な対応が求められる。
県補助金	直接	間接																							
1. 離島航路補助金 (企画部) 約3億1,600万円	村 (伊是名村) (伊平屋村等) 船舶リース料として 約1億2,400万円 約1億650万円	沖繩振興開発金 融公庫の関係会社 の離島海運振興株  〔国からの再就職あり〕	〔県から沖繩公庫への再就職あり〕																						
2. 運輸振興助成補助金 (企画部) 約1億1,000万円	沖繩県トラック協会 / 沖繩県バス協会 出捐金約2,200万円 " 約470万円	全国トラック協会 全国バス協会* (各れも、国所管の公益法人)  〔国からの再就職あり〕	〔県からの再就職なし〕 "																						
3. 沖繩県土地改良事業団体連合会 に対する補助 (農水部) 約1億8,000万円	沖繩県土地改良事業団体連合会 約1億5,000万円	全国土地改良事業団体連合会 (農水省所管法人)  〔国からの再就職あり〕	〔県からの再就職なし〕																						

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
			<p>4. (財)沖縄県国際 交流・人材育成 財団に対する補助金 (教育庁) 約10億2,300万円</p> <p>(財)沖縄県国際 交流・人材育成 財団 1,216万円</p> <p>(財)ワイ・エフ・ユー ー日本国際交流 財団</p> <p>(県からの再就職なし)</p> <p>(国からの再就職あり)</p> <p>5. 独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補給金 (福祉保険部) 同額 約2,600万円 約1,200万円 約2,000万円</p> <p>社会福祉法人 独立行政法人福祉医療機構</p> <p>(国からの再就職あり)</p> <p>(県からの再就職なし)</p>	37		<p>指摘後、平成21年度決算より、その算定時点までに発生した債務(退職給付債務)の金額を退職給付引当金として計上している。なお、県は退職給付引当金の予算化を図るべく毎年検討しているが、20年度、21年度は予算化を実現するに至っていない。 [県立学校教育課]</p>		<p>対象事業としており、出えん比率については国土交通省の通達に基づいている。国の制度や基準の見直し等を踏まえ検討していきたい。</p> <p>[交通政策課] 他の団体との比較(派遣費、選考料、団体の実績等)を行い、再検討している。結果、団体の規模、費用等からして、ワイ・エフ・ユー日本国際交流財団が適当である。</p>	<p>県立学校教育課 ・未措置であるが再検討の結果、妥当との判断であり、不当とは言えない。</p> <p>福祉保健部 ・未措置 早急な対応が求められる。</p>
	総論 補助金改革に向けて	2. その他の補助金に関する全般的意見について (3) 補助金支給における国所管法人等のかかわりについて	<p>【包括外部監査人の意見】</p> <p>1. については、離島海運振興株式会社からなぜ今でも船舶をリースする必要があるのか、理由が明確でない。</p> <p>2. 県の補助金が、国所管法人の出捐金として支出されており、補助金支給の公平性に欠ける。</p> <p>3. についても、ほぼ同様。補助金の一部が国所管法人に支出されている。なお、沖縄県土地改良事業団体連合会は、各市町村から「維持管理適正化事業費負担金」を集め、市町村に代わり、全国土地改良事業団体連合会へ支出している。</p> <p>4. 補助金の一部が、随意契約により毎年同じ国所管団体へ支出されている。しかも、支出額と委託内容との関連性が不明確。</p> <p>5. 県の補助金が利子補給という形で、独立行政法人の収入になっており、民業圧迫につながっている。</p>						
11	総論 補助金改革に向けて	2. その他の補助金に関する全般的意見について (4) 過去の包括外部監査結果に対する措置状況について	<p>当平成20年度包括外部監査以前にも、平成15年度に補助金が監査テーマだった。問題なのは、前回の監査対象にならず、今回初めて対象となった補助金 前回同様の問題点が指摘された。つまり、前回の包括外部監査の問題点なり改善結果を、県全体として情報を共有する体制ができていないことを意味する。</p> <p>非常に気に入り、県の担当課に対して、過去の包括外部監査の結果に対する県の取り組み状況について確認したところ、包括外部監査結果に対する措置が、タイムリーになされていないことが判明した。</p> <p>今から8年も前の監査結果が今頃措置されていた。具体的には沖縄県は、平成12年度から平成18年度の包括外部監査結果に対する措置状況を平成20年5月に公表している(県監査委員公表第1号)。</p> <p>県の対応があまりに遅いことには愕然とするが、監査結果に対する措置については、措置するの否か、措置しないのであればその理由を、監査結果受領後タイムリーに公表する必要がある。そうしないと、せっかく包括外部監査を実施しても、それを税金の無駄遣いとなる。</p> <p>また、措置したものも含めて、県全体でデータベース化するなりして、共有する仕組みが必要である。他の自治体ではホームページ上で公表している事例もある。包括外部監査の監査結果がどのように県の施策に活かされ、どのような効果をもたらしてきたのか、県の見解をぜひ県民に公表していただきたい。</p>	38					<p>未措置 早急な対応が求められる。 監査人の指摘は措置対応の遅さや措置未措置に関する公表(未措置の場合その理由までの)迅速性、必要性の指摘</p>

平成20年度 措置状況一覧表（補助金等に関する財務事務の執行について）

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
12	補助金アンケートについて	少額補助金（64件）	少額補助金（ここでは100万円以下を集計。）は64件あり、補助実績がゼロのものも8件ある。合わせて、少額補助金の事務に係る職員人件費をみると、補助実績額を大きく上回る人件費がかかっているものもある。費用対効果も勘案し、その必要性について再検討すべし。	50					未措置 早急な対応が求められる。
13	補助金アンケートについて	根拠法令なしの補助金（1件）	要綱等もなく支出するのは問題である。	52				当初から『沖縄県補助金等の交付に関する規則』に基づいて補助金を取り扱っているため	未措置 規則に基づいて取り扱っているため不当とは言えない。
14	補助金アンケートについて	知事が補助交付先団体の代表になっている補助金（3件）	補助金を執行する側と受領する側が同一人。県の補助金監査権限の観点からも好ましくない。また、これ以外に副知事が代表を務める交付先団体もあった。三役が代表を務めるのは問題である。	52				補助金執行・受領側が同一人であるが、規則に基づいて補助金の使途を適切に審査しており、支障はないと考える。  補助金執行・受領側が同一人であるが、規則に基づいて補助金の使途を適切に審査しており、支障はないと考える。  補助金の執行については、検査を実施しており、また、団体側へは平成10年11月16日付農総第1654号「公益法人検査要領の制定及び公益法人に対する指導監督の強化について（通知）」に基づき、3年に一回検査を実施しており、会計執行上の問題はないと考える。	監査人の指摘の主旨は権限・責任等の観点から明確にすべきとのことであり、その点を踏まえたディスクロースが求められる。
15	補助金アンケートについて	補助交付団体等の事務局が県にある補助金（25件）	交付する側と受領する側が同一（又は近接）により、補助業務が適正に行われぬ恐れあり。改善すべきである。また、業務遂行上、内部管理に問題が生じないよう留意する必要がある。	52					未措置 早急な対応が求められる。
16	補助金アンケートについて	過去の見直し状況が無いが、アンケートに記載がない補助金（170件）	過去の見直し状況がないものについては、補助金の必要性につき見直しが必要（新規実施分を除く。）	54					未措置 早急な対応が求められる。
17	補助金アンケートについて	補助の形態が「その他」とする補助金（54件）	補助率等を定めず、その他の方法で交付されているものについては、どのような基準で補助交付しているのかについて、分かりやすく住民に説明する必要がある。	55					未措置 早急な対応が求められる。
18	補助金アンケートについて	補助金算出根拠なしとする補助金（45件）	根拠を明らかにする必要がある。	56					未措置 早急な措置が求められる。
19	補助金アンケートについて	補助金交付に伴う特定財源が有り、とする補助金（43件）	同一の事業に対して、補助金以外に特定財源も使用されているものについては、補助金と特定財源との割合等合理的なものか否か、検討が必要。	57					未措置 早急な措置が求められる。
20	補助金アンケートについて	補助金の効果がないとする補助金（8件）	廃止するか、見直すべきである。	57					未措置 早急な措置が求められる。



平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
21	補助金アンケートについて	収入に占める補助金の割合が50%以下で、かつ決算剰余金より補助金が少ないもの(41件)	自律が可能か否かを再検証し、期限を決めて廃止していくべき。	58					未措置 早急な措置が求められる。
22	補助金アンケートについて	1980年以前から制度があるもの(89件)	リストは、制度開始が1980年(昭和55年)以前からの補助金を古い順に並べた。過去の見直しが行われていないものはなおさら、見直しを継続的に実施しているものについても、その必要性等絶えず検証していく必要がある。	59					未措置 早急な措置が求められる。
23	補助金アンケートについて	補助金について以下の6つの観点で、補助金評価のアンケートを取った。 事業の公益性	すべてのアンケート回答は、補助金に公益性あり、としていた。第三者による厳格な評価が必要。また、沖縄振興計画などの上位計画となるものとの整合性があるので、事業の公益性が認められるとする記載が多い。	60					未措置 早急な措置が求められる。
	補助金アンケートについて	事業の効果性	効果があるとしながらも、具体的な効果をあげているものはほとんどなかった。 回答例 「地元産業の振興・活性化に寄与」「介護保険事業が円滑に実施されている」「離島・過疎地域等の振興及び離島住民の生活の安定及び産業の振興」等抽象的な記載ばかり。数値目標を客観的に設定し、そこから個別の目標値を抽出してくるような方法で、補助金の効果を具体的に測定できるような方法を探ることが必要。	60					未措置 早急な措置が求められる。
24	補助金アンケートについて	補助対象者の適格性	団体等において会計処理及び使途が適切に執行されているか、という質問に対してはすべて適切になされているとする回答しかし、監査の結果、問題事項も見受けられた。特に会計処理に関しては、専門性の観点から、県独自の評価は困難。公認会計士による外部のチェックが必要である。	60					確認が必要
25	補助金アンケートについて	補助対象経費の明確化	明確化されているとの回答がほとんど。しかし、会計検査院の指摘では正されているケースもあった。	60					未措置 早急な対応が求められる。
26	補助金アンケートについて	補助目的の達成度	既に廃止が決定しているもの 目的が達成されたという回答。 現在継続中のもの 目的が達成されたという回答はなかった。 団体への補助金交付に関して、既に自立が可能な団体ではないか問うたが 自立可能な団体ではあるが、補助金の交付が必要であるとの回答あり。 団体補助については、補助金が逆に自立を阻害するという面も見られるので、再検討の必要あり。	61					未措置 早急な対応が求められる。
27	補助金アンケートについて	情報公開と説明責任	県への説明責任が補助金交付の条件となっていないとする団体からの回答も一部見られた。補助金という公金を受けるからには、団体側に徹底した情報公開と説明責任を求めるべきである。	61					未措置 早急な対応が求められる。
28	補助金アンケートについて 【雇用労政課】	過去3年間の県監査委員と会計検査院による指摘事項の有無と改善状況等につき、アンケートした。 会計検査院からの指摘事項	今年度、会計検査院が実施検査をした全国8都道府県の職業能力開発協会のうち2つで不適切な会計処理が指摘された。これを受けて、以外のすべての都道府県職業能力開発協会に対して調査が実施された。本件でも、補助金返還には至らないが、補助対象外の経費を対象としており、会計検査院に報告済である。	61	有	左記の指摘・意見の内容のとおり	無		措置済と言える
29	補助金アンケートについて 【経営金融課】	県監査委員からの指摘事項	人件費に係る各種手当の支給要件確認手続について、毎年度各職員及び各手当毎に支給要件を確認するよう改善を求められた。 小規模事業経営支援事業費における各種謝金について規程または事務決裁等により単価設定を行う必要があるとの指摘あり。なお、補助金返還等には至っていない。	62	有	指摘を受けた当該団体において、各手当の支給と要件の確認を実施。謝金については、事務決裁で処理を行っている。	無		措置済と言える

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価																								
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無																										
30	離島航路補助金	(1) 経営改善5ヶ年計画作成について	<p>離島航路等事業者に対して経営改善5ヶ年計画を提出させ、県は計画の進行状況を精査し、履行状況が悪い場合には是正措置を求めることになっている。しかし、この制度そのものが、ほとんど機能しておらず、形骸化している。計画値を上回っている業者はわずか3者。その他11業者はすべて計画値を下回っているか横這い(平成18年度推進状況報告)。</p> <p>【例】 伊平屋村が平成19年3月に県へ提出した「経営改善5ヶ年計画推進状況報告書」を検討したところ、計画通り進歩しなかった理由として、外部環境の悪化(原油価格の高騰、旅客、自動車、公共事業の激減による航送量の減少)は書かれているが、外部環境の悪化が、経営にどのように影響しているかの具体的な記載はない。また、今後の方針の記載欄の記載内容は具体性が乏しく、今後具体的にどのような経営改善を実施していくのか、同報告書を見る限り分からない。そもそも、離島航路事業そのものがほとんど採算の取れる事業ではないのだから、このような経営改善を促してみてもほとんど効果がなく、当該補助事業に係る制度上の抜本的な見直しが必要。これに関連して、国は平成20年8月「離島航路補助制度改善検討会中間とりまとめ」を公表。3つの基本理念を掲げ、国及び地方公共団体は離島を見捨てないとの理念を明確にした上で、離島航路の維持は国及び地方公共団体の責任とし、基本理念を実現するための改革の期間と目標(ロードマップ)を設定したうえで、種々の施策を提示している。</p>	67-69	有	離島航路事業者の経営環境は悪化していることから、事業者の経営改善を図る新たな取組みとして、財務会計専門家による経営診断、航路改善計画の策定を行う航路改善協議会が、国により設置され、平成21年度から順次開催されているところである。航路改善協議会では、国、県、市町村、航路事業者、利用者、地域経済界等の合意のもとに、具体的な経営診断、航路改善計画に基づき航路運営合理化の取組みを進めている。	無		措置を講じたとは言えないが、措置対応中である。																								
31	離島航路補助金	(2) 標準欠損額について	<p>航路事業者計上の実績欠損額 補助額 = 県査定後の欠損金 - 国の補助額(「標準化方式」)</p> <p>さらに平成6年度からは、国の基準に基づいた査定標準欠損額がある場合にのみに補助。</p> <p>平成19年度の国庫補助金が0円の3つのケースで、地方補助額との対比表は以下：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>航路名</th> <th>実質欠損額(監査後)</th> <th>国庫補助金</th> <th>県補助額</th> <th>市町村補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊是名村</td> <td>伊是名 - 運天</td> <td>122,682,452 円</td> <td>0 円</td> <td>92,011,839 円</td> <td>30,670,613 円</td> </tr> <tr> <td>座間味村</td> <td>泊 - 座間味</td> <td>53,149,853 円</td> <td>0 円</td> <td>39,862,389 円</td> <td>13,287,464 円</td> </tr> <tr> <td>(名)大神海運</td> <td>大神 - 島尻</td> <td>19,238,156 円</td> <td>0 円</td> <td>18,375,907 円</td> <td>6,125,302 円</td> </tr> </tbody> </table>	事業者名	航路名	実質欠損額(監査後)	国庫補助金	県補助額	市町村補助額	伊是名村	伊是名 - 運天	122,682,452 円	0 円	92,011,839 円	30,670,613 円	座間味村	泊 - 座間味	53,149,853 円	0 円	39,862,389 円	13,287,464 円	(名)大神海運	大神 - 島尻	19,238,156 円	0 円	18,375,907 円	6,125,302 円	69~	有	標準欠損額は、全国の航路事業者の平均貸率や経費の平均単価等を用いて算出しており、これらは毎年確認している。また、沖縄県知事を含む九州地方知事会では、平成21年6月に、政府に対し、標準収入や標準費用の算出方法を離島航路の実態や運航形態に応じたものへ見直すよう要望を行なっている。			措置を講じたとは言えないが、措置対応中である。
事業者名	航路名	実質欠損額(監査後)	国庫補助金	県補助額	市町村補助額																												
伊是名村	伊是名 - 運天	122,682,452 円	0 円	92,011,839 円	30,670,613 円																												
座間味村	泊 - 座間味	53,149,853 円	0 円	39,862,389 円	13,287,464 円																												
(名)大神海運	大神 - 島尻	19,238,156 円	0 円	18,375,907 円	6,125,302 円																												
			標準査定の内容は、県の担当者も伊是名の担当者も詳細不明。また今まで標準査定の内容について詳しい問い合わせをしたことがない。国の査定により、県及び市町村の負担額が異なるわけであるから、標準化の根拠は国に確認をすべき。地域によりさまざま状況が異なるのに、全国一律の方式を採用することは理解し難い。県としてもこの点については、強く国に求めていく必要がある。																														
32	離島航路補助金	(3) 船舶のリースについて 沖縄県離島海運振興(株)の存在根拠	伊是名村は使用する船舶を、沖縄県離島海運振興(株)からリース(ファイナンスリース)している。同社の筆頭株主(持株比率25%)は特殊法人である沖縄開発金融公庫で、沖縄県も持株比率12.5%の株主。同社社長は沖縄開発金融公庫出身で、沖縄県も非常勤取締役を出している。また平成19年4月から沖縄県の元企業局長が、同金融公庫理事に就任している。離島海運振興(株)の事業報告(平成17年9月期/平成18年9月期/平成19年9月期/平成20年9月期)からみると、毎年経常利益を約900万円~1,500万円計上、また特に平成19年9月期は7,000万円計上している。同事業報告書記載の従業員は5名のみで、役員は代表取締役社長1名のみが実質上の常勤役員と思われる。	72-76	無		無	離島海運振興(株)は、船舶リースを行なう際、航路事業者に自己資金を求めず、人的担保の提供のみでリースを行なっているとのことであり、このことにより民間金融機関からの借入やリースが困難な事業者でも代船建造を行なうことが可能となっている。	未措置状況である。著しく不当とは言えないが、県の財政健全化に資するよう詳細検討は必要であろう。																								



番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
			<p>県からの回答 (要約)</p> <p>沖縄離島海運振興株からリースする理由                      事業者には船舶建造の借入に見合う担保力がなく銀行等からの借入が困難。このため国、県、市町村、公庫を中心に離島航路対策としてのリース方式の会社が設立された。現在、県内の市町村(特に伊平屋、伊是名、座間味等)は実質公債比率が高まっており、地方債発行が制限(国、県の許可)。建造の際の借入により財政が硬直化し、更なる地方財政の悪化を招く恐れがある。建造船舶の構想、基本設計、引渡まで沖縄県離島海運振興株が対応し、就航後の事故による保険工事への対応や保険会社との査定作業、船舶の補修時、保守・点検にも立ち会い、一元的に対応している。</p>					離島航路事業者は、船舶を購入するのか、リース方式にするのかを個々で判断し選択しており、県は、事業者がどちらの方式を選択しても費用として認定し、離島航路を維持するために必要な補助を行っている。	
			<p>これに対する包括外部監査人の指摘・意見</p> <p>制度発足当初は、理由があったかもしれない。しかし、現在では、多様な資金調達方法もあり、民間金融機関、リース会社等でも対応できないことはない。                      回答では、市町村財政に関して実質公債費比率のことに触れている。しかし、そもそもファイナンスリース取引は、法律上は賃貸借契約であっても、経済実質的には借入して資産を取得したのと同様である。会計上は資産と負債の両方を計上することが求められている。財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定上、リース債務に相当する部分は市町村の負債に含めて計算すべきである。これを含めないで計算しているとなれば、それこそが問題であろう。                      さらに、回答には、船舶管理を同社が一元的に行っている、コスト負担が少なく済むという趣旨のことが書かれている。しかし、伊是名村を監査した結果、船舶の点検整備などの費用も村負担。点検ドックが長崎県なので、そちらまで村担当者が同行するなど、自らの費用負担で管理費用のほとんどすべてを賄っている。                      沖縄県離島海運振興株の事業報告書を見る限り職員は5名。たった5名で、回答にあるような業務をすべて行っているとは到底考えられず、かなりの部分が同社から他社へ外注されているものと考えざるとえない。                      県からの回答には、いろいろと述べられているが、結局、なぜ現在も、わざわざ同社を介させてこのような事業の仕組みをとっているのかの回答にはなっていない。同社の親会社である沖縄開発金融公庫に適切な融資制度がないのであれば、政府系の金融機関なのだから、政府に働きかけて作ればよいことである。                      現行の制度では、リース料の一部(間接的には県などの補助金)が同社の利益や金融公庫の再就職職員の退職金になっている事実だけは述べておきたい。</p>						
33	離島航路補助金	(4) 県の調査(監査)体制について	<p>平成18年度の監査実施状況 11月から翌年1月にかけてほぼ毎週国(内閣府沖縄総合事務局)及び県各2名の計4名で出張(1泊2日、2泊3日)。                      これだけのコストをかけて監査する必要があるとは思われない。離島航路損益計算書が適正に作成できるような体制の整備を事業者側に促すべき。                      抜本的には当該計算書自体の適正性確保よりも、離島航路の経営改善に資源を投入するのが先ではないか。すべて国、県が共同して監査するのではなく、分担するなど合理的な方法も検討すべき。                      監査についての監査マニュアルはなく、先輩からの引き継ぎ等により実施している。効果的、効率的に監査するためには、チェックリスト方式を取り入れた監査マニュアル等の整備が必要。</p>	77	有	県の航路補助金における補助対象経費は、国の補助要綱に準じて定められており、経費計上の解釈等について調整を図る必要があることから、国・県合同で監査を行うことが合理的である。離島航路事業者には、関係書類が適正に作成できるように、毎年、離島航路補助金交付申請に係る事務指導説明会を開催している。監査は、航路損益計算書付属書類作成要領等に基づき行っており、費用計上が適正かどうかチェックしている。また、店費(一般管理費)については、県独自のチェックリストにより監査を行っている。	無		措置を講じたとは評価できない。監査の必要性は理解できるが、外部監査人が求めているのは監査の効率化及び事業者の経理処理能力の向上であり、これらに対する措置が必要である。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
34	離島航路補助金	(5) 伊是名村の離島航路事業について	伊是名村離島航路事業損益は、平成19年度補助申請時及び県(国)監査後約1億2,000万円の損失。要因として景気悪化等による運航収益減少や燃料高騰が挙げられた。また、当初、輸送能力を大きく見積り、大型のフェリーを建造したことにより毎年のリース料負担が1億円を超えるなど、内部の構造的な問題も抱えている。船員費について削減余地を質問したが、船員法により給与水準が定められているため減額は困難とのことであった。また離島航路損益計算書には、店費(てんび)勘定という一般には聞き慣れない科目がある。これは企業会計の一般管理費のような性格の科目であり、当該航路事業特別会計で処理する村職員の人件費等管理費が含まれている。職員共済組合掛金もこの事業で負担している。独立採算事業が大幅な赤字である状況でも公務員に対しては、手厚く保護されていることには釈然としない。結果として、県の補助金が村職員の退職金になっている。村としてもより一層の経営合理化が強く求められる。	77-78	有	伊是名航路についても離島航路改善協議会が開催される予定であり、その中で経営改善に取り組む予定である。また、伊是名村独自で経営健全化計画を策定し、経営改善に取り組んでいるところである。	無		措置を講じたとは言えず、措置対応中である。
35	バス運行対策費補助金	(1) 補助対象路線について	沖縄県バス運行対策費補助金交付要綱によれば、経常費用全体に対して少なくとも55%は経常収益でカバーされていることが必要とされている。この割合が、県の補助金対象基準であるが、なぜ55%かについては、県からは明確な回答は得られなかった(従来からこの基準をもとに補助金交付をしている。)。バス事業者を取り巻く経営環境も年々変化しており、従来同様の基準で良いか否か、再検討する必要がある。	79	無			平成12年度までの旧制度では、補助対象路線における国・県の補助の上限を経常経費の30%までとしていたが、平成13年度から創設された新制度では、市町村負担を軽減するため、国・県の補助の上限を1.5倍に拡大し、経常経費の45%までとしている。このことから、経常費用(100%)から、補助上限の45%を差し引いた55%の収益がある路線を補助対象としている。	未措置状況である。外部監査人の意見の趣旨はバス事業者の経営環境の変化を考慮し、その見直しの検討も必要である。とのことであり、再検討が求められる。従来の制度の踏襲だけでは経営の改善は図れない。
36	バス運行対策費補助金	(2) 地区協議会の役割について	補助に市町村負担がある場合、市町村の判断で路線廃止か否かの結論を出し、市町村の見解を踏まえ、地区協議会で廃止対象路線とするかにつき議論され、全体会議で結論を出す。地区協議会のメンバーはすべて行政関係者(利用者が入っていない。)。利用者たる住民の意見を反映させることが必要。	80	無			沖縄県生活交通確保協議会地区協議会では、利用者である住民を委員としていないが、地区協議会の開催に先立ち開催される市町村のバス対策会議においては、利用者の代表者が参加している。地区協議会においては、市町村のバス対策会議での協議結果を踏まえて、協議を行っているところである。なお、地区協議会では、「生活交通の確保に関する調整を適切に進める上で必要があると判断される場合は、利用者の代表などを出席させることができる」とこととなり、必要に応じ、利用者代表の出席を求めている。	未措置状況である。適性な協議会運営を図る上では当初から利用者を参加させるべく検討が求められる。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
37	生活バス路線確保対策補助金	(1) 補助対象路線について	この補助金は、バス運行対策費補助金の要件を緩和し、県が地域の実情にあった補助ができるように定めたもの。しかし、県が緩和した要件自体が明確でなく、赤字路線であればほとんど例外なく対象になっている。補助対象路線選定は地区協議会等の議論を経て決定されているが、議論そのものの中味が明確でない。すべての赤字路線が対象となりうる現在の要件を改め、真に必要なバス路線が対象となりうるような要件設定が必要。また、県の交通政策の在り方との整合性がとれるような交通体系を構築するためにも、現在の補助金の仕組みを再検討する必要がある。	81	無			本補助制度の対象路線は、沖縄県生活交通確保協議会で必要と認められた生活バス路線であり、運行回数や輸送量、関係市町村の補助を前提とすること等の要件を満たすものとなっており、全ての赤字路線が対象となるものではない。また、競合路線、平均乗車密度、経常収支比率等による減額しており全額を補助しているのではない。 生活交通路線の維持・確保にあたっては、地域のニーズや課題に応じ、路線バスの運行以外にも、コミュニティバス、デマンドバス、乗合タクシー等の様々な交通手段の利用が図られるようにする必要がありと考えている。 県においては、地域の実情に精通した市町村やバス事業者等と連携し、望ましい生活交通路線の構築に努めるとともに、バス路線補助のあり方についても適宜見直しをしていきたい。	未措置状況である。適性・公正な交通体系の構築は喫緊の課題であり、早急な対応が求められる。
38	運輸振興助成補助金	(1) 沖縄県トラック協会への補助金の使途について	沖縄県トラック協会への補助金は同協会が基金として積み立てられていたが、平成18年度に取り崩し(処分)も行って、この基金も活用し協会本部を兼ねた研修センターを新設。この基金の処分に当たっては、国=沖縄総合事務局の認可を経ているものの、要綱で定められた県知事の許可は経ていなかった。要綱違反であり、手続に問題あり。全国及び地方のバス協会、トラック協会とも国OBの天下りがある団体である。さらに沖縄トラック協会へも沖縄総合事務局からの天下りが行われている。またバス協会、トラック協会では、それぞれ県からの補助金の2割、2割5分が同協会の上部団体である全国団体に拠出されている。そもそも、この団体のみ特別に補助することに意味があるとは思えない。県民の税金が、バス協会、トラック協会の全国団体に拠出されていることや、同協会の建物取得に充てられていること自体、公平性に欠ける。また、補助の根拠も当時の自治事務次官及び運輸省自動車局長通達に基づき実施しており、法律で定められたものでもない。(暫定税率の問題は今後のこともあり未定であるが、)このような補助金は廃止すべきである。	86-87	無			出捐金は、(社)全国トラック協会が、全国単位において実施しなければ効果を発揮し得ない事業のため活用されるものであり、主な事業として、適正化事業、環境対策、近代化基金運営事業などがあり、本県のトラック協会には、これらの事業を実施するための助成金が、全国トラック協会から交付されている。 「九州沖縄トラック研修会館」は、旧会館の老朽化が激しいことから、トラック協会は、建設資金の充当のため、「交付金特別会計基金運営要綱」を定めて、建設を計画し、特別基金を造成してきた。	未措置の状況である。基金取り崩しの要綱違反との指摘に対する措置がなされていない。環境変化に伴う本事業の必然性・妥当性に関しても検討を要する。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

審 計	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書の ページ数	措置 の有 無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22 年度包括外部監査人による再 評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の 有無	措置を講じていない理由	
								<p>同会館は、運転者、運行管理者、整備管理者その他の従業員に対する交通安全対策、環境対策、経営改善対策及びその他の研修の実施を目的としており、これらの事業の実施により、会員の資質の向上のみならず、交通安全、環境保全等運輸サービスの向上が図られている。</p> <p>平成22年度税制改正大綱において、軽油引取税に係る暫定税率は廃止されるが、新たな租税特別措置を講じることで、当分の間、現行の税率水準は維持されることになった。総務省は、本交付金事業について、これまでの交付の根拠となっている総務省事務次官通知を廃止する一方、都道府県が自らの判断で引き続き交付金事業を行う場合、</p>	
								<p>地方交付税措置は継続することを決定した。沖縄県においては、本事業が、営業用バス及びトラックの輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等に必要事業であることから、地方自治法第232条の2の規定（普通地方公共団体は、公益上必要がある場合において補助することができる）に基づき、引き続き事業を継続していきたい。</p>	

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
39	石油製品輸送等補助金	(1) 補助効果の検証について	輸送費等減額分が、離島事業者の過度な利益になっていないかなどの検証は担当課では行っていない。検証が必要である。	90	有	県では、補助金の算定において、県が算定した補助単価と事業者が実際に負担した輸送経費を比較し、低い方を補助金額としており、当該補助金が目的以外に流用されていることは考えられませんが、類似県である長崎県や鹿児島県の離島のガソリン小売価格と本県の離島のガソリン小売価格を比較した場合、本県離島の小売価格が安く、また、本島と離島間の価格の格差も両県より小さくなっており、補助事業の効果が発現し、適正な価格水準になっていると考えております。 また、離島のガソリン価格が本島より高くなっている要因は、離島の市場規模や事業者数、貯蔵施設等の設備投資や維持管理に経費がかかること等、事業者の経営環境によるものと考えております。	無		措置が講じられたとは評価できない。改めて検証した結果ではなく、従来の考えや根拠で対応しているだけだと言える。
40	石油製品輸送等補助金	(2) 補助金の経理について	補助金経理の確認も担当課では行っていない(監査委員が実施しているとのことである。)。補助金が適正に使用されているかどうか、サンプリングでの確認が必要。また各事業者から決算書の提出を受ける必要がある。	90	有	県では、補助金の算定において、県が算定した補助単価と事業者が実際に負担した輸送経費を比較し、低い方を補助金額としており、当該補助金が目的以外に流用されていることは考えられませんが、当該事業の補助金の額の確定にあたり、沖縄県補助金等の交付に関する規則第13条に基づき、事業実績報告書を確認する他、各事業者(H21年度は41事業者)を訪問して現地調査を行い、各事業者が実際に負担した経費について、証拠書類の原本を確認した上で補助金額を確定しており、適正な執行を図っているところであります。	無		措置を講じたと言える。
41	国庫補助対象離島航空路線運航費補助金	(1) 補助金交付の方法について	実際は、補助対象航空機に係る部品の購入代金として行われている。つまり、補助金額は運航費(航空燃油費、機体維持費、整備費、乗務員人件費等)をもとに算出されるが、交付自体は部品の購入代金への補助として交付。なぜこのような交付方法を採用したかについて、担当者から明確な回答なし。事業者からは使いづらいという意見があった。部品購入代として補助せず、直接運航費として補助するシステムに改められないか再考が必要。	91-92	有	航空のインフラ整備を目的とする空港整備特別会計を財源としているため、欠損そのものではなく部品費を補助の対象としている。県としては、実質的に赤字額を補填できるよう補助金算出方法の見直し等による制度の拡充について、関係道県と連携し国に要請している。	無		措置を講じたとは評価できない。措置対応中である。



平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
42	航空機購入費補助金	(1)補助対象額について	航空機購入費補助金交付要綱によれば、機体補助金の額は、機体補助対象経費(対象航空機代金+その部品購入経費)から10/100控除した残額の25%以内となっている。例えば25%を下回って補助することが可能か等、検討する必要がある。	92-93	無			要綱には「25%以内とする」とあり、25%を下回って補助することは可能であるが、対象となる航空機が就航する路線は、「経常損失が生じることが見込まれる路線」となっており、現実的には、事業者は、国・県からの補助がなければ、航空機を購入できないと考えられる。沖縄県の負担割合は国：県=75%：25%であり、他見の国：県=45%：55%と比べ優遇されている。今後とも経営改善5か年計画の遂行等を通じ、事業者の自助努力を促すとともに、離島航空路を維持していくために適切な時期に航空機を購入する。	未措置の状況であるが不当とまでは言えず、経営改善計画の着実な実行を指導していく中で対応することが求められる。
43	航空機購入費補助金	(2)経営改善5か年計画について	補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、経営改善5か年計画を策定し、知事に届け出る。要件の1つに、補助金交付がなかった場合に、補助事業完了事業年度以降の3事業年度のそれぞれで経常損失が見込まれる路線であること、がある。平成18年度から平成21年度(すべて見積)の経営改善5か年計画では、南大東-北大東区間と宮古-石垣区間の両路線について、補助金交付のない方が、補助金交付のある方よりも損益が良い計画となっていた。これは、損益を不適切に按分計算しているためで、この計算方法は路線ごとの損益を適切に反映しているとはいえない。このような不自然な計画書で補助金交付決定が行われていること自体、経営改善5か年計画が重要視されていないことの証左。	93-94	有	経営改善5か年計画の作成については、事業者の事業計画にしっかりと反映し収支の改善が図れるよう、提出にあたり事業者のヒアリングを実施している。平成18年度から久米島路線の搭乗率の低いJTA便(150人乗り)をRAC(39名乗り)に振替える等により修正の改善を図っている。平成21年度においても、久米島路線の搭乗実績の悪いJTA便をRAC便に振り替え、収支の改善を図る計画策定をしている。		十分な措置を講じたとは言えず、現在対応中であり、今後しっかりと経営改善計画の策定とその着実な実行が求められる。	
44	沖縄県亜熱帯学術研究等振興費補助金	(1)補助金支出の必要性について 対財団法人亜熱帯総合研究所	補助対象は、人件費(沖縄県派遣職員分)、事務費(光熱水費、通信運搬費、使用料、消耗品費等)、事業費(学術調査研究事業、国際学術交流事業、広報・研修事業)。 人件費について、職員を派遣することと、当該職員の給与分を補助するかは別問題。県出向職員が派遣されたからといって、補助金支出の目的を達成するために、県が給与を支給する必然性は全くない。 事務費については、財団法人亜熱帯総合研究所の活動成果が県民の利益になるのであれば、効果に見合った補助金を支給してしかるべきである。にもかかわらず、事業費支出は、県の予算の都合で一定額に減額されている(予算的な理由によって金額が決められてしまっている)。財団の事業の経済的効果を算定し、それに見合った事務費を支出するべきである。 事業費については、財団の自主事業についてのみ補助金を支出するという理由が明確でない(前述の事務費と同様予算的な理由によって金額が決められてしまっている)。 財団の活動実績、事業の収支、経済的効果等をより丁寧に吟味し、費用対効果の視点で補助対象事業、補助金額を決めるべきである。	95-98	有	同財団は、本県の科学技術振興施策を推進するための中核機関としての役割を担い、国、県からの産学官連携による共同研究等を主な業務としていることから同財団へ職員派遣し、給与等の補助を行っている。しかしながら、今後は同財団の組織体制及び財政面により自主的な運営を図る必要があることから、平成21年度に派遣職員数を削減する計画を策定し、平成22年度には6名から5名へ、平成25年度に5名から4名へ削減する予定である。 事務費については、主に光熱水費、事務所の借上げ費として計上されていたが、財政面での自主的な運営の強化を図ることから、平成21年度より外部資金等の獲得により同財団独自の予算から支出している。 事業費については、補助事業の費用対効果等を勘案し、県の科学技術振興施策上、特に必要性の高い自主調査事業の一部に対しのみ補助を行っている。なお、共同研究事業等の他の事業費については、国、県からの競争的外部資金を獲得して事業を実施している。	無	措置を講じたとは評価できない。 に関しては、外部監査人は派遣職員に対する給与を補助金で賄うことの必然性を問うている。 に関しては措置を講じたと言える。	



平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
45	沖縄県亜熱帯学術研究等振興費補助金	(1) 補助金支出の必要性について 財団法人亜熱帯総合研究所の事業活動の収支について	事業活動収支だけを見ると、本件補助金がなくともマイナスになることはなく、財団独自の事業収入で賄い得る。したがって、本件補助金がなくとも財団の自助努力により事業運営していくことが可能ではないか、検討すべき。	98	無		無	事業活動収支については年度毎の事業展開によって変動があること、また安定した収入がないことから、本補助金により安定した事業運営を図る必要がある。なお、今後はより自主的な事業運営に向けて、事業計画等を検討する予定である。	未措置状況である。今後の自主的な事業運営が求められる。
46	沖縄県亜熱帯学術研究等振興費補助金	(2) 実績報告について	県は、財団から全体としての事業実績報告を受けているが、補助対象事業ごとの実績報告は受けていない。また、個別の事業ごとの詳細な内訳(事業収入、事業支出)についても報告を受けていない。補助金支出の必要性と補助金支出の適正性を判断するためには、各事業について詳細な実績報告を受けるべきである。	98-99	有	平成21年度より、補助対象事業ごとに経費明細を含めた詳細な実績報告を受けるなどの措置を講じた。	無		措置を講じたと言える。
47	離島・過疎地域自立促進特別事業補助金	(1) 補助金支出の必要性について 事業区分について	本件1 補助金交付の事業区分は、生活環境整備事業(ごみ処理施設付帯施設、火葬場改修等。生活環境に係る施設設備(水道施設整備を除く。))及び既存施設利活用事業(民有の遊休施設(空き家、空き店舗等)を借り上げて、公共の目的に利活用するための施設整備、集会場等の公共施設のバリアフリー化)である。上記各事業ごとの程度、離島・過疎地域の自立促進に資するの、離島・過疎地域の自立促進のために他の有効な施設がないのか等について、十分な検討をしているかが疑わしい。他の公共施設(図書館、公民館等)についても整備も考えられるところ、なぜごみ処理施設、火葬場改修等を挙げているのか合理的理由がない。またこれら施設のために補助金を支出するのであれば、当該施設の建設状況、改修状況について確認、把握することが不可欠であると思われるが、その状況把握が十分になされていたとは言い難い。さらに、道路整備事業、水道整備事業、ごみ処理場、火葬場の新規建設事業については、別事業による補助金があり、本件補助金は、それら補助金の間隙を埋めるための事業だとも思える。このようなことからして補助金体系に問題があると言わざるを得ず、本件補助金の必要性に疑問がある。	100	有	離島・過疎地域自立促進特別事業は、離島・過疎市町村が実施する生活環境施設の整備及び既存施設の有効活用のための事業に対し所要の補助(県単独補助事業)を行い、離島・過疎地域の生活環境の維持向上に寄与してきたところである。 しかしながら、当該事業は、昭和52年度から平成19年度までの30年間、事業を実施してきたこと、一定の役割を果たしてきたこと、市町村の要望も減少傾向にあったこと、行革プランにおいて全庁的に県単補助金の見直しが進められたこと等を総合的に判断し、平成19年度をもって事業を終了した。	無		平成19年度に事業終了したが、事業の総括は必要であろう。
48	離島・過疎地域自立促進特別事業補助金	(1) 補助金支出の必要性について 事業実績について	本件事業は平成17年度～平成19年度まで年間各2件。平成20年度においては市町村からの要請がなく、当初は平成21年度で終了予定が、平成20年度末で終了。しかも各事業は、全て生活環境整備事業で、既存施設利活用事業については一切実施なし。本件補助金を使用しないで整備されているところもあると思われる。そもそも本件補助金の必要性はなかったと言わざるを得ない。	100-101	有	離島・過疎地域自立促進特別事業は、離島・過疎市町村が実施する生活環境施設の整備及び既存施設の有効活用のための事業に対し所要の補助(県単独補助事業)を行い、離島・過疎地域の生活環境の維持向上に寄与してきたところである。 しかしながら、当該事業は、昭和52年度から平成19年度までの30年間、事業を実施してきたこと、一定の役割を果たしてきたこと、市町村の要望も減少傾向にあったこと、行革プランにおいて全庁的に県単補助金の見直しが進められたこと等を総合的に判断し、平成19年度をもって事業を終了した。	無		平成19年度に事業は終了したが、事業の総括は必要であろう。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
49	独立行政法人福祉医療機構 借入金利子補給金	(1) 補助率について (対各社会福祉法人)	補助率3分の2は補給金交付規程に定められているが、根拠は不明。一律に補給(補助)するのではなく、各社会福祉法人の経営実態を踏まえて補助する方法が望ましい。	103	有	独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給金について、平成21年度には、下記により補助金交付要件の限度額の引き上げと補助率縮小の改正を行い、平成22年度には、法人の経営状態を踏まえ、経営状態が比較的安定している入所定員31名以上の特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人を交付対象者から除外し、交付対象の縮小を図った。【平成22年3月31日公報(号外第9号)】  当該補助金については、段階的縮小後、平成23年度を終期として廃止する。  *平成21年度改正内容 交付要件：利子年額10万円超 利子年額30万円超 補助率：利子額の3分の2 利子額の5分の3 対象法人：23法人  *平成22年度改正内容 交付対象：入所定員31名以上の特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人以外の社会福祉法人 対象法人：8法人	有 沖縄県 広報 H22.3. 31 号外 第9号		措置を講じたと言える。
50	独立行政法人福祉医療機構 借入金利子補給金	(2) 補助のあり方について	各社会福祉法人によって財務内容はまちまちであるが、ほとんどの法人の純資産はプラスで、また当期収支差額(収入-支出)もプラス。仮に補助を受けていないとしてもプラスになっていると思われる。交付先団体の経営内容も考慮しないで一律に補助する必要性が乏しい。他の部署、県全体の利子補給金制度のあり方も踏まえ検討すべきである。また、補助金申請時に収支内訳書等を提出させているが、経営の実態面に踏み込んで検討していない。経営の実態面を考慮して補助する仕組みにすべき。 [傍論] 借入金の条件変更等があった場合の補助基準が定められていない。	103-105	有				措置を講じたと言える。
51	子ども未来ゾーン運営補助金	指定管理者制度と補助金交付について	この補助金は、県から沖縄市へ交付 沖縄市は、同額をそのまま運営主体である財団法人沖縄子ども未来ゾーン運営財団へ交付している。要綱上は、県から沖縄市への補助金交付だが、実態は、当該財団に対する補助金である。同財団は沖縄市の外郭団体であり、沖縄市からこの施設の指定管理者に選定されている。この補助金のように、指定管理者に指定管理料以外に補助金を交付すると、利用料金と指定管理料で賄えない部分は、補助金で補てんされることになる。つまり利用料金と指定管理料で賄うことができなくても沖縄市が(沖縄県が)補助してくれるという甘えの構造、あるいはモラルハザードが生じては来ないか。このような方法の採用は、指定管理者制度の趣旨そのものに関わることで、問題が大きい。(恒常的)赤字施設に対して、指定管理者制度を採用することが妥当か(根本的な問題)。さらに、指定管理者制度によっても大幅な赤字になる施設を維持していくことが、ほんとうに必要なのか。沖縄市も沖縄県も赤字施設に対する補助金交付基準を明確にした上で、住民に対して丁寧に説明する責任がある。	109-111	無		無	「沖縄子ども未来ゾーン」は収益のみを目的とした施設ではなく、児童の知識や情操を豊かにする教育的役割を担う施設である。県は、同施設が広域的に利用され、児童の健全育成に寄与することから「沖縄県子ども未来ゾーン運営費補助金交付要綱」に基いた額を運営主体に対して支援しており、利用料金や指定管理料の不足分を補っている訳ではない。同施設が県民ニーズに広く応えるため、県としては運営財団の経営努力を促していくと共に、現行の補助金交付要綱に基づいた補助を継続し、同施設の充実を図っていきたい。	未措置状況であるが「沖縄子ども未来ゾーン」が、その主目的を達成することと経営健全化へ向けた自助努力をすることを指導していくことは求められる。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
52	沖縄県青少年交流体験事業補助金	(1) 補助金の用途について	団長、副団長、事務局長という構成を見直し、出来るだけ多くの児童等が参加できるようにすべし。また、団長等の旅行費用も補助金対象となっている。職員費用等については、団体で支出し、浮いたその部分を参加児童の費用にあてるべき。	118～119	有	団長、副団長、事務局長の構成については、平成22年度に事務局長が副団長を兼ねるように見直しを行った。 団長等職員の旅行費用の団体負担については、社団法人沖縄県青少年育成県民会議が会費等の自己収入が少なく、県からの運営費補助を受けている状況であるため、困難である。 今後は、節減できる項目等を精査し、可能な限りより多くの児童が参加できるように努める。	有 沖縄県広報H22.3.31号外第9号		措置を講じたと言える。
53	独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補給金	(1) 補助金の交付基準等について (対保育園運営主体)	49、50の補助金と同趣旨のもので、こちらは保育園の施設整備借入利子が対象。保育園を運営している法人の財務内容等考慮せず、一律の交付となっている。補助金削減の観点からも、何らかの基準を定めて利子補給する方法に改めるべき。新規認可法人で当初から余剰金が1,200万円を超えているところあり。収支差額で余剰が多いところの利子補給は廃止するなど、何らかの基準を定めることも必要。機構から借入する際に、県市町村の意見を求める手続になっている。しかし、この意見を求める前に、すでに審査会で審査済となっている。どのような審査を行っているか質問したが、ほとんど形式的なものにとどまっている。このような形骸化した手続は廃止すべき。	120～122	有	事業の一定の目的は達成されており、H20年度より新規受け付けの廃止や補助率の見直し(2/3 3/5)等による事業縮小を図り、当該事業の終期を23年度に設定している。	有 沖縄県広報H22.3.31号外第9号		
54	沖縄県社会福祉協議会運営費補助等	(1) 沖縄県社会福祉協議会の事業について	沖縄県社会福祉協議会は、沖縄県の出資等はなく、外郭団体ではない。しかし、県の補助金、委託金、人間関係などから極めて県と密接に関連した団体であり、県としては、県の業務を代行する団体として位置づけている。 事業が多岐にわたるため、県の補助金、委託金がどのように使用されているか非常に分かりづらい。県の補助金、委託金収入と事業支出との関係が明らかになるような、例えば事業別の決算書を別途作成するなどして公表すべきである。 プロパー職員の人件費は、給与規程で県規程に準ずることになっており、運営費がかかる要因となっている。実施事業について一部検討したが、離職者支援貸付金の利用がほとんどなかった。また、福祉資金貸付の貸倒率が高いと思われる。	124	有	平成20年度決算から一般会計、特別会計、収益事業の各事業区分の決算について、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書(損益)を本会ホームページに掲載し、事業ごとの財務状況が分かるように公表している。沖縄県社会福祉協議会は県内民間福祉事業の中心的立場にあつて、市町村社協、社会福祉法人、その他の福祉活動を行う団体等の活動を育成・援助することにより、福祉サービスの利用者、公的・私的な支援を要する人々、その他県民全体の福祉の向上に資することを目的として活動しており、その業務の困難性や求められる専門性は県職員と同一水準にあると考えている。	無		措置を講じたと言える。
						このため、平成13年度以降、職員の採用にあたっては社会福祉士資格者に限定している外、その他の職員に資格取得を奨励し、現在、プロパー職員27人の内、半数以上の15人が社会福祉士資格を所持している。また、県の給与については、民間企業の給与調査に基づき決定されており、本会においても民間とのバランスを考えた給与ということで県の給与を適用することが最も妥当だとして、これまで県に準じた給与を適用している。			

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
55	沖縄県社会福祉協議会運営費補助等	(2) 旭橋再開発事業への参画について	将来の法人運営の自主財源とするため、旭橋再開発事業への参画を決定したが、可否につき、理事会、評議会の正式な議決を経ていなかった。同会への報告のみで済ませた。 社会福祉法人は、固定資産の取得ができ、収益事業も行うことができる。しかし、それはあくまで本来の事業を来たさない範囲内である必要がある。このような観点から、同事業への参画内容、将来の見通しなどの実態開示が必要。	124 - 125	有	離職者支援資金については平成21年10月の制度改正に伴って「総合支援資金」へ統合され、今般の経済情勢に対応したものととなり利用件数も飛躍的に増大した。悪質な滞納者には法的措置を実施する一方、市町村社協とともに償還滞納者への訪問・呼び出し指導に努めており、平成21年度は、27市町村で849件の償還指導を行った。	無		措置を講じたと言える。
56	沖縄県社会福祉協議会運営費補助等	(3) 財務内容の透明性確保について	決算書が極めて分かりづらい。基準通り作成していれば良いというわけではなく、利用者はじめ、県民、利害関係者等に分かりやすく開示することが求められる。現行の開示書類では、一般会計、特別会計、収益事業の区分はあるものの、多岐にわたる事業の効率性等を判断することはできない。現在沖縄県ではホームページなどにおいて、県内社会福祉法人の財務内容等の一元的開示は行っていない。透明性確保の観点から公表できる範囲で一元的に公表する体制が必要。 社会福祉法人が、公益性の高い法人としての社会的信頼性を得るためには、民間企業以上に説明責任がもとめられる。この説明責任を果たすためには、理事会など執行機関の機能を充実させるとともに、法人の内部管理体制を確立する必要がある。 財務書類の開示の点でいえば、法人監事の監査に加えて、利害関係のない第三者による外部監査の導入も必要不可欠。	125	有	社会福祉法人の決算書については、国の基準等に則して作成するよう指導しておりますが、その開示については、より県民や利害関係者等に解りやすくする工夫を行うよう指導しております。また、法人が行う事業経営の透明性の確保については、社会福祉法等において規定されているところであります。沖縄県としては、法人への監査指導等を通じ、公表主体である法人に対し、利害関係者等への公表のみならず、ホームページ等で公表することにより公益性の高い法人としての説明責任を果たすことを促しているところであります。 それらの説明責任を果たす上で、法人の管理体制等の充実是不可欠であり、県としても、法人による外部監査の導入は必要であると考えております。一部法人においては、外部監査の導入や監事に公認会計士を充てる等、管理体制の強化を行っている法人も見受けられますが、すべての法人において、そのような模範的対応を行うことは経費負担の面で難しい状況にあります。県としては、今後もそれらの模範的事例を周知していくとともに、法人へ管理体制等の強化を促していきたいと考えております。			措置は講じているが十分とは言えない。今後はその指導体制の徹底化が求められる。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
57	沖縄県社会福祉協議会運営費補助等	(4) 福祉保健部所管の社会福祉法人等への監査体制について	県内社会福祉法人に対する福祉保健部監査体制について担当者からヒアリングを実施。監査の結果が県福祉行政にほとんどフィードバックされておらず、監査上実効性がなく、極めて不適切である。 各課では、所管する法人の現況調査が毎年行われているが、その結果が利用されている形跡がほとんどなく、制度が形骸化している。 財務のチェック担当を税理士に依頼しているが(1人で年間60社あまり担当)、深度ある監査がなされているとは思えず、実効性が極めて乏しい。 一定規模を超える大きな団体には県、団体などと直接の利害関係のない独立した第三者による外部監査導入を検討すべきである。	126 - 128		現在、沖縄県が行う法人への指導監査については、その監査結果並びに改善状況報告等の情報を関係各課と共有するとともに、関係各課においても、必要な指導等を行っております。県としては、今後とも、その連携体制をより効果的なものにしていけるよう努めてまいります。 また、現況調査等については、沖縄県が行う各種助成の対象となる法人の決定に係る判断材料として活用しており、今後とも幅広い活用方法等について検討してまいります。 次に、監査班の監査体制は、平成21年度から会計監査担当の嘱託員に公認会計士1名、税理士3名の計4名を委嘱し、負担の軽減を図るとともに、当該4名でお互いの監査指摘事項を審査するなど、適切な会計監査の実施に努めているところであります。 また、法人による公認会計士等を活用した外部監査等の導入については、国の通知等においても、その必要性がうたわれているところであります。沖縄県においても、法人運営の透明性の確保の観点から、ある程度の規模を有する法人において、外部監査等を活用する必要性は高いと考えております。そのため、県内において公認会計士等を活用し自主的に運営体制の強化を図っている法人を、モデルケースとして、他法人へ周知していくなどの方法により、外部監査の活用による法人運営体制の強化を促して行きたいと考えております			
									措置を講じているが十分とは言えず、今後、指導体制の充実と併せて、その指導の継続・強化が求められる。
58	児童健全育成補助事業	(1) 民間児童館活動事業について	本件事業は那覇市のみ(児童館1か所、児童センター2か所)で行われている。当該児童館、児童センターは那覇市によって運営 市は収支を把握している。しかし、沖縄県に対しては児童館、児童センターごとの収支計算の報告は全くない。事業がどのような収支になっているのか、その事業によってどのような効果が得られているのか(支出した補助金額に見合う成果が得られているのか)等について検証を行うべきである。	131	有	H20年度の実績報告からは、各事業所毎の収支計算書の提出を義務付けると共に、正確な実支出額を報告するように指導しており、改善措置を講じた。	無		措置を講じたと言える。



平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
59	児童健全育成補助事業	(2) 地域組織活動育成事業	本件事業は母親クラブへ助成を行うもの。 補助金交付額は、基準額(1か所年額18万9,000円×組織数) + (対象経費実支出額 - 寄付金その他の収入)を市町村ごとに比較して少ない方の額×2/3の合計額である。このように算出する以上、対象経費の実支出額を正確に把握することは必須。しかるに、平成19年度調書では、全て実支出額と補助基準額が同額となっている。あまりに不自然で、実態を反映した金額ではない。実支出額は、あくまでも実際に事業運営するにあたり要した支出額でなければならないにもかかわらず架空の金額が記載されており、極めて不当。 この点に関して平成15年度の包括外部監査(「補助金のゼロ清算について」PP2-27)において同様の指摘がなされたが、改善されていない。 どのような経費が発生したのか、領収証などの証憑によって実支出額を正確に把握する必要がある。そして、経費が発生していない事業であるならば、補助金支出を廃止すべきことは当然である。	132	有	H20年度の実績報告からは、市町村から各事業所毎の収支計算書の提出を義務付けると共に、正確な実支出額を報告するように指導しており、改善措置を講じた。	無		措置を講じたと言える。
60	児童健全育成補助事業	(3) 地域子育て拠点事業	事業主体は市町村や認可外保育園等の民間団体である。事業主体ごとの収支については、市町村が把握しているとされるが、県に対しては市町村から事業全体の合計額の報告だけ。県としての監査はないに等しい状態である。 県は、補助金交付を行った事業主体ごとの詳細な活動報告、収支計算の報告を受け、支出した補助金額に見合うだけの成果が得られているか等について絶えず検証を行うべき。	132-133	有	H20年度の実績報告からは、市町村から各事業所毎の収支計算書の提出を義務付けると共に、正確な実支出額を報告するように指導しており、改善措置を講じた。 尚、同事業はこれまで国・県・市町村各1/3負担で実施していたが、国庫補助負担の組換えにより、平成22年度から県の負担がなくなり、国・市町村の両者で実施することになっている。	無		措置を講じたと言える。
61	児童健全育成補助事業	(4) 放課後児童健全育成事業	本件事業は、放課後児童クラブへ助成を行うものである。 補助金交付額は基準額と(対象経費実支出額 - 寄付金その他の収入額)を市町村ごとに比較して少ない方の額に補助率を乗じて算出する。 このように算出する以上、実支出額を正確に把握することは必須である。 ところが、平成19年度調書によると、実支出額と補助基準額が同額となっているところが散見された。あまりに不自然であり、架空の金額と思われ、極めて不当。 領収証などの証憑によって実支出額を正確に把握する必要がある。そして、経費が発生していない事業であるならば、補助金支出を廃止すべきことは当然。 県は、補助金交付を行った事業主体ごとの詳細な活動報告、収支計算の報告を受けるべきである。	133	有	H20年度の実績報告からは、市町村から各事業所毎の収支計算書の提出を義務付けると共に、正確な実支出額を報告するように指導しており、改善措置を講じた。	無		措置を講じたと言える。
62	児童健全育成補助事業	(5) 放課後子ども環境整備事業	放課後児童クラブの設置推進事業、環境改善事業等を行うもの。平成19年度においては、浦添市と北中城村において実施。 交付申請や実績報告の段階では極めて簡単な審査しか行われていない。実際にその金額が必要なかの審査がないに等しいと言わざるを得ない。 平成19年度調書によると、浦添市も北中城村も、対象経費の実支出額と補助基準額が同額となっている。あまりに不自然で、架空の金額と思われ、極めて不当。県は、補助金交付を行った事業主体ごとの詳細な活動報告、収支計算の報告を受けるべきである。	133-134	有	H20年度の実績報告からは、市町村から各事業所毎の収支計算書の提出を義務付けると共に、正確な実支出額を報告するように指導しており、改善措置を講じた。	無		措置を講じたと言える。
63	児童健全育成補助事業	(6) 放課後児童クラブ支援事業	交付要綱上、補助基準額は1市町村当たり年額54万4,000円。ところが実際には、対象児童指導員の人数によって補助基準額が定められている。 交付要綱の規程を無視して補助基準額を算出しており、極めて問題。交付要綱の改訂なく補助金額を算定すべきではない。 また、たとえ対象人数によって補助基準額を決めるのであれば、対象人数の確認が必要ははずだが、交付申請の段階で概算の人数確認を行っているだけ。正確な実績報告を受けているとは言い難い。確認が杜撰で、極めて不当である。	134	有	H21年度に「沖縄県放課後子どもプラン事業補助金交付要綱」を改正し、人数に応じた補助基準額を定めている。	無		措置を講じたと言える。ただし、人数把握の徹底が求められる。



平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
64	児童健全育成補助事業	(7) 放課後児童対策事業	本件事業は、放課後児童クラブ室の修繕に要する経費を補助するもの。補助基準額は1か所あたり20万円。この20万円の根拠が不明である。本件事業では実際に修繕に要した費用が重要であり、これを正確に把握することが必要。ところが平成19年度の調書では、実支出額と補助基準額が同額となっているところが散見された。あまりに不自然で、架空の金額と思われる、極めて不当。実績報告については、県は領収証などの確認も行っていないようである。	135	有	20万円の根拠は「沖縄県放課後子どもプラン事業補助金交付要綱」に拠る。H20年度以降、予算措置しておらず、事業を実施していない。	無		事業終了と判断するが、事業の総括は必要であろう。
65	特別保育県単補助事業(障害児保育)	(1) 補助金額の策定方法について	本件補助金の基準額は、月額3万7,820円×各月初日現在障害児数×入所月額。これは、保育園が軽度の障害児を受け入れる際には、改めて保育士を雇用する等人件費が増えることからこの人件費負担を賄う趣旨である。月額3万7,820円という金額は九州各県のおおよその平均によって算出されている。上記金額に合理性があるとは言い難い。保育園が軽度障害者を受け入れた場合に、実際に保育士を増やしているのか、それによってどの程度の負担があるのか等十分な検証を行っていない。保育園の実績調査を行い、負担を細かく計算するとともに、市町村から補助金の交付を受けた保育園から、定期的に人件費負担等についての詳細な報告を受けることが必要。	136-137	有	特別保育事業の見直しにより、県単独補助の障害児保育事業(軽度障害児)については、地方交付税の中で措置されているため、平成20年度から廃止している。	無		事業廃止。
66	沖縄県青少年育成県民会議運営費補助金(県費分)	(3) 交付規程について	算定基準額は、「予算の定めるところによって算出した額」となっている。あってないに等しい基準である。詳細な算定基準を定めるべきである。また、補助対象経費と補助金の対応が明らかでない。	139-140	有	沖縄県青少年育成県民会議運営費補助金を含む3事業が、「沖縄県青少年健全育成対策費補助金交付規程」に基づき支出されているが、支出の根拠規定が明確でないこと等から、規程の見直しを進めている。	無		措置を講じたとは評価できず、今後の早急な対応が求められる。
67	沖縄県青少年育成県民会議運営費補助金(県費分)	(5) 実績報告について	本件補助金については、「沖縄県青少年育成対策費補助金」として実績報告を受けている。実績報告に対する検査マニュアルがない。県民会議全体の収支については、収支決算書によって報告を受けているが、補助対象事業以外の事業、支出については、詳細な報告を受けていない。県民会議の運営費は、ほぼ本件補助金によって賄っているのだから、この補助金は実質的には県民会議の活動全体に対するもの。県は、県民会議全体の活動、全ての事業内容について、詳細な報告を受けて、厳しく監査すべきである。	141	有	知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第15条に基づく公益法人の業務及び財産の状況について、平成22年6月18日に検査を実施し、改善を要する事項についての指摘・指導を行った。	無		措置を講じているが、本指導効果の継続を図る必要がある。
	新すこやか保育事業	(3) 実績報告について	県は、各市町村からの交付申請書に基づき、形式上の確認をするだけで補助金交付を行っているものと思われる。実績報告についても、明細の確認はなく、各市町村において適切な運用がなされているかについて、実質的な調査はなされていないようである。本件事業が適切に運用されているか、県民の期待と要請に十分応えられているか等を検証するためには、市町村の本件事業実施状況について、より詳細な審査をすべき。	143	有	H20年度から対象となった米代助成については、実績報告時に「給食の充実方法・内容」を記載し、提出してもらっている。また、他の助成についても、市町村が認可外保育施設へ助成する際には領収書の写しを確認してもらい、県への実績で報告させている。	無		措置を講じたと言える。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
69	母子家庭等医療費助成事業	(1) 補助金のあり方について	貧困家庭なら、母子家庭等でなくても、児童に対する医療費助成の必要性は同様である。児童の立場からして母子家庭等か否かによって差異を設けることに合理性があるとは言い難い。母子家庭等に対する助成というより、低所得家庭への助成ということが重要。貧困家庭の児童のためにいかなる助成が必要かを検討すべき。	144 - 145		母子家庭等のひとり親家庭は、親が子育てと生計の担い手という二重の役割を負っているため、家族の疾病が生活の不安定化につながる状況にある。また、県内の母子家庭は平成20年度の調査によると、暮らしの状況について「大変苦しい～苦しい」と回答した世帯が84.1%に上っており、大変厳しい状況にある。このような状況にある母子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、その生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ることを目的として当該事業に取り組んでいるところである。なお、当該事業とは別に、乳幼児医療費助成や生活保護による医療費等の扶助、要保護児童の支援等、保健・福祉の両方から貧困家庭の児童に対する支援に取り組んでいるところである。			措置を講じたと言える。今後も母子家庭と貧困家庭の実態を把握しながら助成していくことが必要であろう。
70	母子家庭等医療費助成事業	(2) 実績報告について	本件補助事業の実施主体は市町村。県は、各市町村からの交付申請書に基づき、形式上の確認をするだけで補助金交付を行っているものと思われる。また、実績報告についても、明細の確認はなく、各市町村において適切な運用がなされているのかについて、実質的な調査はなされていないようである。本件補助金交付が適正に行われているか、本件が適切に運用されているか等を検証するために、市町村の事業実施状況について、より詳細な審査をすべきである。	145		本件補助金は、毎年各市町村において受給者の資格審査のうえ発行された受給者証をもって、受給者が病院から発行された領収書を添えた申請書をもとに、市町村が助成金を支給している。県は、市町村からの実績報告に基づき、その助成に要した費用のうち1/2以内を市町村に対し補助金として交付している。実施状況の把握については、実績報告書の書類審査のほか、市町村への立ち入り事務指導監査を、今年度より、数箇所実施する予定である。			措置を講じたとは言いきれず、対応中である。
71	妊婦HIV母子感染防止事業	(1) 自己負担額の調査について	検査費用の「一部」を補助するという事業の趣旨からすれば、検査1件あたり1,450円という補助額は過大。平成20年度からこれが750円に減額になったが、自己負担額の調査は行っていない。検査費用の一部を負担する、という制度の趣旨を考えれば、自己負担額の継続的な調査を行い、あるべき補助単価を決めることが必要。またこれは、減額後の自己負担額の動向を調査する上でも必要であろう。	149	有	・妊婦のHIV検査については、平成20年度から市町村が実施する公費による妊婦健康診査の基本的な検査項目となり、国から市町村へ交付税措置により事業実施されている。 ・妊婦HIV母子感染防止事業については、HIV検査が妊婦健康診査の基本検査項目となったことから平成21年度より廃止となった。	無		H20年度より事業実施体制の変更。 (国から市町村へ交付)
72	妊婦HIV母子感染防止事業	(2) 事務手数料について	HIV抗体検査は民間医療機関と国公立の医療機関で行われている。しかし医師会が事務手数料を徴収するのは民間医療機関からのみ。民間医療機関は検査1件あたり130円を医師会に払っているわけで、民間医療機関と公的医療機関で補助金の実質的な受取額が異なっている。是正が必要である。毎年必ず事務手数料と同額の{人件費及び需用費}が発生。きわめて不自然。沖縄県は人件費及び需用費の内容について確認をしていない。経費についても精査を行い、余剰金があるのであれば、補助金を減額するのが本来の姿である。	149 - 150					事業廃止。
73	妊婦HIV母子感染防止事業	(3) 交付申請書の確認について	沖縄県は医師会が取りまとめて提出する申請書に基づき補助を行っているが、申請件数について個別にチェックをしていない。診療報酬の不正請求もある昨今チェックができる体制にする必要がある。受診票を作成する場合、同時にカルテにも記入するはずだから、医療機関が不正を行うことはしないだろうと県から説明を受けたが、そのカルテをチェックすることを県及び医師会も行っていない。チェック体制に問題があると思われる。	150					事業廃止。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
74	地域福祉基金補助金	(1) 交付規程について	平成5年度から補助実施形態を変更したにもかかわらず、交付規程の見直しを行っていなかった。(県が直接補助できることになっており、実態にそぐわない状況にある。)。見直しが必要。	158	無			本補助事業は、高齢者等の在宅福祉の向上、健康・生きがいづくり、社会参加の促進やボランティア活動等の民間福祉活動の活発化を図るため沖縄県地域福祉基金の運用益を活用し実施するものであり、当初は、県において社会福祉法人等の福祉活動を行う団体へ補助を実施していたが、その後、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会いきいき長寿センター(以下「県社協」という。)が行う高齢者の健康・生きがいづくり等の事業及び民間福祉活動への助成事業について補助の対象としている。規程第9条に基づく県への実績報告については、補助事業の実施主体である県社協の事業完了時又は補助金の交付決定のあった会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までにを行うことを求めている。	未措置の状況であり、交付規程の見直し及びその規程に基づいた運用が求められる。
75	地域福祉基金補助金	(2) 補助率について	補助率は原則4/5で、例外として知事が特に必要と認めるときは、5/5までの範囲で変更ができる。過去の事業実績を確認すると、いきいき長寿センターとして実施している事業に関しては、ほとんどが5/5で補助金が交付されていた。いきいき長寿センターだけなぞ常時例外的な5/5での補助金交付になっているのかに関して、県からは明確な回答は得られなかった。民間福祉団体への助成事業と取扱いに差異を設けることのないようにすべき。	158～159	無			本補助事業は、県社協が行う高齢者の健康・生きがいづくり等の事業及び民間福祉活動への助成事業について補助の対象としており、対象事業のうち民間福祉活動への助成事業については、県社協の助成業務規程で、1件当たりの助成額は対象事業費の75%以内の額とされている(但し特に必要があると認めるときは100%の助成可)ことから、一義的には事業実施主体の判断するところである。県社協は地域福祉の推進を目的に社会福祉法に基づき設立され、市町村社協等とのネットワークや専門性を活かした事業を県と協同して実施しており、また、県社協が実施する補助対象事業は沖縄県高齢者保健福祉計画に基づく施策・事業を推進する上で重要なものであり、高齢者等の福祉の向上に大きく寄与していると判断して規程第3条但し書きを適用している。	事実上、未措置の状況である。形式的な判断・評価ではなく、実態に則した評価を行うことが求められる。

平成20年度 措置状況一覧表（補助金等に関する財務事務の執行について）

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
76	観光誘致対策事業 (イベント補助金) 【観光振興課】	(1) 補助先の選定基準、金額の算定基準について	財団法人沖縄観光コンベンションビューローが事業実施主体であり、間接補助となっている。補助金の中には運営管理費も含まれている。当財団への補助金交付要綱には、補助対象団体や補助対象イベントの選定について規定はない。財団側で一応の基準を設けている。しかし、基準自体が抽象的（明確な数値基準があるわけではない）。一応交付基準の選定表が作成されているが、最終的には担当者の判断で決まっており恣意性が入っている。那覇大綱引きやツール・ド・おきなわに対する補助は過去10年以上継続的に実施されているが、今では知名度も高く、県がいつまでも支援するようなイベントではない。イベント実施団体の自立を促すためにも、軌道に乗っていると思われるイベントへの補助は時期を決めて廃止すべき。また、イベント補助の目的に反して県外からの参加者が少ないイベントもある。本件補助金は、廃止を含めて見直すべきである。	161～162	有	平成22年度のイベント補助金の交付団体選考において、外部機関も委員に含めた選考委員会を設置し、審査した。交付基準を「原則として最長3年を限度として」を、「最長3年として」に改正し、同一イベントに対し長期間継続した補助金交付を行わないこととした。	有 (平成22年12月24日付沖縄県公報号外第38号P19)		措置はなされたと評価する。タイミング的には1年以上経過しており、対応が遅い。  公表もなされた。しかし、公表時期から見ると、本平成22年度包括外部監査が、過去の指摘事項・意見について措置がなされたかのチェックにとりかかったため、その動きを見ながら措置がなされた可能性がある。
77	フィルムオフィス運営費補助金 【観光振興課】	(1) 補助金の有効性について	実施報告書を検討したが、ゼロ清算（年度末で収入＝支出となるように予算を使い切る）をしている。実績報告なのだから、実際に事業に要した費用のみに予算を使用すべき。また、今後は、民間事業者との事業の積み分けが必要。	166	有	補助金以外の費用も含めた額で表示するよう補助事業者である(財)沖縄観光コンベンションビューローに指示し、改めさせた。	無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)		措置がなされたとはいえ、評価できない。ゼロ清算という悪しき慣行が廃止された、とは確認できない。指摘の趣旨をズラした回答である。この内容で、公報が出されても、公表とは評価できない。
78	ちゅら島観光地形成推進事業補助金 【観光振興課】	(1) 補助金の効果について	本件補助金も、財団法人沖縄観光コンベンションビューローへの間接補助である。事業は、ちゅら島沖縄開発推進事業、地域観光協会育成事業、観光研修事業、台風時観光客対策事業からなる。このうち、地域観光協会育成事業に関して、目的である法人化がまだなされていないところがある。それにもかかわらず、毎年ただ漫然と補助交付している。また観光協会の中には、財政的に比較的余裕のあるところもあり、交付先団体の自立を促進する観点から、削減もしくは廃止していくべき。また、この事業に関しても、実績報告はいわゆるゼロ清算がなされていた。	167	有	当該補助金は、『2005年行政改革プラン』に定められた終期のとおり平成20年度に廃止した。	無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)		廃止により、実質的には措置がなされた形になった。  しかし、漠然と毎年補助金を交付している、との包括外部監査人の指摘には何ら答えしていない。役人的答弁の典型である。  ゼロ清算についての回答はない。

平成20年度 措置状況一覧表（補助金等に関する財務事務の執行について）

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合 措置を講じていない理由	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
79	製造業重点分野支援事業費補助金 【商工振興課】	(1) 補助金交付要綱どおり 手順がなされていない	交付要綱によれば、事業者は補助事業完了日会計年度終了後20日以内に企業化等状況について知事に報告を行わなければならない(5年間)。しかしこれが守られていないケースが散見された。また、5年間の事業化進捗状況を検証するようになっていないが、具体的な定めはない。 実態はやりっぱなしが現状となっている。	170～171	有	当該事業は平成20年度で事業終了したが、平成21年度より内容を変更し後継事業を実施している。 当事業において、事業者は補助事業完了日の属する会計年度終了後5年間は、毎会計年度終了後20日以内に当該補助事業に係る企業化状況の提出を義務付けていたが、後継事業においては提出期限を120日以内へ延長し交付要綱の遵守を図っている。 また、5年間の事業化進捗状況についても、試作品又は製品の販売個数や販売額を明記させ、補助事業の成果に基づき知的財産を取得した場合もその内容を明記させる等、具体的内容を記載することを義務付けており、補助事業者の現況把握によるフォローアップのための様式を改善している。 さらに、毎年10月に開催される「沖繩の産業まつり」において当事業の展示ブースを設置し、流通側とのマッチングや開発商品の認知度向上を図る等、フォローアップが円滑に行えるような取組を行っている	無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)		廃止はなされたと評価。 しかし、公表がない。  また、今後の運用については、まだ懸念が残る。 行政内部での組織的なチェックが望まれる。  なお回答は具体的で、ていねいである。他の項目と比較すると、担当課の誠意は感じとれる。
80	海外事務所運営事業補助金 【産業政策課】	(1) 海外事務所のあり方について	建物の利用状況が非常に悪い(客室8室、入居2室)。 スペースが有効利用されておらず、今後の海外事務所のあり方を見直すべき。海外事務所についても、コストとの関連で、事業効果を客観的に測定しうる方法も検討すべし。 事務所収支のチェック体制に関しては、現在は、内部の者によるチェックがされているだけ。数年に一度は外部第三者によるチェックがあったほうがよい。	174～175	無		無	福建沖繩友好会館については民間団体等への移行に向け検討中。 事業効果の設定は他県の状況を参考に検討していきたい。 収支に関するチェック体制については十分考慮していきたい。	措置はとられていない。 公表もない。  「検討していきたい」「考慮していきたい」という問題回避・組織防衛の役人言葉ばかり。  実質的には、外部第三者によるチェックを否定しているものと評価される。
81	通信コスト低減化事業補助金 【情報産業振興課】	(1) 補助金の効果について	事業効果に関連して、評価検討委員会による評価が行われているが非公開とされている。原則として公表して、事業にどのような問題点があり、メリットがあるのか明らかにすべきである。通信事業者等だけ特別扱いするのは妥当ではないと考える。	177～179	有	本事業は平成19年度で事業終了。後継事業においては、補助スキームの大幅な変更により、評価検討委員会は設置していないが、前回の監査委員のご指摘を受け、補助利用企業に対して、退職者の勤続年数や退職理由等の報告項目を追加し、雇用定着状況を把握できるよう改善を行っている。	無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)		措置は実質的に取られていない、と評価した。 公表もない。  また、指摘事項の内容について、論旨をズラした回答をしている。 評価結果を公表したくないという行政当局の意図が見え隠れしている。  なお、包括外部監査人(制度)と監査委員(制度)の区別ができていない。



平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
82	バイオベンチャー企業研究開発支援事業費補助金 【新産業振興課】	(1) 補助金の効果について	補助企業の中には数年先に株式公開が「期待される」企業があるとのことであったが、具体的な成果はない。事業の効果について厳しくチェックしていく必要がある。	181	無		無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)	交付要綱第21条第3項に基づいて、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間に、事業化状況報告書の提出を定め、事業効果についての確認は、実施済みである。	措置はなされていない。公表もない。  未だ、補助企業が株式公開された事例はない。その意味での成果はない。  それならば、この回答の「事業効果についての確認」は、一体何をどう確認しているのか？ 担当課の言い様は、責任逃れの言辞としか思えない。
83	地域結集型共同研究事業補助金 【新産業振興課】	(1) 補助金の効果について	この事業のスキームは非常に複雑。事業の中核機関として株式会社トロピカルテクノセンターが位置づけられている。補助金効果の視点で考えれば、最終的には、県経済の発展に結びつくものでなければ費用の無駄。この点について、県は具体的に説明をする責任がある。株式会社トロピカルテクノセンターに対する補助金執行体制の確認検査を県は厳格に実施していく必要がある。	183	無		無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)	事業途中に有識者を交えた中間評価を実施するとともに、事業終了時に補助事業確認検査を2名体制で実施し厳格な検査を行った。事業終了後は、最終報告書の提出や(独)科学技術振興機構による専門家を評価員とした事後評価を受けた。また、事業終了後3年目に追跡調査を実施する。本事業では、26件の特許出願(国際特許出願8件)、県内企業へ、5件の技術移転、3件の商品化を行った。発展性のある研究成果については、他の公募事業での研究継続や技術移転の促進を図っているところである。	措置はなされたと評価する。 ただし、公表はまだない。  なお、評価については、一般にわかりやすい形で(HPなどで)全文を公開し、広く県民やその他利害関係者による監視が行きとどくようにすべきである。



平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
84	沖縄県企業立地促進条例に基づく補助金 【企業立地推進】	(1) 補助金の必要性について	この事業は、特別自由貿易地域を中心とした工業団地、工場適地等に立地する製造業等の企業及び情報通信産業振興地域に立地するソフトウェア業等の企業に対して、投下固定資産取得への助成をすることにより、企業の立地促進、工場等の適正配置及び雇用の創出を図り、また産業高度化地域の市町村の立地条件整備費への助成をすることにより、工業団地、工場適地等の基盤整備の推進をはかるものである。しかし、周知のとおり、当初の計画通りには企業進出ができていないのが現状。過去の実績を見ても、平成18年度は実績額、件数ともゼロであった。世界的に経済が悪化している中で、今後も工場誘致を進めていくような方法が妥当なのかどうか、再検討する必要がある。	186	有 (一部改善措置済み)		無	企業の立地が進まない原因として、物流コストが高い、関連産業が少ない、分譲価格が高いなどの指摘がありました。また、それぞれの課題に対してカボターン規制の一部緩和、素材産業賃賃工場の供用開始、分譲価格の減額などの策を講じてきました。 また、IT津梁パークのA棟、B棟及び企業立地促進センターが供用開始し、さらにはANAの国際物流事業など環境の変化に迅速に対応するため企業立地促進条例に基づく対象事業に国際航空運送事業を対象業種に追加したところです。今後は、さらに企業立地を促進するため、次期沖縄振興計画において企業が立地しやすい環境を整えるための制度を検討しております。	措置はなされていない。公表もない。  一般論的説明に終始する。常に「検討しております。」の形が続くなら、問題を先送りにしていると評価せざるをえない。  第三者独立評価委員会による評価と一般への公開が必要である、と考える。
85	沖縄観光コンベンションビューロー(運営費、事業)補助金 【観光企画課】	(1) 補助金の必要性について	運営費補助は、県派遣職員及びプロパー職員の人件費、管理費の一部補助である。過年度の包括外部監査報告書でも指摘しているように、県の外郭団体でありかつ公益法人たる沖縄観光コンベンションビューローが、民間が実施している事業(例-リゾートウェディング事業)を積極的に推進していくことは妥当ではない。県の支援を受けながら民間企業類似の事業を行い、団体を維持していくことは、県の外郭団体としての役割を超えていると考える。今後もこのような体制で事業を実施していくのであれば、県から自立すべき。県としても、自立を促進する観点からも、運営費補助については、段階的に削減し、廃止すべき。また、現在進められている公益法人改革と合わせて検討すべき。	188-190	有 (措置中)	新公益法人制度において、安定的・継続的な公益目的事業の実施を促進するためには、早期に脆弱な財務基盤を改善し、自己責任による効率的な経営を確保・維持していく必要があり、当法人の健全な運営が確保できるよう、県としても引き続き適切な指導等を実施することとしている。今後、以下の事項について取組み、改善を図っていきたく考えている。運営費補助金の見直し 中期経営計画の見直し 定員適正化計画の策定 事業コストの低減への取組 収益性の効率化(収益部門)。 しかし、沖縄の観光振興の中核機関であり観光振興施策の実施機関としての当法人の役割が益々高くなってきていることから、より積極的な公益目的事業の実施が期待されており財政需要が増してきている一方、収益部門における収益性が伸び悩んでおり、上記の取組み実施も並大抵のものではないことから、早期の改善措置を図ることは非常に困難である。	有 (平成22年12月24日付沖縄県公報号外第38号P23)	措置はなされていない、と評価する。 また、形式的には公表あり。 (措置がなされたことへの公表とは評価できない。措置がなされていないことに対して結果として公表した、と考えるならば、一応公表あり。)  補助金の存在理由を、沖縄観光コンベンションビューローの存在意義と関連させた包括外部監査人の指摘に対して正面から答えていない。 抽象的理由によって組織防衛を図っている説明である。  公益法人制度改革後の「公益認定」に果たして適合しているのか、大いに疑問である。	

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
86	(財)雇用開発推進機構補助金 【雇用労政課】		昨年度(平成19年度)の包括外部監査対象としている。特に追加する指摘事項はない。 事業の効果に関連して、県は、同財団のあり方を引き続き検討していく必要がある。	191	有	平成22年度からスタートしている新行財政改革プランでは、当財団の方向性として、県関与の廃止も含めた抜本的な見直しを図ると位置づけており、今後、平成25年度までに県関与を段階的に見直すとともに、現在当財団のあり方を関係団体と調整している。	無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)		具体的な措置はなされていない。 公表もない。  一般論、抽象的理由づけ、新行財政改革プランを錦の御旗にするこのような文章パターンは、ほとんどの場合、論点回避・問題先送りの際使われる。  (財)雇用開発推進機構の存在意義を問いかけた包括外部監査人の指摘に答えていない。
87	沖縄産業開発青年協会費補助金 【雇用労政課】	(1) 補助金交付の必要性について	この補助金は、社団法人沖縄産業開発青年協会が実施する技術訓練事業等に対して補助金を支出するもの。 平成13年行政改革大綱において、平成19年度縮小額で終了とはならずだった。しかし、県議会からの継続要請があり、補助金額を1,100万円上積みした。 平成13年において補助金廃止の方向性が打ち立てられていたことからすると、自立の準備をなしたはず。最終年度である平成19年度において予定されていた以上の補助金を交付する必要性はなかった。 協会の収入は平成19年度約1億6,000万円あり、1,500万円の補助金は1/10にも満たない。補助金に依存しなくとも十分運営可能だったといえる。	191-192	有	(社)沖縄産業開発青年協会への補助金については、「沖縄県行政改革プラン」において、当協会が策定した「経営健全化計画」に基づき段階的に減額され、平成19年度は400万円に減額される予定であった。しかし、協会の状況は中長期計画と乖離して厳しく、今後の方向性について検討する必要に迫られ、協会から議会に対する陳情もなされた。そこで、県は協会が運営に苦慮することなく今後のあり方を検討できるよう1,100万円を増額したが、補助金は、計画に沿って平成19年度で終了している。	無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)		措置がなされたとは評価できない。たまたま、この補助金が打ち切られたから具体的な争点が無くなっただけである。 公表もなし。  回答は、今までの経緯を説明しているだけのこと。 補助金を交付する必要もなかったのに、交付しつづけた沖縄県の組織のあり方について、何の見直しもなされていない可能性が高い。
88	沖縄産業開発青年協会費補助金 【雇用労政課】	(2) 補助金額について	この補助金においては、合計でいくら補助金を交付すべきかという最終金額だけを検討し金額を算出しており、個別の経費(人件費、事業費、設備整備費及び維持管理費、その他知事が必要と認める経費)の検討を一切行っていない。 補助金交付の必要性を判断して補助金額を算出しているとは言い難い。	192	有		無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)		措置は講じられていない。 この包括外部監査人の指摘に対して何の応答も、沖縄県からない(空欄のまま)。 公表もなし。
89	沖縄産業開発青年協会費補助金 【雇用労政課】	(3) 報告について	県は、協会からの報告について、中間検査を行っている。 しかし検査マニュアルなどなく、効率的かつ正確な検査が行われていたか疑わしい。 またこの補助金は、技術訓練事業等に対して補助を行うものであるから、当該事業等についての収支を確認すべきである。しかし協会の収支計画書では、収入は事業ごとに算出していない。	192-193	有	平成21年度中に実施した特例民法法人検査においては、県の検査実施要領により内部統制質問項目を設定し実施している。	無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)		措置はなされた、と評価する。 ただし、公表はなし。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
90	沖縄県国際交流推進費補助金【交流推進課】	(1) 補助金支出の必要性について (対(財)沖縄県国際交流・人材育成財団) 補助対象事業・補助金額の相当性について	本件補助金対象は、財団職員の人件費とされる。しかし、県民の税金を原資とする補助金であるから、その支出の必要性、補助事業の相当性を慎重に吟味すべきである。職員を派遣することと、当該職員の給与を補助するかは別問題。県職員が派遣されたからといって、補助金支出の目的を達成するために、県が給与を支給する必然性は全くない。 職員の人件費分について補助金を支給することについて、合理的な理由がない。財団の活動成果が県民の利益になるのであれば、効果に見合った補助金を支給してしかるべき。にもかかわらず、補助金の事業費支出は、県の予算の都合で一定額減額されており、予算的な理由によって金額が決められてしまっている。 効果が期待できる事業であれば、効果に見合った費用を支出するのは当然であり、本件補助金においても、財団の事業の経済的効果を客観的に算定し、それに見合った経費を支出すべきである。	193～195	無		無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)	財団の実施する事業は、経済的効果の算出が難しいため。しかしながら、事業実施を通して、国際的ネットワークの拡充が図られ、経済的効果に結びつく可能性はあると考える。	措置はなされていない。公表なし。  措置を講じていない理由は、何と「国際的ネットワークの拡充が図られ」「経済的効果に結びつく可能性はある。」。 天下り職員や退職したOBを大量に外郭団体へ送り込んで、赤字と沖縄県の財政収支が悪化しても、上記2つの理由づけは回答部課の見解では可能かもしれない。
91	沖縄県国際交流推進費補助金【交流推進課】	(1) 補助金支出の必要性について 事業活動の収支について	補助金の交付申請の段階では、財団の事業収支について、本件事業にかかる人件費の金額と財団全体としての収支予算が記載されているだけ。交付申請の段階で、補助金支出の必要性があるか、支出するとしていくらを支出するのかを検討するのは当然で、この検討にあたっては事業の収支予算とその根拠を詳細に検討することが必須なはずである。にもかかわらず、本件においては、そのような検討を行っておらず、不十分。 また本件事業の収支からすると、補助金がないと本件事業の運営は成り立たないように見えるが、財団全体の収支は、平成18年度は約8,178万円の黒字である。このようなことからすると、財団全体としては、自助努力により、補助金がなくとも運営できないわけではないと思える。	195	無		無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)	余剰金は、財団の独自事業に充てられており、財団の運営については、理事会で協議し決定されるため。余剰金の使途については、財団における検討課題と考えられる。	措置はなされていない。公表なし。  できないことに対する「ためにする理由」づけに終始。指摘に対する誠意ある取組は全く感じられない。
92	沖縄県国際交流推進費補助金	(2) 実績報告について	県が財団に補助金を支出している以上、財団でどのように補助金が使われているのか、その検証は極めて重要である。また、補助金支出の必要性を判断するためには、個別の事業ごとの事業収入と支出の内訳を詳細に確認する必要がある。 県は、財団から事業実績報告を受けてはいるが、実質的には人件費だけの報告にすぎない。本件事業についての事業報告、収支報告を受けていない。 また財団全体の事業報告書、財務報告書を受けてはいるが、個別の事業ごとの詳細な事業収入支出の内訳については報告を受けていない。これでは内容の確認をしていないに等しい。	195～196	無		無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)	県と財団の連絡会を通し、当年度に財団の実施する事業計画については、報告を受けているが、実績報告については受けていない。今後、同様な機会に詳しい報告を受けるよう改善する。	措置は取られていない。公表もない。  「今後改善する」ではこの文章のみを公表し、なんら改善手続も取られないかもしれない。そのような意図も感じられる。手続や規程ガイドラインを設定する気持ちはなさそうである。  また、予算さえ実行すれば、あとは放置されている現状に対する反省はない。
93	ハワイ沖縄プラザ建設補助事業【交流推進課】	(2) 交付要綱について	交付要綱が存在しない。期間限定の補助金交付であっても補助金交付の適正性を担保するため、交付要綱を定めるべきである。	196～197	有	今後同様な場合交付要綱を定める予定としており、他事業にて実施済みである。	無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)		措置は取られてない、と評価する。公表もない。  交付要綱があるか否か、一般的な交付要綱の制定がなされたか、この文章では分からない。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
94	ハワイ沖縄プラザ建設補助事業 【交流推進課】	(3) 収支予測について	補助金が相当な金額であるのか、十分な検討を行ったのか疑わしい。交付先であるハワイ沖縄連合会からは簡潔な貸借対照表のみしか提出されておらず、詳細な事業報告や従前の実績報告を受けていない。連合会の活動、収支の検証が不十分である。費用対効果の検討が不可欠であり、センター建設に伴う事業計画、収支予測を検証しなければならない。しかるに、本件事業遂行にかかる事業計画書、収支予測書は極めて簡潔なものである。十分な検討を行っているとは言い難く、収支予測が甘いと言わざるを得ない。巨費を投じて建物を造ったものの、思うようなテナント収入が得られず、多大な損失を被る、というようなことがあってはならない。	197	無		無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)	今後補助金交付決定の際には、事業計画や収支予測等多方面からより詳細な検証を行う。当事業と同様の性格を持った事業は以後実施されていない。	措置は取られていない。公表もない。  たまたま、実施されなかっただけ。 問題点を未然に防止するような内部チェックは取られていない、と思われる。
95	ハワイ沖縄プラザ建設補助事業 【交流推進課】	(4) 実績報告について	ハワイ沖縄連合会から実績報告を受けているが、証憑等による経費等の確認を行っておらず、十分なものとは言い難い。	197~198	有	実績報告の十分な検証は、他事業にて実施済み。	無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)		措置が取られた、とは評価できない。公表もない。  証憑等による経費の確認をすることになっているのが不明のままの回答である。
96	沖縄GIX構築事業 GIX=国際インターネット・エクステンジ 【情報産業振興課】	(2) 事業主体について	事業主体は、ファーストライディングテクノロジー株式会社。本件補助金は、民間の一般企業に支出されるものである。県民の税金によって賄われる補助金が、特定の企業の利益のみに充てられることのないよう特に注意しなければならない。補助事業者にはファーストライディングテクノロジー株式会社を選定するにあたっては、外部委員も入った提案コンペなどを行うなど、一定の適正な手続を経たものではあるが、選定基準を明文化し、業者選定手続を一層透明性あるものにする必要がある。	199	有	本事業における事業主体は平成19年度で選定済。監査委員のご指摘を受け、後継事業では、事業者選定の際、事業内容評価表を策定し、評価基準を明確化した上で事業者選定を行った。	無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)		措置はとられた、と評価する。好評はまだなし。  なお、包括外部監査(制度)と監査委員(制度)の区別が出来ていない。
97	沖縄GIX構築事業 GIX=国際インターネット・エクステンジ 【情報産業振興課】	(3) 実績報告について	県は、実績報告を受けてはいるが、証憑等による経費等の確認は簡潔なものであり、十分とはいえない！ 本件補助事業の進捗状況についても、随時検証する必要がある。	199	有	監査委員のご指摘を受け、経費の振込記録の写しを提出させ、チェックするように改めた。事業の進捗状況についても、営業報告を定期的に行うなど改善を図った。	無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)		措置は取られた、と評価した。公表はまだない。  包括外部監査(制度)と監査委員(制度)の区別が出来ていない。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない理由	措置状況を対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
98	沖縄GIX構築事業 GIX=国際インターネット・エクスチェンジ 【情報産業振興課】	(4)費用対効果について	本事業は、事業開始後、事情変化によって想定している経済的効果が得られなくなる可能性も否定できない。そのような場合であっても補助金を無駄に支出することのないよう、事業の進捗状況や社会情勢、経済情勢を絶えず調査し、期待していた効果が得られないことが途中で判明した場合には、速やかに事業内容の見直しを行えるよう、常に留意する必要がある。	200	有	本事業実施期間中に海外回線提供期間を精査した結果、当初予定より1ヶ月回線提供期間を短縮し、経費節減に努めることができた。	無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公表へ登載予定)		措置はなされた、と評価した。 公表はまだない。
99	沖縄産業振興基金事業補助金 【産業政策課】	(1)基金の意義	沖縄県では、国の補助を受けて「沖縄県産業振興基金」を創設。この基金の運用収入を財源として「沖縄県産業振興基金特別会計」を設置し、産業振興に資する補助事業を実施している。 事業実績によると、事業においては、基金の運用益だけでは事業費が賅いきれず、一般会計からの繰入れが何年も続いている状況となっている。原因の一つは、トピカルテクノセンターの建設償還金(技術・情報基盤整備事業)が多額なことが挙げられる。 一般会計からの繰入れが恒常的に続いているのは好ましい状況ではない。	201～204	有	平成21年度より一般会計繰入金 を解消し、特別会計内で補助している。	有 (平成22年9月産業政策課HPの「沖縄県産業振興基金特別会計の中期見直し」に掲載)		措置はなされた、と評価する。 公表もなされている。  タイミングからみると、迅速な対応がなされたと考えられる。 ただし、公表がやや遅い。 また公表手段に問題が残る。 通例と同様公表で早めに公表すべきであった。
100	沖縄産業振興基金事業補助金 【産業政策課】	(2)北部地域産業振興事業について	沖縄特別振興対策調整費(辺野古に新基地建設をする見返りとして、毎年100億円を向こう10年間投入することとなった事業費。なお、沖縄県はあくまで基地建設の見返りではないとの立場である。)のうち平成11年と平成13年に各々5億円を産業振興基金としたことにより創設された事業。基金化する際に、国と沖縄県は、総事業費3,000万円での実施を取り決めている。 補助金交付は、真に必要な、そして産業振興に効果のある事業に対して行うべき。総事業費が先に決められているのは問題である。 しかも、運用益の範囲で事業を行っているならまだしも、国との取り決めに従って基金の運用益が3,000万円を下回っているため、一般会計から補填している。これは妥当ではない(県担当者の説明によると、このような仕組みについて、要綱等正式文書はなく、当初のメモが残っている程度ということである。) 要綱を整備し、補助事業の効率的な実施及び一般会計からの繰入金削減の方針に従って早急な改善が必要である。	204～205	有	平成21年度より一般会計繰入金 を解消し、特別会計内で補助している。	有 (平成22年9月産業政策課HPの「沖縄県産業振興基金特別会計の中期見直し」に掲載)		措置はなされた、と評価する。 公表もなされている。  タイミングからみると、迅速な対応がなされたと考えられる。 ただし、公表がやや遅い。 また公表手段に問題が残る。 通例と同様公表で早めに公表すべきであった。



平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
101	沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金 (対商工会議所、商工会等) 【経営金融課】	(2) 県の支援額の妥当性について	特徴は、補助額が突出して多いことで、県単補助金全体で見ても最高額。しかも、人件費補助額も最高額である。これは県内すべての商工会議所、商工会等39団体、職員数236名の人件費を主として補助しているからである。一人あたり人件費補助額は、約462万円にものぼる。補助額算定根拠となる人件費単価等については、すでに県単独事業になっていることから沖縄県の実情(県内の民間給与水準など)にあった単価とすべきである。	213-215	有	人件費単価の算出にあたっては、単に中小企業庁単価によるものでなく、沖縄県職員給与特例措置や、県人事委員会による勧告を給与及び賞与等に反映させ、補助単価を削減している。	無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公表へ登載予定)		措置はなされた、と評価する。 ただし、公表はまだなし。  措置済と評価したが、時期についての説明が不十分である。 公表の際には、必要十分な説明を行うべきである。
102	沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金 (対商工会議所、商工会等) 【経営金融課】	(3) 補助金の効果について	この事業による効果がどの程度あったのか、客観的に示す必要がある。担当課からのアンケート結果から、抽象的な回答にとどまっていることが判明した。定量実績についても、およそ事業の効果にはほど遠いものが実績として掲げられていた(例 巡回相談件数/講習会回数/金融の斡旋件数/(斡旋の結果の)貸付総額)。この事業がどのように経営基盤の強化につながり産業振興に役立っているのか、よりマクロ的な視点から、その効果を客観的に示す必要がある。	215-216	無		無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公表へ登載予定)	各商工会等との意見交換も行き、補助事業効果の測定方法について検討しているが、事業者の成長は、当該補助事業による相談・支援による効果のみを要因とするものではなく、経済状況や自助努力等の要因も関係することから、当該補助事業による効果のみをマクロ的な視点で客観的に測定することは、極めて困難である。引き続き検討したい。	措置はなされていない。 公表もなし。  措置をしないことに対する「ためにする理由」を連発。最後は、得意技の「引続き検討したい」で締めくくる。 包括外部監査人が、諸指標を批判的にコメントしたのだから、この趣旨を受けて、他の数値指標の採用すればよい。
103	沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金 (対商工会議所、商工会等) 【経営金融課】	(4) 今後の補助金のあり方について	商工会等の事業改革が必要との沖縄県の見解がある。しかしながら、より根本的な課題は、この事業により商工会議所等が実施している業務の内容自体が、現在でも有効かという点にある。県は今まで通りの方法でこの事業を継続するのであれば、この事業を実施した結果、どのように企業の経営基盤がより強固になり、開業が減っていくのか、より具体的かつ客観的に示す必要がある。最後に、アンケートへの沖縄県の回答で、あくまで制度維持が大前提となっている(典型的な)次のものがあつたので紹介する。	216-219	有	既存事業の見直しについては、各事業の必要度を把握し、ニーズの高い事業を重点的に支援する。また、利用者への支援サービスの質の向上と安定化を図る。以上のような取り組みを事業主体とすすめており、これにより、補助額の削減、事業規模の適正化を図りつつ、利用者の満足度を高め、会費手数料等の公益負担により、補助事業主体の自立を図っていききたい。	無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公表へ登載予定)		具体的な措置はなされていない、と評価する。 公表もない。  措置状況の検証においても、本件に関し、平成20年度の包括外部監査人が直面したのほとんど同じシーンが繰り返された。 一般的、抽象的な理由付けで、制度存在、事業存続が図られる。「ためにする理由」が延々と役人言葉で述べられている。これでは、他が行っているから当然こちらもやると良いと言っているようなもので、この回答には呆れてしまう。県民福祉向上を担う行政の責任ある考えとは到底思えない。 行政担当者であれば他県がおこなっている、県民にとってより良いものは何があるか、たえず自問自答していくのが責任ある態度ではないだろうか
			Q 補助形態の見直し 補助金・交付金以外での支出が適当と思われるなど、支出科目等見直しする余地はないか。 A 沖縄県の回答 現在のところ全面的な見直しを行う予定はない。なお、沖縄県以外の各都道府県においても同様に補助事業を実施していることを申し添える。						
			これでは、他が行っているから当然こちらもやると良いと言っているようなもので、この回答には呆れてしまう。県民福祉向上を担う行政の責任ある考えとは到底思えない。 行政担当者であれば他県がおこなっている、県民にとってより良いものは何があるか、たえず自問自答していくのが責任ある態度ではないだろうか						



平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
104	沖縄県組織化指導事業費補助金 (対沖縄県中小企業団体中央会) 【経営金融課】	(1)当該補助金について見直しを進めるべきである	補助金交付先は、沖縄県中小企業団体中央会。平成19年度では事業費のうち約78%が人件費補助。一人当たり人件費補助額は約563万円で、中央会職員の人件費については、ほぼ丸抱えになっているものと思われる。つまり、県の機関や外郭団体でもない団体に対して人件費等の補助金をほぼ丸抱えで交付している。 員外の事業者も存在し、組合と利害が衝突することもあり、この点については公益性があるとは言えないとも考えられる。また事業費について沖縄の実情に即した(人件費)補助単価とすべきである。 事業効果についても102で述べたように県内中小事業者の利益がどれだけ増えて県経済の発展にどのくらい寄与したのか、という観点から検討すべきである。 なお、沖縄県は、中央会に対する補助金交付理由として、営利事業ができない中央会の財務上の脆弱性をあげている。しかしこの点についても、本来の姿は中央会の会員たる各組合が等しく負担すべきではないだろうか。 県は、従来からある事業だからといって、そのまま継続するのではなく、すでに県単事業となっているのであるから、その必要性、有効性の観点から見直しを進めるべきである。	220 - 223	有	事業効果の必要性、有効性の観点から中央会が行う事業に対するニーズ調査を実施し、事業効果の精査及び見直しを行った。その結果、H22年度よりパソコン教室の常設の廃止、研修会数の減、受講人数の半減に伴う経費削減等を含め約7,333千円削減。また、人件費については県の給与減額措置と同様に中央会職員の給与・賞与についても減額措置を実施し、約682千円削減。	無 (平成22年2月人事課へ措置状況を報告済。公報へ登載予定)		実質的に、措置は取られていない、と評価する。 公表もなし。  沖縄県中小企業団体中央会への丸抱え人件費への補助金を廃止すべきである。  外郭団体の驚くべき実態(天下一人件費補助 県政翼賛システム)は、この中央会だけではないはずである。 外郭団体の全てにわたり、独立した第三者による検証や会計監査任官鎖が早急に必要と考える。
105	土地改良調査計画費(補助)・団体営調査設計事業	(1)補助事業の効果について	団体営事業とは、国庫補助事業のひとつで、市町村あるいは土地改良区が事業主体となり実施する土地改良事業をいう。この事業は、団体営土地改良事業が行われる予定地域において調査測量等を行い、土地改良法に基づく土地改良事業計画と全体実施設計を行うものである。土地改良を希望している地区においては独自に調査計画ができる技術者が充分でないことから、土地改良事業団体連合会が計画樹立を行い、事業実施を図っている。 事後評価時点での費用便益分析結果を県のホームページ等で公表し、今後の対応策を具体的に示すべきである。そうでないと事業採択時における費用便益分析結果が意味をなさないし、事後評価制度そのものが形骸化して意味をなさなくなる。 また、そもそも、沖縄県の外郭団体である沖縄県土地改良事業団体連合会が、事業採択申請時点での費用便益分析を実施している仕組みが妥当とは思われない。費用便益分析は、県の外郭団体とは異なる第三者が実施すべきである。	229 - 232	有	・平成22年度に、団体営事業の「元気な地域づくり交付金」について、目標や達成率、評価結果を、県のホームページで公表している。	有	・平成20年度の事後評価は国が行い、その結果を国のホームページで公表している。その評価手法は国の要綱やガイドラインにより行われ、費用便益分析は対象外となっている。 ・事業の採択は、国が行っている。 また、その後の土地改良法に基づく県の認可は、要件を満足すれば、県の判断を加えずに機械的に決定される。 これらのことにより、沖土連が費用便益分析を実施しても、特に問題は無い。	指摘に対する対応が不十分である。公表内容にも問題あり。 (回答の記述自体が簡略すぎて、事後評価がなされ、ホームページで公表しているのかが否か、はっきりしない。)  公表媒体を開示すべきである。 外郭団体が事後評価することの理由づけには、説得力がなない。機械的になされるならば、わざわざ外郭団体に任せする必要はない。ホームページ等で募集をおこない専門家のボランティアやNPO団体に評価してもらえばよい。さらにこの評価に対して、同じく応募したボランティア等のセカンド・オピニオンによる再チェックを制度化すれば、公平かつきわめてコストのかからない仕組みが可能であろう。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
106	土地改良調査計画費(補助)・団体営調査設計事業	(2)赤土加算・離島加算について	県独自の補助率算定の仕組みがある。それは国が定める補助率(通称ガイドライン)に上乘せする形での補助金の高上げを意味する。赤土加算については、県の条例を根拠としているが、補助率により事業費を算定するのではなく、事業費の積算段階で赤土流出防止工事に係る工事費を見積もり、予算化するほうが理解しやすい(率で高上げする方法では、実際の赤土流出防止工事費とのかい離あり。)。離島加算については、高上げ率に特段の根拠があるわけではなく、政策的に決まっている。事業費を予算配分していくなかで、高上げ補助率によって自動的に予算が決定するのではなく、事業の必要性、効果の検証などを実施していく中で、必要額を予算化していくべき。つまり率による自動配分という固定的かつ継続的な方法は止めて、ゼロベースによる予算配分に戻し、予算配分過程に柔軟性を持たせるべきである(予算編成の公平性が高まり、県民全体の理解がいつそう得られる。)	239-240	無				措置がなされていない、として公表されていない趣旨の回答と推測される。  しかし、包括外部監査人の指摘・意見に対し、検討した結果担当部課がそれとちがう結論や対策を立案したときは、理由を明示して、担当部課が別の措置を講じた、として公表すべきである。  また、措置を検討中だから「措置を講じていない理由」に記述しているのなら、対応が遅すぎる、といわざるを得ない。 包括外部監査結果報告書は、遅くとも平成21年3月末には提出されている。遅くともそれから6ヶ月位で、指摘等の検討をおこない、1年内に是正措置をとり、公表するように沖縄県としてガイドラインを設定すべきである。
			包括外部監査人の意見 (以下が最も適切であると考え 赤土加算、離島加算はともいったん廃止する。かつガイドラインに基づかない部分については、「負担の公平」や県・市町村の役割分担の明確化の観点から、県と市町村が1:1で負担することを基本とする。					・赤土加算については、各事業の工事費に占める農家負担を調査した結果、その内容に変更があった。 赤土加算を廃止しても、農家の負担増がない事業については、関係市町村等と調整して、振興計画の終了する平成24年度新規地区について、廃止することで内部調整を行っている。	

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
107	土地改良調査計画費(補助)・団体営調査設計事業	(3) 沖縄県土地改良事業団体連合会について 退職金の支払財源不足について	<p>県の外郭団体に該当。実質上のトップである専務理事と事務局長は県からの派遣職員であり、県の財政支援と相まって、県と密接な関係のある団体である。収入のほとんどが国、県、市町村からの委託金などで、自主財源が乏しく、財政は極めて硬化している。このような財務構造にもかかわらず、抜本的な対策をとらず先延ばししてきたため約9億円という大幅な退職金の引当不足が生じている。そのため基本給、賞与等も大幅にカットせざるを得ない状況である。</p> <p>所管している沖縄県も、指導監督する立場としての責任は重いと言わざるを得ない。過去何代も専務理事、事務局長を派遣しておきながら、このような状態に至っているということは、何のための専務理事、事務局長かと言いたくなる。</p> <p>沖縄県と沖縄県土地改良事業団体連合会は事業関連で、密接な関連があり、県として団体の運営にも関わる以上、責任ある指導なり監督が必要である。</p> <p>このような無責任なやり方では、専務理事、事務局長を派遣する意味がなく、それぞれ団体の自主性に委ねる方がましである。今後は、ローテーションで実質上のトップが交代する今のやり方は、根本的に改める必要がある。</p> <p>沖縄県土地改良事業団体連合会の土地建物(かなり立派)で、自らの所有物件。平成20年3月末簿価は、土地が2億6,400万円、建物4億6,400万円(減価償却後)。取得価額は5億6,400万円)で、取得額合計は8億2,800万円上る。このような不動産を取得する必要性があったとは到底思えない。不動産の取得(8億2,800万円)と退職金の財源不足(約9億円)にどの程度の関連があるか分からなかったが、これらの事項も含めて、県の経営に対する責任は重いものがあると考えられる。</p> <p>指導監督する立場として抜本的な対策を講じるべき。そのためには、当該連合会の財務態や、財源不足に陥った原因と責任の所在を明らかにし、かつ徹底した財務改善を行う上で、県は一定の支援をすることもやむを得ないであろう。</p>	240 - 244				<p>・離島加算については、離島の割高な行政コストがある。また、国の補助体系でも離島などの不利地域については事業により2%や5%の補助率の高上げが実施されている。</p> <p>以上により、離島加算は、維持していきたいと考えている。</p>	<p>タイミングが遅すぎる。早急に措置をおこない、公表すべきである。</p> <p>(完全に手続きが最終しなくとも、広く県民に情報公開する趣旨からは、各区切りごとに、措置を公表すべきである。)</p>
108	土地改良調査計画費(補助)・団体営調査設計事業	(4) 土地改良区のガバナンスについて	<p>土地改良区は、土地改良事業のいわば根本的事業主体であるが、一方で地縁的性格の強い団体であるから閉鎖的であり、しばしば不祥事等が見受けられる。</p> <p>例) 徳島・阿南市の「阿南東部土地改良区」の経理担当の60歳の元嘱託職員の女性が改良区の定期預金を繰り返し無断で解約などし、総額6億円を着服/沖縄県内では、宮古島市職員が農業団体の資金を横領した事件で、伊良部町土地改良区の資金も横領したとして再逮捕。</p> <p>報道によると伊良部町土地改良区では、総会がほとんど開かれていないことや、内部牽制が機能をしていないなど、組織管理体制が極めて不十分。</p> <p>県は、再度、土地改良区への検査を徹底するなど、組織管理体制のチェックを強化する必要がある。検査は「土地改良区等検査規程」第7条に基づき無通告検査とすべきである。</p>	244 - 246	有	土地改良区の検査については、土地改良法により国または県が実施しております。	無		<p>措置は講じられていない。公表もされていない。</p> <p>これほどの放漫経営がまかりとっている外郭団体の実態に啞然とする。と同時に他にも類似の外郭団体があるのに、沖縄県が見て見ぬふりを長期間隠し続けているのではないかと、という大きな疑念をもたざるをえない。</p> <p>独立調査委員会を組成し、外郭団体全てにわたり徹底的な団体の事業評価と存在意義に関する根本的な検討をおこなう必要性はきわめて高い。と</p>

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
109	県営畑地帯総合整備事業費		この事業は、受益面積10ha以上の畑地帯において、区画整理、農道整備、かんがい排水整備を実施し、農業生産性の向上と農業経営の安定を図るもの。農業農村整備事業の一つであり、基本的な問題点等は、土地改良調査計画費(補助)・団体営調査設計事業で述べたことと同様である。赤土加算と離島加算あり。事業評価の仕組みが国で定められているが、その結果が県において今後の事業にどのようにフィードバックされているか明確でない(事業評価は、事業採択の前提になっている。)。事業完了後5年後に事後評価する仕組みであるが、当初実績との比較を行っているかどうか明確でない。	246～247	有	国が行う事後評価は、農林水産省政策評価基本計画に基づく事業評価となっております。	無		考える。 独立調査委員会の構成としては、沖縄県職員やOBは極力排除し(定員なしが望ましいかも)、沖縄県と特別利害関係のない複数の弁護士、複数の公認会計士・税理士、複数の大学教授等学識経験者と一般県民によるものが望ましい。  6億円の退職金不足と8億2,800万円の土地建物取得が、会員の同意のもと、妥当な事業計画としておこなわれた、と沖縄県が考えているのか?再度確認したい気は起るが、担当部課の回答とおりならば、沖縄県は監督責任を果たしていない。  会員の同意をさほどに重視するならば、外郭団体から離脱する方向で、会員の自主運営と自己責任に任せることも、検討すべきである。
110	基幹水利施設管理事業費	(1) 補助事業の効果について	この事業は、要するに、大規模国営水利施設のメンテナンス費用である。管理委託先は、土地改良区であり、随意契約によって継続して業務委託している。効率性確保の観点からは、随意契約によらず入札するなど、委託先の再検討が必要。指定管理者制度適用の適否なども検討すべき。検査調査のあり方について、市からあがってきた書類(検査調査)を書類審査のみで審査しているが、問題である。過去に、宮古島のほ場の補助金不正受給問題などがあり。一定金額以上のものは、県でも現地調査(未竣工がないかどうか)を検討すべき。	251～252	有	平成21年度からは市町村営事業の検査については、すべて書面及び現地検査を実施している。	無	土地改良施設は受益者が土地改良法により特定されているため、指定管理者制度には馴染まないものである。また土地改良区が管理する末端土地改良施設と基幹水利施設は不離一体であることから、効果的・効率的に管理をするためには随意契約が妥当と考える。	措置はなされているが、不十分である。公表はなされていない。問題である。不祥事の事例から判断すると、これほど内部牽制が機能せず、ガバナンスが弱い組織なら、無通告検査を1年に2回の割合で実施すべきである。 (2年に1度の検査なら、総会が2年度2回とも開催されていないとしても、見逃されてしまう。)  また、このような団体については、公認会計士の会計監査を義務づけることが、ガバナンスの改善の面からは、非常に有効である。検討すべきである。
111	農業経営構造対策事業費	(1) 補助事業の効果について	本件補助金の目的は、認定農業者等の担い手の育成・確保と地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保にある。事業の実施は原則3年間で、5年度目が目標年度だとされる。平成19年度は9億3,823万円と比較的高額な補助金が支出されている事業であるから、費用対効果については厳しく検証すべきである。事業の施行状況報告について、3年間の事業報告確認、5年目の目標年度における実績報告については交付要綱に何ら定めがない。明確に規定すべきである。	253～254	有	・平成22年度より、土地改良区の検査及び指導の強化を図るため、3年に1度行っている土地改良区検査を2年に1度の割合で実施している。 また、無通告検査は、出先管轄内で各1件は実施するように計画している。	無		回答の文章が不瞭で、措置がなされたか、確認できない。したがって、公表されたか、も確認できない。  日本国の事後評価についてではなく、沖縄県の事後評価とそのチェック体制が問われているのに、説明がない。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
112	畜産担い手育成総合整備事業費 (対財団法人沖縄県農業開発公社)	(2) 事業効果について	計画段階において事業効果を算定。総便益>総事業費 1 であれば事業効果が確保されていると考えているようである。これは当然必要な最低ラインであり、かかる値だけで費用対効果を判断しているのは疑問である。	255～256	有	部内で検討中である公共事業事前評価制度により今後は事業効果を検証していく。	なし		番号107～108の指摘の内容から判断すると、土地改良区自体が当該事業の専門能力が高いとは思われない(内部牽制も、ガバナンスも、専門性もきわめて弱い団体もすくなくないと考えうる。)。それならば、当該事業も外注業者へ丸投げ外注している可能性がある。一体管理の必要性があっても、それが随意契約の根拠とはならない、と考える。 競争入札や指定管理者制度を検討すべきである(平成20年度包括外部監査人の意見を支持する。)。 検査については、回答の記述では措置ありとされる。しかし本来宮古島ほ場の補助金不正受給問題が発覚した時点で、検討体制を見直すべきであった。沖縄県の対応が遅いといわざるをえない。また公表がされていない。公表すべきである。
113	畜産担い手育成総合整備事業費 (対財団法人沖縄県農業開発公社)	(3) 実績報告について	(2)の事業効果算定の数値は計画段階での推定値。それ故、実際に事業遂行後に予定されていた効果が実現できているかのチェックが極めて重要となる。この効果を判定するには、施設の事業収支を詳細に確認する必要がある。ところが本件事業の実績報告書は、施設の事業費と事業量の記載のみ。実際の収益の記載がないなど事業収支を詳細に確認しているとは言えず、効果について正確に事後評価できているとは言い難い。詳細かつ正確な実績報告を受けることが必要である。	256	有	毎年12月の家畜飼養頭羽数調査により事業計画の達成状況を把握していく。	なし		措置はなされた、と評価する。公表の手段が明示されていないが、公表もされたと思われる。 説明は簡潔・明瞭で、わかりやすい。 包括外部監査人の指摘に対して誠実な姿勢でこたえている。
114	人材育成推進事業費補助金 (対財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団)	(2) 専門高校生国外研修事業について	内容を検討したところ、財団の事務局職員1名の費用(渡航費、日当など)も当該補助金で賄われている。引率等の事務局体制を再検討し、できるだけ簡素な構成とすべきである。また、近年は、渡航費がほとんど台湾に限定されており、諸外国との国際交流拠点の形成を図るという目的からは不十分。渡航先も含め事業のあり方については再検討する必要がある。	266	無			県補助事業となった平成16年度から、事務局職員の旅費は財団負担となっている。検査対象となった19年度、当該事業の予算収支明細(実績)をみても明らかである。	まだ検討中で、具体的記述もない。それを措置あり、としている。公表はない。 この記述による措置はなされていない、と評価する。 担当課による監査に対する安易な体とが、見え隠れしている、と感じられる。
115	人材育成推進事業費補助金 (対財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団)	(3) 学生寮管理運営事業について	県外大学等で学ぶ学生の経済的負担の軽減を図り勉学に専念させるとともに、寮生活をとおして将来社会人として有為な人材を育てることを目的に県の財産を財団が借り受け4つの学生寮を運営している。寮の収支は赤字。時代も昔と今では大きく変わっているから、寮費に相当する費用を補助する制度に切り替えても良いのではないかと。	266	無			県外学生寮については、県より土地及び建物を無償で借り受け、管理運営を財団が行っている。 県から土地、建物を無償で借り受けることで寮費を安く設定し、学生への負担を軽減し、学問に専念できる環境を提供している。 寮生活の経費については、財団学生寮管理運営規程第21条により、食費、光熱水費、衛生費他の費用負担を寮生にお願いしている。	措置として不十分である。さらに詳細な評価項目を設定して、実施手続を実行したうえで、公報で公表すべきである。



平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
116	人材育成推進事業費補助金 (対財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団)	(4) 語学センターにおける語学教育事業について	県民の語学力向上を図るため、語学普及講座及び実用講座から、専門性の高い同時通訳基礎講座及び翻訳養成講座まで、一般県民に向けて広く諸講座を開設している。同時通訳、翻訳など特別な設備や技術を要する講座はまだしも、通常の英語講座を財団で実施する意義は乏しく、民間に委ねるべきである。	267	有	平成25年を期限とした公益財団認定に伴い語学講座の縮小を検討している。			事実認定がちがっている 従って指摘が誤りである、との回答がなされた。  本来、監査報告書作成の最終段階で担当課と確認をするはずなので、このような事実認定の違いは未然に防止しうる。しかし、それでも場合によってはチェックミス等で発生がないわけではない。本件が、そのようなレア・ケースだとして、事実誤認の指摘がされた場合、当該担当課は、どのように対応すべきかの論点が生じる。 (本ケースでは、事実誤認措置なし 公表もしていない。) 担当課は、包括外部監査人と連絡を取り、監査による
117	沖縄県社会教育活動費補助金	(1) 補助金のあり方について	社会教育法に基づき交付されている。事業は複数あり、少額補助である。平成19年度は補助対象団体は9団体で補助総額は200万2,000円。交付先の選定は、陳情等で要請があれば、事業内容が趣旨に合致するかどうかの検討を行い、教育庁内で一応供覧という手続を経て、財政課に対して予算要求。最終的には社会教育法に基づく社会教育委員会の審議を経て決定している。審議内容を検討したが、実質的には県の方針を追認している(せざるを得ない)状況である。平成19年度に奨励的補助の被交付団体は、過去から10年超継続している。補助額は定額であり、補助金算定額に確たる根拠はない。各事業費に対する割合が交付団体によってまちまちで、団体の公平性に欠ける。交付先の一つである沖縄県PTA連合会の決算書を閲覧したところ約500万円の繰越金がある(H20年度末)。自主財源があり、特段補助しなくても事業実施が可能であると思われる団体にこのような少額な補助金を交付し続ける理由が明確でない。また、補助交付団体の中には、副知事が代表で、事務局長が県の担当課長である団体がある。副知事代表に補助金交付することは、補助金の監査を行う側と、受ける側が同一となり望ましくない。また、事務局が県庁内にあることは、執行上の管理体制面においても適切ではない。交付先の実績報告をチェックしたが、県は証憑類との照合まで行っていない。	273-275	有	副知事が代表となっている団体は平成21年度で解散し、補助金も廃止した。 また、その他の自主財源が比較的潤沢である団体への補助については、財政状況や団体の活動状況等を総合的に判断し、社会教育委員の会議における意見も踏まえながら今後の補助のあり方について検討していく。  なお、平成21年度における実績報告については、交付先団体の補助事業に係る関係証憑類との照合を行った。 また、沖縄県PTA連合会の繰越金は、翌年度に会員からの会費を徴収するまでの間の運転資金として充てており、補助事業を運営するための経費ではない。	無		この訂正過程において、別の論点が開連してくる。包括外部監査人は単年度契約が原則なので、次年度において事実誤認を説明しようとしても、連続して包括外部監査契約がされない限り、当人は契約終了により包括外部監査人ではない。そこで、事実誤認もそうだが、措置状況を誰がチェックするのか、地方自治法の条文からは、手続上の空白部分が生じている。 別章でも論じているが、東京都方式を参考にした、フォローアップに絞り込んだ別の監査委任契約を結び、この手続と報告書のなかで上記のような問題点を前向きに解消しようと考える。是非沖縄県として検討してほしい、と考える。



平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
118	沖縄県社会教育活動費補助金	(2) 補助金の効果について	担当課としては、当該補助金の効果に関して、政策目標値は一応あるが、どの補助金がどのような効果があるのか、結びつけて考えることは難しいとのことであった。このような事業は、本来が主導するのではなく、民間が自主的に行うものである。事業の立ち上げ段階では、官がサポートする必要性は認めるが、一定年数たてば自主的な運営に委ね、県は補助金を廃止すべきである。	276 - 277	無			社会教育法に基づく支援であることから、制度の趣旨などを勘案し、今後の補助金のあり方について検討していくこととしている。現段階では、廃止は困難と考える。	指摘事項に正面から答えしていない。 寮生活の経費の件を除き、現状の説明をしているのみ。措置はなされていない。措置がされていないことに関して公表なし。  経済学的には、県外大学等の学生の経済負担の軽減のみならず、奨学金か何らかのパーチャー制度にする方が仕組みとしてすぐれている。 寮生活を通じての社会育成は、理解しにくい(寮生活をしないと社会人として有為な人材を育てられないとは、いえない。)  旧来の制度の存続を図るための組織防衛・事業延命のための「為にする理由」づけではないのか。制度の存在意義を問う指摘に対する沖縄県の担当部課による典型的な反応のひとつのパターンである。 独立第三者委員会による事業評価と制度の存否についての検討が必要である、と考える。
119	沖縄県中学校文化連盟補助金 対沖縄県中学校文化連盟	(1) 補助金のあり方について	中学校総合文化祭に要する経費補助である。事務局2名の教諭が現場を離れて専任となっている(休職派遣)。事務員2名はそれぞれ理事長と副理事長職。実績報告について、収支内訳と証拠書類との照合を行っていない。また、事業効果算定指標も特にない。	277 - 278	有	平成21年度末、中文連理事長に来てもらい、文化課にて平成21年度分の補助事業費に係る書類の審査を行った。 本年8月に県の担当が事務局に出向いて、平成21年度分の収支内訳と証拠書類との照合を行った。平成22年度の現況も確認した。 書類は大会運営費のファイルにまとめられており、領収証の明細等から補助対象経費であることも確認した。  平成21年度、事務局と成果指標について話し合いを持った。これまでの実績から18の専門部が毎年、全国と九州大会で上位入賞する件数36を成果指標と定めた。 21年度は上位入賞件数が50に上ったため、再度、事務局と話し合いを持ち、22年度は目標値を専門部数(現在は21)の2.	有	備考： 【公表有りにについて】 21年度県事業棚卸し(10月実施)の際、成果指標等、記載された資料を一般の傍聴人に配布した。	説明が不十分。指摘・意見に対して、正面から対応していない。公表なし。 指摘は、語学センターの存在意義((財)沖縄県国際交流・人材育成財団の存否)である。 No115でも述べたように、このようなき担当部課は指摘に正面から答えず、論旨をずらして、“回答”し、措置あり、としている。しかしなぜか公表はない。制度の存在意義を問う指摘に対する沖縄県の担当部課による典型的な反応の別パターンである。 独立第三者委員会による事業評価と制度の存否についての検討が必要である、と考える。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
120	(財)沖縄県産業振興公社 【産業政策課】	(1) 県からの財政援助額について	公益法人。事業は、県補助事業、受託事業等(設備・貸与・融資事業/中小企業支援センター事業/産学官共同研究推進事業/インキュベーター支援対策事業/ベンチャービジネスサポート事業/対外経済交流事業)多岐にわたる。 <財団の財務構造>(平成20年3月末) 主な資産(現預金9億円、割賦設備等資産18億円、投資有価証券・出資金11億円)に対応する財源は、ほとんど県等からの借入(県借入金27億円、その他長期借入金9億円)によるものであり、財団の正味財産は1億円程度である。 <財団の収益構造>(平成20年3月末) 事業実施に直接要する費用(事業費18億円)と間接費用たる管理費(6,000万円)は、補助金(7億8,000万円)と委託金(約4億7,000万円)で賄えないため、主に自主事業ともいえる設備・機械類等貸与事業による事業収益(6億7,000万円)でカバーする構造である。県と公社の置かれた厳しい財政状況のもとで、いかに効率的・効果的に事業を実施していくかが最大の課題。	279 - 294	有	厳しい財政状況を踏まえ、地域の商工会議所との連携や離島での事業展開により事業間連携の強化、支援体制の強化を図っている。また事業成果の検証を進め効率的・効果的な事業実施に努めている。情報公開については公社ホームページで決算・予算や事業計画などを常時公開している。 参考： <a href="http://www.okinawa-ric.jp/">http://www.okinawa-ric.jp/</a>	有		社会教育活動費補助金の制度自体については、「検討していく」としている。が、独立第三者委員会による根本的見直しではなく、いわば内輪である「社会教育委員の会議における意見も踏まえながら」にすぎない。 根本的な検討は全く考慮されていない。措置は実質的になされていない、と評価する。 (なお、措置は有との回答があるが、なぜか公表はない。)  証憑類の照合を行った点については、措置はなされた、と評価する。  自主財源があり、事業実施が可能な団体への少額補助の必要性を問う指摘に関しては、総合的な判断云々の回答をしている。中止したくないので、「為にする理由」づけを行っている。指摘に正面から答えていない。
121	(財)沖縄県産業振興公社 【産業政策課】	(2) 公社の事業実施状況について 貸与事業等	公社の実施している事業は、ほとんどが、国、県からの補助事業、委託事業である。 設備貸与事業は、予算に対しての執行率が2%にも満たない。制度的な面も含め、利用を促進する方策を検討する必要がある。	294 - 295	有	設備貸与事業は、機械類貸与事業と一体として実施しており、平成19年度の執行率は、両制度あわせて95%である。 金額の上限など利便性については、全国貸与機関を通じて制度改善を要求しているところである。利用促進については、公社ホームページでの周知や商工関係機関等への広報強化を図るとともに自由貿易地域入居企業などを対象に説明会などを開催している。	有		沖縄県PTA連合会の繰入金については、担当課の回答は理解不能である。(資金を使用別に区別したがる公会計特有の思考かもしれないが、いったん団体に入った資金は何に使おうと自由であり、単なる資金繰りの問題となる。) 補助の必要性については、団体の資金繰りごとに検討すればよいだけの話である。
		(2) 公社の事業実施状況について 中小企業新事業総合支援事業	事業のメニューはたくさんあるが、ほとんど実績のない事業あり。また、事業が有機的に連携しておらず、事業の効果も明確とは言えない。 同様の事業が、沖縄県観光工部の補助事業(小規模事業経営支援事業費補助金)として実施されており、それとの関連性も明確ではない。事業内容が重複している部分がないかどうか点検し、できるだけ効果的な実施方法を検討すべし。	295 - 296	有	県では各地商工会など通じて金融、税務、経理、労働等の基本的な相談・指導を行ない、公社は企業個別の経営課題の解決や専門的なアドバイスなど、より高度な支援を実施し、企業のニーズに適応した形で支援内容を区分している。	無		包括外部監査人は、当該補助金の必要性=存在意義について問うている。 これに対して、担当課は、「検討していく」としつつ「為にする理由」で制度延命策を説明している。独立第三者委員会による事業評価が必要である。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
122	(財)沖縄県産業振興公社 【産業政策課】	(2) 公社の事業実施状況について バイオベンチャー企業研究開発支援事業	この事業については、初期の目的どおりの効果が上がっているとは言い難い。事業成果についてのフォローも必要である。補助金交付先企業の選定委員会の構成を見ると、財務関係に精通しているものが少ない状況にある。選定委員の構成を再検討する必要がある。	296	有	事業成果のフォローについては、OKINAWA型産業テイクオフ事業(平成20・21年度)により行っている。  また、選定委員の再検討に関しては、平成20年度で事業が終了しているため行っていないが、以後の事業における選定委員会委員の選定の際の構成については専門性等を細かく検討のうえ選定している。	無		指摘に対して、具体的かつ迅速に対応している。説明は明解で、改善策についても詳細に記述しており、わかりやすい。措置はなされた、と評価した。  なお、公表に関しては、一般への資料配布としている。このような手法もありうとは思いますが、重ねて通例の手続に従い、公報による公表をすべきと考える。広く一般県民への周知を図る情報公開の趣旨からは、公報による公表が優れていると思われるからである。
123	(財)沖縄県産業振興公社 【産業政策課】	(2) 公社の事業実施状況について OKINAWA型産業応援ファンド事業(新規)	中小企業基盤整備機構 県が40億円借入(無利子) 県の4億円と合わせ、44億円を 公社に貸付(無利子)。民間からの借入6億円と合わせて、公社は総額50億円の基金を造成。基金の運用果実で助成していく仕組みである。総額50億円を預け入れしている金融機関は1社のみ。ペイオフ等もあり、保全面で検討を要する。	296	有	ペイオフ等の非常時への対応については、元金の保全が図られるよう期間内での預金の解約が可能な契約となっていることから、金融機関の財務状況等を注視しつつ、その保全に努めている。	無		措置済と評価した。公表なし。公表すべきである。  回答の内容がわかりにくい。公表の際には、条件等実態に即した具体的な開示をすべきである。
124	(財)沖縄県産業振興公社 【産業政策課】	(3) 創造的中小企業創出支援事業について	会計処理の誤り、有価証券の評価減の未検討、簿外債務の存在、引当金の取崩し未検討等、実態に即した財務諸表になっていない点が多々あった。特に求償権に関する誤りが目立つ。残高の誤りに今まで誰も気づかず数年にわたり放置されていた。内部チェック体制に問題があったと言わざるを得ない。なお、詳細は以下の通りである。 公社の投資先企業が社債の償還ができなかった場合の損失負担割合は、ベンチャーキャピタル30%、公社35%、保険公庫35%。ところが、公社は保険金額をすべて収入として処理し、貸借対照表には仮受金等を一切計上していない。そして、求償権については損失負担額の35%ではなく、代位弁済額の70%を基準に貸借対照表に計上している。 財団所定の会計処理マニュアルに沿った処理とこのことだが、再検討を要する。 求償権行使時の仕訳失念により、残高がマイナスのままのケースあり。 未収金については不良債権化しており、貸倒引当金を計上し、長期(延滞)未収金として固定資産へ振替えるべきである。 債務保証契約の存在を明確にするため、備忘仕訳を起こすことが望ましい。 投資有価証券(株式)の投資先企業の中には、財務内容が悪化しているものがある(「継続企業の前提の注記」がつくケースあり。)。株式の評価減等の検討を要する。 保証引当金を固定負債に計上している。しかし、普通預金と特定預金が明確に区分されないのに、区分されていない。また、債務保証事業に係る代位弁済や間接投資する預託金の回収不能が生じ、資金不足となったときは、特定預金を取崩して支払っている。このとき、見合いの債務保証引当金も同時に取り崩す必要がある。しかし、現在まで取崩しの処理は一切行っていない。早急な検証が必要である。	296-306	有	H20の決算において指摘について修正処理を行った。監査人(野原監査人)に確認を依頼し、了解済み。決算書は公社HPで公開(H20年度分はH22.5月まで掲載)	有		措置はなされた、と評価する。 公表は実質的にはなされているとも考えられる。しかし、通例に従い、公報で開示することが望ましい。そうでない、問題点の指摘があり、改善がなされたことがわからない。いわば組織内で内々に処理された、と同様とも見られるからである。 なお、会計監査は、公認会計士・監査法人しか実施できない。税理士は税務とそれに関連する決算処理を行う。修正事項の会計処理は税理士で出来るが、会計監査上の問題点については、公認会計士にしか修正済の確認ができな り。 どうも、沖縄県とその外郭団体は、会計監査と税務処理、また包括外部監査と監査委員監査の区別ができないように思われる。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
125	(財)沖縄県産業振興公社【産業政策課】	(4) 海外事務所活動支援事業について	本件は、当初の補助事業を、管理運営については補助事業のまま残し、活動支援については委託事業としたもの。しかし、このように事業を分ける意味が不明。実際に必要な受託金なのかの吟味が不十分。なお、(財)沖縄観光コンベンションビューローとも協力あり。しかし、本件事業と厳密な活動区分をすべきである。	306～307	有	本県のリーディング産業である観光産業についても海外事務所が積極的に担うべき分野であり、沖縄観光コンベンションビューローが事務所を持たない地域については連携して事業を推進している。事務所が並立する台北については活動区分を明確にすべく平成22年5月に県(産業政策課・観光企画課)、コンベンションビューローと会議を持ち、同年6月に「財団法人沖縄県産業振興公社と財団法人沖縄観光コンベンションビューローとの業務連携にかかる協定」を締結した。	無		措置はなされた、と評価する。 公表なし。公表すべきである。
126	(財)沖縄県産業振興公社【産業政策課】	(5) 事業効果について	会社は、今まで、産業振興に係るさまざまな事業を展開してきているが、どれだけの効果があったのか十分検証しているとは言い難い。県の外郭団体の多くは、事業実績という、貸付件数/貸付総額/専門家派遣回数/相談件数など、およそ事業効果(政策評価)というものには程遠い指標で事業実績があったという説明をしている。しかし事業にはその目的があるわけであるから、事業実施の効果はその目的に沿って設定し、実績との比較を行っていくべきである。現状をみていると、とりあえずやらないよりやったほうがましである。産業振興は県の最大の目標だから、事務事業には事欠かないし、県の支援も受けられるだろうという甘えの構造が見える。明確な事業効果目標の設定と実績値との照合を行い、一定期間経過後の事業効果がない場合は、事業廃止するなどの措置が必要である。	307	有	事業効果の検証については対象企業にアンケートを行うなど過去3から5年の推移を報告書にまとめ、年に1回理事会・評議員会に報告している。	無		措置はなされていない、とも評価する。 公表なし。  財務法人としての存在意義を問われているのに、「報告している」というのが、当局の回答である。組織防衛の「ためにする理由づけ」としか評価できない。  独立第三者委員会による財団の基本的見直しが必要とされている、と考える。
127	(財)沖縄県産業振興公社【産業政策課】	(6) 過去における県の指導監督状況はどうであったか。	会社は、過去30年にわたり、人件費等管理部門の経費のほぼ全額を貸与事業の収益で賄ってきた。そのため、本来引当処理すべき貸与事業に係る不良債権処理を行わずに、先送りしてきた。このような不適切な処理や、会社の財務状況が問題になったことから、平成16年3月に抜本的な財政再建計画を策定し、実効してきた。以上の経緯を検討する過程で次のような問題点があることがわかった。	307～308					【この項目につき、全く回答がない】
		県の指導監督実態はどうであったか	沖縄県の所管課は、平成15年度の県監査委員監査(財政的援助団体等監査)による指導事項を踏まえて、財政再建5ヵ年計画を策定し、公社とともに財政再建計画に取り組んできたとする。しかし、本来、沖縄県監査委員監査の指摘を待たず、所管課として公社の実態把握を随時行い、このような状況に至る前に改善措置を講ずるべきであった。 過去の理事会議事録を閲覧したが、理事会ではこの間の経緯の記載がなく、議論・検討されていないと判断せざるを得なかった。当時県から派遣された役員がいたわけだから、当然公社の財務状況等の実態把握に努めるべきであるが、それがなされていなかった。県が公社の運営にかかわるのは、公社自身の適正管理を求める趣旨もある。しかし、過去においては、そのような役割を担っていたとは到底考えられず、指導監督する立場としては極めて不十分であった。その結果、抜本的な経営改善策の策定が遅れたため、沖縄県自体が人件費等の財政的支援を行わざるを得ない状況に至っている。 (一方、公社自身も自らの経営合理化を先延ばししてきた責任も大きい、のは当然のことである。)		有	具体的な経営改善策として、平成20年度に中期経営計画を策定して公社職員の意識改革や能力向上に努め、抜本的な経営の改善に努めている。	有		措置はなされていない、と評価する。 公表もされていない、と評価する。  過去の取組の問題点に対して、反省の姿勢が感じられない。誠意も感じられない。問題点の指摘に対して、一般答弁ですませようとする役人の習性を見る思いがする(沖縄県議会でも、この調子で対応しようとする行政担当課の姿勢が見られるのなら、さらに問題。)



平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
128	(財)沖縄県産業振興公社 【産業政策課】	(6) 過去における県の指導監督状況はどうであったか。 県と外郭団体との関係について	包括外部監査人は、今までの監査の中で、県と県外郭団体とのあまりの緊張感のなさを実感してきた。そして、その最大の原因は、県が公社等外郭団体をどのように位置づけているか明確でないことに起因していると考えている。すなわち、あくまで県行政の補完的位置づけなのか、県の出資等はあるが、あくまで自律的な団体として位置づけていくのか、そこが極めてあいまいなままなのである。 県が過去に定めた「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」（平成13年3月26日）では、「第3 管理運営の指導監督に係る留意事項」に、「(1) 公社等外郭団体の指導監督に当たっては、公社等外郭団体の管理運営が独立した事業主体として自らの判断と責任で事業が遂行できるよう経営者の職務権限や責任を明確にするとともに、理事が監事等役員の機能が発揮されるよう指導すること。」とあり、同じく「第4 財政支援等の基本的考え方」においても、「(2) 公社等外郭団体に対する財政支援に当たっては、公社等外郭団体が独立法人として、自主性や主体性を発揮し、機動的かつ弾力的な事業展開を通じて県との適切なパートナーシップの構築が図られるよう行うものとする。」とされている。 しかし、現実には多くの外郭団体をみると、県は財政支援もするが、人も派遣し、口も出す、という状況になっており、団体が主体的に運営できる体制ではない。 その結果、団体側では、困ったときにはいつでも県が助けてくれるという甘えの構造が出来上がり、県は、都合のいい場合だけ仕事とともに人も派遣していくという、ある種の下請け子会社的な域を出ない構造になっている。このような状況では、外郭団体も県も経営責任が極めてあいまいになり、今回のケースのように、損失の先送りは何年も継続し、抜本的な改善がおくれるという事態に陥ることになる。 したがって、今後は、公社等外郭団体の運営は県の基本方針にしたがい、自主的な運営を基本とし、財政支援は真に必要な場合に限るとともに、外郭団体側もできるだけ効率的で効果的な事業実施に努める必要がある。そのためには、事業効果等の実績について積極的に情報公開し、外郭団体がなぜその事業を実施していく必要があるのかを十分に説明する必要がある。	308 - 309	有	産業振興公社在り方については、将来的に自立化し、主体的な事業展開を目指すものであるが、県内企業の99.9%を占める中小企業の振興や、ベンチャー企業の支援も未だ必要性が高い為、県行政補完的な役割は今後も必要である。これまで事務レベルで、公社の在り方について議論をしてきている。 本年度から、広く外部からも意見を聴取しながら、公社の今後のあり方の検討を開始しているところであり、将来に向けた適切なパートナーシップを構築していく。また事業効果等の実績についても可能な限り情報公開していく。	無	措置を講じていない理由	措置はとられていない、と評価する。 公表もなし。  独立第三者委員会に強力な権限を付与し、短年度ではなく少なくとも中期間にわたって、全外郭団体に関する経営改善と組織の見直しを行うべきである。  回答は、役人の主導のもと、「外部からも意見を聴取」して、アリバイ作りの組織防衛を行う意向がはっきりと示されている。
129	(財)沖縄県産業振興公社	(7) 沖縄県産業振興公社運営基盤強化貸付金について	公社は、平成6年度～平成15年度の9年間、3億円の借入と返済を毎年繰り返していた（なお、この借入は無利息である。）。つまり、実態は長期資金の借入。3億円もの借入と返済を年度内で繰り返すのは、結局のところその部分の資金が不足しているからに他ならない。 累積赤字の推移と借入金の状況がほぼ一致しており、県からの借入が実質的に公社の損失の穴埋めに充てられていたのは疑いの余地がない（公社からの回答ぶりは、いかにもまったく問題がないような回答であり、極めて不誠実で不適切である。） 当時の理事や県の担当者がどのように関わってきたのか今となっては明らかではないが、公社の実態や責任の所在が曖昧のまま処理がなされていると言わざるを得ない。 このように、県と公社の責任の所在を明確にしないまま、多額の税金を使って損失処理することには問題がある（このような状況では、他の外郭団体でも同様に処理されているケースがあるのではないかと疑わざるを得ず、極めて不透明で不適切である。）。 このようないわゆる「ころがし貸付」は、不適切な処理であり、改めるべきである（公社としては、長期借入金として処理すると実質債務超過状態になることから、このような処理を繰り返していたのであろう。）。	309 - 311	無		無	累積赤字の主要因は、機械類貸与事業等の貸与事業部門における貸倒引当金（不良債権と相殺するための現金保留分）の計上額増加によるもの。現金の流出が伴うものではない。公社の毎年度3月末の預金残高（県の貸付金返済後の残高）は、6億円から8億円程度となっており、資金不足ではなかった。従って、県の貸付金が累積赤字額の穴埋めに流用しているという事実はない。平成19年度決算で累積赤字を解消している。  正味財産期末残高推移 H19 149,488千円 H20 190,299 " H21 164,692 "	措置はなされていない、と評価する。 公表なし。  不適切な処理が長期間継続し、それが事実上容認されてきた。この事態に対する沖縄県の（特に「長」と議会）組織のあり方を問い、責任を明らかにする姿勢は全く認められない。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
130	(財)沖縄県産業振興公社【産業政策課】	(8) 会社の組織体制について 会社の役員配置については、派遣職員を含め、県の方針通り進めるべきである。	公社等の指導監督要綱(平成16年11月19日制定、平成18年12月1日一部改正)には、「7 公社等への県職員の派遣 県職員の公社等への派遣は、派遣条例に基づき行うものであるが、当該派遣職員が公社等の役員に就任することは、公社等の経営に密接に関わることとなるから、公社等の役員就任が見込まれる者を派遣する場合は、原則として当該公社等に他の常勤役員が不在で、当該派遣がなければ、県の施策の推進に支障が生じるおそれがある法人である場合に限り行うものとする。」と定めている。しかし、実際には、他の外郭団体でも公社同様、県側から、専務理事と事務局長の2名体制で派遣しているケースが多く、実態とこの指導監督要綱は大きくかい離している。要綱どおりの取扱いを進めるべきである。	311-313	有	平成22年度から事務局長を公社プロパー職員とし、要綱に即した体制となっている。	無		措置は講じられた、と評価する。 公表なし。  公表すべきである。その際、指摘事項を正確に記述すべきである。天下り体制を温存させ、過去の責任を隠すような公表はすべきでない。
131	(財)沖縄県産業振興公社【産業政策課】	(8) 会社の組織体制について 理事長の兼務状況は改める必要がある。	公社理事長(非常勤)は、もともと県内民間企業の経営者であったことから、その民間人としての経営手腕を期待されて就任しているものと思われる。しかし、理事長は多数の団体の役員を兼務し、県外郭団体についても公社も含めると3団体のトップを兼ねている( (財)雇用開発推進機構理事長 / (財)国立劇場おきなわ運営財団会長 / 本件(財)沖縄県産業振興公社理事長)。いくら経営的ノウハウがあり、非常勤とはいえ、沖縄県経営者協会の会長職に加え、これだけの団体役員を兼務しながら、その手腕が充分に発揮されるかどうかは疑問である。社会経済状況が混迷を深める中、公社をはじめ多くの県外郭団体が、将来に向けて重要なかじ取りをもとめられる状況下では、このような兼務のあり方は見直すべきである。沖縄県は、役員の兼務のあり方について取扱いを定める必要がある(今後は、単なる充て職と思われるような方法ではなく、実質的な経営トップとして機能する体制を構築する必要がある。 )。	313-314	無		有	公社理事長職は公社等の自立化を促進するため、平成19年度より民間からの登用に変更した。公社の財政的な問題もあり、理事長は非常勤としている。理事長へは毎月の定例会議にて事業実施状況を報告するとともに、公社の経営に関する課題等については、その都度、判断を仰ぎ適切な指示をいただいております。支障は無いと考えている。	措置はなされていない、と評価する。 公表もなし。  指摘に対して、正面から答えしていない。
132	(財)沖縄県国際交流・人材育成財団	(1) 高校奨学金辞退者について	辞退理由で最も多いのは、保証人が見つからないことによるもの。勉学に励もうとする生徒の教育の機会は当然確保されるべきであり、なんらかの対策が必要である。	329-331	有	現在、県内に奨学金に対する機関保証を請け負う機関がないことは、金融機関等からの情報提供により確認してきたところである。平成22年7月に「国の施策並びに予算に関する要望」として、全国都道府県教育委員長協議会、全国都道府県国際教育長協議会から(財)日本国際教育支援協会が実施している機関保証制度を都道府県の奨学金を利用する高校生等にも利用できるよう要望している。保証人の要件の緩和については、辞退者の増加を踏まえ、検討してきたところであるが、人的保証として保証人の確保は債権保全のうえで必要であると考えている。			措置を講じたとはいえない。 公表なし。  要望している事実のみ。保証人に関する包括外部監査人の指摘に正面から答えられていない。保証人が必要と考えるなら、明確な理由づけをすべきである。



平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 〔所管課〕	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由	
133	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(1) 高校奨学金辞退者について	また、市町村窓口で奨学金と生活保護費のうちの授業料相当分は、二重に受け取れないと言われて辞退しているケースがある。生活保護行政を所管する厚生労働省の取扱指針(Q & A)を見る限り、受けられるものと考えられるが、一部の市町村では上記の取扱いがなされている(縦割り行政の弊害)。県として市町村に適切な指導をする必要がある。	331 - 332	無			厚労省の通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について(H17.3.31)によると、「...当該貸付金は高等学校等の就学にあてられるものとして収入として認定しないとともに、高等学校等就学費の支給を行わないこととして取り扱って差しつかえない」とある。 1月中旬に中部福祉保健所(中頭町村の生活保護申請窓口)及び那覇市、うるま市役所へ聞いたところ、H17に高等学校等就学費が設けられ、生活保護受給者世帯が奨学金を利用する必要がなくなっているとのこと。その上で奨学金を申込み場合は、奨学金相当額を生活保護支給額から引くことになるとのことである。 上記窓口では、法的に疑義がある場合には、その都度県福祉援護課に確認しているとのこと、現行の取扱で問題はないように思われる。	措置は講じられていない。公表なし。  現状を確認しているのみ。そもそも包括外部監査人の指摘に答えていない。理由説明不備。
134	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(2) 奨学金の貸与状況について	財団が実施する奨学金事業のなかには、ほとんど応募実績のないもの、( 海外移住者子弟奨学金 ) や貸与人数が少ない事業、( 在沖縄米軍施設・区域内大学奨学金 - 平成19年度貸与人員2名 ) がある。財源が限られているわけだから、実施事業を見直し、選択と集中を図っていくべきである。	332 - 334	無			当該制度の存続については、平成22年度の「平成22年度海外移住者子弟貸与奨学金」及び「在沖縄米軍施設・区域内大学貸与奨学金」に係る募集について、平成22年7月中旬事務局長他を交えて奨学課課内会議で検討した際、今後も引き続き継続実施していく方向で、事業方針を確認したところである。	措置は実質的になされた、と評価する。公表すべきである。  包括外部監査人の意見と正反対の結論を出したのだから、明確な理由づけ付して、公表すべきである。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
135	(財)沖縄県国際交流・人材育成財団	(3)奨学金の滞納状況について	平成15年度から平成19年度の年間返還額等の推移をみると、滞納額は増加しているが、返還額は逆に減少しており、奨学金財政に大きな影響を与えかねない問題となってきた。今後ますます滞納者が増えると予想される状況下にあつては、コスト面も当然考慮すべきで、回収業務に貸付業務以上の労力を要している面もある。回収業務をサービサーに委ねることも検討しても良いと思われる。	334 - 335	無			回収に係る外部委託(サービサー(債権回収会社))の導入は、平成20年度に債権管理回収業に関する特別措置法施行令の一部改正が行われ、高等学校等奨学金についても、財団においても活用が可能になったばかりであり、平成22年9月時点において全国6県、九州1県が導入しているのみである。まだ導入事例が少なく、導入による利点、弊害も十分に明らかになっていないことから、他県の動向も踏まえ、今後3年間をめぐりに導入の可否について総合的に検討中である。	未措置の状況である。導入検討期間が必要であるならば、その間、財団として積極的な回収活動が求められる。
136	(財)沖縄県国際交流・人材育成財団	(4) 国外留学生派遣事業について	助成を受けている者の中には県立病院医師や県庁職員も含まれていた。限られた予算のなかで公的助成をするわけであるから、財政的な余裕があると思われる者に対してまで助成する必要はない(何らかの基準を設けるべきである。)。また、留学生派遣事業の効果については、帰国後、目的どりの成果が出ているのかなどのフォローアップが不十分。	335 - 336	有	留学生助成事業の目的は、21世紀の県の振興を担う人材の育成を図ることであり、各分野の留学生を派遣している。留学生の財政的支援を目的としていないことから、家計等の基準設定はしていない。 また、帰国後「留学研究報告書」を提出させ、冊子にまとめ県内企業等へ配布し、フォローアップに努めている。 当事業で派遣された知的人材の情報の活用方法として、人材ネットワークの構築をめざしていきたい。		措置はなされた(現状維持)と評価する。公表すべきである。  ただし、包括外部監査人の意見と正反対の結論を出したのだから、明確な理由づけ付して、公表すべきである。	
137	(財)沖縄県国際交流・人材育成財団	(5) 高校留学生派遣事業について	事業費の内容を検討したところ、財団法人ワイ・エフ・ユー日本国際交流財団(外務省、文部科学省共管の公益法人で、理事長は元外務省大使)に対する1,260万円の委託料が含まれていた。使途について財団に質問したところ明確な回答は得られなかった。また同財団から実績報告も入手していなかった。毎年随時契約で、契約金額の中味も検討しないで支出することは極めて問題である。この事業は国の補助も受けている関係上、国所管公益法人に対して便宜を図っていると疑われても仕方がない。他に適当な団体がないのかも調査し、理由を明確にした上で委託すべきである。	336 - 337	無			他の団体との比較(派遣費、選考料、団体の実績等)を行い、再検討している。結果、団体の規模、費用等からして、ワイ・エフ・ユー日本国際交流財団が適当である。	措置はなされた、評価する。明確な理由を付して、公表すべきである。
138	(財)沖縄県国際交流・人材育成財団	(6) 県退職者の理事長就任について	従来から、財団の理事長は県教育庁出身者が充てられており、多くは、教育庁の職にあった者が、県を退職後同財団へ再就職している。このように半ば当然のこととして、教育委員会出身者が一律にトップに就くのは適切とは思われない。一般県民にとっても公平性を欠く。県退職者の役員就任に関して、「沖縄県教育委員会が主体となって設置する公社等の指導監督要領」(平成17年3月25日制定、平成20年2月19日改正)では、県外団体の常勤役員には、県退職者が就任することが当然のごとく取り扱われており、問題である。	337 - 338	無			財団の理事には、本県の教育、文化、産業の発展に資するための国際性豊かな有為な人材の育成並びに国際交流・協力拠点の形成という財団設立の趣旨に精通している人物が財団により選任され、理事長は理事会で財団寄附行為に基づき理事から互選されているところである。	措置はなされていない。公表なし。

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合		措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無	措置を講じていない理由		
139	(財)沖縄県国際交流・人材育成財団	(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について 奨学金システムと貸付金(奨学金貸与額)との関連について	奨学金については、独自の奨学金管理システムで個人別貸付額/償還額/未償還額等を管理 ↓ 財務会計上は、今まで貸付に伴う入出金の都度伝票起票 → 仕訳 → 貸借対照表貸付金金額。両者の照合は、今までまったく実施したことがないとのことであった。かなり問題が大きい。また、この奨学金管理システムでは、ある一定時点での貸付金残高合計が把握できない。 そのため、貸借対照表上の貸付金額とも照合できないことになっている。 もし実際の貸付債権額と貸借対照表の貸付金残高に大きな誤差があった場合などは、団体の財務状況に多大な影響を与えることは必至。 早急にシステムを改善するなどして、貸付金残高の実在性を確認する必要がある。	339	有	指摘を受け、平成21年10月にシステムの改善を図り、貸付金残高の照合ができるよう改め、毎年度決算時に会計上とシステム上の金額を照合することとした。 なお、平成21年度決算にて照合の結果、36千円(システム側の増)の差額が生じていることが判明し、現在調査中であるが、今年度中に適切な会計処置を図る予定である。			措置を講じたと言える。公表すべきである。	
140	(財)沖縄県国際交流・人材育成財団	(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について 貸付金(奨学金貸与額)に対する貸倒引当金の設定について	財団の貸借対照表では、貸付金に対する貸倒引当金の計上がなされていない。回収見込みが極めて乏しいと思われるケースなどについては、その実態を把握し、予想される貸倒見込み額を予め会計上引当するのが、健全な会計処理である。	340	有	平成21年度決算で、貸倒引当金を計上し、財団ホームページにて公開している。			措置を講じたと言える。公表については、通例にしたがい、公表では、公表すべきである。	
141	(財)沖縄県国際交流・人材育成財団	(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について 賃借料、光熱水費及び人件費の計上について	語学センター事業において賃借料 全額総務(人材育成事業)で計上 語学センター事業では一切計上なし。 光熱水費 総務(人材育成事業)での計上なし 語学センター事業で全額計上。 そして、賃借料>光熱費のため、差額調整として、人材育成事業計3名の人件費を語学センター事業で計上している(理由は、事務的簡便性からとの説明あり。)。事業実態を適切に反応しておらず、損益計算書(収支計算書)の各事業利益が正しい金額になっていない。	340	有	指摘後、公益認定に向けて、平成22年度予算書より各事業実態を反映した作成をしている。平成22年度決算においても各事業実態を反映した決算処理を行った。			措置を講じたと言える。通例に従った形で公表すべきである。	
142	(財)沖縄県国際交流・人材育成財団	(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について 受託事業における消費税の処理について	消費税の課税対象にならない経費(海外旅費、学費、厚生費、嘱託員賃金、社会保険料)にも、消費税の5%を乗じた金額で、沖縄県に受託料を請求していた(海外留学生受入事業)。沖縄県から過大に受託料を受け取っており、不当である。	340~341	有	指摘後、平成21年度より、消費税の算出についてご指摘のとおり課税対象経費を見直し、正しく算出した消費税額により契約を直した。			措置を講じたと言える。公表なし。これについても公表すべきである、	
143	(財)沖縄県国際交流・人材育成財団	(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について 退職給付引当金の計上不足について	財団は、貸借対照表に、退職給付引当資産に対応する金額のみ(3,595万2,000円)を退職給付引当金として計上している。 これは誤った処理であり、会計上は、引当資産の額に関係なく、その算定時点までに発生した債務(退職給付債務)を認識して、その金額を退職給付引当金として計上する必要がある。これによって平成19年度の退職給付引当金を算定すると、1億2,734万1,000円となり、9,138万9,000円が引当不足となっている。 現時点で約1億円近い不足があるため、財団に、財源の確保をどうするか確認したところ、沖縄県から財源が補てんされる見込みであるとの回答があった。 簡単に団体の財源不足が補てんされるというような措置は認められない。まずは財団の自助努力が必要である。	341~342	有	指摘後、平成21年度決算より、その算定時点までに発生した債務(退職給付債務)の金額を退職給付引当金として計上している。 なお、県は退職給付引当金の予算化を図るべく毎年検討しているが、20年度、21年度は予算化を実現するに至っていない。			措置を講じたと言える。公表なし。 県の対応については財政状態を考慮しながら早急な対応が求められる。	
144	(財)沖縄県国際交流・人材育成財団	(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について 満期保有目的の債権について	満期保有目的の債権は、取得価額と償権金額との差額について、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない(公益法人会計基準(注7))。 しかし、財団の決算書では、差額について何ら会計処理がなされていない。	342	有	指摘後、平成21年度決算より、満期保有目的の債権は、取得価額と償権金額との差額について、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額として会計処理を行っている。			措置を講じたと言える。通例に従った形で公表すべきである。	

平成20年度 措置状況一覧表 (補助金等に関する財務事務の執行について)

番号	監査テーマ		指摘・意見の内容	報告書のページ数	措置の有無	措置を講じた場合		措置を講じていない場合	措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による再評価
	大テーマ 【所管課】	項目				講じた措置の具体的内容	公表の有無		
145		(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について 満期保有目的の債権について	保有債券の中に、パワーデュアル債(外貨建の仕組み債)取得価額3億円があったが、期末日では、含み損が1,623万円発生していた。当初の利回りが良いとはいっても、このような超長期の仕組み債を保有することは好ましくない。	342	有	満期保有を前提として国債よりも有利な利回りで仕組債の運用を行っているところであるが、他財団の運用状況や運用実例を参考に財産運用の取扱いについての検討を行う。			措置を講じたとは評価できない。 公表なし。 厳格な資産運用基準を第三者の意見を経た形で設定すべきである。
146	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について 定期預金及び国債について	定期預金及び国債は金額的に多額であり、決算時に未収利息を計上する必要がある。ところが、財団の決算書では何ら会計処理がなされていない。結果として利益が576万7,000円計上不足となっている。	342	有	指摘後、定期預金及び国債については、平成21年度決算より、未収利息を計上している。			措置を講じたと言える。 公表なし。公表すべきである。
147	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について 内部統制上の問題点について ア 実査	定期預金証書及び出資証券について、担当者のみで実査している。適切ではない。決算日において上長の立会いの下で実査をおこなうべきである。	342	有	指摘後、定期預金証書及び出資証券について、公益法人移行に向けて当財団と契約している公認会計士の指導を仰ぎながら、内部牽制を取り入れた実査方法を検討のうえ、改善を図りたい。			措置がなされたとは、評価できない。 公表なし。方針を決めただけであり、措置を講じたとは評価できない。早急な対応が求められる。
148	(財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について 内部統制上の問題点について イ 決算書の公益法人会計基準への準拠性	決算における会計処理方法と決算書の開示項目が、公益法人会計基準等に照らしてきわめて不十分なものになっている。財団として必要な知識を身につけるよう努力する必要がある。	342	有	指摘後、平成21年度より、各月毎に各経理担当者が財団と委託契約をしている公認会計士から指導を受けている。今後はその指導内容を蓄積して財団としての会計処理のスキルのアップに努める。			措置を講じているが、公表なし。今後はその仕組みを定着させる必要がある。